令和４年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和４年６月７日　火曜日

１．議事日程第１号

令和４年６月７日　午前10時　開議

日程第１　議席の指定

日程第２　会期の決定

日程第３　会議録署名議員の指名

日程第４　経済建設委員会所管事項に係る委員長報告

日程第５　議第38号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））

日程第６　議第39号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第７　議第40号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第８　議第41号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第９　議第42号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第１号）

日程第10　議第43号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第11　議第44号　令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第12　議第45号　人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第13　議第46号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議第47号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第16　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17　報第１号　令和３年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第18　報第２号　令和３年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第19　報第３号　令和３年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第20　報第４号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第21　報第５号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第22　報第６号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

発議第７号　人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

３．出席議員（16名）

１番	松村　太 君
２番	徳川禎郁 君
３番	池田芳隆 君
４番	牛塚孝浩 君
５番	西　洋子 君
６番	宮原将志 君
９番	宮﨑　保 君
10番	平田清吉 君
11番	犬童利夫 君
12番	井上光浩 君
13番	豊永貞夫 君
14番	福屋法晴 君
15番	本村令斗 君
16番	田中　哲 君
17番	大塚則男 君
18番	西　信八郎 君

欠席議員（１名）

８番	高瀬堅一 君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人 君
副市長	迫田浩二 君
教育長	志波典明 君
総務部長	永田勝巳 君
復興政策部政策統括監	小林敏郎 君
復興政策部長	浦本雄介 君
市民部長	丸本　縁 君

健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長（復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和４年６月第３回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、８番、高瀬堅一議員は欠席届が提出されております。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してありますように議長会等の報告は書類報告に代えさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、後ほど御一覧いただきますようお願いいたします。

表彰状の伝達

○議長（西　信八郎君）　ここで、さきの全国市議会議長会第98回定期総会において、井上光浩議員、福屋法晴議員及び私、西信八郎が議員15年表彰を受けましたので、この場をお借りいたしまして、ただいまから表彰状の伝達をいたします。

ただいまの議員は前のほうへお願いいたします。大塚副議長もお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（西　信八郎君）　ただいま表彰を受けられました議員におかれましては、今後もさらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、４月１日付及び５月１日付で人事異動がありました部課長等から、それぞれ挨拶の申出があっておりますので、これを許可します。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。４月１日付で総務部長を拝命いたしまして、現在、行財政改革課長を兼務いたしております永田勝巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）（登壇）　皆様、おはようございます。熊本県より派遣を受けまして、４月１日付で復興政策部長を拝命しました浦本雄介と申します。皆様の御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）（登壇）　おはようございます。復興政策部政策統括監を拝命いたしました小林敏郎です。引き続きよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）（登壇）　おはようございます。健康福祉部長を拝命いたしました渕上麻美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　おはようございます。復興建設部長を拝命いたしま

した瀬上雅暁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）（登壇）　おはようございます。４月１日付で熊本県から出向いたしました、復興建設部長復興担当を拝命いたしました若杉久生でございます。よろしくお願いいたします。

○水道局長（秋永　敦君）（登壇）　おはようございます。水道局長を拝命いたしました秋永敦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（小澤洋之君）（登壇）　おはようございます。教育部長を拝命しました小澤洋之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長（立場康宏君）（登壇）　おはようございます。総務部次長兼財政課長を拝命いたしました立場康宏でございます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（松尾美紀君）（登壇）　おはようございます。健康福祉部次長兼福祉事務所長を拝命いたしました松尾美紀でございます。よろしくお願いいたします。

○経済部次長（前村洋宣君）（登壇）　おはようございます。経済部次長、兼務といたしまして農業振興課長、農業委員会事務局長を命ぜられました前村洋宣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興建設部次長（井福浩二君）（登壇）　おはようございます。復興建設部次長兼都市計画課長を拝命しました井福浩二でございます。よろしくお願いいたします。

○復興建設部次長（土肥將資君）（登壇）　おはようございます。復興建設部次長兼住宅政策課長兼災害公営住宅建設室長を拝命いたしました土肥將資でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道局次長（山本繁美君）（登壇）　皆さん、おはようございます。水道局次長、兼ねて上水道課長を命ぜられました山本繁美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（羽田野将央君）（登壇）　教育部次長兼社会教育課長を拝命いたしました羽田野将央と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会指導主事（松本幸保君）（登壇）　おはようございます。教育委員会指導主事、兼ねて教育部教育審議員を拝命いたしました松本幸保でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○総務課長（森下弘章君）（登壇）　おはようございます。総務課長兼選挙管理委員会事務局長を拝命しました森下弘章です。どうぞよろしくお願いいたします。

○防災課長（鳥越輝喜君）（登壇）　おはようございます。総務部防災課長を拝命しました鳥越輝喜です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務審議員（植木安博君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。総務部総務審議員、兼ねて新型コロナウイルス感染症対策室長を拝命いたしました植木安博でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興支援課長（竹内常泰君）（登壇）　おはようございます。復興政策部復興支援課長兼肥薩線世界遺産推進室長兼人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868館長を拝命いたしました竹内常泰です。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書課長（上村英明君）（登壇）　おはようございます。復興政策部秘書課長を拝命いたしました上村英明と申します。よろしくお願い申し上げます。

○情報政策課長（田中裕一君）（登壇）　おはようございます。情報政策課長を拝命いたしました田中裕一でございます。よろしくお願いします。

○市民課長（松岡伸一君）（登壇）　おはようございます。市民部市民課長を任命されました松岡伸一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（濱田修一君）（登壇）　おはようございます。市民部環境課長を拝命いたしました濱田修一です。よろしくお願いします。

○地域コミュニティ課長（隅田節子君）（登壇）　おはようございます。市民部地域コミュニティ課長兼男女共同参画推進室長兼消費生活センター所長を拝命いたしました隅田節子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○被災者支援対策課長（立山健介君）（登壇）　おはようございます。健康福祉部被災者支援対策課長を拝命いたしました立山健介でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長（和泉光代君）（登壇）　おはようございます。健康福祉部高齢者支援課長を拝命いたしました和泉光代でございます。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（牛島重勝君）（登壇）　おはようございます。経済部商工観光課長兼まち・ひと・しごと総合交流館館長を拝命いたしました牛島重勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○市街地復興課長（井上敬明君）（登壇）　おはようございます。復興建設部市街地復興課長を命ぜられました井上敬明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市街地復興課技術専門官（石村祐貴君）（登壇）　おはようございます。復興建設部市街地復興課技術専門官を拝命しました石村祐貴と申します。よろしくお願いします。

○道路河川課長（万江尚幸君）（登壇）　おはようございます。復興建設部道路河川課長を拝命しました万江尚幸と申します。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（今田恵之君）（登壇）　おはようございます。監査委員事務局長兼監査係長を拝命いたしました今田恵之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（池下哲也君）（登壇）　おはようございます。教育部学校教育課長を拝命いたしました池下哲也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化課長（金子尚央君）（登壇）　おはようございます。教育部文化課長兼カルチャーパレス館長兼人吉城歴史館長兼図書館長を拝命いたしました金子尚央でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第１　議席の指定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、議席の指定をいたします。

このたび新市庁舎が完成し、議場を新市庁舎に移転したことに伴い、議席の指定をいたします。

議員の指名と議席番号を申し上げます。

１番、松村太議員。２番、徳川禎郁議員。３番、池田芳隆議員。４番、牛塚孝浩議員。５番、西洋子議員。６番、宮原将志議員。８番、高瀬堅一議員。９番、宮﨑保議員。10番、平田清吉議員。11番、犬童利夫議員。12番、井上光浩議員。13番、豊永貞夫議員。14番、福屋法晴議員。15番、本村令斗議員。16番、田中哲議員。17番、大塚則男議員。18番、西信八郎議員。

以上のとおり、議席を指定いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る５月31日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。

令和４年６月第３回人吉市議会定例会に当たりまして、去る５月31日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日６月７日開会、明日８日午前、復興のまちづくりに関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、９日から13日まで休会、14日、15日一般質問、16日一般質問及び委員会付託、17日予算委員会、18日、19日休会、20日、21日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、23日から27日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は６月10日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

また、議第42号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第１号）につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に14番、福屋法晴議員、15番、本村令斗議員を指名いたします。

日程第４　建設経済委員会所管事項に係る委員長報告

○議長（西　信八郎君）　日程第４、建設経済委員会所管事項に係る委員長報告について、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　経済建設委員会におきまして審査を行いました件につきまして御報告いたします。

審査項目は、令和４年度人吉市一般会計予算に係る人吉しごとサポートセンター業務委託料についてでございます。

本件につきましては、令和４年３月第２回定例会におきまして令和４年度人吉市一般会計予算を審査し、委員会において可決いたしました。その後、閉会日に、執行部からしごとサポートセンター長の状況に変化があったとの報告があったため、急遽委員会を開催し、附帯決議を付すこととし、委員長報告に併せて、その旨、報告を行ったものでございます。

附帯決議の内容は、人吉しごとサポートセンター業務委託料2,231万2,000円について、現在、センター長が不在であることから、センター長に係る経費は執行しないこと。また、起業創業・中小企業支援の在り方について精査し、今後の方針について決定次第、速やかに市議会に報告を行うことというものでございました。

令和４年４月27日午前10時から経済建設委員会を開催し、人吉しごとサポートセンターの今後の方針案について説明を受けました。今後の方針は、新たにセンター長を公募するのではなく、代替の方法として、当該業務の委託先である人吉商工会議所が、熊本県よろず支援拠点に所属するコーディネーターと個別契約を行う。複数のコーディネーターが週３日程度出勤し、相談業務に当たることなどでございます。なお、報酬は、給与ではなく、１日当た

り約４万円に出勤日数を掛けて算出した謝金とする。統括は商工会議所が行い、相談現場においては人吉しごとサポートセンター事務局長が調整に当たるとのことでございました。

執行部から、本事業については、相談を希望される方が多数待っておられる状況であり、速やかに始めたい。ついては、当初予算で計上している人吉しごとサポートセンター業務委託料の予算執行をしたいとの要請があったところでございます。

委員会の審査においては、委員から、人吉しごとサポートセンター業務委託予算の減額となる部分の取扱いはとの質疑に対し、減額となる部分については、６月に減額補正する予定である。よろずコーディネーターの相談業務における市の関与はとの質疑には、よろずコーディネーターの相談業務は、人吉商工会議所に人吉しごとサポートセンター業務の一環として委託するものなので、市は執行状況を監督する立場となるとの答弁でございました。

センター長公募は実施しないとは、今年度は実施しないということかとの質疑には、センター長の公募はしないとは暫定的に今年度だけはしないということではなく、エフビズモデルのように全国的にセンター長公募を掛けて選考していく形は当面考えていない。今回提案の形で今年度はしないということではなく、当面はこの形で相談業務を実施していき、改善が必要であれば今後改善していきたいとの答弁があっております。

また、よろずコーディネーターによる相談業務を実施して、成果を出してほしい。そして、その成果について、年内にも委員会に報告をお願いしたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、起業創業・中小企業支援の方法について改善が図られ、引き続き事業を推進する環境が整理されたことから、全員異議なく予算執行留保の解除を認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、経済建設委員会委所管事項に係る委員長報告を終了いたします。

日程第５　議第38号から日程第22　報６号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第38号から日程第22、報第６号までの18件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和４年６月第３回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

今回、全国市議会議長会において表彰されました西信八郎議長、福屋法晴議員、井上光浩議員におかれましては、誠におめでたく心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げる次第でございます。

３月27日に市制施行80周年記念式典と併せて執り行いました新市庁舎落成式から約１か月を経た５月６日に、新たな市庁舎での業務開始の運びとなりました。熊本地震で被災した旧麓町庁舎を後にした平成28年５月から６年余の歳月が過ぎ行き、この間、分散する市役所機能の中で、コロナ禍、令和２年豪雨災害という、本市にとって本当に苦しい期間を経験しましたが、この日を迎え、晴れやかな新市庁舎の勇姿と職員の動きに、安堵感と新たな時代の始まりを実感するとともに、道半ばではありますが復興への決意を改めて強くしたところです。同時に、この間、本市を支えていただいた全ての皆様、関係機関、そして、長期間、御不便をおかけしてまいりました市民の皆様に対し、心からの感謝を申し上げ、本市の発展と安全・安心のまちづくり、市民サービスの向上を持ってお応えしていく所存でございます。

なお、この新たな市のランドマークであり、市民の共有財産である新市庁舎を、市民の皆様にぜひ御覧いただきたいと考え、去る６月１日から８月31日まで、新市庁舎見学ツアーを実施しております。「どこでどんな業務を行っているのか」「新しい庁舎になって何が変わったのか」など、各課の業務や庁舎内の配置等について職員が御案内いたします。10人程度のグループ単位で、どうぞお気軽にお申し込みください。

新年度早々の４月13日、川辺川ダム建設促進協議会構成12市町村長で、新たな流水型ダムが予定されている水源地域である相良、五木両村にお伺いいたしました。川辺川ダムの計画以来、苦渋の選択を強いられてきた相良、五木両村の村長、村議会議員の皆様に、これまでダム建設を巡り翻弄されてきた歴史へのおわびと、川辺川における新たな流水型ダム建設への理解を求め、御協力をお願いしてまいりました。

意見交換の中では、両村の皆様に長年にわたる苦難や将来への想いといった切実なる状況をお聞かせいただき、流域にとって両村の地域振興が共通して取り組む責務であることを改めて共有したところです。また、緑の流域治水という新たな取組によって、水源地域ばかりでなく、流域全体の市町村、関係者がそれぞれの治水上の役割を担うことも、流域に共通する新たな課題であることを、協議会としても改めて確認いたしました。

一昨日の６月５日には、県による流水型ダムを前提とした新たな五木村振興について村民説明会が開催され、新たな振興計画の方向性等が示されたものと理解をしております。本市といたしましても、球磨川流域全体に及ぶ治水対策の取組の中で、構成自治体の１つとして本市の責務をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

令和２年の豪雨災害で甚大な被害を受けたＪＲ肥薩線の復旧に関しましては、去る３月20日、ＪＲの鉄道敷を望む人吉スポーツパレスの西側駐車場において、肥薩線の復旧を願うアピール集会を開催いたしました。集会は、肥薩線利用促進・魅力発信協議会が中心となり、肥薩線沿線の自治体、有志の団体等にお声かけをし、全団体が発起人として復旧運動を先導していただくような形で臨み、今後、さらにこの運動の輪を大きくしていくことを会全体で共有できたものと確信しております。

また、行政の動きとしましても、４月18日には、熊本県の田嶋副知事を会長に、県内の関係自治体12市町村が参加し、ＪＲ肥薩線再生協議会が設立されました。会を通して肥薩線を取り巻く現状の把握や地元の熱意をはじめとする復旧に向けた課題を共有できたものと考えており、希望の光が少し見えたと同時に、復旧はもちろん復旧後の在り方も含めて、相当の覚悟と意識を持って本事業に取り組むことが求められるものと決意を新たにしたところです。本市としましても、鉄路としての早期復旧に向けた具体の方向性などについて、国、県、沿線自治体等関係の皆様と共に議論を重ねてまいりたいと存じます。

発災から約２年が経過しようとしておりますが、これまでは被災規模が甚大だった８つの重点地区を中心に、住民の方々と従来からの課題、そして洪水によって顕在化した課題を解決し、災害前よりもよいまちを創ろうということで懇談会等を重ね、復興まちづくり計画を策定することに傾注してまいりました。

一方、重点地区以外においても、当然ながら、市内各所、各々の土地に暮らし、そして日々の営み、なりわいを続けておられる方々もおられます。このような状況下、一刻も早く市内にお住まいの皆様との対話の場を設けさせていただきたいと考えておりましたが、新型コロナの影響等もあり、重点地区以外の地区につきましては、住民の御意見を伺う機会を設けることを控えさせていただいておりました。現在は、コロナによる行動制限が緩和されたこともあり、市内各町内等において、住民の皆様との意見交換会を開催させていただきたいと考えております。現時点においては、７月を目途に開始する予定であり、私が直接、各町内等に伺わせていただきたいと存じますので、多くの皆様の御参加をよろしくお願い申し上げます。

５月22日、日曜日、本市カルチャーパレスを主会場に、八代市坂本町、芦北町、球磨村の３つの会場をつないで、「くまもと復興映画祭球磨川特別編」が開催されました。同映画祭ディレクターの行定勲映画監督とゲストの俳優、高良健吾さん、伊藤沙莉さん、映画監督の松居大悟さん、オダギリジョーさんとのトークセッションを挟み、ゲストが出演、監督する３本の映画が上映されました。コロナ禍等で奪われるばかりだったここ最近の世情を経て、当たり前のことがかけがえのないことに思われる新たな感覚の中での映画づくりの話は、多くの事柄に共通するニューノーマルの世界を象徴するもので、示唆に富んだ楽しい映画祭に多くの皆様が魅了されたようです。また、映画そのものが持つ影響力や映画を通した交流によって、行定監督が言われたとおり、流域復興のエールになったものと確信をしており、実行委員会をはじめ関係の皆様に心から感謝を申し上げます。

球磨川治水対策関係でございますが、３月28日に開催された第４回球磨川水系学識者懇談会において、球磨川水系における今後おおむね30年間の具体的な河川整備等の内容を記載した「球磨川水系河川整備計画」の原案が、河川管理者である国及び県からそれぞれ示されました。

本計画においては、「「緑の流域治水」による球磨川流域における「命と環境の両立」「令和２年７月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」の実現」を基本理念とし、気候変動による災害外力の増大も考慮した流域の治水安全度の向上を図り、流域住民の命を守るとともに、地域の宝である球磨川の景観、水質、自然環境をも守る「緑の流域治水」を推進することとされております。このことを受け、国、県におかれては、同整備計画原案に関し、パブリックコメントやインターネットでの意見聴取を実施されたほか、球磨川流域の各市町村において公聴会を開催されております。本市としましても、球磨川水系における治水安全度の向上に向け、流域治水の早期実現を、国、県、関係の皆様等と共に推進してまいりたいと存じます。

復興まちづくり関係でございますが、昨年10月に策定した復興まちづくり計画につきましては、地区内の一部を被災市街地復興推進地域として指定している中心市街地と青井の両地区、協議を進めていた中神地区、大柿地区といった各地域の検討状況等を踏まえ、３月末に計画を改訂しております。今後も、各地区にお住まいの皆様をはじめとした関係の皆様、国、県、関係機関等との連携・協働を図りながら、復興まちづくり施策の推進に努めてまいります。

遊水地関係でございますが、中神地区については国による検討が進められております。一方、大柿地区については、戸別訪問による聞き取り調査や今後の流域治水対策の取組、さらには球磨川本川の形状などの地形的な地域特性等も踏まえ、住民の生命を守り、早期の住まい再建、地区のコミュニティーを維持していくためにも、地区全体で安全な場所に移転いただき、新たな場所で大柿集落を整備することが望ましいと考えております。引き続き、大柿地区の今後の在り方を、住民の皆様一人一人の意向をしっかりと確認しながら共に検討してまいりたいと存じます。

青井、中心市街地の両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、去る３月16日に人吉市都市計画審議会が開催され、約5.2ヘクタールを対象に、土地区画整理事業を用いて都市基盤の整備を実施していくため、事業区域の都市計画決定を行いました。３月27日には、同事業区域における事業の施行について、熊本県と本市の相互の役割を定めた協定書及び覚書を締結し、５月21日、同地区の土地区画整理事業等に関する住民説明会を共同で開催したところです。また、５月30日には、学識等経験者や権利者等で組織する「青井復興まちづくり推進協議会」を設置し、道路や公園等の公共施設配置やにぎわい創出に関する取組等について、実現に向けた検討を始めました。今後も地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の１日も早い生活再建に向け、事業の迅速な推進を図ってまいります。

一方、中心市街地地区におきましては、防災面の強化やにぎわいの創出といった課題に対する最適な手法として、約1.2ヘクタールを対象に、山田川の整備と一体となった土地区画

整理事業を実施したいと考えております。その上で、同地区における避難路・避難地の確保や、未接道敷地の解消、住宅地の安全性の向上といった都市基盤整備を行ってまいります。

５月20日と22日に開催しました住民への説明会を経て、現在、事業実施に向けた都市計画関連の諸手続を進めており、６月末を目途に事業区域の都市計画決定を行う予定としております。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、４月末に厚生労働省厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、４回目接種を特例臨時接種として実施することが了承されました。４回目接種につきましては、薬事上の取扱いやワクチン接種の有効性に関する報告等を踏まえ、60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方が対象であり、３回目接種から５か月以上経過した方のみ接種可能となります。本市におきましても、４回目接種に向けた接種体制の整備に努めてまいります。

また、ワクチン接種の状況でございますが、５月25日現在、２回目の接種を完了された方は２万6,257人、接種率は83.2％、３回目の接種を完了された方は２万2,699人、接種率は71.93％となっており、国の接種率の算出方法に合わせ、令和３年１月１日現在の住民基本台帳年齢階級別人口の全人口を対象者数として算出しております。今後も、国や県の動向を注視し、正確な情報等の把握に努めるとともに、市内医療機関をはじめ、人吉市医師会や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染拡大の予防対策に取り組んでまいります。

令和２年７月豪雨災害の経験等を踏まえ、「自分自身・家族・地域の避難行動を確認する日」として、去る５月29日、市内全域を対象とした自主避難訓練を、昨年に引き続き実施いたしました。

訓練では、前日から大雨が降り続き球磨川の水位が上昇、川沿いの地域では氾濫の危険性が高まり、さらに山間部では土砂災害警戒情報も発表されるなど、市内全域に「避難指示」を発令したという想定のもと、実際の避難経路や避難所までの移動時間の確認などを行いました。併せて、新市庁舎供用開始後初となる災害対策本部訓練を実施しており、災害対策支部や避難所との情報伝達確認、支援物資の搬送、水ノ手橋に設置したライティング防災アラートの点灯、警報サイレンの吹鳴など、本番同様の実動訓練を実施しております。また、各町内におかれても、近所への声かけなど避難情報の伝達確認や、一人暮らしなど早めの避難が必要な高齢者への対応の確認など、今回は16町内において独自の避難訓練を実施いただいております。

近年は豪雨、台風、地震など自然災害が多発する傾向にありますので、様々な災害に臨機応変に対応できるよう、今後も防災対策の強化に努めてまいります。

災害時の「逃げ遅れゼロ」を目指すための施策の一環として進めております防災ラジオ型戸別受信機の配付に関しましては、昨年度、市内全世帯へ配付を行いましたが、今年度は市

内の事業所を対象に配付を開始いたします。まずは、市内の保育園や認定こども園、小中学校、医療機関、介護施設などへの配付を先行して行っており、そのほかの事業所に関しましては、5月30日から、校区別に順次、配付を開始しております。

梅雨の時期にも入りましたので、市民をはじめ各事業所におかれましては、災害情報の確認等に活用いただきますようお願いいたします。

人吉市ライティング防災アラートシステム関係でございますが、金子総務大臣をはじめ、多くの御来賓や関係の皆様に御出席いただき、去る４月16日、ＨＡＳＳＥＮＢＡを会場に点灯セレモニーを行いました。このシステムは、本市復興事業の一環として整備したもので、令和２年７月豪雨災害発災時、防災行政無線が聞き取りにくかったとの課題を踏まえ、防災情報などの伝達手段の多重化と分かりやすい情報発信の取組の１つとして、総務省のデータ連携促進型スマートシティ推進事業を活用し、整備したものです。

水ノ手橋に設置したＬＥＤ照明の色を変化させることにより、有事の際は球磨川の氾濫危険度を赤色などで表示することで視覚的に注意を喚起し、市民の皆様に早めに避難いただくよう働きかけを行ってまいります。また、通常時は緑や青など自然豊かな観光地としてふさわしい配色を用いることで、観光客など本市を訪れていただいた皆様に楽しんでいただけるよう活用方法を検討してまいります。

デジタル技術は日々進化しており、今後も加速度的に伸びていくことが期待される分野であります。このような先端の技術を有効に活用していくことが、本市が抱える地域課題の解決等にも必ず結び付くものと考えておりますことから、災害に強いまち、市民が安心して住み続けられるまちの創造に向け、今後もデジタル技術の活用に鋭意取り組んでまいります。

令和２年７月豪雨災害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、各種相談業務につきましては、これまでカルチャーパレスホール棟において支援金等の申請受付を行っておりましたが、新市庁舎移転に伴い、庁舎１階市民コーナーにて引き続き業務を実施しております。

被災者再建支援金の基礎支援金につきましては、大規模半壊や半壊の判定を受けた住家をやむを得ず解体した場合は、被災者生活再建支援法に基づき、全壊と同等の支援金申請が可能であり、制度の内容について広報ひとよしへの掲載や、住家を解体された可能性がある方に直接文書をお送りするなど周知徹底に努めております。

被災された世帯の応急住宅への入居状況につきましては、５月20日現在で、建設型応急住宅へ入居されている世帯が259世帯、退去された世帯が110世帯となっております。賃貸型応急住宅につきましては、入居世帯が325世帯、退去世帯が210世帯となっており、市営単独住宅への一時入居につきましては、入居世帯が110世帯、退去世帯が45世帯となっております。

また、応急住宅につきましては、５月末現在で、自宅の再建工期の関係や災害公営住宅への入居待ちなどの理由により約６割の方が期間延長を希望されている状況でございます。本

市としましても、引き続き、応急住宅にお住まいの皆様の早期の生活再建、住まいの再建に尽力してまいります。

地域支え合いセンター関係でございますが、被災世帯の訪問支援等を継続して行っており、支援済み世帯の割合も、5月31日現在で73.42％に達しております。また、昨年度は、応急住宅への延べ１万7,000回を超える訪問活動の実施に加え、電話や文書などにより被災者の生活状況把握や困り事の相談など、きめ細かな支援を行ったところです。

さらには、建設型応急住宅にお住まいの皆様を対象に、なんでも相談会やオープンカフェ、趣味の講座などを開催するなど、入居者同士のコミュニティーづくりの支援や相談対応を行っております。本市としましても、生活や住まいの早期再建に向け、関係機関・団体と連携しながら、きめ細かな支援を継続してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設する買取型災害公営住宅整備事業について、３月下旬に事業者選定委員会を開催し、事業者を選定いたしました。現在、事業者において実施設計等を進めており、建設地の建物等の解体工事についても、同時並行で作業を進めております。

また、建設型応急住宅の今後の利活用関係でございますが、利活用予定の７団地については、本市への譲渡に向けた全体スケジュール等について、熊本県と協議を進めてまいります。

避難路整備関係でございますが、現在、球磨川左岸地区、温泉下林地区、中神地区につきまして、現地調査や測量を進めております。今後、避難路整備における道路の線形や歩行者の動線、避難路としての効果等を十分検討するとともに、地元の皆様への事業説明等を行ってまいります。市民の皆様の早期避難に直結する重要な事業となりますので、当該地区の皆様におかれましては、事業推進への御理解と御協力をお願い申し上げます。

農林整備関係でございますが、令和２年７月豪雨災害により被災した農地・農業用施設災害復旧について、農地14地区においては復旧面積の８割、農業用施設114か所においては被災施設の６割の発注を完了しております。

なお、既に災害復旧が完了した中神地区などでは営農再開に向けた準備を行われている農家もあり、本市としましても、今後も農地、農業用施設の早期復旧に鋭意取り組んでまいります。

地域デジタル通貨「きじうまコイン」関係でございますが、同コインを活用したポイント付与事業を６月１日から開始しております。加盟店舗で買い物するたびにポイントが付与されるものであり、利用満足度の向上と同コインの普及促進を図るものです。特に６月は、買い物ポイントの増加キャンペーンを実施するなど普及に努めてまいります。「きじうまコイン」が市民に愛されるデジタル通貨となるよう、今後も機能の充実と利用促進、併せて加盟店舗の拡大を図り、市内経済の活性化につなげてまいります。

人吉しごとサポートセンター関係でございますが、去る５月16日から、熊本県よろず支援

拠点等に所属するビジネスコーディネーターによる相談対応を行っております。経営改善や売上拡大支援など、８名のコーディネーターが週３回交代で、それぞれの得意分野による相談内容に適した対応を行っております。今後も同センターの効果的な運用に努めるとともに、人吉商工会議所や関係機関と連携し、相談者へのきめ細かな対応を行ってまいります。

ふるさと納税関係でございますが、令和３年度は寄附件数が２万9,975件、寄附金額が約５億5,637万円となり、企業版ふるさと納税による寄附を合わせますと約５億7,797万円の寄附をいただきました。昨年度に引き続き、令和２年７月豪雨災害により被災した本市に対する個人、企業、団体など様々な皆様からの寄附による御支援に心から感謝を申し上げます。

本市の復旧・復興は今後ますます本格化してまいりますが、ふるさと納税という形でいただいた皆様からの御厚意は、復興まちづくりをはじめとする本市施策の取組に活用させていただきたいと存じます。

商工関係でございますが、令和２年７月豪雨災害からのなりわい再建と中心市街地の再生という地域ニーズを踏まえ、現在、被災事業者の再建支援に取り組んでおります。そのような中、まちなかへの新規創業支援の機能も兼ね備えた食の魅力の発信拠点「紺屋小町」の新設など、民間主導による事業も立ち上がりを見せております。この事業は、新設する店舗の周辺通りや隣接地との境界を可能な限りオープンにし、そぞろ歩きができる路地や休憩場所を整備するとともに、マルシェ等に活用可能な広場と駐車場を併設いたします。さらには、開放感あふれる居心地のよい空間を提供することで、周辺の既存店舗や飲食店、宿泊施設等も含めた需要創出と消費喚起にも好影響を与えるものと期待されるものでございます。この事業が、まちのにぎわいの復活、さらには民間主導による復興まちづくり施策の先駆的なモデル事業となりますよう、本市としましても引き続き支援を行ってまいります。

人吉花火大会関係でございますが、今年はお盆の８月15日に、ふるさと歴史の広場をメイン会場に開催いたします。開催に当たりましては、コロナ禍等の状況を鑑み、昨年同様、動画配信を併せて行うとともに、花火大会の特設ホームページを開設し、市内事業者の通販サイトを掲載いたします。人吉の夏の風物詩であり、市民をはじめ多くの皆様が楽しみにしておられる恒例行事の復活は、本市の復興を内外にアピールする絶好の機会であり、開催に御尽力いただきます全ての皆様に改めて感謝申し上げます。

今年のゴールデンウイークは、コロナ禍による移動制限が解除されたこともあり、久方ぶりに市内の宿泊施設や観光施設が多くのお客様でにぎわいを見せておりました。道の駅人吉

人吉クラフトパーク石野公園におきましては、４月29日から５月8日の10日間で約8,000人のお客様に御来場いただき、物産館等の売上げも前年同期と比較し、50%の増となりました。しかしながら、入場者、売上額共にコロナ禍前の水準には達していない状況もございますことから、魅力的な観光コンテンツの開発等、今後も創意工夫を重ねてまいります。

観光施策の展開に関しましては、関係団体等と協働し、様々な施策を打ち出すこととして

おります。具体的には、本市を代表する観光資源であるラフティングなどリバーアクティビティに対する補助をはじめ、アフターコロナを見据えたインバウンド施策の１つとして、国宝青井阿蘇神社など本市の観光施設に外国語の説明板を設置いたします。また、宿泊施設や観光施設の付加価値を上げるための改修事業、並びに宿泊者にまち歩きを堪能してもらうための実証事業を展開してまいります。

豪雨災害で被災した市内宿泊施設についても、複数のホテル等が一部営業を再開され、球磨川くだりにおいても、休止されていた川下りの運行について、今夏の再開を目指しておられるなど、明るい兆しも見えております。全ての観光資源が復旧するまでには今しばらくの期間を要することと存じますが、本市としましても、民間事業者等との連携のもと、観光都市人吉の復活に向け尽力してまいります。

人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868関係でございますが、去る５月４日、来館者数が延べ50万人を突破いたしました。平成27年５月の開館から順調に来館者数を伸ばしてきた同ミュージアムでございますが、昨今のコロナ禍や豪雨災害の被災による休館などもあり、開館７年目での達成となりました。当日は、ゴールデンウイーク中ということもあり、多くの来館者とともに節目のセレモニーを迎えることができました。これまで同ミュージアムをお支えいただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

また、現在、館内には東京都立大崎高等学校ペーパージオラマ部から寄贈された球磨川第四橋梁及び第一球磨川橋梁のペーパークラフトとペーパージオラマの展示を行っております。肥薩線等の歴史的・文化的価値を改めて見直すとともに、鉄道復旧への想いを込めた作品となっております。市民の皆様におかれましても、同校の生徒たちによる力作を、ぜひ御覧いただければと存じます。

人吉スポーツパレス第二武道場につきましては、熊本地震に伴い庁舎機能の一部を移転し、市役所仮本庁舎第二別館として使用しておりましたが、新市庁舎に庁舎機能を集約したことを受け、本来の武道場としての機能回復を図ってまいります。利用者の皆様にはこれまで御不便をおかけしてまいりましたが、今後、速やかに床面などの改修工事に着手し、今年中には利用を再開できるよう復旧を進めてまいります。

豪雨災害により被災した市民プールでございますが、有識者や関係団体による市民プール検討委員会を設置し、同プールの今後の方向性について検討を進めております。従前からの課題であった施設全体の老朽化、そして、これからの同プールの在り方等について、委員各位から様々な御意見、御提言をいただいているところであり、年内には方向性についての答申をいただく予定です。なお、子供たちが楽しみにしている今年度の営業につきましては、昨年同様、25メートルプール及び２つの円形プールのみを対象に開場していく予定でございます。

防災・避難情報をはじめ各種行政情報を幅広く市民の皆様に周知するため、新たな伝達方

法として、６月１日から市公式ＬＩＮＥの運用を開始しました。総務省の調査によると、ＬＩＮＥは国内の主なＳＮＳの中で最も利用率が高く、また新着メッセージが画面上に自動的に表示されるなど、比較的目に付きやすい機能を有しています。本市の情報発信媒体としては、これまで広報ひとよし、市公式ホームページ、市公式フェイスブック等を主に活用してまいりましたが、今回、新たにＬＩＮＥを追加することで、市民の皆様に有益な情報をお伝えする手段がさらに広がることになります。様々な市政情報を市民それぞれの方法で受け止めていただけますよう、本市としましてもさらなる情報発信に努めてまいります。

今年の５月15日に沖縄が本土復帰を遂げて50周年を迎え、１つの歴史の節目として捉えられております。唯一の地上戦による多数の犠牲を出し、アメリカの統治下を経て1972年に日本に返還されるものの、現在も基地問題などに揺れています。沖縄の慰霊の日とされる昭和20年６月23日、沖縄戦日本軍の太田司令長官が自決直前に、軍本部に対し「県民よく戦へり、県民に対し後世、特別の御高配を賜らんことを」と結んだ異例の電文を送ったことを思い返すとき、沖縄の激動の歴史や苦難を、我々ももっと伝えていかなければならない責務を感じますし、その上に成り立っている平和と安全保障について改めて想いを馳せる必要があると思います。戦後世代が大勢を占める時代の到来とともに、平和は戦争の末にもたらされたものではなく、初めからそこにあった当たり前の常態であります。この恒久平和を持続させるためには、先人たちの戦禍による苦しみを次世代にも確実に伝承し、平和を希求する決意とそのための努力がこれまで以上に求められるものと存じます。

記念式典に際し、天皇陛下がオンラインにてお言葉を述べられました。「沖縄には今なお様々な課題が残されています。若い世代を含め、広く国民の沖縄に対する理解がさらに深まることを希望するとともに、これまでの人々の思いと努力が確実に受け継がれ、豊かな未来が沖縄に築かれることを心から願っています」というお言葉を多くの国民が受け止め、心に留めたものと存じます。本市も、もうすぐ発災後２回目の７月４日を迎えます。甚大な大災害を経験してこそ、安寧な日常のありがたさ、かけがえのなさを実感することとなりました。一日一日の日々を大切に、引き続き復旧・復興に向けた努力を積み重ねてまいります。

引き続き、令和４年３月に行いました専決処分並びに、提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第38号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号）は、３月29日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。

主に、国・県支出金をはじめ、特別交付税などの交付決定によるもののほか、事業費の確定等に伴う変更などです。

歳入歳出にそれぞれ6,859万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億9,858万1,000円とするものです。

議第39号から議第41号までの３件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令

和４年３月31日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、３月31日に専決処分いたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものです。

改正の主な内容としましては、議第39号人吉市税条例等の一部を改正する条例は、個人市民税につきまして、住宅借入金等特別税額控除の延長、固定資産税につきまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の抑制などです。

議第40号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、ただいま御説明いたしました人吉市税条例等の一部を改正する条例に準じた改正です。

議第41号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の基礎課税分などの課税限度額について引上げを行うものです。

議第42号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）は、国の緊急対策などに伴い、早急に着手する必要のある事業について追加補正を行うものです。

歳入歳出にそれぞれ１億7,268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ199億9,375万1,000円とするものです。

議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）は、歳入では国・県支出金及び繰入金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や豪雨災害関連事業などの追加補正を行うものです。

歳入歳出にそれぞれ４億8,959万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億8,334万6,000円とするものです。

議第44号令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第１号）は、人吉中核工業用地の測量等に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,038万4,000円とするものです。

議第45号人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例案は、人吉市庁舎等移転建設審議会の所期の目的は果たされたので条例を廃止するものです。

議第46号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間がさらに延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第47号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、小川百合子氏の任期が本年６月30日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

諮第１号及び諮第２号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件の２つの案件は、まず、１件目が、竹下敏氏につきまして、本年３月31日をもって任期満了となり、退職された後も、人権擁護委員法第９条ただし書の規定により、その職務をお願いしておりましたが、後任として瓜生貴士氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

２件目が、令和元年10月１日から３年間の任期で法務大臣から委嘱されていました靏﨑順子氏の任期が本年９月30日で満了となりますので、後任として柳瀬恵子氏を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、専決処分並びに、提案しております予算案、条例案及び人事案件につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分　休憩

午前11時28分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇）　それでは、私のほうから議第38号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の専第１号予算書の１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費の補正につきましては、第２表繰越明許費補正により、第３条の債務負担行為の補正につきましては、第３表債務負担行為補正により、第４条の地方債の補正につきましては、第４表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

５ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正の追加でございます。３款民生費、２項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業（事務費）6,000円と、その下の、子育て世帯への臨時特別給付金事業（事業費）250万円は、令和４年３月31日までに生まれた子供が給付対象となりますことから事業費の一部を繰り越すものでございます。

７款、１項商工費、まち・ひと・しごと総合交流館整備事業68万9,000円は、レンタルキッチン用の備品につきまして、製品の部品の入手が困難となっており、年度内の納品が難しいため事業費の一部を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、現年発生単独農業用施設災害復旧事業599万5,000円は、鹿目地区頭首工災害復旧工事実施設計業務委託につきまして、関係者との協議に不測の日数を要したため、事業費の全てを繰り越すものでございます。

次に、変更でございます。３款民生費、１項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（事務費）から、６ページ上段の11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、過年発生単独社会教育施設災害復旧事業までの12件は、令和２年７月豪雨災害に係る災害復旧事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業、国の補助事業などでございまして、いずれも事業費及び前金払い等の確定、最終見込みによる変更でございます。

第３表の債務負担行為補正の追加でございますが、観光案内所賃借料は、ＪＲ人吉駅構内

の観光案内所の賃貸契約につきまして、期間と限度額を設定するものでございます。

第４表の地方債補正の変更でございます。災害等廃棄物処理事業債は、事業費の最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。２款地方譲与税、１項、１目地方揮発油譲与税344万8,000円の増額補正から、少し飛びまして13ページの上段になりますが、12款、１項、１目交通安全対策特別交付金10万2,000円の増額補正までは、いずれも３月交付額などの決定に伴うものでございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金123万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定に伴うものでございます。３目衛生費国庫補助金５億9,953万3,000円の減額補正は、令和２年７月豪雨に伴う災害等廃棄物処理事業費の最終見込みによる国庫補助金の減でございます。16款県支出金、２項県補助金、１目総務費県補助金2,959万3,000円の減額補正は、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の交付決定に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。７目消防費県補助金8,250万2,000円の増額補正は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の交付決定に伴うものでございます。21款諸収入、４項、２目雑入1,232万9,000円の増額補正は、令和２年７月豪雨に伴う公園や市営住宅の被災に係る建物総合損害共済保険金でございます。

15ページをお願いいたします。22款市債は、第４表地方債補正にて御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費は、非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に伴う事務費の組替えでございまして、補正額はございません。

17ページをお願いいたします。４項、１目災害救助費２億3,963万3,000円の減額補正は、令和２年７月豪雨災害に係る災害救助費負担金の精算金の確定に伴う減でございます。４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費11億9,906万6,000円の減額補正は、災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料の最終見込みによる減でございます。

18ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費、１目人吉市財政調整基金費４億円の増額補正と、その下の６目人吉市減債基金費８億5,000万円の増額補正は、それぞれの基金に任意積立を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。中ほどになります。14款予備費を２億6,237万円増額いたしております。

以上で、議第38号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号）の補足説明を終わります。

続きまして、議第42号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）につきまして補足説明でございます。

お手元の予算書、１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金3,757万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増でございます。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金6,352万1,000円の増額補正は、ひとり親及び、ひとり親以外に係る子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金と事務費交付金の増でございます。３目衛生費国庫補助金1,159万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増でございます。７目商工費国庫補助金4,000万円の増額補正は、地域商業機能複合化推進事業補助金の内示に伴うものでございます。

８ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。３款民生費、２項児童福祉費、２目児童支援費2,590万円の増額補正は、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業でございまして、コロナ禍におきまして原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている低所得の子育て世帯のひとり親以外の世帯に対し、児童１人当たり５万円を給付する事業費でございます。３目母子父子福祉費3,762万1,000円の増額補正は、ただいま御説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、低所得のひとり親世帯に対して、児童１人当たり５万円を給付する事業費でございます。

９ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費4,916万2,000円の増額補正は、12節委託料で、４回目の新型コロナウイルスワクチン追加接種などに係る個別接種委託料のほか、システム改修委託料及びワクチン配送業務委託料など事務的経費でございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費6,000万円の増額補正は、民間事業者が事業主体となりまして国の地域商業機能複合化推進事業補助金を活用し、令和２年７月豪雨災害からのなりわい再建と中心市街地の再生という地域ニーズに沿って、まちなかへの新規創業支援機能も兼ね備えた、食の魅力発信拠点としての飲食店街「紺屋小町」のテナント施設を建設する事業に対する補助金でございます。

以上で、議第42号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては、第２表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

５ページをお願いいたします。第２表地方債補正につきましては、追加が１件、変更が３件、廃止が１件でございます。

まず、追加でございます。学校施設環境改善交付金事業は、西瀬小学校合併処理浄化槽改修工事と東間小学校トイレ等改修工事に対する起債でございまして、2,480万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。公営住宅建設事業債から過年発生単独災害復旧事業債までの３件は、事業費の増に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

その下の、廃止１件、小学校施設整備事業債は、先ほどの学校施設環境改善交付金事業債で御説明いたしました西瀬小学校合併処理浄化槽改修工事に係る起債でございまして、起債の変更に伴い廃止するものでございます。

８ページをお願いいたします。歳入でございます。14款使用料及び手数料、１項使用料、６目土木使用料260万7,000円の増額補正は、市営単独住宅に係る住宅家賃の増でございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金3,338万4,000円の増額補正は、人吉しごとサポートセンター業務委託料の減に伴う地方創生推進交付金の減と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。５目教育費国庫補助金1,669万6,000円の増額補正は、学校施設環境改善交付金の増でございます。

９ページをお願いいたします。16款県支出金、２項県補助金、７目消防費県補助金666万6,000円の増額補正は、豪雨災害を受けまして水災保険の加入促進を図るため、本年10月の保険料改定に伴い保険料の一部を助成する事業に対する球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の増でございます。19款繰入金１億4,000万円の増額補正は、人吉市財政調整基金からの繰入金でございます。

11ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第２表地方債補正にて御説明いたしましたので省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費695万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業を活用した町内会の備品整備などに係る補助金などでございます。

14ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、３目保健センター費1,044万6,000円の増額補正は、13節使用料及び賃借料で、保健センター空調設備の不具合による空調機リースに係る経費のほか、17節備品購入費で、歯科健診におきまして使用します専用チェアの購入費でございます。５目環境衛生費193万4,000円の増額補正は、飲料水供給施設等整備に対する補助金でございます。

15ページをお願いいたします。７款、１項商工費、１目商工総務費550万円の増額補正は、中核工業用地の用地測量に対する工業用地造成事業特別会計繰出金でございます。２目商工業振興費314万4,000円の増額補正は、12節委託料で、人吉しごとサポートセンターの運営の見直しに伴う業務委託料の減や、マイナポイント利用環境整備委託料の増、それから18節負

担金、補助及び交付金の補助金で、球磨川流域復興基金交付金を活用し２月に予定をしておりましたモゾカタウンの１周年記念イベントを、延期して実施するための仮設商店街にぎわい創出支援事業補助金の増などでございます。３目観光費1,940万円の増額補正は、12節委託料で、コロナ禍における新たな観光の取組としまして、台湾をターゲットとしたオンライン観光ツアーの実証実験に係る委託料のほか、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、水害やコロナ禍の影響を受けている本市経済の活性化策としまして宿泊割引キャンペーン実施に対する人吉温泉観光協会への補助金などでございます。

16ページをお願いいたします。中ほどになります。８款土木費、３項住宅費、２目住宅建設費２億640万円の増額補正は、16節公有財産購入費で、被災者の生活支援策としまして、相良町に続く災害公営住宅建設に向けた第二候補地に係る用地購入費などでございます。

17ページをお願いいたします。９款、１項消防費、５目災害対策費1,000万円の増額補正は、令和２年７月豪雨災害を教訓に、水害に備え、住まいの早期再建が図られるよう、全世帯を対象に水災保険の加入促進を目的としまして保険料の一部を助成するものでございます。10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費1,675万1,000円の増額補正は、10節需用費で、小学３年生以上のタブレットを活用した学習支援につきまして、自宅での持ち帰り学習に向けた準備に係るタブレットケースや充電器の購入費用などでございます。２項小学校費、３目学校建設費1,549万5,000円の増額補正は、東間小学校におけるトイレ改修工事でございます。

19ページをお願いいたします。11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費１億4,070万円の増額補正は、令和２年７月豪雨で被災しました東西コミュニティセンターの災害復旧工事でございます。５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費640万円の増額補正も、令和２年７月豪雨で被災しましたまち・ひと・しごと総合交流館の温泉施設を復旧するための設計業務委託料でございます。

20ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を506万2,000円増額補正いたしております。

以上で、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）につきまして補足説明を終わります。

では、ここから、恐れ入ります、議案書のほうをお願いいたします。

続きまして、報第１号令和３年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の27ページから28ページにかけてでございます。議案書の28ページをお願いいたします。恐れ入ります。ここからは款、項の名称は省略して御説明させていただきます。２款、１項、市庁舎建設事業は、表の中ほどから少し右の欄になりますが、翌年度逓次繰越額が２億4,867万8,000円でございます。その財源内訳でございます。さらに表の右側を御覧いただ

きまして、繰越金、いわゆる一般財源が3,777万8,000円、特定財源といたしまして、地方債が２億1,090万円となっております。

次に、報第２号令和３年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の29ページから31ページにかけてでございます。議案書の30ページをお願いいたします。２款、１項、防災集団移転促進事業と被災市街地復興事業の２件、３項、社会保障・税番号制度システム改修委託料の１件。３款、１項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（事務費）と、同じく給付金事業（事業費）の２件、２項、子育て世帯への臨時特別給付金事業（事務費）と、同じく給付金事業（事業費）の２件。６款、１項、情報収集等業務効率化支援事業と水路改修事業下城本地区の２件。７款、１項、人吉中核工業用地災害復旧事業と、まち・ひと・しごと総合交流館整備事業の２件。８款、２項、社会資本整備総合交付金事業人吉矢岳線ほかから、都市防災総合推進事業温泉地内第１号線ほかの４件。３項住宅費が、社会資本整備総合交付金事業公営住宅等長寿命化計画の１件。４項、被災市街地復興推進事業から、議案書は31ページになりまして、街路事業下林願成寺線までの６件。９款、１項、内水排除ポンプ設置工事の１件。11款、２項、過年発生補助農地災害復旧事業から過年発生補助林業施設災害復旧事業までの５件。３項、過年発生補助道路橋梁災害復旧事業から現年発生補助河川災害復旧事業までの７件。４項、過年発生単独社会教育施設災害復旧事業の１件。５項、過年発生単独その他公共施設公用施設災害復旧事業の１件となっておりまして、合計37件の繰越計算書でございます。

事業ごとの翌年度繰越額とその財源につきましては、それぞれ事業名の右側になりまして、翌年度繰越額の合計額は、議案書31ページの表の一番下の欄、計のところの左から２番目になりますけれども、26億3,325万9,000円でございます。

その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっております。

続きまして、報第３号令和３年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２項及び第150条第３項の規定に基づきまして御報告をいたします。

議案書の33ページをお願いいたします。これは、令和２年度から令和３年度に繰り越しした事業の中で、令和３年度内に完了しなかった事業につきまして事故繰越しになったものでございます。６款、１項、強い農業・担い手づくり総合支援事業が、中ほどの欄になりますけれども、翌年度繰越額が831万7,760円でございます。その財源内訳につきましては、右側の欄になりまして、県支出金646万8,880円、一般財源が184万8,880円でございます。令和２年７月豪雨により被災しました農業用格納庫等の復旧につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの木材をはじめとした資材調達に遅れが生じたことで年度内に完了することができず、令和４年度に繰り越すものでございます。

次に、11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農地災害復旧事業は、翌年度繰越額が3,191万1,000円でございます。その財源につきましては、県支出金3,108万1,314円、その他が82万9,686円でございます。その下の、現年発生補助農業用施設災害復旧事業は、翌年度繰越額が１億1,554万3,149円でございます。その財源内訳につきましては、県支出金及び地方債、一般財源でございます。この２件の災害復旧事業につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により人員の確保が困難であったため、年度内での事業完了が困難となり、令和４年度に繰り越すものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（秋永　敦君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、上下水道事業に関する報第４号及び報第５号の２件につきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。まず、初めに、報第４号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。建設改良費の繰越しは２件でございまして、表１行目の、大畑麓町（麓橋）配水管災害復旧工事の繰越額は68万2,000円でございまして、熊本県発注の同橋梁の災害復旧工事が入札不調などにより遅延したため、橋梁への配水管添架が年度内に実施できなかったことにより繰り越すものでございます。次に、２行目の、人吉市水道ビジョン及び水道施設更新計画策定業務委託の繰越金額は、1,433万円でございます。新型コロナウイルス感染症拡大により受託業者が行動制限を余儀なくされたことから、協議や現地調査に支障を来し、業務の履行が困難となったため繰り越すものでございます。

１款資本的支出、１項建設改良費としまして、繰越合計額の1,501万2,000円の財源内訳は、国庫支出金６万円、当年度分損益勘定留保資金1,495万2,000円を充てております。

次に、議案書の35ページをお願いいたします。報第５号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。

次の36ページをお願いいたします。同法26条第１項の規定に基づく建設改良費の繰越しは３件でございます。１行目の、宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料及び、２行目の、人吉浄水苑改築更新工事委託料は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大により、委託をしております日本下水道事業団との改築耐震事業のヒアリングや現地調査ができず、事業計画の見直しが必要となったため、年度内の完了が困難となり繰り越すものでございます。

１行目、宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料の繰越金額は5,540万円でございます。２行目の、人吉浄水苑改築更新工事委託料の繰越金額は６億777万円でございます。３行目の、人吉市公共下水道施設災害復旧工事委託料の繰越金額は９億1,333万4,000円でございまして、新型コロナウイルス感染症拡大や、工事発注量の増加等により、委託先である日本下水道事業団による土木建築設備に伴う工事の不調・不落が続き、事業計画の見直し協議が必

要となったことから、年度内の完了が困難になり繰り越すものでございます。

１款資本的支出、１項建設改良費としまして、繰越合計額の15億7,650万4,000円の財源内訳は、国庫支出金12億2,050万6,000円、企業債３億2,280万円、当年度分損益勘定留保資金3,319万8,000円を充てております。

次に、議案書の37ページをお願いいたします。同法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越しでございます。公共下水道施設災害復旧工事委託料の繰越金額は20億7,980万4,000円でございまして、機械電気工事の復旧工事を実施しましたところ、査定時より内部の損傷が激しく、復旧範囲が広がったこと、また、土木建築設備の災害復旧事業において、日本下水道事業団の発注に際し不調・不落が続き、機器等の設置工事に関する調整が必要となりましたことから、年度内の完了が困難となり繰り越すものでございます。

１款資本的支出、１項建設改良費としまして、その財源内訳は、国庫支出金19億5,501万5,000円、企業債１億2,470万円、当年度分損益勘定留保資金８万9,000円を充てております。

以上、御報告申し上げます。

○経済部長（溝口尚也君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。

次に、報第６号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費の人吉中核工業用地災害復旧事業の１件でございまして、翌年度繰越額は1,301万3,000円でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を充当しております。

以上、報告いたします。

○議長（西　信八郎君）　これで、議第38号から報第６号までの提案理由等の説明は終了いたします。

日程第９　議第42号

○議長（西　信八郎君）　続きまして、日程第９、議第42号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第１号）につきまして、委員会付託を省略し、直ちに審議、採決をいたします。

議第42号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第42号について、原案のとおり決定するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第７号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　発議第７号

○議長（西　信八郎君）　それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　発議第７号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第７号

人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第６項及び人吉市議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和４年６月７日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議会運営委員長　福　屋　法　晴

発議第７号人吉市議会会議規則の一部改正案は、現在、会議の開始は振鈴によって知らせることとなっておりますが、ブザーも使用することができるようにするため、第９条第３項中の「振鈴」を「号鈴」に改めるものでございます。

以上で、人吉市議会会議規則の一部改正案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第７号につきまして、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたします。

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、発議第７号は原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後０時14分　散会

令和４年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和４年６月14日　火曜日

１．議事日程第２号

令和４年６月14日　午前10時　開議

日程第１　議第38号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））

日程第２　議第39号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第３　議第40号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第41号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第43号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議第44号　令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第45号　人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第８　議第46号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第47号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12　報第１号　令和３年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第13　報第２号　令和３年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14　報第３号　令和３年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第15　報第４号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第16　報第５号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第17　報第６号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第18　一般質問

１．牛　塚　孝　浩　君

２．西　　洋　子　君

３．福　屋　法　晴　君

４．豊　永　貞　夫　君

５．平　田　清　吉　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	松　村　　太　君
２番	徳　川　禎　郁　君
３番	池　田　芳　隆　君
４番	牛　塚　孝　浩　君
５番	西　　洋　子　君
６番	宮　原　将　志　君
８番	高　瀬　堅　一　君
９番	宮　﨑　　保　君
10番	平　田　清　吉　君
11番	犬　童　利　夫　君
12番	井　上　光　浩　君
13番	豊　永　貞　夫　君
14番	福　屋　法　晴　君
15番	本　村　令　斗　君
16番	田　中　　哲　君
17番	大　塚　則　男　君
18番	西　　信八郎　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君
教　育　長	志　波　典　明　君
総務部長	永　田　勝　巳　君
復興政策部長	浦　本　雄　介　君
復興政策部政策統括監	小　林　敏　郎　君
市民部長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	渕　上　麻　美　君
経済部長	溝　口　尚　也　君

復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 （復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり，質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、おはようございます。４番議員の牛塚孝浩でございます。

新庁舎新議場になって初の一般質問となります。早速、通告に従いまして、新しい空気感の中で一番に登壇させていただくことの誇りと感謝の気持ちをもちまして一般質問をさせていただきます。

まずは、職員の皆様におかれましては、５月の引っ越し作業、大変お疲れさまでございました。質問の前に感謝の意を表しておきます。

今回、１点目は、災害対策における避難路整備、避難所運営などについて、２点目に、行政のデジタル化について、その取組を、３点目に、本市の観光戦略について、くまりばの在り方とＪＲ肥薩線について、それぞれ質問をいたします。

昨年12月末に、ひと・くま災害応援隊と人吉市、人吉市社会福祉協議会――以後、社協と発します――との災害応援協定が成立しました。出水期を前にした今年の５月９日、社会福祉協議会の会議室におきまして、今後に備えて、令和２年７月豪雨災害の反省点や災害時の応援協定について、あるいは要望や具体的な体制について協議をされました。社協側からは、災害の種類や規模によっても変化をする現場からの要望に対する協力体制について、日常的に集まって情報を共有する仕組みづくりが重要である。災害時の被災者の把握と災害後の在宅避難者の把握など様々な仕組みづくりが、今後もさらに必要であると意見が出されております。また、５月２日には総合防災マップを配布をいただき、６月には広報ひとよしで危険箇所や避難所など、災害時に役立つ情報を周知いただき、注意喚起いただいているところでございます。

本市で配布いただいた総合防災マップ2022保存版では、指定避難所が20か所、緊急避難所が28か所、指定福祉避難所は７か所紹介されておりますが、市民の皆様がどこまで把握をされて具体的な行動につなげていただくか、これがちょっと懸念をされます。なぜならば、残

念ながら、一部の方から、マップに関しては製作費がもったいない、配るだけでは意味がないと、そういう声がございますし、被災された方と被害がなかったところとでは、これは仕方のないことではありますが、危機感に対する温度差があります。

そこで、まず初めに、熊本地震など他の災害時でも課題となっておりましたペットとの同伴が可能な避難所について、詳しい記載がなかったので、整備についてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

昨年、人吉球磨獣医師会の先生方と意見交換を開催いたしまして、市が抱えるペット避難の問題を提起をさせていただきました。獣医師会からは、令和２年７月豪雨災害時の避難所での対応状況やペットの受け入れ状況など、経験された中での課題について御意見をいただいたところでございます。

獣医師会ではペットの預かりやペットホテルの紹介などを行い、飼い主が安心して避難できるよう支援をされたということでございますけれども、ペット預かり所の絶対数が足りておらず、球磨川を境として川北、川南へ１か所ずつ、ペット避難所を設置できないかという御意見があったところでございます。

一般的にペットの避難としまして、ペット同伴避難、ペット同行避難の二通りがございまして、同伴避難は避難所でペットと一緒に滞在することを意味し、同行避難は同じ避難所に避難しますものの、飼い主とペットは別の場所に滞在することを意味します。

本市の避難所は、学校施設やコミュニティ施設などを使用していますことから、ペットを受け入れるスペースが確保しづらい状況にございますので、現状におきましてはペット同伴避難の指定はできておらず、同行避難を推奨しているところでございます。

避難所には多くの人が集まり、飼い主の方も、もちろんペットにとりましてもストレスの多い環境となります。先ほど議員から御紹介いただきましたひと・くま災害応援隊の中に、ペットの相談支援をいただく団体も参加いただいておりますことから、今後、獣医師会の先生ともさらなる連携を図りまして、平時からペット避難の基本的な考え方などのガイドラインを作成し、飼い主の方へ周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　同伴できる避難所がないということで確認をいたしました。

環境省から出されています動物愛護管理法などを拝見しますと、ペットの災害対策については多くのことが決められているようでございます。それらの中に、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというものがございまして、この中にはペット同行・同伴避難者に対する自治体の役割とか様々な実施要項が記載をされております。取り組むことが当たり前ということであります。

令和２年７月豪雨災害の際には、飼っていた猫を助けに行って流された方もいらっしゃいました。いざというときに逃げ遅れを回避するためにも、ぜひ、ペット同伴での避難所の設置へ向けた整備を進めていただきたいと望みます。

また、答弁いただきましたように、ペットを飼っておられる方に対しましても、平常時から必要な情報を、できましたら動物愛護推進員などを選任することも視野に入れて、獣医師会の方たちと協力をいただきながら周知徹底をいただきますようにお願いをしておきます。

重ねてになるんですけど、先日、仮設住宅で、生まれて間もない野良猫が２匹と、その側では低体温症で亡くなっていた子猫がいて、これをひと・くま災害応援隊の方が保護をされました。安易に餌やりをするというようなことも、動物にとっては不幸につながっていくということも合わせて、餌やりの先にあるそういった責任についても周知をいただきたいなと思います。

さて、定例会開会日に、市長から、５月29日に実施された自主避難訓練につきまして触れていただいたところであります。16町内が独自の避難訓練を実施したと、紹介をいただきました。また、今月２日には、林薩摩瀬支部の災害対策会議が開催をされて、防災意識への高まりを実感しているところでございます。参加させていただいた支部災害対策会議の中では、町内会や樋門管理者から、令和２年に被災した樋門への照明の設置、あるいは増水の判断材料となる橋へのマーキングを要望しているが、まだ実施されていないと、再度、要望が出ておりましたし、災害時の体制や防災について多くの意見が出されておりました。

そこで、他の支部会議でも出されている課題などがございましたら、共有をして今後の参考にしたいと思いますので、お尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

まず、現在の支部会議につきましては、防災課の職員が支部会議に出席し、住民の皆様からの質問に対し、できる限りその会議内で、各支部長と一緒になって回答をさせていただいているところでございます。しかしながら、関係部局や国・県への確認調整が必要な質問もございますので、その場合は一旦持ち帰らせていただいているというような状況でございます。

また、会議終了後は、それぞれの支部から会議資料及び御質問をまとめた資料を防災課へ提出・報告をし、その質問の内容につきましては、関係部局へ連絡を行い、改善に向けた対策を依頼しているところでございます。

次に、本年度の支部会議にありました要望関係でございますけれども、樋門の照明設置に関しましては、林薩摩瀬支部以外にも東支部から要望があっているところでございます。また、増水の判断材料となります橋梁へのマーキング要望としまして、万江川の羽田橋、山田川の二条橋と五十鈴橋、胸川の橋脚、紅取橋が上がっているところでございます。そのほか、防災ラジオを公民館にも設置してほしい、担当支部の避難所より他の支部の避難所が近いた

め、そちらの避難所を利用してよいか、避難行動要支援者に避難の声かけを支援者が行う場合、それぞれ準備されるスピードが異なるため、あらかじめ準備していただけるよう市から周知してほしい、などの要望があっておりました。御紹介いたしました要望は、一部ではございますけれども、他の機関に対応をいただくものにつきましては、これらを取りまとめ、関係部局や国・県へ要望してまいりたいと考えております。

また、昨年まで達成できていない要望は、引き続き、また国・県等にも働き掛けをしていくということを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　答弁にもございましたけれども、避難する指標にするには、一番分かりやすい橋へのマーキングですね。これは大変重要だと思いますので、できるところから迅速にお願いをして、進めていただきたいとお願いをしておきます。

正直言って、人吉市ライティング防災アラートがある水ノ手橋、一部の市民の方にしか確認ができないんですよね。ですので、全ての橋に設置してほしいという御意見も、ほかではあっておりました。11日の日には九州南部の梅雨入りも発表されましたので、その他の要望につきましても、速やかに対応をお願いしておきたいと思います。

次に、２年前、被害の大きかった地区では、家屋の解体によって隣接する敷地と道路、歩道の境目で段差ができております。上薩摩瀬町内の道路は通学路にもなっておりますけれども、そのような状態のままで、非常に危ない状態です。夜になれば、さらにその危険度は増すものでありますし、もしも転倒事故などけが人が出た場合に、その責任の所在がどうなるのかと思うんですね。このように、災害後に、歩道や道路と市有地の境界で危険になったまま放置されている箇所、結構あります。市としては、どこまで把握されているのか伺っておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆さん、おはようございます。では、お答えいたします。

令和２年７月豪雨により被災された多くの家屋が解体され、更地になっている状況につきましては、私どもも把握をしておりまして、既に再建されている土地、現在再建中の土地、解体されたまま手つかずの状態の土地が混在している状況であると認識をしております。

議員の御質問にもありましたように、場所によっては、家屋が解体された敷地と道路との間に段差が生じている箇所があることは承知をしておりますが、箇所数までは把握はしていないというところでございます。

今後、避難等に際し、通行に支障のある道路等につきましては、調査を行いまして、把握をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　認識はあったが、箇所の把握については、これから実施するという答弁であったと思います。

では、どの場所で、個人の敷地内なのか、歩道か道路か、事故が起こったかでその責任の所在が変わると思いますが、そのような土地の所有者に対し、賠償責任が発生するおそれがあるんですよということについても、何らかの形でお知らせをいただいて、未然に事故が起きないような対策をお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

公費解体につきましては、家屋の除去のみで、土地自体を扱うことはございませんので、多くの場合、解体の実施によって道路や隣接地と大きな段差が発生することは、基本的にはございません。しかしながら、傾斜地に建っている場合や、家屋の形状などの理由により、隣接地との段差や地下室の跡など、危険箇所が確認できた場合、解体終了時の現地立ち会いにおきまして、地権者の方へ安全確保の対応をお願いしております。

地権者の方におかれましては、家を新しく建築されたり造成を実施された場合を除き、砂利などを敷いていただいたり、ロープやカラーコーンを設置いただくなど、安全対策を行っていただいているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃいますとおり、現在においても、解体後そのままに、安全対策を実施いただいていないところもあるのが現状でございます。今後は、さらに巡回を強化し、安全対策が必要と思われる場所におきましては、地権者の責任において管理いただく必要があることをお知らせし、安全対策の実施をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　何かが起こった場合、どっちも痛い思いをしますので、事前にできる対応につきましてはよろしくお願いをしておきます。

次です。国・県のお力を借りて、さらに本市でも様々に災害対策へ向けた防災システムの構築と、その深化を実施いただいているところでございますが、それらはほぼ防災ポータルサイトをはじめとしたネットに依存したものが多いように感じます。スマホ保有者には大変便利でありがたいのですが、操作に不慣れな高齢者やスマホを持っていないという方から、「利用ができない」という声が上がっております。

総務省消防庁では、地上デジタル放送を使った取組を普及させるべく、環境の整備に乗り出したとのことでありますので、今後は、避難路の整備などハード面の強化に加えてソフト面でも強化され、防災環境についてはよくなっていくものと期待をしております。

ただ、一方で、これは高齢者で介助が必要な方からの声でありますが、避難所には行っても、自分たちのおむつ交換の場所がないということなんですね。だから、人目が気になるし、

苦痛なので避難できない、避難しない、したくないという声がございました。そのような声は届いているんでしょうか。

そこで、指定福祉避難所以外で車椅子避難ができるところ、大人も子供もおむつ交換ができて、授乳も可能なところ、赤ちゃんや子供の泣き声を気にせずに避難ができる場所の環境整備についてはどうなっているのか伺います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

これまで、避難所におきましておむつ交換場所や授乳するスペースがほしいという御意見をいただいておりましたことから、令和３年度におきまして、災害対策支部を設置します８つの指定避難所に、おむつ交換や授乳可能空間設備としまして簡易テントを配置したところでございます。

また、乳幼児や子供の泣き声を気にせずに避難できる環境整備についての御質問ですが、令和２年度まで、保健センターにおきまして乳幼児避難所を設置しておりましたけれども、令和３年度に指定避難所の見直しを行いまして、現在、人吉市立第一中学校の会議室を利用しまして、乳幼児避難所を併せて開設しているところでございます。

それから、車椅子利用の方が避難できる指定避難所の整備につきましては、それぞれの施設で対策が進んでいるところではあるかと思いますけれども、個別の部分につきましては、引き続き、施設管理者と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　令和３年度から簡易テントを配置した、また、第一中学校に乳幼児避難所を設置して、対応ができるようになったと答弁いただきました。ありがとうございます。今後も、さらに整備が進むようにお願いをしておきたいと思います。

宮崎県木城町でも、このような方たち、以後、要配慮者と言いますが、そういった方に対して細かいケアができるようにと、教室を専用の避難所として整備をされて、ミルクの備蓄、あるいは衛生面を考慮してシャワー設備まで設置されているようです。また、福岡県朝倉市では、妊婦さんや乳幼児を抱えた方に特化した避難所、元産婦人科病院だった場所だそうですけど、そういったところを開設する取組も行われているようです。本市でも、今後、引き続き、地区の指定にこだわらずに利用できる、そういった避難所の在り方も検討いただいて、要配慮者の方たちには避難の選択肢が増え、より安心・安全な防災体制につながるように取組をお願いしておきたいと思います。

あと、車椅子に対する環境整備なんですけれども、今後、協議いただくということでありましたが、スロープは、建て付けはしなくても折りたたんで、そして長さも調節ができて丸めて持ち運べる車椅子用のスロープというものがあるんですね。そういうものを必要に応じて整備していただければいいと思いますので、一度御検討をいただきたいと思います。

次に、妊婦さんを除く要配慮者の方については、町内会長や民生委員・児童委員さんで把握をされていると思いますが、実際、いざというときの対応は非常に大変だと思います。個人情報というものもございますし、取扱いも慎重にならなければならないです。しかし、本人の安否確認などについて、災害対策本部との情報共有も必要になってくると思われます。

そこで、市長も述べておられたように、この辺の初動の仕組みづくりについても、最新のＩＴ技術を使ってシステムの構築ができないかなと思うんですね。行政側が抱えているこういった問題を、民間へも課題を提供して、より良いアイデアを提案いただく仕組み、行政と一体となった共助への取組が、今後は特に重要であると思いますが、本市の考えを伺います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本市では、災害時に配慮が必要な障害者や高齢者の方々に対しまして、自立での避難が困難な方などをあらかじめ登録しておく避難行動要支援者の名簿や個別避難計画の策定を行っております。その方法としまして、以前から、民生委員・児童委員の皆様に紙媒体による情報収集に御協力をいただきまして、提供された情報を市職員がシステムにデータ入力をするという作業を行っているところでございます。

こうした作業は互いに労力を使うことになりますし、現状では、安否確認や避難の状況が共有できず、避難所との情報連携に手間がかかっている状況となっております。議員おっしゃったように、これからの作業がＩＣＴ技術により容易に行えるようになり、かつ災害対策本部と避難所の現場の情報共有が図られれば、民生委員・児童委員の皆様や市職員の負担軽減につながるばかりか、データの連係による各所の情報共有が図られ、防災上、円滑な運営につながるものと考えております。

こうしたシステムの導入に当たりましては、当然、予算の問題や技術的な部分、個人情報の取扱いなど、乗り越えるべきハードルも幾つかございますけれども、市民の安全・安心のためにも、民間企業のノウハウと技術の恵与に期待をしつつ、限られた予算と人員を駆使してシステム構築に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　災害時の取組ではないんですけれども、無料のＬＩＮＥを使って独り暮らしの方の安否確認する仕組みを個人でつくったという方がいらっしゃいました。御存じの方もいらっしゃると思いますが、独り暮らしの方は、定期的に送られてくる通知に対して「オーケー」と返信するだけだそうです。これはたとえなんですけれども、こういう形で、答弁いただいたように予算とか技術面でもクリアすべき課題というものは非常に多いとは思いますけれども、そのような課題解決への提案が民間から常態的にできるように、まずは、そういう窓口づくりからお願いしたいと思います。

次です。避難所が遠いと避難行動がおっくうになりがちです。昨年も、何度か避難指示と

か勧告が出ましたが、「もう、きつか。もう行かんばい」という声も耳にしたところです。災害は、いつ、どこで、どんなことが起こるか予測ができません。しかし、分かってはいても、やっぱり人間というものは慣れてしまうんですね。ですから、狼少年にならないように、この慣れによる危機感の薄れを防止する対策について、執行部の考えを伺います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

これまでにも、本市におきまして人命優先の観点から早めに避難情報を発令し、指定避難所を開設してまいりました。結果としまして、災害等に及ぶことがなく、そのこと自体は目的が達成されるわけでございますけれども、このようなケースが続くことで、住民の方々の感覚として「今回も大丈夫だろう」というような気持ちが生まれ、避難への意識が低下してしまうことは十分考えられるところでございます。

このようなケースは、よく「空振り」と呼ばれておりますけれども、実際に災害が発生したときへの予行演習と捉え、今回の避難行動で改善すべき点はなかったか、どのような準備をしておけば、より迅速かつ安全に避難所まで向かうことができるかなどを、その都度、自分自身の避難行動を振り返って、次回以降の避難行動につなげていただくことが重要であると考えております。

ここ数年の気象情報としまして、線状降水帯などにより事前の予測が非常に難しくなっておりまして、また、土砂災害につきましては雨が止んでいるときでも発生するおそれがあるため、災害の予測が困難な状況でございます。

災害はいつ発生するか分かりません。市民の皆様におかれましても、いざというときの備えとして、適切な避難行動が取れるよう、経験と知識を積み重ねていただくことをお願いするところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　このことにつきましては、例えば、参加者に対してプレミアムですね、健診とか献血のときにジュースをいただきますけれども、人吉ではKijicoポイントもございますので、そのようなものを付加することも一定の効果が期待できるのではないかと思います。

いずれにしましても、早く避難することが有効であります。もしもに備えて、空振りではなく、部長がおっしゃいましたように経験と知識を強化して、それが素振り効果として発揮できるように取組をお願いしておきます。

次に、行政のデジタル化についての質問です。

６月１日より、ペット販売業者に対し、ペットへのマイクロチップ装着が義務化されました。このことを見ましても、様々な問題解決に向けて、時代は確実にデジタル化へ移行をしております。岸田内閣は、デジタル田園都市国家構想で、2027年度末までに高速インターネ

ット通信ができる光回線を99.9％の世帯に普及をし、2026年度末までにデジタルに詳しい人材を230万人育成すると発言されております。そして、これらのデジタル基盤をもとに、生活の利便性を向上させ、全国どこでも快適な暮らしの社会を目指し、地域を活性化する、利便性の高い地域づくりを自治体中心で進める、具体的な取組を総合戦略として作成することを要請するとのことであります。

そこで、ちょっと確認いたしますが、３月の一般質問では、過疎地域持続的発展支援事業の中の区分の中にあるメニュー、ＩＣＴ等技術活用事業について質問をさせていただきました。このデジタル田園都市国家構想とＩＣＴ等技術活用事業は合致するものだと思っておりますし、そう認識をしております。７日の全員協議会でお示しをいただいた過疎地域持続的発展計画（案）については、９月定例会に上程できるように策定すると御紹介をいただいておりますが、予算措置なども含めて、本市ではどのように整合性を持った計画をしていくのか、参考までに伺っておきたいと思います。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）　皆さん、おはようございます。お答えいたします。

人吉市過疎地域持続的発展計画は、市の最上位計画であります第６次人吉市総合計画との整合性を図って、現在、策定の準備を進めております。デジタル田園都市国家構想で示されておりますデジタルの活用につきまして、第６次人吉市総合計画の中にも「新しい時代の流れを力にする」という目標を掲げており、デジタル技術を活用して地域の課題解決、地域の魅力向上を図ることとしております。また、現在、パブリックコメントを実施しております人吉市過疎地域持続的発展計画（案）では、地域における情報化の項目で、様々な分野におけるＩＣＴ等の先端技術・未来技術の活用によって、市民ニーズに即応した行政サービスを提供することを盛り込んでおります。

今後は、これら計画を具現化するためにも、デジタル田園都市国家構想推進交付金や過疎地域持続的発展支援事業等の有利な財源を活用しながら、地域の課題解決や市民の皆様の利便性の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　人吉市過疎地域持続的発展計画というものが、今後本市にとっての最上位計画になると確認をいたしました。財源についても、有利なほうを活用していくということで認識をいたしました。

では、本市で、まず取り組んでいく事業というものは、どのようなことが想定されているのか、今後の計画について伺っておきます。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）　お答えいたします。

現在、人吉市過疎地域持続的発展計画（案）で検討しているものとしましては、少子高齢化など、人口減少など、あるいはコロナ禍、災害からの復旧・復興を背景として、農林水産、

サービス産業、教育、生活、医療、交通、公共社会基盤といった様々な分野が抱える課題解決のために、未来技術を分野横断的に活用し、いわゆるSociety（ソサエティ）5.0の推進を目指していくこととしております。市民サービスの向上に向けた具体的な施策、対策、取組の１つとして、情報基盤等の整備の推進により、各種行政手続のオンライン化、マイナンバーを利用したワンストップ手続等の取組、市民が幅広い分野でデジタル技術の活用による利便性の高いサービスを享受できる環境整備を推進していくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　行政のデジタル化につきましては、非常に多くのことが想定されると思いますし、ほかの議員の方からも質問が出てくると思われますが、その中で、私が最も危惧をして、喫緊の進めるべきだと思っている課題は、やはり人口減少と高齢化による影響なんですね、そこへの対策です。このことにつきましては、３月の一般質問で取り上げておりますが、その１つに、地域の力によって守られてきた小さな河川や用水路などの管理がございます。

そこで、本市が管理している河川あるいは水路がどれぐらいあるのか、そして、その維持管理計画はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、おはようございます。お答えをいたします。

本市が管理しております河川につきましては、河川法の規定を準用いたします準用河川と、それ以外の普通河川がございます。準用河川につきましては10河川、１万3,680メートルでございます。普通河川につきましては、法の適用外ということもございまして、数や延長は把握できておらないところでございます。なお、準用河川、普通河川ともに、維持管理計画等は定めていないところでございます。

次に、農業用水路、これは用水路、排水路いずれも含めますが、農業用水路には田畑に農業用の水を導くもののほか、集落内の生活排水を下流の河川に流す役割を果たすものでございます。明治時代以前からあった水路を利用してつくった農業用水路もあれば、新たに圃場整備等でつくられました農業用水路もございます。これらの農業用水路には河川法の適用及び準用がされませんので、人吉市法定外公共物管理条例が適用されるところでございます

農業用水路の草刈り、掃除や泥上げのように、農業用水路を利用するために必要とされる日常的な維持管理は営農に必要な作業でございますので、原則として、農業者、地元であったり土地改良区であったりでございますが、農業者の皆様で行っておられるところでございます。つきましては、維持管理計画についても、市で日常的な農業用水路の維持管理をしておらず、農業者で行っていただいておりますので、策定はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　準用河川が10河川、それと普通河川があると確認をいたしました。また、維持管理については、どちらにも管理計画がないということも確認したところですが、行政の手が入らない状況はこのままでいいのかなというふうに課題が１つ出てきたと思います。激甚化・頻繁化する豪雨災害が、今、全国で多く発生をしており、流域治水というものに対する取組も出てきておる中で、令和２年７月豪雨で被害も本市では出ております。この件については通告外になりますので、今後、機会を見てお尋ねをしたいと思います。

農業用水路については、受益者負担という観点からも理解ができますが、それでさえ影響が出てきているようです。特にここ数年、この現象が一気に加速したように感じております。これから、ますます高齢化が進む中で、このような水路や小河川に関しても、今のまま、地元の住民任せでよいのかと、高齢化によってほったらかしになっていくであろう状況に対し、何らかの手を打たないでよいのかなと強く思っておりますが、この辺りの対応について、執行部の考えを伺います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

農業用施設等の維持管理につきましては、先ほどお答えしましたとおり、農業者で行っておられますが、しかしながら、議員の御指摘のとおり、農業者の高齢化などにより農業用施設の維持管理が年々難しい状況となってきているところであることは、我々も認識をしているところでございます。これにつきましては、現在、本市では、農業者の高齢化や農業従事者の減少を受けて、地域が共同で行う農地の持つ多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の地域資源の質的向上を図る活動を、国の助成金制度でございます多面的機能支払交付金を活用し御支援をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　一般の視点でなんですけれども、どこが県の管理なのか、市の管理なのか、あるいは水利組合なのか、個人なのか分かりにくいんですね。御溝川のように、小さくても１級河川であれば県の管理ですよね。でも、これまで、近隣の皆さんで溝さらいや草刈りなど、管理されてきています。こういったところにこそ、ＩＴ化によってデジタライゼーションをして、維持管理までを一括して民間委託するとか、そのあたりまで考慮した上で検討していく必要があるのではないでしょうか。合理的に行政負担を減らすということは、地方の持つ弱みを強みに変えることができるんじゃないのかなと、素人考えかもしれませんが、思うんですね。

そこで、このことについて、今後の取組と本市の考えを伺います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本市としましても、水路等の保全管理が困難になってきている状況は認識をしておりますので、現在、事業としましては、先ほど言いました、有効な多面的機能支払交付金制度の活

用を維持しながらも、今後は、やはり地理情報システム（ＧＩＳ）等の活用によります地域資源情報の見える化を行いまして、農業者のみならず、地域全体で地域資源を保全していく取組を検討してまいりたいと存じます。

一例ではございますが、現在、県営事業で整備を検討しております上原田地区におきましては、ＩＣＴ、いわゆる情報通信技術を活用した給水と揚水機場のポンプを自動化する水管理システムを導入することによりまして、水利用に応じた排水制御を行い、水管理労力とポンプ運転に係る電気料を大幅に削減できる可能性がございますため、それらの新技術導入を、事業主体であります熊本県とともに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　地域全体で取り組んでいくと、答弁をいただきました。また、ＩＴ化については、できるところから実施をいただいていることも確認ができました。

引き続き、本市にとって何が最善なデジタル化なのかを検討いただきまして、ぜひ、具体化をしていっていただきたいと思います。

また、自治会においても、これは私の考えなんですけれども、市町村と同じように関係人口の創出というものも必要ではないかなと感じておるところです。その辺も視野に入れて、トータルでの取組をお願いしておきたいと思います。

続いて、もう１点です。先日、住民の方から、市道である坂道に山林からの倒木があって、道半分を塞いでいますという連絡がありました。しかも、その場所はカーブであったため、非常に危険だったんですね。そういう状況だったものですから、道路河川課のほうで対応をいただきました。その節は、迅速に対応いただいて誠にありがとうございました。本来は山の所有者で管理するということが望ましいということは理解をしておりますが、やはり、高齢化と人手不足でできなくなっています。しかも、誰が管理義務者で、個人なのか、共有なのか、市なのかさえ知らない方も出てきているのが現状のようです。

このような中、市では、確か、管理ができない放置林の杉、ヒノキなどについて、管理伐採などを代行する事業を実施いただいていたと思いますが、まず、その申込み状況について伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本市におきます杉、ヒノキなどの人工林の放置林対策につきましては、人吉市林業経営者管理協議会に業務委託を行いまして、十数年以上、間伐等の管理がない森林の抽出を行い、山林所有者へ管理委託の意向調査を行っておるところでございます。意向調査により、市へ委ねる意思表示がされました森林につきましては、現況の調査を行い、管理の必要性の判断をいたします。管理が必要となりました森林につきましては、所有者の同意取得、経営管理権を取得させていただきまして、伐採等の実施を行っていくものでございます。

現段階におきましては、井ノ口町、合ノ原町、上原田町、下原田町、上林町、城本町、瓦屋町等の一部におきまして、現況調査を行っている段階というところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　意向を調査中であるということですので、これから実施されるということですね、分かりました。取組と効果のほうに期待をしておきたいと思います。今後、ますます、このような問題というものは出てきて、行政側の負担も増えてくるのではないかと危惧をしているところでございますが、本市は、既にスマート林業に取り組んで、デジタル化によって私有林の所有者情報を収集できるとお聞きをしました。

そこでなんですが、どのようにしてこの放置林の問題を解決していかれるのか伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本市におきましては、平成27年度から、議員おっしゃいましたように、スマート林業に取り組んでおりまして、本市の民有林の全域約１万ヘクタールのレーザー航空計測を実施をし、計測により得られましたデータは、山林の面積、山林の樹種の本数、樹種、材積や詳細な地形データに至る森林情報を活用しておるところでございます。

放置林対策につきましては、球磨中央地区林業活性化協議会メンバーでもある行政機関や森林組合におきまして、不在地主に施業提案を行うときに、航空写真、これは解析データ、現地の状況写真を示しながら説明を行うなど、離れていても確認ができたり、スマートフォンやタブレットによる所有者との位置の確認、現地踏査における軌跡や調査ポイントをリアルタイムにパソコンで確認できるようになっておりまして、それらを活用いたしまして放置林対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　放置林の確認と所有者の特定、それから施業の提案ができるようになったということが分かりました。ただ、そこから先、所有者にどのように対応していただくかということが大変重要だと思っております。これは、他の分野でも言えることだと思いますが、非常に面倒くさいことだと思うんですけれども、そういったものを拾い集めて、デジタル化できることから、まず小さく始めてみて、うまくいったら、それを大きく育てていくということが、双方に取りまして、よりよい社会の創造につながると思います。総じて申したいことというのは、行政側が持つ課題の提供を、民間にも広く知っていただいていろんなアイデアを提案していただく、拾い集めやすくすること、そういった仕組みづくりが今後、取組として大切ではないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

政府は、2030年度末までに災害リスク低減に向けた取組の中で、高速通信規格（第５世代

移動通信システム）の人口カバー率を99％まで引き上げて、それらの情報処理センターを地方に整備する計画があるそうであります。そして、これらの人材も、現在の100万人程度から、３倍の330万人を目指すそうでありますし、２万人以上のデジタル推進委員も全国に配備をして、デジタル機器に不慣れな高齢者支援に当たるそうであります。今からでも、先を見越して地元の高校などへ学科の創設を促すなど、未来を担う人材育成や地方での起業創業へつなげる政策と仕組みを図っておくべきだと思いますので、この分野での施策が加速をしますようにお願いをして、この項目の質問は終わります。

次に、コロナ禍、豪雨災害を乗り越え、復興に向けて、今後の本市の観光戦略の取組について、２点ほどお伺いをいたします。

まず、初めに、いまだに「あそこは何」という意見が多いくまりばについて、本市としての位置づけと今後の在り方について伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えをいたします。

まず、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばの位置づけでございますが、条例にはその設置目的を日本遺産をはじめとする観光振興の拠点及び起業創業支援等による商工振興の拠点として、人吉球磨地域外からの来訪者並びに当該地域内の住民及び事業者が集い交流できる場を創出し、地域の活性化を図るとともに、新たな事業及び雇用の創出による経済振興に寄与するためとしているところでございまして、要約しますと、観光振興及び商工振興の拠点、地域内外からの来訪者と地域内の住民、事業者の交流拠点として、最終的には経済振興に寄与する施設として位置づけているところでございます。

この設置目的及び施設の位置づけを具現化できますよう、これまで施設整備と日々の運営に取り組んできたところでございまして、観光案内機能、コワーキングスペースやサテライトオフィス、シェアオフィス、会議室、簡易宿泊施設やレンタルキッチン、現在は休止中でございますが、温泉施設を有する施設となっているところでございます。確かに、くまりばに対する認知につきましては、2018年７月にリニューアルオープンしまして以来、４年近くたっておりますが、温泉利用や観光情報取得などの市内外の利用者の認知につきましてはあられると思いますけれども、開業３年が経過しましたコワーキングスペースや、昨年再開しました会議室の新規利用者も増加傾向にありまして、そのようなビジネス目的での利用者には一定の認知をいただいているものと認識をしているところでございます。

また、牛塚議員も生徒としてお申し込みいただいております社会人の学びや、ひとよしくま熱中小学校のリアルの会場にもなっておりますので、また、その他のセミナー等の利用も増えておりますことから、学びや交流の場、地域活性化の場としての認知も向上しつつあると考えておるところでございます。

一方で、観光交流面や利用機会のない市民の皆様に対する認知度につきましては、温泉の休止も相まりまして、確かに議員がおっしゃるとおり不足していると認識しているところで

ございます。

くまりばでは様々な集まりの場を提供しておりまして、何が行われているのか、逆に分かりづらい面もあろうかと存じますが、施設の内覧会を含むイベントの実施や温泉の復旧などで市民の皆様にも気軽に御利用いただく環境を整えまして、認知度を高めてまいりたいと存じます。

さらに、今後、施設直下の球磨川右岸側が、球磨川下りショートコースの着船場としても計画をされておりますので、球磨川下り乗船客の皆様にも、くまりばでの取組をはじめ、この場所について一層ＰＲしていければと考えておるところでございますし、敷地内にあります車泊のスペースや、いわゆる簡易宿泊施設のワーケーション利用等につきましても、温泉施設復旧の暁には、さらなるＰＲに努めまして認知度の向上及び利用者の増加につなげてまいっていきたいと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　条例に定めてあるということでございましたが、観光振興の拠点であり、商工振興の拠点であり、交流の拠点でもあるということですね。そこに温泉と船着き場も整備をしていくという答弁であったと思います。分からないわけではないんですけど、何かいっぱい詰め込みすぎているような気がするんですよね。多分、皆さんも少し感じているところがあるかもしれませんが、そこがぼやんとした感じを与えてしまっているんじゃないかなと感じたところでございます。何か柱になるものが必要なのかなと思っています。

災害復旧では大変きれいにしていただきまして、外構工事をはじめ、新たな宿泊施設の改修であるとか、動画が撮影できるレンタルキッチンなども整備をいただいたところでございます。この辺の利用状況については、これは通告をしておりませんので今回は聞きませんが、そちらのほうの利用促進につきましても、引き続きよろしくお願いをしておきたいと思います。

今回、以前から市民の皆様からも非常に要望が多い、「早く温泉を復活してほしい」という声に対してであります。そこで、足湯でもいいので、何とかならないかなと思っていたところでございますが、今後、温泉の再建については災害復旧になると思われますが、どのような計画で進めていかれるのか伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

温泉施設についてでございますが、議員がおっしゃられましたとおり、令和２年７月豪雨被災からの災害復旧に伴う事業でございまして、今議会に委託料を計上させていただいているところでございます。

災害復旧事業につきましては原形に復旧することを基本とする事業でございますが、原形に復旧することが不可能な場合は、形状や材質等を変えまして、被災前の機能を復旧するこ

とは可能なようでございます。今議会で予算がお認めいただきましたならば、設計に入ります中で原形復旧の範囲内で、より利便性が高まり、かつランニングコストも抑えられるような復旧方法を検討していければと、現在は考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　温泉町の老人福祉センターも被災をしてしまって、特に西瀬校区の方たちにとっては、近場に温泉がなくなってしまっておりますので、できましたら、人気のある施設を参考にされて、相良藩下屋敷の雰囲気というものも味わえるような形でお願いをしたいと思います。また、計画が具体化しましたならば、議会だけではなくて市民の皆様にもお知らせいただくとありがたいと思います。

本市は、御承知のとおり、相良700年の歴史が紡いできた日本遺産であります。青井阿蘇神社をはじめ、多くの歴史的観光資源がありますが、くまりばがある場所も、先ほどちょっと申しましたけれども、相良藩の下屋敷跡地であります。石垣もあって、観光の一拠点としても大変有望な場所だと私は思っているところでございます。

しかし、そのことを示す石碑が奥の目立たないところにあり、言わないと気付きませんし、石垣自体も上物の形状による影響なのか分かりませんが、この価値を見出していっていないなというふうに感じています。市長は、所信の中で「魅力的な観光コンテンツの開発など、今後も創意工夫を重ねていく」と発言をされておりますが、この間近にあるくまりばを、殿様の別邸を磨き上げることこそが新たな宝の発掘と発信になると、魅力的な観光のコンテンツになると私は思いますが、市長の考えを伺います。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばは、日本遺産エントラスセンターの機能を兼ね備えた整備を行っており、まさに相良700年の歴史のまちへの入口となる観光の拠点として活用しておりました。しかし、令和２年７月豪雨により、日本遺産を案内するパネル展示品等が被災したため、現在は、観光に係る部分としましては観光案内業務と日本遺産及び人吉球磨地域の観光パンフレット等の設置を行っております。

この場所は、民謡球磨の六調子にも「殿の御殿に鶴が舞う」と歌われるほどの景勝地であった薩摩瀬下屋敷の跡でございますが、現在では敷地の中に築山の跡や樹木などの名残は見ることはできますが、石垣や当時の遺構等につきましては、いまだ年代特定などができないものでございます。下屋敷の成立年代もはっきりしていないそうですが、江戸時代中期頃に、相良家当主の弟が薩摩瀬下屋敷に隠居したとする相良家歴史書の記事が資料上の初見となっております。また、27代相良頼央がこの屋敷に滞在中、球磨川対岸から狙撃されるという竹鉄砲事件と呼ばれる藩主の暗殺未遂事件が起こるなど、政治的な舞台ともなった場所であり、議員がおっしゃるとおり、まさに間近にある宝であり、歴史の語り部でございます。そして、

このようなストーリーそのものが魅力的な観光コンテンツになるのではないでしょうか。議員のおっしゃるように、石碑を目立つようにする、パネルを用いてストーリーを紹介するなどすることで、現在のくまりばの機能を変更せずに、その魅力を十分に活用することができるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　市長がおっしゃいましたように、大改修とかはしなくても、設計次第というか、見違えるようになると思うんですね。まずは、せっかくの石碑を、何とか日の当たる場所に移動できるならばしていただいて、相良家の別邸であったという歴史とその魅力を多くの方に知っていただけるように発信していただきたいと思いますが、本市の考えを伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

相良藩主下屋敷跡の石碑につきましては、入口のロビーからガラス窓越しに見ていただける坪庭がございます場所に設置されておるものでございます。ロビーには業務で使用する道具類等が置いてございまして、議員がおっしゃいますとおり、奥に隠れてしまっているような状況でございます。

しかしながら、先人たちの、諸先輩方の工夫で、室内から石碑を見ることができる最適な場所にも置かれているものと存じますので、今後、ロビーの整理などを行いまして、見えるような動線を確保することで、移設をせずとも皆様に御覧いただけるように、今後してまいりたいと存じます。

相良藩下屋敷の魅力につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、ストーリーに重きを置きまして発信してまいりたいと存じます。また、球磨川下りの着船場としても、今後御活用いただく予定でございますので、やはり、復旧予定の温泉施設と連携させることで、稼ぐことのできる観光コンテンツとして位置づけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　分かりました。まずは、できることから実施をいただきまして、市長もおっしゃっていたように、まさに温故知新をもってストーリーの発信と磨き上げに期待をしておきます。

くまりばについて、最後に１点、確認をさせていただきたいと思います。モゾカタウンの仮設商店街なんですけれども、非常に魅力的な外観で評判がいいです。今後、この商店街がどのようになっていくのか、予定といいますか、計画についてあれば、お尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

モゾカタウンは、令和２年７月豪雨後に、いわゆる仮設商店街として、人吉駅前とくまりば、いずれもリース契約により設置をしているところでございます。当初から、利用期間を２年間としておりましたが、令和４年12月までとしておったところでございますが、町なか等のテナントビル等々が復旧がまだ進んでおりませんことから、モゾカタウン人吉駅前は使用期間を延長する予定でございますが、モゾカタウンくまりばにつきましては、入居事業者が３店舗ございますが、本年中に店舗を復旧される見込みであられることから、現時点におきましては、本年末以降に仮設店舗を撤去するという予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　撤去されるということですね。ここのコンテナ型の店舗は、本当に見た目がよくて、何らかの形で再利用ができたらなと思っているところです。もしもよい計画が出てくるようであれば、利活用の検討もお願いをしておきたいなと思います。

次に、本市のみならず、人吉球磨の観光にとって大変重要な位置を占めておりましたＪＲ肥薩線について伺いたいと思います。

このことでは、３月２日の県議会一般質問でも、溝口県議が県知事の思いを質問されておりました。その後、３月20日には、肥薩線復旧を願うアピール集会が開催をされ、多くの方に参加をいただいたところであります。その後も、肥薩線利用促進魅力発信協議会によりＪＲ九州への復旧要望など御尽力をいただいており、市民の１人としても大変ありがたく思っております。

このような中、今月７日の熊日新聞さんに、肥薩線維持に関して、県は八代―人吉間での地元負担金が概算で年間４億4,000万円になる見込みだと算出した、と掲載をされておりました。肥薩線の復旧については、再開後の赤字軽減策というものが最大の課題でもあり、賛否あるところでございますが、肥薩線利用促進魅力発信協議会会長である松岡市長に、現状について伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

肥薩線の復旧に関する事項等につきまして、熊本県及び地元市町村の連携を強化し、復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共交通の確保に向けた今後の利活用促進策等について協議を行うことを目的としまして、４月18日にＪＲ肥薩線再生協議会を設置したところでございます。

協議会の現状でございますが、第１回の協議会では、肥薩線の被害状況等を踏まえ、鉄道での復旧に向けた課題の整理を行い、鉄道での復旧を目指した復旧費支援や持続可能な公共交通の確保に関して、今後も、引き続き協議・検討していくことを確認したところです。また、今月６日に開催されました第２回の協議会では、５月20日に開催された第２回ＪＲ肥薩線検討会議の結果を共有し、鉄道復旧に向けて地元として取り組むべきことを確認いたしま

した。具体的には、１、豪雨災害からの創造的復興の実現、２、球磨川の豊かな恵みを活かした地域の魅力向上、３、県内、南九州を環状につなぐ鉄道ネットワークによる地域の活性化の３つの鉄道復旧の意義について改めて確認し、復旧費や復旧後の運行経費のそれぞれについて課題を整理したところです。

今回の協議会で整理した課題を踏まえ、地元負担の軽減につながる国による支援拡充等につきまして、協議会として要望活動を行っていくことを確認したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございました。

蒲島県知事は、国の絶大な財政支援と関係市町村が一丸となって協議し、連携することが必要だと発言をしておられます。県と地元の市町村の財政支援も不可欠とした上で、将来にわたって持続可能な経営が担保できるように、鉄道の利用促進や沿線住民の熱意と行動も不可欠だと答えられています。復活へ向け、署名運動も広がりを見せておりますが、重要なことは、住民一人一人が、果たしてどれだけ肥薩線を利用してきたのか、復旧後もどれだけ利用するのか。高齢化による免許返納者の増加などで公共交通の在り方が急激な変換期にある中、そのような方々の利用促進も図りながら、併せてインバンド需要も取り込めるようにグローバルな集客展開をどうするかではないでしょうか。これから先、人口減少に起因する利用者減というものは、誰の目からしても明らかであります。このことについて、協議会ではどのような議論がなされているのか伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

持続可能な公共交通の確保に向けた今後の利活用促進策等につきましては、今後、ＪＲ肥薩線再生協議会において協議を行っていくこととしております。

先ほど市長から、ＪＲ肥薩線再生協議会の現在の協議状況についてお答えいたしましたが、現状としては、課題の共有や今後の方向性、あるいは要望活動の実施について確認した段階でございます。肥薩線復旧後の利活用につきましては、肥薩線の復旧と同様に、大変重要な課題であると認識しておりまして、将来にわたり持続可能な公共交通の確保に向けて、国・県、沿線自治体、そして関係団体等の皆様と共に、今後、議論を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　肥薩線は、人吉球磨にとって、観光面でも人口流出の面からも大変重要であり、個人的にも復旧に賛成の立場ではありますが、このままでは、幾ら国からの支援をいただけたとしても、昔のように国営にならない限りは支援にも限りがあると思っており

ます。そういう未来予想図が見える中で、自走し、稼げる路線とするためには、やはり官民の垣根を越えた取組が必須であり、大きな視点で、例えば肥薩線レイルウエイリゾート構想的な、そういった仕掛けと仕組みづくりが求められると思っています。あるいは、復旧された後、観光列車としての位置づけを理解いただいた上で肥薩線維持管理乗車賃みたいなものを創設するとか、利用者の方にこういうものを負担いただくとか、恩恵が見込める沿線自治体では法定外目的税などの制度設計も、将来は検討する必要性が出てくるかもしれません。

そこで、最後に、肥薩線復旧についての思いを市長に伺います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ＪＲ肥薩線は、沿線地域住民の生活を支える交通手段として、国内外の観光客を魅了する鉄道として大きな役割を果たしてきました。特にＳＬ人吉、特急いさぶろう・しんぺい、特急かわせみやませみ、そしてクルーズトレインのななつ星ｉｎ九州など、ＪＲ九州の路線の中でも最多の観光列車の運行により、観光資源としても、沿線地域の経済活性化に大きく寄与してきた路線です。

現在、令和２年の豪雨災害による448か所の被災により、開業以来100年の歴史を経て、最大の試練を迎えております。肥薩線の復旧、そして復旧後の在り方も含めまして、相当の覚悟を持って本事業に取り組む必要がございます。早期復旧に向けた具体の方向性や持続可能な公共交通としての肥薩線の今後にとりましては、議員がおっしゃる、稼げる路線の実現に向けた検討は避けられないものと存じます。やはり、鉄道そのものの魅力と沿線景観の美しさの創出に尽きると考えますので、関係自治体と関係の皆様と共に議論を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　鉄道は、なぜかローカル線のほうが魅力的であります。すし詰め状態で乗る都会の路線とは全く違うと思います。市長が今おっしゃいましたように、この魅力を最大限に引き出していただき、引き続き御尽力を賜りますようにお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時19分　休憩

午前11時34分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員、西洋子です。真新しい議場の一般質問ということで、なぜか緊張しております。気を引き締めて、通告に従い、質問を

始めさせていただきます。

今回の通告は、大柿地区遊水地と集団移転について、肥薩線復旧について、展示中のD51についての３項目です。

初めに、大柿地区の遊水地と集団移転計画についてお尋ねします。

昨年３月、寝耳に水の遊水地計画が発表され、今度は打って付けたかのような集団移転の計画が持ち上がりました。戸別訪問や隣保班単位での説明会など、きめ細かに意見の酌み取りを行っていらっしゃることは十分承知しています。この２つは、デリケートな要素を多く含む難事業であることは、担当職員の皆さんが一番分かっておられると思いますし、心も痛めていらっしゃると思います。それにまして、住民の皆様方の心痛と混乱はいかばかりかと察します。３月議会での質問に対して、遊水地を前提としたまちづくりを行っていきたいという答弁でした。遊水地をつくるということが前提だったと私は理解いたしました。

さて、この２つの事業について、進んでいるようには見えませんが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　御質問にお答えいたします。

これまで、大柿地区におきましては、遊水地計画案に関する国の説明会をはじめ、復興まちづくりや今後の住まいの再建を考える住民懇談会、戸別訪問を行い、住民の皆様との話合いを重ねてまいりました。その結果として、本年３月に、住民の皆様の命を守るため、そしてコミュニティーを存続させるため、住まいは大柿地区全体で安全な場所に移転をしていただき、別の場所で新しい大柿集落を整備することが望ましいという、市としての方針を地域へ提案という形で御提示させていただきました。

その後、本市の方針提示に対する皆様の意見を確認するとともに、移転場所についても、これまで地域の皆様からいただいた御意見を踏まえ、市としても候補地となる場所を幾つかお示しし、それぞれの場所の住環境や安全面、現時点での概算の整備期間など、市側で精査した内容を住民の方々に御提示しながら、４月と５月に、少人数に分けて懇談会を開催し、意見交換をさせていただいている段階であり、今後も、引き続き、住民の皆様と議論を重ねていく必要があると考えております。

住民の方からは、先祖代々受け継がれてきた土地への愛着や農地の確保、移転することにより、これまで築いてきた大柿地区のコミュニティーがばらばらになってしまうとの懸念などから、本市の方針に納得されていない声や思いがあることも事実でありますが、そのようなお一人お一人のお気持ちをしっかりと酌み取り、お答えしながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　住民の方から、そういった御意見が出ることはもう早くから予想でき

たことだと思います。要するに、進んでいないというふうに私は理解いたします。

移転先の場所の違いはあるにせよ、集団移転を自ら提案されたこともありました。希望された場所が、同じ大柿地区のすぐ南側だったとはいえ、一度は危険な地域と認識されたわけです。それが、なぜ、ここまでこじれたのでしょうか。見えている課題、問題に対して、どのような取組が考えられますか。歴史や文化について、どの程度把握していますか。住民の皆様からの聞き取りだけではなく、市独自として調べられたことはあるのでしょうか。

コミュニティーの存続は、大柿に限ったことではありません。別の町内に移住しても、町内会はもとのままでいたい、誰しも思われることです。ましてや、高齢になって新しいコミュニティーになじむことは、並大抵ではありません。しかしながら、ここ一、二年はいいかもしれませんが、それはそれで新たな問題が出てこないでしょうか。考えてみてください。お隣に違う町内会の人が住んでいるとします。どういったお付き合いになりますか。回覧板は隣保班で回すのが通常でしょう、どうしましょうか。ごみの収集場所はどこですか。町内会費を払っている町内に持っていくんでしょうか。今は仮住まいが前提ですから表立っていませんが、いずれ問題になるのではないかと危惧しております。既存のコミュニティーに所属することで受けられる恩恵も、受けづらくなるおそれもあります。それを防ぐためには、両方に入っていただくのが理想です。

そこで問題になってくるのは、町内会費の負担です。そこで、一定の条件のもと、片方の町内会費を負担するなど、そういう仕組みを検討していただけたらと思います。これは提案です。この課題について、どういう取組をしていただくのかお尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

住民の皆様に御提案させていただく移転場所につきましては、これまでの大柿地区のコミュニティーが継続できるように、まとまって移転できるような場所を選定したいと考えております。

また、地域外への移転後も、大柿地区内のコミュニティーが継続できるような方策を検討していく必要がございます。また、大柿の皆様の心の拠り所である白木神社や大柿毘沙門堂などを含め、大柿地区が築いてきた歴史を残せるような方策を、住民の皆様と共に考えてまいりたいと思っております。

一方、営農についても、大柿地区で営農を続けていきたい方に向けて、農地の確保という点でも、引き続き、関係部署や大柿地区の皆様と方策について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　大柿地区に集団移転を、という話ですけれども、集団移転の理由は、危険地域だということだと思いますが、今後、水災害危険地域への指定をされるのでしょう

か。また、その場合には、どこがどのような手続で指定をし、指定された場合、その地域はどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区においては、住まいは大柿地区全体で安全な場所に移転をしていただきたいとの市の方針を御提示しているところでございますが、災害の危険があるエリアにお住まいの方々がまとまって移転をする際に、移転先の住宅団地の整備費用や移転元地の買い取り費用などに対して支援が受けられる国の補助事業としまして、防災集団移転促進事業がございます。2011年の東日本大震災で被害を受けた多くの被災地が高台等へ移転しておりますが、その多くが、この事業に基づく集団移転であると認識をしているところでございます。

この事業を活用するに当たりましては、既に地区外に移転再建済の方を除き、移転元地から移転する世帯の半数以上が、市が整備する住宅団地に移転することが要件であるほか、移転元地につきましては、居住者の命や財産が危険にさらされるような住宅が再び建設されることがないよう、災害危険区域に指定する必要があります。災害危険区域については、建築基準報第39条に基づきまして当該地方公共団体が条例で定めることとなっておりまして、その条例の中で災害危険区域内における建築制限の内容を定めることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　防災集団移転促進事業を活用するのには、移転元の２分の１が、市の整備した建設型の仮設も含めた住宅団地に移転することとありますが、これは法令で定められていることですか、国との協議で決めたことですか。また、その条件は、誰が設定したものでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

防災集団移転促進事業を活用する場合、市が整備する住宅団地に移転元の２分の１の世帯が移転することが条件になっていることにつきましては法律がございまして、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、この法律の施行規則に定められているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　理解いたしました。

それで、防災集団移転というのは、危ないから移ってくださいという事業だと思うんですが、市は、いつ、そういう地域に指定しよう、いつ、ここは危ないというふうに認識されたのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区につきましては、発災直後に、住民の皆様から集団移転のお話をいただいたこと、

そして、流域治水プロジェクトが完了するまでの間は浸水リスクが伴うということから、住まいを再建するに当たっては安全を確保する必要があると認識をしておりました。

そこで、復興まちづくり計画策定に当たり、令和２年７月豪雨で特に被害が大きかった地区である重点地区の１つとして大柿地区を位置づけ、令和３年５月から11月にかけまして計４回、今後のまちづくりに関する懇談会を開催して住民の皆様と意見交換をさせていただきました。令和４年３月に改定した復興まちづくり計画において、大柿地区は流域治水プロジェクトに基づく遊水地整備計画を前提に、安全な場所への住まいの再建の取組を進めることとしております。加えて、その遊水地整備計画が進むと、計画の範囲内にお住まいの方には移転をしていただくことになるだけでなく、高齢化が進み、今後、単身世帯が増えてくる状況があること、そして、令和４年２月に実施をしました戸別訪問の結果、既に地区外に移転されている方を含め、移転希望者が一定数いらっしゃったことなど、将来的にコミュニティーの存在が危ぶまれる状況であることから、総合的に検討した結果、本年３月に、地区全体で移転をしていただきたいという本市の方針をお示ししたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　いろいろなことを経ての決定だということは理解をいたしました。

ところで、遊水地事業も集団移転の事業も、100％の合意形成がないと実施できないとも耳にします。まして、遊水地建設においては、一人でも反対があるとできない、この言葉が大変ひとり歩きをしているといいましょうか、大きく聞こえてまいりますが、この両方は本当なんでしょうか。強制執行はないと思ってもいいんですか、お尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

遊水地事業、そして集団移転、いずれも住民の皆様の生活に係る大きな決断を迫るものであると承知をしているところでございます。そのため、お一人お一人の御意向をしっかりと受け止めながら、住民の皆様に合意していただいた上で進めていくべきものと認識しております。

市としましては、丁寧な説明と大柿地区の皆様との意見交換をさせていただきながら、早期に住まいの再建が進められるよう、国や県など関係機関の御協力もいただきながら、皆様に御同意いただける方策を検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　本当なのかということについては否定もされませんでしたし、肯定もされませんでした。これは、最初にも言いましたけれども、本当に難事業だと私も思っておりますが、１人でも反対があるとできない、この言葉がもし本当であれば、遊水地はできないですよね。できないのであれば、できない方針に切り替えて、新しいまちづくりの方針を

やっていただきたいなとも思います。

いつまでに終了させるとか、そういう期限の目標みたいなものは執行部は持っていらっしゃるんでしょうか。発表できないことがあっても、その中でも少しでも終わりが見えているのでしょうか。今後の展開をどう見るのか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

球磨川流域のあらゆる関係者が連携して一体的に取り組む治水対策が、遊水地を含む球磨川水系流域治水プロジェクトであり、今後の持続ある流域の発展のためにも、私としては流域治水プロジェクトにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

大柿地区におきましては、地形など地域特性から治水安全度が低く、また、浸水した際の避難ルートの確保が難しいこと、そして、将来的にコミュニティーの存続が危ぶまれるという状況から、皆様の命とコミュニティーを守るために地区全体での移転をお願いしたところですが、決して、大柿地区に残りたいという方々のお気持ちを軽んじているわけではないことだけはお伝えさせていただきたいと思います。

命を守っていただきたい、そのために住まいは移転していただき、農地など大柿地区を残す方策について、皆様と考えたいということを丁寧にお伝えしながら議論を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　先日の説明会は、集団移転先候補地のお話でした。市としては、希望が多かった場所の用地の取得など、次のステップに入る準備にしたかったのだと思いますが、しかし、先ほど否定も肯定もされませんでしたと言いましたが、皆さんから出たのは「確定したことが何一つないのに、こういう会を何回やっても無駄だ」、「遊水地ができるかも分からないのに、移転先の話じゃないだろう」そういったお声、これは、私は４回説明会に行きましたが、４回とも出た言葉です。それ以前にも出ておりましたが。被災直後の集団移転の拒否、農地の改修、住まいの再建が始まってからの遊水地計画、そして、ここにきて集団移転をしてくれという、行政の方針が二転三転するたびに、皆さんはやっとの思いで前に出した足を引っ込めざるを得ません。住まいを再建し、暮らしを建て直す。被災者の心が回復するために行われているはずの復興事業が、事業自体を進めることが目的になっていないでしょうか。住民の皆さんの声を酌み上げていく、その姿勢は本当に大事だと思いますけれども、寄り添うということの意味を、いま一度、考えていただきたいと思います。これで、大柿地区遊水地、集団移転の質問は終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　それでは、肥薩線の復旧についての質問に入りますが、議長の許可を得ておりますので、順番を入れ替えて質問をさせていただきます。また、午前中の牛塚議員との質問で重複するところもございますが、時間的に十分に私のほうでも整理ができておりませんので、その辺は御容赦願いたいと思います。

私もＳＬに乗車したり、普通列車で球磨川沿線の車窓や山線の絶景を見たりと、ひそかに楽しんでおりましたので、復旧を待ち望んでいる１人だということを最初にお伝えさせていただきます。

しかし、やはり気になるのは、お金の問題です。当初235億円かかるといわれた膨大な復旧費は、国交省の事業間連携による公共事業等で76億円まで縮減されましたが、上下分離方式にした場合、当市の負担額はどれぐらいになるのでしょうか。その金額は膨大な金額になると思うんですが、捻出できるのでしょうか。捻出をするということであれば、その根拠をお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

５月20日に開催されました第２回ＪＲ肥薩線検討会議におきまして、流出した球磨川の２つの橋梁の架け替えなどを、国の災害復旧や治水対策の公共工事で担うことでＪＲ九州の負担を大幅に軽減する支援策が示されたところでございます。

この、国による過去に例を見ない絶大な御支援によりまして、大幅な負担の軽減が図られることとなり、肥薩線の復旧に希望の光が少し見えたところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、軽減後の復旧費76億円は、依然として多額であり、これを支援する地元にも相当な額の負担になると見込まれております。

具体的に申しますと、肥薩線は赤字路線でございますので、鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業を活用する場合、ＪＲ九州の負担が２分の１となり、残りの２分の１を国、地方で半分ずつ負担することになりますので、地方の負担は４分の１の約19億円となります。また、仮に上下分離方式を導入した場合の負担につきましては、補助率がかさ上げとなりますので、ＪＲ九州、国、地方の負担はそれぞれ３分の１となり、地方負担額は25.3億円となるところでございます。

この地方負担分につきましては、特別交付税による財政措置はありますものの、くま川鉄道の復旧の際に適用される特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業並みの手厚い支援制度がなければ、相当な額の負担となるところでございます。地方負担の最小化のため、まずは、しっかりと再生協議会において要望活動を行い、国からのさらなる御支援をいただき、早期の肥薩線全線復旧を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　運行経費の赤字について、地方負担の軽減について、国へ財政支援の拡充を要望するということですが、赤字は毎年のことですよね。負担をずっと続けていくということは適切とは思いませんが、実際問題として、補填する期間が発生するのも事実です。当市の財政を見るときに、補填を続けていくことは本当に可能なんでしょうか。協議会は12市町村でしょうか、でも、全部が全部、前向きに負担金を出そうという自治体があるのか。実際、先日の会議の後にも、そのことについて不安だとおっしゃっている首長さんもいらっしゃったようですので、人吉市の負担額は沿線市町村の中でも多いんじゃないかなと考えるのが普通だと思うんですが、毎年出る赤字を、人吉市の財政の中で本当に補填を続けていくことは可能ですか。お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

御指摘のように、八代－吉松間の線区別運行収支が、年間約９億円の赤字と公表されておりまして、復旧後の運行経費をどう解決するのかは大きな問題でございます。現在のところ、まだ、これをどのように負担するかということはこれからの議論となっており、まだ決まっておるところではございませんけれども、仮に上下分離方式を取りました場合、毎年の施設整備や維持管理に関するＪＲ負担がなくなりまして、ＪＲ九州の赤字額は圧縮されますが、その分、設備の維持管理費などを地元が負担することとなりまして、その費用については、毎年、相当な額が見込まれるところでございます。

現行の制度におきましては、国の補助対象となる範囲も限られ、交付税措置があるものの、脆弱な地元自治体の財政力では、その費用を賄うことは大変厳しいと認識をしておるところでございます。将来にわたって持続可能な肥薩線を目指していくには、国による、さらなる御支援が必要不可欠と考えておりますので、復旧費はもちろんのこと、施設整備や維持管理に関する支援策につきましても、国に対してしっかりと要望してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　各自治体の負担率などの協議がされているのか、次の、黒字運営にするための方策はどこまで具体化しているのかということをお尋ねするつもりでしたが、これは、先ほど負担率などについては協議されていないという答弁を牛塚議員のときにいただいておりますので、答弁のほうは結構です。

赤字は災害前から発生していました。令和２年９月の一般質問で、「今年９月までに肥薩線を利用した方」とお尋ねしたときに、手を挙げられた方はたった１名の方でした。その後、前の年１年を加えてお尋ねしたときにも、数名の方しか手は挙がりませんでした。このこと

を取っても、当時から赤字であるということがどれだけ重大なことなのかという認識と、それに対する対策、解消の気持ちがあったとは、私には到底思えません。今度は、十分な方策を練っていらっしゃると思います。赤字の縮小、できれば黒字転換に向けて、どのような形でやっていくのか。今月６日に開かれたＪＲ肥薩線再生協議会で、会長の田島副知事が「鉄道で復旧する意義と熱意と覚悟を共有できた」と会議後におっしゃっております。熱意と覚悟とはなんぞやと思う市民も少なくないようです。具体的なことを言わずに、熱意と覚悟と。これは民間企業だったら、とてもじゃないけど、こんなプレゼンは通らないと私は思うんですけれども、行政の場合、やり方が違うのかもしれませんが、よくおっしゃる熱意と覚悟を、もう少し分かりやすく、具体的に教えてください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ＪＲ肥薩線は、沿線地域住民の生活を支える交通手段として、国内外の観光客を魅了する鉄道として、地域の発展に大きな役割を果たしてきました。特にＳＬ人吉、特急いさぶろう・しんぺい、特急かわせみやませみ、そしてクルーズトレインのななつ星ｉｎ九州など、ＪＲ九州の路線の中でも最多の観光列車の運行により、観光資源としても沿線地域の経済活性化に大きく寄与してきた路線です。１世紀にわたって築き上げてきた、熊本県、宮崎県、鹿児島県における広域の人的・物的交流の交通ネットワークを、被災したからといって容易に切るわけにはいきません。

先ほど部長が答弁しましたとおり、肥薩線の復旧に関しましては、過去に例がないほどの絶大なる支援を国から表明いただきました。しかしながら、地元が負担すべき復旧費に加えまして、線区別運行収支が赤字の路線をどう支援していくのか、脆弱な地元自治体の財政力を踏まえますと、解決すべき課題も山積をしております。

鉄道での復旧を実現させるためには、このような大きな課題をはじめ、地元自治体だけでの力では及びませんので、まずはＪＲ肥薩線再生協議会におきまして、さらなる地方負担の軽減や中長期的な予算の確保など、引き続き国の絶大なる御支援をいただくように、６月中に要望活動を行い、地元の熱意と覚悟を示してまいりたいと存じます。

併せまして、将来にわたり持続可能な公共交通として肥薩線の利活用策につきましても、国・県、沿線自治体、関係団体等の皆様と共に、引き続き、危機感を持って議論を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　様々なことを考えていかれるということですが、いろんなイベントを開催するというのも確かに大切なことなんですが、一人一人の市民の意識を上げていく、お話すると「肥薩線、復旧したほうがいいよね」とおっしゃるんです。肥薩線がないと困るかと言うと、「困らない」とおっしゃるんですね。ですから、肥薩線というのは、私たちにと

ってもとてもなじみ深いものですし、今の線路を見ると、本当に悲しい気持ちになります。そこで、やはり、市民一人一人が肥薩線のすばらしさ、誇れるような、志気を上げるような政策もしていっていただきたいと思います。

観光列車がたくさん走る路線だとおっしゃいました、その中でＳＬ人吉ということもおっしゃいましたが、次に、ＳＬ人吉と同時に展示をされていたD51のことを少し思い出していただきたいと思います。矢岳駅構内にD51が展示されています。肥薩線を重視していたからこそ展示が行われたのではないかと推察しますが、現状は無残な姿をさらす形になっています。先日見たD51は、涙が出るほどぼろぼろでした。ＳＬ人吉の86は、保存状態がよかったのでＳＬ人吉号として現役復帰ができたと聞いています。その頃まではD51も適切な管理がなされてきたと推察します。その後、なぜ、このような無残な姿になってしまったのでしょうか。そのことについてお尋ねしていきます。

まず、所有者と管理者はどなたになっておりますでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

まず、所有者でございますけれども、ＪＲ九州でございます。人吉市が、旧国鉄時代から引き続き無償で貸与いただいているものでございます。

次に、管理者でございますが、市の教育委員会でございます。なお、管理人といたしまして、昭和47年11月の展示開始から平成17年３月までの間、旧国鉄で30年間、機関士として御勤務をされ、ＪＲからその知識と経験を評価され、矢岳駅長を務められました故得田徹氏に管理を委託しまして、平成17年４月から現在におきましては、同氏の意志を引き継がれております矢岳町内会に管理を委託しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　得田元駅長さんの力があってこその保存状態のよさだったとは思いますけれども。２車両のＳＬが矢岳の展示場に展示されていたわけですが、その目的を改めてお尋ねしたいと思います。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、展示しております車両、D51でございますけれども、人吉－吉松間の鉄道開通以来、長年にわたり活躍しておりましたが、昭和47年３月にディーゼル機関車が運転を開始することに伴い、D51機関車は廃止されることとなったところでございます。

しかし、その勇姿を惜しむ声は強く、本市としましても、D51の長年にわたるその功績と偉業を称え、その勇姿を長く保存し、歴史的・社会教育的資料として展示することで、児童・生徒はもとより、広く一般の方々やＳＬファンの皆様にも親しんでいただきたいということで無償貸与を受けたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　そういう明確な目的があったにもかかわらず、無残な姿にしてしまったことは、市の責任だと思います。ＳＬ人吉は顔が映り込むほどぴかぴかです。それに対し、同じ目的で展示されたD51はぼろぼろです。勇姿を惜しむ声を、鉄道ファンや一般のファンの皆様に親しんでいただきたいという目的があったのであれば、適切な管理をするべきだと私は思います。

軽微な管理については矢岳町内に委託しているということですが、保全の義務は、基本的に当市にあると思います。これまでどんな管理をされてきましたか、定期的に安全点検などは行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

D51の管理につきましては、当初から展示館内で展示をいたしておりまして、雨ざらしによる劣化を防ぐよう管理をいたしております。日々の管理につきましては、先ほどお答えさせていただきました管理人により、ＳＬ展示館内の清掃をはじめ、車両本体の清掃及び塗装されていない箇所に対するさび止めなどを実施しているところでございます。

それから、定期的な安全点検はされているかという御質問でございますが、ＳＬ展示館は午前８時30分に開館をいたしまして、午後５時に閉館することといたしております。管理人により、毎日、シャッター設備の開閉作業を行います。その際に、先ほどお答えしました館内の清掃作業等を行い、安全点検や、その他異常がないか確認作業を行っております。

また、台風や大雨などの災害時には、必ず、教育委員会の社会教育課職員による施設内外の点検等を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　定期的ではないけれども、いろんなことがあったときには上がっていらっしゃるということだと理解しましたけれども、ぼろぼろになっていく姿は見てこられたということですね。このぼろぼろな姿をよみがえらせようという計画がありました。しかし、今年度の当初予算にＳＬのアスベスト調査手数料として、役務費17万3,000円が計上されておりまして、この調査が終わらないと手は付けられない、できるかどうかも分からないということでした。

どのような調査内容なのか、また、調査は終わったのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

アスベスト調査につきましては、平成17年９月に、ＪＲ九州により、鉄道車両や駅舎等でのアスベスト調査の一環としまして展示車両の調査が実施されております。調査結果につきましては、ボイラー上部配管とテンダー下部配管にアスベストが使用されておりましたが、

保温テープや塗装で保護されており、保存状態もよいと確認され、今のところは心配はないという結果でございました。

その後は、調査結果を受けた箇所に目立った劣化が見られなかったため、調査は実施しておりませんでしたが、令和３年４月１日に大気汚染防止法が改正されたことに伴いまして、ＪＲ九州が貸与している展示車両の状況管理を徹底していくということとされまして、毎年12月末までに状況確認報告が義務づけられたところでございます。

このことに伴いまして、現在、ＪＲ九州が指定しております調査委託会社に調査を依頼しているところでございます。

調査箇所につきましては、ＪＲ九州から調査方法が示されておりまして、車体の屋根上、側面、車両の下部、それから車両先頭にあります煙室扉、それから運転室周り・車体周りの配管、その他損傷が激しい箇所を調査予定としております。現在調査中でございまして、調査が終わりましたところで、12月末までにＪＲに対し報告をするということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　調査がまだ行われていないということは、当然、飛散の有無は分かっていないということですが、15年前の調査結果のまま、安全と認識していらっしゃるということでよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、調査についてはアスベストに関する調査でございます。アスベストにつきましては、大気汚染防止法に基づきましてアスベストが使用されております建築物等の解体・改造・補修作業を行う際に飛散防止対策が義務づけられているものでございまして、解体工事の元請け業者または自主施工者は、解体等を行うときはあらかじめアスベスト使用の有無を調査することが義務づけられているものでございます。

D51のアスベストに関しましては、大気汚染防止法に基づいて特別違反することもなく、日頃の維持管理において適切な管理がなされていると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　安全だということは理解をいたしましたが、調査結果ではですね、先ほど申しましたある団体が提案しているボランティアやクラウドファンディングまたは県の補助事業を受けて、塗装作業をやりたいということでしたが、調査結果によってはこれは可能でしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今年度実施いたしますアスベスト調査においてアスベスト飛散の可能性が判明した場合は、

速やかに適切な飛散防止措置が必要となりますので、その防止措置を実施した後に、議員がおっしゃるような塗装であるとかそういった作業は可能かと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　そうしたら、これから、どう管理して活用していくのかということをお伺いしたいと思います。

肥薩線利用促進・魅力発信協議会がありますが、D51は肥薩線の魅力の１つではなかったのかなと、この状況を見るとそういうふうに思ってしまいます。あのD51をこれから、どう管理し、活用していくのか。または、廃棄も視野に入れているのか、今後の保存につき、活用についてお伺いをいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

ＳＬそれからＳＬ展示館でございますけれども、開設からまもなく半世紀を迎えようとしておりまして、展示館内で展示していることにより車両本体に大きな劣化というのは見受けられませんけれども、施設自体の老朽化も進んでおります。今年度におきましては、老朽化と錆により開閉がしづらくなっておるシャッター設備の修繕を予定しております。

それから、先ほどお答えしましたように、アスベスト調査においてアスベスト飛散の可能性が判明した場合は、速やかに適切な飛散防止処理を実施してまいりたいと思っております。

ＳＬの展示館につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、やはり、その勇姿を長く保存し、歴史的・社会教育的資料として展示することで、多くの皆様に親しんでいただきたいということで無償貸与を受けたものでございますので、歴史的価値あるものと認識しておりますので、今後も適切な保存に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　適切な保存の内容がまだ見えてはきませんけれども、このまま放置が続くと、巨大な鉄くずになってしまいます。とても人様に見ていただくようなものではなくなってくると思います。

貸与ということですので、返すことは可能でしょうが、そのときの費用は、当然、当市の負担になってくるのではないかと思います。肥薩線が復旧した場合、よく言っていました100年レイルですね、トンネルとか線路は100年の歴史を持ったものというのはところどころしか残らないと思います。でも、このD51というものこそ、100年レイルの生き証人のようなものではないかと思います。D51の勇姿の復活は、先ほど市長がおっしゃいました熱意、その中にも含めていただきたいと思います。肥薩線の復旧とD51の勇姿復活はセットで考えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時29分　休憩

午後１時42分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　14番議員の福屋法晴です。

通告に従い、一般質問を行います。通告は、組織機構改革から部署設置及び働き方改革について、市営住宅から安全対策について、災害対策から災害対応について、質問を行ってまいります。

令和４年は、新市庁舎が完成し、人吉市が新しい時代に生まれ変わる分岐点の年と考えます。新市庁舎建設については、熊本地震から始まり、令和２年未曾有の大水害、世界中に拡大しているコロナウイルス感染症など、多くの困難の中、新市庁舎が開庁できたことは、人吉市の今後を未来に託す拠点ができ、また、防災拠点を兼ね備えた人吉球磨の拠点でもあると考えます。多くの市民の御理解のもと、人吉市民の安全で安心を守る機能を確保した拠点として、また、市民の避難所として、人吉市だけでなく人吉球磨における防災拠点としての災害対策本部として新市庁舎が建設されたことは、これからの長い歴史の中で重要な拠点になると思います。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、組織機構改革から、部署設置及び働き方改革について質問をしてまいります。令和４年５月６日に人吉市の新市庁舎が完成し、無事、開庁されました。現在、新市庁舎に来るたびに、完成はいつなんだろうと思うのは私だけでしょうか。人吉市の新市庁舎玄関前には、いつまでカラーコーンによる防護柵が設置され続けるのか。果たして、早く、完全な形での完成日が来るのか。このままの状態とは考えにくくありませんが、今後、すぐに何らかの手だてがあると期待しておりましたが、本日、コーンがなくなっておりました。まだまだ対応されるべきと考えます。

それでは、質問に入りますが、執行部から、これまでに部署と配置について説明をいただき、現在運用されていますが、今回は初めてでもありますし、新市庁舎における部の在り方、職員の働き方改革についてお尋ねします。令和２年の大水害から一日も早く人吉市民が安心して生活ができる居住環境をつくらなければいけないことは大切なことだと思いますが、なぜ、復興政策部、復興建設部をつくる必要があるのか。今後の人吉市の復興に関しては重要な施策ですので大切なことであることは分かりますが、復興局で協議・検討し、これまでどおり建設部にて対応できないのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害発生以降、本市をどのように復旧・復興していくのか、新しいまち

づくりを進めていくのかという全体像につきまして、関係者の方々や市民の皆様に御議論をいただきながら、その方向性、指針となります復興計画、復興まちづくり計画を作成してまいりました。また、同時に、本市の基盤整備をどのように進めていくかということにつきましても検討を進めてまいりました。この計画に基づき、今後、本格的に復興に向けた事業に着手するに当たり、これまでの体制で対応し得る規模を越える事業規模が想定されますことから、復興計画及び復興まちづくり計画を強力に推進するための体制確立に向け、組織の改編を行ったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　人吉市の部設置条例が12月議会にて提案され、現在の市長部局に復興政策部と復興建設部が新しく設置されたのですが、設置以前との部内の違いについて、復興局が廃止され、復興政策部に移動しただけで、これまでの建設部については、復興に係る基盤整備に関することが追加され、部の名称が変わっただけではないでしょうか。

これまで設置されていた復興局には、県からの派遣職員の方についての説明では、県のエース級職員が派遣され、今後の人吉市の復旧・復興に重点を置き、一日も早い復旧・復興に力添えをしていただく職員であるとの説明をいただいていましたが、１年での交替で、部局も変わり、遅れが生じるのではないでしょうか。先ほども言いましたが、これまでの企画部が行ってきた事務について、ほとんどが復興政策部に移行されました。これまでどおりの企画政策部のままではいけないでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

これまで企画政策部、建設部、復興局の３部局におきまして、市の根幹計画となります第６次人吉市総合計画の全体進捗管理、災害からの復旧・復興事業、まちづくりの推進を担っておりましたが、復興局が所管しておりました復興計画及び復興まちづくり計画の推進、関係機関との連絡調整といった復興に係る政策的業務につきまして、企画政策部と統合したところでございます。

また、行政サービスの質の低下を招くことがないよう、既存事業との調整を図る体制を整え、また、同時に、復興局が担っておりました復興に係る基盤整備といった具体の事業につきまして、建設部と統合し、併せて両部再編を行ったところでございます。

復興政策部につきましては、復興支援課、秘書課、情報政策課の３つの課、復興建設部の体制としましては、都市計画課、市街地復興課、道路河川課、住宅政策課の４課とし、復興事業を推進する体制を整備したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　これまで、市政の総合的な企画から、調整及び広域行政に関すること

をはじめ、姉妹都市交流、統計に関すること、秘書課をはじめ、市長の特命に関すること、まちづくりに関すること、まちづくり活動の支援や育成、人権啓発及び男女共同参画など、人吉市の今後について対応してこられました企画政策部について、なぜ、統合し復興政策部に吸収されたのか、お尋ねします。

また、復興政策部に移行できない項目については市民部に統合されたようになっていますが、このことについてお尋ねをします。これまでの企画政策部長から政策統括監に名称が変わりましたが、働き方改革の関連であるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本格的に復興まちづくりを推進するに当たり、介護保険や各種証明書の発行、戸籍住民基本台帳事務といった自治事務、法定受託事務をはじめとした行政サービスへの影響を最小限とする上でも、既存事業との調整が重要であり、その調整役割を担ってきた企画政策部が、復興まちづくりを両輪として進める組織体制としまして復興政策部を設置しております。

また、復興計画に掲げております復興の将来像「球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」を見据え、一日も早く復旧・復興を実現するために、より一層、市民の皆様と協働の取組を進める観点から、企画政策部が所管しておりましたまちづくり活動の支援や人権啓発、男女共同参画に係る事業につきまして、市民部におきまして担うよう組織を改編したところでございます。

また、統括監を設置しておりますところも、復興事業と全体の事業調整を担う担当として、それぞれ配置を行ったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、企画政策部について、私の考えなんですけれども、企画政策部とは人吉市の未来永劫を計画される大切な部署であると思います。市長の特命に関することや、秘書及び渉外など、大切なことを行うための部署だと思いますが、ここで市長にお尋ねしますが、市長にとって大切な公務を行うところと考えますが、問題はないのでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

企画政策部が所管しておりました市政の総合的な企画、調整や特命に関すること等につきましては、同部を母体とした復興政策部の所管といたしております。

災害からの復興が市政の重要課題であることを考えますと、市政の総合的な観点と合わせ、復興政策部におきまして事業に本格的に踏み出す組織が整えられたと考えているところでございます。

なお、復興政策部には新たに秘書課を設置し、執行機関としての市長の指揮系統を強化するとともに、情報政策課を新設し、本市復興の牽引力の１つとして、スマートシティへの取

組に着手しており、以前の企画課を継承する復興支援課を中心に、各施策の横串を刺すなど、市の総合力を発揮できるよう期待しているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ、今度部署が変わりましたので、政策統括監の方には市長の右手となって、副市長と一緒に支えるべきだと私は思います。市民から話を聞いても、どこに何があるのか全然見えないというような話を聞いて、我々もどこに行っていいのかなというのが今の現状と思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、市長部局以外の、議会、教育部、水道部、監査、会計課、選挙管理委員会、農業委員会などについて、現在の取扱いについて説明をお願いします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

議会事務局をはじめとします各委員会等におかれましては、各委員会等に任命者がおられまして、組織の運営に当たっておられます。令和４年４月からの組織の見直しにつきましては検討を重ね、方向性を定めたところで、各委員会等の組織運営に影響があると思われる場合は、各委員会の任命者へ御説明をし、御理解をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市長部局以外の方たちとは委員会等の任命権者と協力をしていただくということで、少し安心したんですけど、ぜひ、密にそういう協議をしていただきたいと思います。

次に、農業委員会など、令和２年大水害を受け、農地の一日も早い復旧を農家の方々は望まれておられ、今、一番復旧に力を注いでいただく時期であると考えますが、このまま３年目の耕作もできず遅れていけば、耕作者の年齢も上がり、いくら機械での耕作だとしても耕作放棄も考えられる方々の深刻な状況の中、新しい部署配置において、これから他人に聞かれたくない相談もしにくいとの相談をいただきました。

これから、ますます農地をはじめ、経営などの相談件数が多くなると思いますが、相談場所についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

農業委員会に係る相談関係の対応の御質問かと存じます。通常の農地の貸し借りや農地転用に係る農地の確認、御相談、提出書類の確認・受付等につきましては、庁舎２階の事務局の窓口で行っているところでございます。このほか、協議に時間を要します法人の新規農業参入に関すること、3,000平方メートルを超える農地転用など、県の審議案件となるもの、また、個人情報や金銭等に関わる農地のあっせんに関するものなどにつきましては、２階相談室や会議室などで対応することとしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それぞれの階に多くの会議室がありますが、２階には財産区の前にも会議室等があります。それとか農業委員会とかあるときには広い場所も要りますので、その都度、分かりやすい場所を確保していただきたいと思います。

それでは、農業委員会のフロアに農畜産係と農業委員会が向かい合った状況での公務となっております。現在これでやっておりますが、これでいいのでしょうか。農業振興課の横に農業委員会のデスクがありますが、農業委員会は市長部局ではないと思います。これまでも別のフロアにあったと思いますが、事務局長を次長が兼務していただくことでのこのような対応が起こったのではないかと考えますが、これも働き方改革が関係しているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

農業を取り巻く環境としましては、全国的な問題でもありますけれども、本市におきましても、農業に従事される方の高齢化による担い手が減少しており、また、耕作放棄地の増加といった問題を抱えております。そのような中で、令和２年７月豪雨災害が発生し、農地等において甚大な被害を受け、現在、復旧に取り組んでいるところでございます。

農業が抱える諸問題の解決に向け、農業の振興と農地の活用を推進し、農業の健全な発展を念頭に、取組の連携強化並びに、お越しになられた農家の方々の利便性も考慮し、現在の体制としたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、農業委員会のデスク配置について、また、今後、農家との相談業務や定例会などについての対策はどのような方法での開催を考えておられるのか、農業委員会との協議はされたのか、了解は得られておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

今回、令和４年４月からの組織再編に向けまして、農業委員会事務局長と農業振興課長が兼務をすることなどにつきまして、そのことによる執行体制につきましては、農業委員会に御説明をいたしたところでございます。

お尋ねの、相談業務関係につきましては、今後も、相談内容に応じまして事務局の窓口、もしくは、先ほど御説明しましたような相談室を活用した対応をしていくと伺っているところでございます。また、定例会等につきましても、庁舎内の会議室において開催する予定であると伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　関連で、農業委員会の質問に対して、今までは農業委員会の事務局長の方が答弁をされておられたんですけど、今後、こういう質問に対して、農業委員会の事務局長の答弁ということで確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

議会の一般質問につきましては、通告内容を確認・精査させていただいた上でお答えをしているところでございます。

農業委員会所管に対する御質問に関しましては、農業委員会事務局長が対応することになろうかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　農業委員会の事務局長のほうから答弁をいただけるということで、昔にそういう経験がありましたので、お願いしておきたいと思いますが、できれば兼務ではなくて、別に農業委員会の事務局をしていただければと思います。

そこで、私からの提案ですが、新市庁舎建設において、西間別館に教育部が設置される計画がありましたが、同じ庁舎に設置していただきたいと、一般質問を行ってきました。その結果、しっかり受け止めていただき、途中での変更がなされ、現在は新市庁舎４階にて業務が開始されていますので、農業委員会についても、今後、西間別館の改修が始まりますので、こちらに農業委員会を配置できるように計画されたらいかがでしょうか。直接相談できる場所の確保が必要であると考えますが、また、意見を聞いてみられることも大切だと思います。働き方改革とは、働きやすく、相談業務などに対し、職員が働きやすいことだと思います。相談者の方が、現場から直接相談に来られることに対し、新市庁舎においては問題があるのではないでしょうか。松岡市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

農業委員会の執務室につきまして、先ほど総務部長答弁のとおり、農業委員会と市農業振興課の連携強化並びに、お越しになられる方の利便性も考慮し、現在の執務室の状況となっているところです。

旧西間別館につきましては、保健センターを１階と２階の一部に、２階の一部に教育委員会のかがやき教室、子ども子育て相談室に加え、災害時には妊婦や乳幼児連れの方等を想定しました避難所として利用できる会議室を配置する計画であり、現時点では、農業委員会事務局の執務室を確保することは厳しい状況でございます。御迷惑をおかけする部分もあろうかと思いますが、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、市長から、大変難しいということで答弁をもらいましたが、その

時期にも、教育部についても、これは絶対できないというような答弁をいただいているんですよ。でも、変わったじゃないですか。農業委員会の方、いろんな農業の人と話をするときに、現場から直接駆けつけて、１階のフロアで靴を脱いで上がれる状況が一番いいんだというのと、２階まで上がってきて、相談室が一番遠いところでしますとなったら、どの方が、いつ、何時にどういう相談に来られたということを確認される方がおられる。だから、そういうので会いたくないと言われる方もおられるんですよ。だから、違う部署でそういうことをしたら、常日頃いつでも来て、自然と相談できるんじゃないかなということで提案を申し上げておりますので、まだ決定ではないので、今後検討していただきたいということです。これは、農業委員会の方と、やはりお話を密にされていないんじゃないかと私は思います。そういう関連の人から相談を受けるということは、市として相談はしていないんじゃないかなと私は思いますよ。だから、そのあたりも、今後ともよろしくお願いしておきます。

次に、新市庁舎が完成し、新しい環境での業務が開始されましたが、部署においては、これまでも次長をはじめ、業務を兼務していただいていましたが、新市庁舎における役職職員の挨拶が、６月本会議場でありました。部長をはじめ、次長、課長職の役職の兼務が多く見られますが、職員配置や兼務について、松岡市長の方針なのか、考えについてお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

職員が本務とは別に、他の職を兼務する必要が出てくる場合がございます。新たに事業を実施する場合や組織的に取り組む課題への対応、業務上、連携強化が見込まれるなど、現在の本務におきまして、一部業務を所管する、または、関連性が高い業務の職を兼務することが行政運営上必要であると判断される場合に、職員が他の職を兼ねることもあるというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　現在、これまでの庁舎と比較して、新庁舎での仕事がやりやすいと感じる職員は、果たしておられるのか。開庁から、これまでの対応や、少し気をつけて見ておられたら分かると思いますが、市の要におられる総務部長に、このことについてお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

これまで約６年、分散した庁舎で執務環境が決してよいとは言えない中で業務を推進してまいりました。また、なかなか顔を合わせ業務の打ち合わせや意思統一をすることもままならない状況でございましたけれども、こういった課題について、新市庁舎での業務開始に伴い、大きく改善されたものと思っております。

例で申し上げますと、執務環境としましては、照明や通路、窓口カウンターなど身近なところの環境が改善され、書類関係につきましても、書庫を各階に整備したことで整理ができ

たものと思っております。

仕事のやりやすさという点では、私としましては、分散しておりました職員が１つの庁舎で業務ができることが一番ではないかと思っております。職員が協力し合い、連携することで、仕事の精度や進捗、さらには結果が変わっていくわけでございまして、そのための職員の一体感を醸成する環境に大きく変わったものと捉えておりまして、多くの職員もそのように感じているのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　総務部長のほうから、これまでの分散から１か所にするということで、職員は仕事はしやすいというふうに感じているということですので、ほかの部長さんたちも、今後、次の９月議会までにしっかりと見とっていただきたいなと思います。もし、何かあったら、また質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、兼務することができる仕事内容なのか。現在、何名の職員の方が、どのような兼務をされておられるのか。職務に影響はないのか、負担はないのか。兼務されておられる職員は、同じ時間に対応しなければならない事務が生じたとき、対応される順番はどうされるのですか。対応について、また問題があるとすれば、どのような問題が考えられるのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

部長及び次長、課長級にある職員44人のうち18人が、本務と別の職を兼ねております。部長級では、現在、私が行財政改革課長を兼ねております。次長級では、総務部次長が財政課長を兼ねるといった場合や経済部次長が農業振興課長並びに農業委員会事務局長を兼ねるといった、委員会等の局長を兼ねる場合を含め、８名。課長級では、総務課長が選挙管理委員会事務局長を兼ねるといった、委員会等の局長を兼ねる場合や、復興支援課長が肥薩線世界遺産推進室長並びに人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868館長並びに公平委員会書記を兼ねるといった、課が所管する施設や業務に関連する場合や、福祉課長が臨時特別給付金推進室長を兼ねるといった、関連する新規事業の場合を合わせ９名が、それぞれ兼務をしている状況でございます。

本務への影響につきましては、業務上、連携強化、業務の関連性と、また、部署の所属職員の配置も考慮の上、兼務を行っておりまして、負担を抑制しているところではありますけれども、事業の実施等を考慮し、必要に応じて、今後検討することになろうかと思っております。

また、同じ時間帯に業務が重なる場合につきましては、まずは重複しないような業務配分を行うことになろうかと思っております。関連性の高い業務につきまして兼務を行っておりますことから、重複することはそう多くはないと考えておりますけれども、本務、兼務の別

はなく、業務が重複する場合は必要な調整を行った上で業務に当たっていくことになろうかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　現在でも、約半数の方が兼務をされておられるということで、非常に頭の下がる思いであります。十分体には注意して、今後、公務に当たっていただきたいと思います。

そこで、新市庁舎での業務再開後、職員の実態についてお尋ねしますが、個人情報に関することについての詳細な答弁は求めませんが、現在休職中の職員はおられるのか。おられたとしたら、何人くらいおられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

６月現在で、病気やけが等で休職または病気休暇にて職場を離れております職員は７名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、７名ということでお答えをいただきましたが、７名の方の休職で、その分、ほかに影響が出ていくんじゃないか、負担が増えるんじゃないかということを考えております。

そこで、人吉市においても職員適正化計画があることは知っておりますが、仕事に関しては、民間と違い、職員の方々は部署異動が決まれば、従わなければ庁舎機能は回らないことは承知しています。職員の方たちも、１人のひとであり、機械ではないと思います。それぞれの職員が適材適所において最大の力を発揮できるように考えるのは市長の采配だと思います。職員の方たちは、仕事を覚え、今後、役職に就き、市民のためにも頑張っていただきたいと思います。また、希望どおりの部署での仕事とならないこともあると思いますが、職員として知識を高めていただく指導も、今後、役職に就いておられる方々、兼務しておられる職員の負担となるのではと心配しますが、皆さん方は大変能力がある方なので兼任ができるのだと考えますが、今後、ますますいろんな仕事が課せられてくると考えますので、役職のさらなる負担が増えるのではないかと考えます。職員適正化計画が本当に人吉市民のためになると思われるのか、松岡市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

令和２年３月に、令和２年度から令和９年度までを期間としました第４次定員適正化計画でございますが、令和２年７月豪雨災害以降、復旧・復興に係る業務が増加する中、全国自治体から応援職員を派遣いただいている状況下において、復興へ本格的に踏み出す時期を迎え、事実上の停止の状態となっております。

令和２年度当初の職員数が327人、令和３年度が334人、令和４年度が337人と増加しており、全国の自治体から、今年度19人の派遣等の御支援をいただくとともに、再任用職員18人、会計年度任用職員145人にて業務に当たっております。

ただ、山積する業務に対し、いまだ充足しているとは言い難い状況から、職員採用に関しまして、大学卒業程度の採用を10人予定しており、また、高校卒業程度の試験につきましても、同程度の規模で募集する計画であり、併せて、今後も必要に応じ、任期付職員等の採用を検討しているところでございます。

人材の確保につきましては大変厳しい時世ではございますが、一日も早い復旧・復興の実現を目指し、組織体制を整えて取り組んでまいりますので、市議会並びに市民の皆様におかれましても御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ、よろしくお願いしておきます。

次に、未来の子供たちの健全な青少年育成を目指し、人吉市において多くのスポーツ交流ができる拠点と交流人口を増やしたいとの思いで、人吉市に多目的運動公園広場建設を目指してきましたが、時代の流れにおいて人吉市が直面した人口減少に歯止めをかけるためには、働く場所が重要であると考え、未来の子供たちが育った人吉市で生活ができる環境をつくることが、生き残りをかけた初めの一歩となればとの思いで、中核工業用地としての用地変更に賛成をしたことを思い出しますが、松岡市長をはじめ、執行部におかれては、これまでの誘致活動に対し大変な努力をしていただき、今年、ランバーやまと協業組合の進出が決まりました。大変感謝申し上げます。

松岡市長にお願いしますが、今後とも、地域経済の発展のため、働く場所がまだまだ必要であると思います。今後についても、しっかりと誘致活動をしていただきますようお願いをいたします。

前回、３月議会において、企業誘致について質問をしております。台湾企業ＴＳＭＣの熊本進出が決まりましたが、ここの担当者の方は、人吉市において復興局に在籍しておられました方なので、人とのつながりを大切にされる松岡市長でありますので、ぜひ、関連企業をはじめ、多くの企業誘致をこれからも行っていただくためにもよろしくお願いをしておきます。

今後、誘致に関してはどの部署で行うのか。未来の子供たちが人吉市に残れるかは、私たち議員をはじめ、人吉市民全員の思いでもあります。若さに溢れる、これからもますます活躍が期待できる松岡市長の頑張りに、今後も期待します。

復興を加速するために、復興政策部、復興建設部の２部をつくられました。今後、人が増えることが人吉市の復興につながると思います。そのためには、ぜひ、企業誘致課の設置を

お願いしたいと思いますが、今後についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

企業誘致に関しましては、現在も経済部商工観光課のしごと創生係が所管しておりまして、様々な関係者を当たっているところでございます。議員御指摘のとおり、少しでも多くの企業を誘致できるように、引き続き頑張ってまいりたいと思っておりますし、担当につきましても、引き続き、こちらが担っていくこととなります。新たに組織的対応の在り方につきましては、必要に応じて、今後検討していくことになろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　この質問の最後となりますが、職員定員適正化も必要な施策かもしれませんが、若い職員を採用することでのメリットも多くあると思います。今後の少子高齢化対策も、若い職員が増えることで解消できるかもしれないと思います。

また、これからのデジタル社会において、若い世代の力とアイデアと、これまで地域を牽引してこられた人吉市民全ての力が人吉市の将来をつくりあげることができると思います。今後、松岡市長を筆頭に、市職員の皆さんが、健康で、楽しい職場であれば、安全で安心な市民生活を送ることができる、住みたいまち、子育てをしたいまち、人吉市の復興につながると私は考えます。そのためにも、安心して働いていただける場所でなければならないと考えております。このことを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、市営住宅から、安全対策についてお尋ねをしてまいります。

これまで市営住宅の安全対策については、空き部屋になっているベランダにハトによる巣作りを行うことでの糞のにおいや羽根などの粉じんなどによる伝染病をはじめ、居住しておられる方々の健康被害が心配される状況を考え、ハトによる健康被害対策などについて質問を行ってまいりました。早急な対応をお願いをしてきましたが、担当課において早急に対応していただき、ありがとうございます。皆さん、大変喜ばれておられるようです。まだまだ対策が必要と思われますが、現在の状況と対策についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、御質問にお答えいたします。

団地のハト対策につきましては、外壁改修工事が完了している団地から順次、ハトよけネットを設置しているところでございまして、昨年度までに、立野団地５棟、鶴田団地７棟が完了しております。今年度は、一本杉団地２棟、前田団地２棟を予定しておりまして、来年度以降も、ハト被害が顕著な団地から計画的に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ありがとうございます。ぜひ、全ての団地でこういう問題が起こらないように対応していただきたいと思います。

次に、現在、市が管理する市営住宅は、建て替え時期に来ていると思いますが、建物について、長寿命化対策において整備をしていただいておりますが、これまでの整備状況について、また、今後の整備計画についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市営住宅につきましては、人吉市公営住宅等長寿命化計画に基づき、階段手すりの設置や給水設備の改修、屋上防水改修、外壁改修工事等を、社会資本整備総合交付金を活用しながら計画的に実施しております。

現在は２期目の長寿命化計画を策定中でございまして、今年度以降は、この計画に基づき効果的な整備を行っていくということにしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、人吉市には各校区に生活拠点としての市営住宅が確保されていますが、居住されておられる方々から、住宅についていろいろな不満があるようです。引っ越しをしたくても、高齢者となり、なかなか転居できないのが現況のようです。

問題は、それぞれの市営住宅において管理費が違うので、戸数が少ない住宅では、衛生費、管理費が高くなり退去され、ますます管理費が高くなるようで、悪循環になるようですが、以前、管理費について、ある程度は市がみるべきではないかと質問していますが、なかなか、それぞれの市営住宅の管理運営上、できないとのことのようですが、今後に期待をしたいと思います。

今回は、市営住宅の扉や駐輪場についての安全管理ができていないように思います。どの団地においても、居住されておられる家庭ごとに駐車場がそれぞれあるようですが、駐車場については若い方々が自家用車を持っておられ、駐輪場については高齢者や子供たちの弱者が使われることが大半だと思いますが、安全対策について、どのようなことを、いつ行っておられるのか。

実は、私に相談があり、熊田口団地の駐輪場を見てきましたが、担当課の職員の方も現地において調査・確認していただいていると思いますが、危険な箇所が多く見られました。これまでにけがをされたとの報告がなかっただけなのか、とても危険であると感じました。これまで、なぜ放置されてきたのか、お尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

各団地に設置されました駐輪場、それから共同施設の清掃、使用上のルール等につきましては、各団地の自治会や住宅管理人にお願いをしているところでございますが、施設上の安全対策は、市が責任を持って行うということになります。

また、住宅管理人の管理業務の一環で、住宅及び共同施設の破損箇所の報告をお願いしているところでございまして、その報告を受けて、予算の範囲内で対応しているところでござ

いますが、これまで対応が不適当な団地もございました。

議員御指摘のとおり、熊田口団地の駐輪場は破損が著しい状況にございますが、担当のみの判断で、組織として危険性を把握できていなかったというところがございます。新年度に入り、技術者と専門業者で現場も確認し、危険な状態であるということを確認しております。まずは危険性の高い駐輪場１基を撤去し、改築の方向で検討をさせていただきます。また、残りの駐輪場は、必要駐輪台数を精査の上、撤去または修繕で対応したいと存じます。今後は、このようなことがないよう、いま一度、各団地を見回るとともに、専門的な判断が必要な場合は、担当で判断せず、組織として確認し、責任を持って対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ドアクローザーについては、前回、前々回ですかね、質問をしておりまして、一昨日、ちょっと団地のほうに行ってきたら、もう少しで私も挟まれる状況でした。ゆっくりだろうと思って入ったら、いきなり後ろからドアが来ましたので、ぜひ、していただきたいと思います。

それでは、各団地において共通の点検リストはあるのか。もしなければ、早急に製作していただき、配布していただきたいと思いますが、各団地でそれぞれ違うのか。また、それぞれの市営住宅には管理協力していただいている管理者の方がおられると思いますが、管理者がおられるとしたら、担当課と安全対策についての協議をしておられるのかお尋ねをします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

住宅管理人には、業務委託契約の中で住宅及び共同施設の破損箇所等の報告という項目がございますが、一部を除いて具体的な点検項目はございません。住宅管理人は単年度で交替される方も多く、点検内容も分かりにくい場合がございますので、管理人の御負担にならないように、分かりやすいチェックシートの作成の検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　もう約50年になるんですけれど、点検項目がなかったということで、分かりやすいチェックシートを、ぜひ早急につくっていただきたいということを要望しておきます。

次に、関連として、今後、災害公営住宅が相良町に約120戸建設が計画されていますが、今後、災害公営住宅第２候補地に約50から60戸、整備の方針について説明をいただいておりますが、現在、災害仮設住宅から引っ越しするにしても、家賃がかなり高くなり、高齢者の方々の年金で家賃が払えるのでしょうか。今後ますます物価上昇が考えられる中での建設計

画では、入居者に対しての対策はあるのか。また、現在、各校区に建設され運用している住宅件数に、今後、建設され買い取りする住宅について、管理が増えることになりますが、現在の市営住宅について、今後、どのような方向転換、例えば解体を考えておられるとか、買い取り型災害公営住宅や木造住宅の管理など、多くの課題があると考えますが、今後についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

市営住宅の住戸数、いわゆる住宅ストックにつきましては、人吉市公営住宅等長寿命化計画に基づき適正ストックの維持に努めてきたところでございますが、議員御指摘のとおり、災害公営住宅建設と建設型応急住宅の利活用により、一時的に住宅ストックが増加するということになります。

災害公営住宅の戸数につきましては、被災者の状況や要望を踏まえた必要戸数を建設いたします。現在策定中の長寿命化計画の中では、既存市営住宅と災害公営住宅、建設型応急住宅の戸数を合わせ、総合的な将来戸数を検討しているところでございまして、良質な住環境を保持しながら、人吉市の人口推計や財政規模に即した、将来にわたり持続可能な管理戸数を目指すこととしております。

その対応方針といたしまして、既存市営住宅におきましては、以前から計画しております、居住に適さない団地の用途廃止を確実に進めるとともに、中長期的には、各団地の利便性や将来性を考慮しながら目標戸数を定めて集約してまいります。また、集約方針につきましては、都市計画マスタープランで目標とするコンパクトシティに即して、外環状線内の市街地へ集約するということといたします。

なお、もう一歩踏み込んだ案といたしまして、各団地内での棟の集約を検討しております。例えば、入居者数が少ない棟につきましては、別の棟に移転していただき、空いた棟を用途廃止・除却するという案でございます。現在、この手法について、熊本県と協議を重ねているところでございます。

将来の市営住宅の具体的な統廃合、建て替え、改修などを現在検討しているところでございまして、公営住宅の用途廃止には制約があり、様々な課題がございますが、覚悟を持って効率的な管理戸数の集約に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　適切な答弁をいただきました。

関連でありますが、今後ますます高齢化社会が進むことは間違いないと思います。高齢化が進むと、私もそうなんですが、現在の市営住宅では、高齢者の一人暮らしになられた方々の居住拠点としては階段が問題となってくると思います。平屋住宅に、木造仮設ですか、そちらに引っ越したいと考えておられる方も多いと思います。今後、高齢化社会が進む中、高

齢者住宅について、人吉市はどのような計画があるのか、分かれば教えてください。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

高齢化が今後進んでいく中で、公営住宅がどのような役割を果たすかというところでございますが、現在建っている市営住宅は、高層化していながらも階段がないという状況でございますので、そういったところについて低層階への移住、そしてまた建設型仮設の利用として平屋の建物といったことも必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市営住宅とかこういう居住を退室されるところは、今後ますます高齢化が進んでくると思うんですよね。それで、心配したのが、災害公営住宅ができるのはいいんですが、どうしてもそれに入るために、年金生活では１戸のところにも入れないというような相談をよくいただきます。ますます住宅の整備も重要になってくると思いますので、ぜひ、執行部の中でいろいろなことを協議していただければと思います。

最後に、災害対策から、災害対応について質問を行います。

市街地における災害対策については、十分とまではいかないが、早い災害復旧が見込まれますが、中山間地においての土砂被害について、市道に面した対応と里道に面した対応についての違いについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

道路法上の道路の災害復旧事業につきましては、議員がおっしゃいましたように、国・県・市町村などの道路管理者が行っているところでございます。

次に、里道における土砂災害についての対応でございますが、里道は、水路、普通河川などと同じく法定外公共物という施設でございまして、道路法、河川法といった法に定める施設以外のものでございます。

この里道、水路につきましては、平成12年４月１日に施行されました地方分権一括法によりまして市町村に無償譲渡され、現在は市の所有物となっております。なお、維持管理につきましては、地元の町内会など実際に利用しておられる方々に行っていただいておりまして、コンクリート舗装を行われる際などは、市から原材料支給を行っております。不特定多数の方が利用し、多くの方が利用する、利用頻度が高い法定外公共物では、地元の対応が困難な補修等につきまして、市が直接補修等を行っております。

他の自治体では、法定外公共物の地元関係者による災害復旧に対して交付金の制度を定めている例もあるようでございますが、本市においては、このような制度はございません。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　法定外公共物の地元の対応が困難な補修については、市が対応してい

ただいているということで少しは納得するんですけど、そのあたりも今後の課題かなということを申し上げておきます。

民有地において、裏山傾斜地における住宅や敷地に対して土砂被害や住宅被害が起きたときには、現在の対応については、地元消防団の協力のもと、主に対応していただいておりますが、人吉球磨地域における豪雨災害、地震などによる災害時には、住宅についても災害指定していただき、それなりの対策をしていただきたいと思いますが、民有地であるとのことで、住民の方はどこに連絡・相談してよいのか、大変困っておられ、このようなとき、市民はどう対処していいのか分からないとの声をよく聞きます。

それぞれの自治町内会には地域防災組織があって、そのとき何をしていいのか分からないとのことで、行動が伴わないのが現実だと思います。緊急連絡がとれないなどで対応が遅れているように思いますが、このような事例に対してお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

本市において個人所有の裏山などが崩れたことによる民有地への土砂の流入による被害の対策、それから対応については、記録は残っておりませんけれども、頻繁に発生していなかったということもあり、これまで行ってきていなかったというところでございます。

しかしながら、本市に甚大な被害をもたらしました令和２年７月豪雨の際は、広範囲にわたって民有地への土砂の流入や宅地への被害が発生しているところでございます。そのため、令和２年７月豪雨災害に限り、堆積土砂の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要項や被災宅地復旧支援事業補助金交付要項を制定し、民有地等に係る部分について市が一部費用負担を行っているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、高齢者だけの住宅について、このような事例が発生したとき、民有地なので地権者が対応しなければいけないとのことで、個人では負担が大きく、なかなか対応できないとのことで泣く泣く住居転居を考えられた事例もあります。結果、住宅地は荒れ果て二度と住めなくなることに対して、対応は考えられないのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

議員の御質問のとおり、民有地における土砂災害の復旧に関しまして、経済的な御負担、令和２年７月豪雨災害における宅地復旧等の補助金につきましても、事務手続等を行っていただく必要がありますことから、所有者の方の負担は大きいと認識しているところでございます。

この点に関しましては、高齢者に限るものではございませんが、制度の１つといたしまして、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業というメニューがございます。事業の内容といたしましては、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと申しますけれども、その中にお住

まいの方々が安全な区域に移転する制度でございます。レッドゾーンにございます住宅の除却、安全な区域への移転を行っていただくことに対しまして補助金を交付する制度でございます。この制度を活用することによりまして、土砂災害の心配のない、安全・安心な暮らしを実現することができるのではないかと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　このようなところにもいろんな補助金を交付する制度ができているということですので、できましたら、いろんな地区別の災害対策会議があるときにも、その都度、新しいメニューを示していただければということを思いました。

次に、急傾斜地区と思われる場所での豪雨災害において、土砂崩落が原因で被災した里道について、個人で復旧したくても個人ではできない状況にあり、大変危険で二次被害が発生するかもしれない危険な状況について、担当課にお尋ねすると、危険地域指定がないと復旧に時間がかかるとのことですが、県指定区域あり、なしでの改修工事の違いについてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

議員の御質問の中の、急傾斜崩壊危険区域と思われる場所での民有地ののり面が崩壊しているということでございますが、議員がおっしゃいましたように、急傾斜地崩壊危険区域につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律におきまして、都道府県知事はこの区域を指定することができるということになっております。

この法律におきまして、急傾斜地とは傾斜度が30度以上の土地をいうのですが、区域に指定するには要件がございまして、第３条に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするために指定することができる、とうたわれているところでございます。このようなことから、急傾斜地ではあるものの、区域に指定されている場所と指定されていない場所があるということでございます。

区域に指定されますと、原則、県により急傾斜地崩壊防止工事を施工されるということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　これまでに地震や豪雨災害が発生したら、必ず災害復旧なので原形復旧であると説明をいただきます。原形復旧とは、私の考えですが、極端な話をしますと、同じ災害がまた起こったら、また壊れると思います。

令和２年災害復旧工事において、実際に起こった事例があります。このことについてはど

ことは言いませんが、原形復旧して１週間後の雨で、また壊れたという事例があります。こういうことについて、今後の対策について、補助金での災害復旧ではありますが、頑丈な改良型原形復旧というのはできないのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第２条に災害復旧事業についての定義がございますので、ここでちょっと読み上げさせていただきます。

第２条第２項、災害復旧事業とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。次に、第２条第３項に、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす、となっております。

国土交通省の説明資料によりますと、この法文の解釈としまして、災害復旧事業の原形復旧とは、単なる元どおりだけではなく、従前の効用を復旧すること、また不適当な場合には形状、材質、構造を改良するなど、従前と異なる設計上で復旧することができるとあります。なお、災害復旧の説明資料では、もともとの橋梁が木でできている橋、木橋であったのを、コンクリートの橋で復旧した事例等がございます。

併せまして、議員がおっしゃられた改良復旧事業という制度もございまして、原形復旧だけでは再度の災害に対して防御できない区間や、箇所を放置するリスクがある場合などに取り組むことができるとなっております。この改良復旧と原形復旧を比べますと、当然ながら事業費は大きくなります。また、国庫負担率が低くなるということで、市の財政負担が大きくなってしまうということになります。本市におきましては、これまでも改良復旧事業の実績はありませんので、今後、制度等についても改めて確認してまいりたいと存じます。

今後につきましては、地域にお住まいの方が安心して暮らしていけますよう、迅速な復旧のための原形復旧による災害復旧事業と災害に強い公共施設の構築という観点からの改良復旧事業について、費用対効果の観点など総合的な視野から事業について検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市民生活の安全を確保するためにも、ぜひ、原形復旧ではなくて改良復旧事業のほうに移行できるような施策を、そのような要望が上がれば上がるほど、国とか県からそういう対応をしてくれるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、お願いをしておきたいと思います。

災害の大きさに違いがあるのか、人が受ける被害感情には大小の違いはないと私は思いま

す。今後の安全対策について、住民が安全で安心して暮らしていける安全確保をお願いしておきます。毎年、この時期、地区懇談会や災害対策支部会議が開催され、それぞれの地域の問題について、それぞれの町内会から住民の安全に対する意見聴取が行われますが、災害対策支部会議においての急傾斜地区の安全確保、河川改修、安全に通行できる道路などの安全対策などの要望について、国・県に対し強く要望することが重要であると考えます。今後について、松岡市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

被災の状況はそれぞれであっても、被災された方々の心の傷に寄り添う姿勢について格差はあってはならないということは、私自身、これまで一貫しているつもりでございます。

災害対策支部会議につきましては、近年は、新型コロナ感染対策としまして人数を制限して実施しておりますが、会議では各地区の地形や特性、地域の実情などに関連した様々な御意見や御要望をいただいております。その対策の一例として、熊本県が所管する事業につきましては、例年、球磨地域振興局に対し、復興建設部から土木部所管事業要望を通じて道路改良や急傾斜地崩壊対策事業等の要望を行っているところです。また、河川に関する要望につきましても、国土交通省や熊本県など関係部署や期成会等を通じて行っているところもございますし、内容や緊急性などによりましては、私から直接要望をさせていただく機会も設けさせていただいております。

地元の合意形成が必要な部分もありますが、今後も引き続き、関係機関と一体となって地域の御要望に添えるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　最後に、私から、未来の子供たちの健全な青少年育成を目指し、人吉市において多くのスポーツ交流ができる拠点を目指してきましたが、市長の今の答弁のように、市長にしかできない仕事というのがあるわけですね、我々にはできないという。そういうところを、ぜひ、国・県にお伝えしていただければと思います。

また、ランバーやまと協業組合の進出について、非常に助かっております。そこで、１点だけお願いしたいのが、台湾企業のＴＳＭＣの熊本進出が決まり、関連企業をお願いしておりましたが、そこの担当に復興局におられた方が赴任されたということをお聞きしましたので、関連企業を市長の手腕で持ってくるというのもできるんじゃないかな、それが市長の仕事かなということを少し考えました。できたら、日本語学校という話も前回したんですけど、山鹿のほうでそういう学校ができるとか、今回、台湾とのリモートの観光もしていただくということで、そういうことをステップにいろんなことを、ぜひ、市長にはお願いしたいと思います。市長の仕事の半分は、副市長がおられますので副市長にお願いして副市長の仕事を増やしていただければ、副市長がどういう方かということも人吉市民が分かるきっかけにな

ると思いますので、ぜひ、副市長に最大限に働いていただきますようにお願いをしておきます。

それと、人吉市が今後生き残るためには、みんなで復興を一日も早く進めていかなければいけないと考えておりますので、ぜひ、市長の考えで人吉市は動いていくと思いますので、残りの期間、一生懸命、我々もお手伝いしますので、市長の指導力に期待をし、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時59分　休憩

午後３時13分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。早速、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は３項目でございます。１番目に学校給食について、２番目に青井地区の治水安全策について、３番目に市民の声からでございます。

それでは、１番目からです。学校給食について。

テレビ等でも報道されておりますが、御承知のとおり、今年に入ってからの食料品の値上げが続いています。その原因は、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ危機による物価高騰、並びに原油高に伴う物流コストの上昇、また急激な円安により輸入食材の価格上昇の影響などが上げられます。その影響は学校の現場にも及び、全国では学校給食費の値上げに踏み切る自治体が出ております。

令和４年４月１日に内閣府地方創生推進室より発出された「令和４年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」の中において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されています。また、教育委員会等に対応を促進するため、令和４年４月５日に文部科学省より事務連絡も発出されています。これらを踏まえ、物価高騰に伴う学校給食等の食材調達や、本市の給食費の値上げに対する考えについて、何点かお尋ねします。

まずは、さきに述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症の長期化、燃料の高騰、そして本年２月以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。４月には、政府が輸入小麦の売り渡し価格を、前年比で17.3％値上げしたこともあり、食材費全体の値上がりが一層懸念されます。

そこで、学校給食の食材調達の現状と今後の見通しについてお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

学校給食の食材調達方法につきましては、栄養教諭が作成した献立に基づき、食材ごとに指定納入業者に発注をいたしております。例を挙げて申し上げますと、お米やパン、牛乳につきましては、売買契約を締結している業者から、砂糖やサラダ油等の規格が指定できるものについては、落札業者から、規格が指定できないものや味噌、醤油などにつきましては、地元の業者を優先して発注いたしております。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格の高騰を受けまして、小麦、大豆製品、油等が高騰しておりまして、それを原材料とする食材も値上がりしている状況となっております。食材によっては、一部据え置き、値下がりしているものもございますが、全体的には価格が上がっている状況でございます。

これを受けまして、本年３月に、納入業者と価格につきまして協議を行いまして、一部の食材についての値上げを了承いたしております。

今後につきましては、しっかり動向を注視しながら納入業者との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　３月に価格の協議をされて、一部の食材については値上げもされたという答弁でございました。報道によりますと、来月以降も4,504品目の値上げが予定されているとのことでございます。食品主要105社対象の調査によりますと、今年の値上げ品目は、予定をされているものも含めますと１万789品目ということでございます。食材調達への影響が心配されるところでございます。

さきに述べましたように、本年４月に内閣府より発出された文書、令和４年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱についての中に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減という項目が追加されております。コロナ禍において食材費等が高騰する中にあって、地方公共団体の判断により高騰する食材費の増加分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施のための事業にも臨時交付金が活用できるものでございます。この交付金の活用について、本市の考えをお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

給食費につきましては、保護者が負担する金額と市からの助成金の全てを食材費の購入費用に充てております。これまでも、価格が上昇している食材によって給食費が不足することのないように、安価な食材への変更やデザートの回数を減らすなどの対応を行いながら、栄養価を落とすことなく献立を工夫して給食を提供してまいっております。

今年度につきましては、議員おっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に学校給食に関する負担軽減のための活用について、国から通達がございましたので、現在高騰する食材費用に交付金を活用するところで検討をいたしておりま

す。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁で、交付金を活用するとの答弁でございました。

現在の食材価格の高騰は、輸入食材に頼る状況にも起因するものであります。今現在、日本の食料自給率は37％、主要先進国の中でも最低の水準です。自給率を上げていくことが喫緊の課題だと思いますが、そう簡単にはいかないものでございます。

本市の学校給食に、地域地元産の食材を採用することによって供給の安定化が図れるとともに、地域への振興や食育の観点からも有用と考えますが、現在の地元産食材の採用割合はどれぐらいなのかお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

令和３年度の購入実績をもとに御説明を申し上げます。昨年度の食材費全体額１億2,400万円に対しまして、お米や牛乳、地元生産組合のジャガイモやタマネギなど人吉球磨産食材の購入金額は4,100万円でございまして、全体の33％となっております。

毎日約2,700食の給食を調理するため、給食で使用する１日当たりの量が多く、食材の安定供給が困難ということもございまして、新たな地元業者の積極的な参入につながっていない面もあるようでございます。

今後は、小規模な地元小売業者からも質の高い食材を調達できるような取組が必要ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　33％の地元の食材を、予算額ベースでございますが、されているということが分かりました。調達ができる取組が必要と考えておられるようでありますので、増やしていただきたいと思います。これは、要望しておきます。

本市は、平成28年度から、給食費に1,000円の給食助成をしております。これは、松岡市長の公約の１つとして掲げたものですが、臨時交付金が使えるにしても、この交付金はいつまであるのか不透明でございます。小麦など食材の価格高騰が今後続いていくならば、いずれ保護者への給食費値上げの負担も考えてくる時期が出てくるんじゃないかと思っております。現在助成している1,000円助成にも影響が出るのではないかと考えておりますが、市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

月額1,000円の給食費助成金は、本市が将来にわたって地域活力を維持し、地域活性化を図るためにも、子育て世代が子供を生み育てやすい環境を整備することが重要であるとの思いから、平成28年度に開始して今年度で７年目となります。

給食費につきましては、消費税が５％から８％に変更になりました平成26年度に、増税分の給食費の値上げをしており、食材費高騰に起因した給食費の値上げは、平成21年度から行っておりません。したがいまして、今後も物価高騰が続き、交付金等を活用しても、現在の給食費の範囲内でバランスのとれた給食の提供が困難と判断した場合は、給食費の改定を検討しなければならないと考えております。その際は、学校、ＰＴＡ、学識経験者、教育委員会で組織する学校給食費検討委員会を立ち上げまして、それぞれの立場やあらゆる角度から御意見をいただき、適正な給食費について協議を行いまして、最終的には学校給食運営委員会で給食費を決定していただくこととなります。

来年度以降の助成金につきましては、現段階では未定ではございますが、市全体の財政状況を考慮しながら、できる限り継続できるよう努力してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今後の物価高騰がどれぐらい続くのか、また円安もかなり進んでおります。こういった状況を踏まえると、まだまだ先行き不透明でございますので、今後の状況を見ながらということでございますので、ぜひ、保護者負担も減らしていければと思いますのでよろしくお願いいたします。

交付金も使いながらということで、しばらくは大丈夫かと思うんですけれども、今後、値上げについても考えていく時期が来ると思いますので、ぜひ慎重に議論していただきたいと思います。

次に、学校給食関係で、学校給食の牛乳のプラスチックストローの廃止について質問をさせていただきます。本市の学校給食用の牛乳は、現在、今までの瓶の牛乳から紙パック牛乳に変更されております。紙パック牛乳の容量は、これまでの瓶牛乳と同じで200ミリリットルでございますが、ただ、市販の１リットルや500ミリリットルの牛乳のパックと比べて小さく、開口部が狭く、指で開きにくいため、ほぼストローが付いておる状況でございます。ほかの飲料においてもストローが付いておりますが、学校においても、今の現状としてはストローが付いております。しかし、プラスチックによる海洋汚染が世界的に深刻になる中、プラスチック製のストローなしでも飲みやすい牛乳容器が、全国の小中学校の給食で広がっております。学校給食での牛乳ストローを廃止することで、ＳＤＧｓの取組の一環としてプラスチックごみの削減につながり、環境意識を深める教育としての狙いもあると思います。東京都だったり北九州、そのほかいろんな自治体でも取組を始めておられます。

現在、本市小中学校での紙パック牛乳の年間消費量はどれぐらいあるのか。年間消費量としての本数、あるいはストローの処分等はどうされているのかお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

こちらも、令和３年度実績でございますけれども、小学校につきましては32万3,146本、

中学校で16万2,955本、合計で48万6,101本を消費いたしております。

それから、瓶牛乳から紙パックに変わりましたのが平成29年４月からでございます。紙パックの処分につきましては、当初はリサイクルを行うために牛乳供給事業所が回収をしておりましたけれども、廃棄物処理法に抵触するということの理由で、現在は給食センターで回収をしまして、可燃ごみとして処分をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今は焼却処分ということで、かなりの本数が年間消費されているのが分かりました。大手メーカーでは、４月以降の学校給食向けに納入している紙パックの牛乳に付いているプラスチック製のストローを廃止すると発表されました。飲み口は、開けやすく改良し、直接飲むタイプに変更されています。ストローが必要な児童や生徒にも対応できるように、これまでと同様にストロー穴は残されるそうです。今回の取組により、年間約2,500万本のストローと二酸化炭素CO_2換算で約25トンの温室効果ガス削減につながるということでございます。

今現在、人吉市においてストローを使われておりますが、本市でもこういった取組が考えられないか、考えをお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

プラスチック製品のライフサイクルにおける温室効果ガスの排出量が世界的に問題となっております。そこで、牛乳供給事業者にストローの原料を確認いたしましたところ、昨年度の２学期から、植物など有機資源由来のバイオマス原料を配合したストローに変更されております。これは、焼却処分した場合でも、バイオマスの持つカーボンニュートラル性により大気中の二酸化炭素の濃度の上昇を抑える効果があるということで、環境にやさしい素材のストローとなっているようでございます。

ＳＤＧｓの観点からもストローを完全に廃止することが理想ではございますが、こちらは事業所の製造形態による部分が大きいところでございまして、現在、牛乳供給事業者のほうでも、ストローを廃止した場合の開けやすい形状等について、将来的な動きを視野に入れておられるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁いただきました。昨年の２学期から、既にバイオマス製のストローを使われているということで、100％バイオマスではないと思いますけども、少しはプラスチックも入っていると思われますので、いずれストローレスの方向になると思いますので、その辺については取り組んでいただきたいと思います。

今納入されている業者においては、先進的な取組をされているということで、非常に、今

驚いたところでございます。ぜひ、この件については教育の一環としても、プラスチックごみの取扱いというのが世界的にも重要となっておりますので、学校の教材の１つにもなろうと思いますので、人吉市においても、いずれストローレスのほうでお願いしたいと思います。

学校給食については終わります。

次に、青井地区の質問に入ります。青井地区の治水安全策についてでございます。

甚大な被害をもたらした令和２年７月豪雨からまもなく２年が経過します。今年も梅雨に入り心配されるのは、やはり大雨による水害で、特に球磨川や球磨川支流沿いに住まれている方々にとっては気が気ではない梅雨の期間だと思われます。人吉市議会でも２つの特別委員会が設置され、治水・防災に関する特別委員会と復興のまちづくりに関する特別委員会ですが、様々に議論され、質疑に対しても丁寧に答弁されておりますが、青井地区について３点ほど、確認の意味でお尋ねいたします。

今、住民のいのちと暮らしを守るため、様々な事業を計画されていますが、重点を置いている大きな施策は、中神・大柿地区の遊水地の集団移転問題、青井地区と中心市街地の被災市街地復興推進地域の土地区画整理だと思います。中神・大柿地区では、遊水地や集団移転などで水害から命を守る施策の提案がされています。中心市街地では、山田川の整備と一体となって土地区画整理に伴い、住宅地の安全性の向上として河川堤防の強化とくぼ地改善の説明がありました。

一方、青井地区では、特別委員会での説明では土地のかさ上げ等はしないとの説明でございました。水害に対しての安全対策が、避難道路の整備や公園の設置、水深に強い建物の立地誘導などの説明はありましたが、それ以外の安全対策の説明はなかったように感じました。復興のまちづくりなので賑わいに関する施策が前面に出てくるのは仕方ないかもしれませんが、水害に対してどのような安全対策がされるのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　議員の皆様、こんにちは。私のほうからお答えいたします。

青井地区における安全策についての御質問でございますが、まず、流域全体の治水対策としましては、球磨川流域の特徴を踏まえ、令和２年７月豪雨災害からの早急な復興に向けて、流域のあらゆる関係者が協働してまちづくりと連携した治水対策を推進する球磨川水系流域治水プロジェクトに取り組んでいるところでございます。

このプロジェクトでは、国・県・市町村等が連携し、河道掘削、堤防補強、遊水地等の取組を集中的に実施することにより、人吉市の区間については、令和２年７月豪雨時と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止を図ることとされております。このことから、本市の復興まちづくり計画においては、このプロジェクトによる治水対策が図られることを踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めていく計画としているところでございます。

青井地区におきましては、緊急輸送道路である国道445号が未改良であることや狭隘な道

路が多い、地区内に公園が少ないといった都市基盤上の課題、それから接道が取れず再建ができない低未利用地が多数あるといった課題がございます。こうした課題を解消するため、避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現、地権者等の意向を踏まえた生活再建と復興の実現、良好な住環境やにぎわい創出等将来ビジョンの実現の３つを基本的な考え方とし、国道445号の改良整備をはじめ、骨格道路である下林柳瀬線等への避難ルートとなる区画道路の整備、大規模災害などの緊急時に一時避難ができる公園等について、土地区画整理事業により一体的に整備を進める計画としております。

なお、具体的な避難路・避難地等の公共施設の整備計画につきましては、５月30日に設置いたしました青井復興まちづくり推進協議会において住民の皆様と共に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁で、安全対策として河道掘削が目に見えて、市民の方も見ておられますので分かります。あと、堤防の強化だったり、遊水地はこれからであります、そういうことを取り組んで越水による氾濫防止ということでございますが、先ほど、流域治水プロジェクトということで、これは流水型のダムも入ってくると思われますが、そういった対策について、これまで地域住民の方への説明会や戸別訪問を実施されておりますが、区画整理の説明のときに、水害に対する青井地区の安全対策の説明はされているのか、また、どのような意見が出ているのかお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

青井地区にお住まいの方々や事業者等への安全策の説明・周知についてでございますけれども、まず、昨年10月に、青井地区の課題とその解消に向けた整備方針案をお示しした事業計画検討会を開催いたしております。その後、より具体的に住民の皆様の御意見を把握するため戸別訪問を実施し、いただいた御意見を踏まえ、12月に開催しました２回目となる事業計画検討会において、土地区画整理事業の素案を説明させていただきました。

加えて、区画整理事業区域内の方を対象に、改めて戸別訪問を実施させていただきまして事業方針案を説明させていただいた上で、今年の２月17日から19日の三日間で、土地区画整理事業の都市計画案をお示しした説明会を開催しております。

説明会等においては、基本的な考え方である避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現のために、国道445号の改良をはじめ、避難ルートとなる区画道路の整備、災害時に一時避難ができる公園等の設置について、土地区画整理事業により一体的に整備を進めることで安全性向上を図る整備イメージの説明をさせていただいたところでございます。

なお、説明会等で住民の方々から寄せられた安全面に対する御意見としましては、国道445号に係る拡幅の必要性、拡幅する区域や交通量調査の結果、及び狭隘な道路に対する拡

幅についてであり、災害時にいち早い避難ができるよう避難路の必要性について回答させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今、るる説明をいただきました。青井地区において国道の拡幅だったり避難道路の整備というのは考えられることでございます。そもそも、この青井地区、水害でかなりの浸水をしました、被災した地域でございますが、この地域に土地区画を整理して、そこに市民を居住先として、提案できるのか、その辺がちょっと、なかなか難しいかなと思ったものですから質問しております。せめて土地のかさ上げ等を実施して区画整理はできなかったのか、できないのか。水害のたびに住居が浸水することになるのでは、住民の方はたまったものじゃないと思います。

これは市長に質問です。市長自ら、この地域、被災されておりますが、水害からの安全度はどういった考えを持たれているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

青井地区をはじめとした水害で被災した地域における安全性についての考え方についてでございますが、治水対策については、球磨川水系流域治水プロジェクトにおいて青井地区のみならず球磨川流域全体の浸水被害の軽減を図るため、まちづくりと連携した治水対策の推進に、国・県・市町村等が連携し取り組んでいるところでございます。

青井地区における安全性という観点からは、球磨川水系流域治水プロジェクトとそれを踏まえた青井地区の復興まちづくり計画の早期完了を図ることで、令和２年７月豪雨時と同規模の洪水に対する安全性は担保できると考えています。

市としては、青井地区の復興まちづくり計画の早期実現に向け、スピード感を持って取り組むとともに、国・県及び関係市町村と連携し、治水プロジェクトによる治水対策を進めてまいりたいと存じます。

一方で、治水プロジェクト等が完了するまでは一定の期間を要することから、住民の命を守るを第一に、ハード面においては、いち早い避難ができるよう避難路及び避難地の整備を進めるとともに、ソフト面においては、防災ラジオや防災アラートシステムによる防災情報の提供、マイタイムラインを活用した避難経路の確認等といった命を守るための取組対策も併せて行いながら、安全性向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今、答弁いただきました。令和２年７月豪雨と同規模だと、その規模だと何とか対応できるというプロジェクトの施策だという答弁でございましたが、水害が起

きた場合は逃げる、避難するというのが一番の安全策だというふうに、今、感じておりました、私も逃げるしかないと思っておりますが。ぜひ、この地域に限らず、人吉市住民の方が安心して暮らせる施策を、市長自らの言葉で語っていただきたいと、これは要望でございますので、ぜひお願いしておきます。この項目については、終わります。

次に、市民の声からでございます。

水害碑の建立についてでございます。令和２年７月豪雨から、やがて２年がたち、全国的にも災害が発生している現在、発生しているその地域に慰霊の目的を含めた石碑を建立されている地域が増えております。水害の発生後、建立された石碑のことを水害碑といいます。ネットで調べますと、広島県では土砂災害が多く発生する地域ということで「水害碑が伝える広島の記憶、過去が教えてくれること」というページに、これまでの水害碑を紹介されています。古いもので1907年、明治40年のものから、最近の災害の碑は2018年７月６日の土石流の水害碑を紹介されています。水害碑の建立の目的として３つ上げておられまして、水害による犠牲者の慰霊のため、そして水害を繰り返さないという願いや誓いを表すため、３つ目が、水害の被害や水害からの復興を後世に伝承するためとなっております。人吉市においても水害に遭いましたけれども、この水害碑の建立の考えについてお尋ねします。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員が御紹介のとおり、自然災害が多発する我が国において、全国各地の被災地で自然災害の伝承碑等が建立されている事例を改めて確認をさせていただきました。県下では、南阿蘇村に数鹿流崩之碑が、熊本地震伝承として2020年に建立をされております。本市は、来月７月４日に豪雨災害２年目を迎え、７月３日の日曜日に、今年も県との共催による追悼式を行う予定となっております。

今後も、このような追悼式を継続し、犠牲になった方々へ哀悼の誠を献げ、御遺族へ深くお見舞い申し上げ、そして、このような災害での犠牲を二度と繰り返さないように誓い願うことは、市としての責務であろうと考えております。

また、一方で、どこかの段階で、議員御指摘の、この思いを形として残していくこと、風化しないことも我々の課題であると認識をしており、お示しいただいた水害碑等は、これに当たるものだと捉えております。

全国各地の事例を見ますと、モニュメント的に造型されたものから、自然石を使った石碑型のものまで幅広くあり、その多くが、御紹介のとおり、被害の甚大さを後世に伝えることで被害者への追悼と復興への願い、防災への教訓等を表したものになっているようでございます。

本市における令和２年７月豪雨災害の水害碑の建立については、時期、内容、設置場所、管理等について、現在白紙の状態ですが、今後、住民懇談会等でも御意見を伺いながら検討し、具体化してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　ぜひ検討していただきたいと思います。以前、確認したところ、昭和40年の水害の碑もないということでございましたので、今回、７月豪雨に関しては最大の被害でございましたので、ぜひ、具体化をしていただきたいと思います。

次の、市民の声からの２つ目です。人吉城歴史館とふるさと歴史の広場の再開についてでございます。この地域も、水害で被害を被りました。歴史館においても、水没して、中の資料が非常に痛んだということで、なかなか、まだ修復が完成しておりませんが、この歴史館の再開の時期は、今の段階でどういった考えを持たれているのか。また、ふるさと歴史の広場の使用再開ですね、昨年から芝生の養生がされておりましたが、一時期ちょっと傷んだということでございますが、今現在では、かなり回復しているようでございます。そういった意味では、歴史の広場の使用の再開時期はどういったスケジュールになるのか、市民の方のお尋ねでございましたので、ここで質問させていただきます。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、人吉城歴史館でございますが、所管する教育部のほうから御答弁をさせていただきます。人吉城歴史館につきましては、令和２年７月豪雨発災後から、今後の方向性を検討してまいりました。具体的には、現地での原形復旧、それから史跡外の場所への移転新築、歴史館を解体して、地下遺構の覆い屋を新築する、こういった３つの方向性に関しまして、メリット・デメリットを検証しながら、庁内での複数回の会議に加え、熊本県への御相談を実施してきたところでございます。

しかしながら、いずれの方向性におきましても、安全確保や財源などの課題が残ること、また、人吉城歴史館建設の経緯や人吉城跡のガイダンス施設としての機能など、施設が持つ拠点性、さらには、今後の復興まちづくりや観光的な側面からも、将来の方向性を幅広く議論する必要性を鑑みまして、時間をかけまして市民の皆様や各種団体、有識者等からの意見聴取を図りながら、再度、庁内関係各課と協議を行い、総合的な判断を行うとしたところでございます。

したがいまして、まずは被災した人吉城歴史館の展示文化財と角櫓、多門櫓等の復元建造物の復旧を先に実施したいと考えております。

人吉城歴史館の今後でございますけれども、現在も意見聴取を行っている段階ではございますが、今年の12月までに方向性を決定する予定としております。

以上、お答えいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　では、私のほうからはふるさと歴史の広場の再開についてお答えいたします。

ふるさと歴史の広場の災害復旧工事は、昨年５月に竣工しております。その後、芝生の養

生に入りましたけれども、昨年の夏の日照りと長雨の影響を受けまして芝の状態が大変悪くなったということがございまして、立入制限を行いまして、現在まで芝の養生を行っているところでございます。

使用再開の時期でございますが、これまで管理業者による気候状況に合わせ小まめな管理を行いまして、芝生の状況が改善してきているという状況でございます。現在は、ふるさと歴史の広場中央に位置します後口馬場の南側、旧麓町庁舎側でございますけれども、その一帯につきましては使用再開を行っております。残りの後口馬場の北側、これは球磨川側でございますけれども、これにつきましては芝の根が回復傾向でございますが、まだ全面的に根が育成しておりませんので、立入制限を続けているところでございます。昨年のような急激な気候の変動、日照りとか長雨とかなければ、夏休み前には開放できるのではないかと考えておるところでございます。

今しばらく御不便をおかけいたしますけれども、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今、るる、これまでちょっといろいろ要望をさせていただいておりましたので、項目ごとに、その件については、ぜひ御検討していただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時54分　休憩

午後４時09分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。本日、最後の質問者の、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問項目は、市民の声からの１項目です。質問要旨は２項目、１つは人吉市復興まちづくり計画について、１つは人吉市の人口状況についてを通告しております。

では、第１項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第１回目。既に令和２年７月豪雨災害から、まもなく２年を経過しようとしております。発災当初は、国の激甚災害の指定を受けて人吉版の復旧・復興をスピード感を持って目指しますという力強い言葉を聞き、さぞや日本全国の自治体から、洪水災害からの復旧・復興の見本地として視察の波が殺到するのではないか、そういう状況を見せてもらえるものと期待

しておりましたが、あに図らんや、これまでのいろんな形態で被災された自治体と変わらないスピードで復旧・復興が進められていることに落胆を隠せません。

特に激甚災害ともなりますと、復旧・復興の範囲も、被害状況も広範囲となり、災害復旧工事事業者や復旧工事機材・機具、従業員等に至っても大きな不足が生じるため、災害復旧工事事業を発注しても、なかなか契約に至らず、不落となる事業が増加したとも聞き及んでおります。

そのため、災害復旧・復興のスピード感は、これまで被災された自治体と変わらず、やはり復旧・復興には10年以上の年数と時間がかかるものと、考え方を修正することにしました。

しかし、長期間を要する災害復旧・復興を、特に被災された市民生活と地域住民のコミュニケーションの回復をどのように再生し、維持していくようにすればよいのでしょうか。災害からの復旧・復興が完結しない限りには、本市のにぎわい創出についても難しいのではないかと考えております。

そこで、令和２年７月豪雨で被災した道路、橋梁、河川、農地、農業用施設等の本市の復旧状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、令和２年７月豪雨災害で被災した道路38か所、橋梁５橋、河川12か所について、現在、道路38か所、橋梁４橋、河川12か所の工事を発注しておりまして、そのうち、道路につきましては大塚桑ノ木津留線など31か所、橋梁につきましては人吉橋など３橋、河川５か所につきましては復旧工事が完了しております。

また、農地につきましては、災害復旧の申請がされた農地面積104ヘクタールのうち、令和３年度に工事完了いたしました農地面積は、中神・大柿・小柿地区の54.5ヘクタールでございます。

次に、農業用施設でございますが、被災した水路109件、揚水機を含みますが、このうち、完了が37件、被災した農道が54件、そのうち完了が15件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　道路、橋梁の復旧につきましては、まだ約２割ほど、河川の復旧に至りましては約６割ほどの復旧工事が残っているようです。しかも、本市を含む北部九州地方は、先日、例年に比べて７日遅れで梅雨入りしました。７月４日は目の前です。早急なるライフラインの復旧と安心・安全の確保のため、復旧作業を進めていただきたいと願います。

続きまして、２回目。建設型仮設住宅、市営住宅、みなし仮設住宅等への入居状況について、最大入居時と現況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　皆様、こんにちは。お答えをさせていただきます。

応急仮設住宅の入居状況につきましては、建設型仮設住宅では、最大入居時が345世帯765

人、本年５月末時点では249世帯518人が入居中でございます。

また、市営住宅では、最大入居時が154世帯302人、本年５月末時点では110世帯189人が入居中となっております。みなし仮設住宅では、最大入居時が509世帯1,125人、本年５月末時点では323世帯671人が入居されております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　回答いただきましたとおり、まだまだ、建設型仮設住宅、市営住宅、みなし仮設住宅等への入居中の住民の方が多くおられます。それはなぜでしょうか。それは、確とした治水対策や治山対策、市民生活を再現するまちづくり計画が示されていないからではないでしょうか。確かに、河道掘削や河川内堆積土砂の撤去は約７割ほどが完了しているようですが、それによって、何メートル河川水位を下げることができたでしょうか。令和２年７月豪雨災害時、堤防を越流した水の高さは何メートルあったでしょうか、皆様、よく記憶に残っていることと思います。しかも、近年の地球温暖化による地球の水蒸気の発生量は、過去に比べ10％も増えているそうです。そのため、令和２年７月豪雨災害の再来を心配され、また、年齢的な問題もあるため、自宅の再建が進まないのではないかと考察しております。

よって、被災された方々の市民生活再建への心配の種を早急に除去し、１日でも早く自宅での生活ができるようにしていただきたいと願っております。

続きまして、第３回目。令和２年７月豪雨災害で被災した、また、建設型仮設住宅設置のために利用できなくなった公園やグラウンドの整備状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

被災した公園の復旧状況でございますが、国庫補助を受ける災害復旧事業は８件でございまして、そのうち７件の公園は復旧工事が完了いたしまして、残りは中川原公園だけとなっております。中川原公園の整備につきましても、関係機関と協議を行っておりますので、引き続き早期着工を目指してまいります。

また、単独事業の公園災害につきましては、村山公園が２か所、石野公園が２か所の計４か所で被災しております。この４か所につきましては、現在発注済みでございまして、年内に工事完了予定でございます。

次に、人吉市第一市民運動広場につきましては、令和２年７月豪雨災害後に災害土砂の仮置場としてスポーツ利用を停止いたしましたが、災害土砂を搬出後に復旧工事を実施いたしまして、令和３年６月にスポーツ利用を再開いたしております。

それから、川上哲治記念球場のサブグラウンド及び人吉市梢山地区多目的グラウンドにつきましては、現在、建設型応急住宅が建設されており、被災された方々の居住のためにスポーツ利用を停止しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　皆さんもよく御存じのとおり、本市が令和２年７月豪雨で被災した後、被災家屋の片付けや地域の復旧、そして災害仮設住宅等での慣れない生活等が続き、しかも新型コロナウイルス感染症の発生により、公園やグラウンドを活用した癒やしの時間の確保ができず、精神的にも苦労された方々や苦慮されている方々がおられるのではないかと推察しております。そのため、一日でも早い、公園やグラウンドの開放整備に当たっていただきたいと思います。

続きまして、４回目。洪水災害時の避難路についてお尋ねします。これまで各地区の復興まちづくり懇談会に参加、傍聴させていただきましたが、第１回目の懇談会の席から、避難路の拡張確保と交通整理の在り方が問題視され、被災された住民の方々が主張されていたように思います。本市として、住民の声にどのように対処して行かれる予定か、本市の全体的な復興方針についてお尋ねいたします。また、駒井田町の県道人吉坂本線の肥薩線とくま川鉄道線路下のアンダーパス道路部分について、災害時の避難路としてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

災害時に必要となる避難路につきましては、人吉市復興まちづくり計画における取組方針を踏まえ、現在、専門的知見を有したコンサルタントの支援を受けながら、整理・強化すべき避難路を精査しているところでございます。

避難路としましては、人吉市復興まちづくり計画を策定する上で実施しました地区別懇談会の中で、今次水害時の経験等も踏まえ、地域住民の方々から出された御意見や、それ以外の地区におきましては、道路の特徴などを踏まえて検討を行い、今後、改めて地域住民にお諮りした上で避難路の整備を計画的に進めてまいります。

なお、議員お尋ねの、駒井田町のアンダーパスにつきましては、この路線は議員がおっしゃったとおり、県道坂本人吉線になりますので、道路を管理します熊本県の考えを伺う必要がございます。その考えを伺いながら、本市としてできることを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　このアンダーパス道路のいきさつは、建設当時、高度成長期にあり、肥薩線の運行回数も多く、踏切対応の遮断回数も多く、交通渋滞が予想されるために、地元住民と本市の要望に添った、都会的で画期的なアンダーパス道路が整備されたのではないかと推察しております。

しかし、令和２年７月豪雨災害を受け、しかも肥薩線及びくま川鉄道の運行再開のめどが立たない状況を考えるに、線路下のアンダーパス道路を維持するよりも、踏切を設置するな

りして災害時の避難路として確保することを優先すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、５回目。本市における国の遊水地計画についてお尋ねいたします。まず、１回目。遊水地計画区域内における家屋の再建件数及び農地の復旧状況についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　それでは、お答えいたします。

遊水地計画区域内の宅地の復旧につきまして、６月13日現在、８世帯が家屋の修繕や新築を行っておられる状況でございます。

また、農地につきましては、災害復旧の申請がされた農地面積24ヘクタール、全て令和３年度に復旧工事が完了しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　第１回目の大柿地区の復興まちづくり座談会の席上においても、この大柿地区を含む人吉及び球磨地域は、平安時代以前から続く歴史と文化、営みの場を継承してきたところであります。特に大柿地区におきましては、過去にも幾度も一部浸水被害はあったものの、今回の洪水被害におきましては１人の犠牲者を出すこともない地域の団結力をもっている地域でもあると自負し、大柿地区から出ていく、またはどこかに集団移転するという考え方は持ち合わせていないとの発言の声が上がっている地域でもあります。

ただし、当初の座談会においては、大柿地区における高台移転について、少なからず心を動かされた住民もおられた様子でした。したがって、国の流域治水計画及び県のみどりの流域治水計画を踏まえた、突然の遊水地計画が発表された時点におきましても、被災現地での自宅家屋での生活の再建を踏み出す考えに変わりがない住民が少なからずおられることは、本市懇談会担当者においても確実に把握されていることと思います。

続きまして、２回目。被災した本市区域全域における遊水地計画区域外及び遊水地計画区域内の水稲の作付状況について、また、自作、小作の作付状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

被災した区域のうち、遊水地計画区域外及び遊水地計画区域内の水稲の作付状況についての御質問でございます。令和２年７月豪雨発災後、国・県や派遣職員の皆様の御支援をいただきながら農地や水路、農道等の農業施設の災害復旧工事を鋭意進めてきたところでございます。まずは、被災した区域の水稲の作付状況についての御質問でございますが、自作、小作も含めまして、令和３年度に復旧工事が完了しました中神地区、大柿地区におきましては、令和４年産の水稲の作付が可能となり、既に田植えが終わった農地も見受けられるようになったところでございます。

一方で、七地地区、戸越地区、永野地区、温泉地区、林地区、薩摩瀬地区、その他の地区

におきましては、現在も復旧工事を行っているところもございまして、本年度の水稲作付に間に合わなかった農地もあるところでございます。つきましては、今後とも、農地災害復旧の令和４年度中の完了に向けまして、鋭意復旧工事を進めていくこととしておるところでございまして、その他の地区におかれましては大変御迷惑をかけているところでございます。

次に、御質問のありました、遊水地計画区域内の水稲の作付状況でございますが、農家の皆様から農業振興課に御提出をいただいております営農計画書というものがございます、それに基づきましてお答えをさせていただきます。

復旧が完了しております中神地区の令和４年産の水田面積は13万1,735平方メートル、そのうち、水稲の作付面積が７万5,124平方メートルで、自作面積が3万4,757平方メートル、小作面積が４万367平方メートルとなっております。

同じく、復旧が完了しております大柿地区の令和４年産の水田面積は12万4,122平方メートル、そのうち、水稲の作付面積が５万7,974平方メートルで、自作面積が２万5,878平方メートル、小作面積が３万2,096平方メートルとなっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　水田面積、水張り面積と水稲の作付面積に差違が見られますのは、被災から２年も経過するため、たかが２年ですが、耕作者にとっては２年の高齢化が進み、しかも、また浸水するのではないかとの不安感から、そして農地の復旧工事は完了したものの、農地の状況が農地の基盤部分まで災害堆積土砂として搬出除去されたため、農地の基盤部分に敷き詰めてあった石ころが露出し、また、被災農地に新たに搬入された土の中にも大小様々な石ころが混じっており、水稲栽培ができない状態となっており、耕作を断念せざるを得ない状況になったのかもしれません。

続きまして、３回目。大柿地区におきましても、数回の復興まちづくり懇談会が開催されましたが、本市として、遊水地計画区域内外を問わず、生活再建への住民の意向をどのように捉えておられるのか。また、大柿地区内での住民生活の最良な再建策はないのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区における遊水地計画区域内の方々の御意向でございますが、遊水地事業を国に早期に決定していただき、事業を進めてほしいという御意見もある一方で、元の場所に住み続け、大柿地区を守っていきたいという御意見、また、コミュニティーの維持を危ぶむ御意見などもありました。

また、大柿地区内での再建策につきましてですが、本市としましては、これまでに懇談会や戸別訪問、意向調査などを通して大柿地区の皆様と話合いを重ねてまいりました。その結果、大柿地区に残りたいという御意見は十分に理解できるところではございますが、本年３

月に、住民の皆様の命を守るため、そしてコミュニティーを存続させるため、住まいは大柿地区全体で安全な場所に移転していただき、別の場所で新しい大柿集落を整備することが望ましいという、市としての方針を御提示させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　このたびの行政改革の人事異動により初めて復興のまちづくりを担当することになり、初めて遊水地計画がある地域の復興まちづくり懇談会を担当する方の中に、遊水地計画区域内にどうしても居住したい、あるいは、既に居住している住民の気持ちと考えを初めて伺うことができましたと、認識を新たにされていた方を見る機会がありました。そこで、遊水地計画区域内に生活の場を求められている、この大柿地区の遊水地計画をどのように采配されようと考えておられるのか。また、計画はいつから実行されるのか、本当に実施されるのか、教えていただきたいものです。

続きまして、４回目。大柿地区住民の集団移転と高台移転について、特に地区外の集団移転はないものと考えますので、時間はかかっても地区内での高台移転について、市の見解はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

去る５月31日から６月３日に行われました大柿地区の皆様との懇談会において、移転先の候補として、地区の南側や南東側の高台も含めて説明させていただいたところでございます。この高台案につきましては、これまでに実施した懇談会で出された御意見、御提案でございまして、本市としましても、この御意見を真摯に受け止め、様々な観点から検討を行い、一定の見解や見通しを含めて説明をさせていただいたところでございます。

現状としまして、両案とも浸水リスクは低いものの、土砂災害リスクや整備に要する期間などの課題があることをお示ししたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　集団移転についても、高台移転についても、移転先の現状をしっかりと把握され、大柿地区の住民のコミュニケーションが取りやすいところなのか、十分に考察されて提示していただきたいものです。

続きまして、５回目。本市における遊水地計画について、国の計画どおりの遊水地の範囲を確保したいのか。特に大柿地区の安心・安全を確保するためとして、大柿地区全域を集団移転または高台移転として遊水地計画を進めようと考えておられるのか、市長の考えを、国や県の意向を踏まえながら進められていかれるのか、いかれないのかだけをお聞きいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

西洋子議員への答弁でもお伝えをしましたが、地形など地域特性から治水安全度が低く、また、浸水した際の避難ルートの確保が難しいこと、そして、将来的にコミュニティーの存在が危ぶまれるという状況から、大柿地区の皆様の命とコミュニティーを守るために、地区全体での移転をお願いをいたしました。大柿地区の皆様の命を守りたい、そのために住まいは移転していただき、農地等、大柿地区を残す方策について、皆様と考えたいということを、これまでも懇談会や戸別訪問などを通じて丁寧にお伝えをしてきたところでございますが、これからも、引き続き、大柿地区の皆様と共に話合いの場を重ね、皆様に御納得していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

そして、本市を含む球磨川流域のあらゆる関係者が連携して一体的に取り組む治水対策が、遊水地を含む球磨川水系流域治水プロジェクトには、今後の持続ある流域の発展のため、球磨川流域の一員としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　しっかりと遊水地計画は進めていくということで認識しましたので、そのように今後を捉えていきたいと思います。

続きまして、６回目。本年５月に配布されました総合防災マップ2022保存版に表示されている洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内にある自宅から、それぞれの区域外に移転するに当たり、移転費用等の補助はあるのか。また、特に県外へ移転したい旨のある場合、移転費用等の補助はあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域からほかの地域へ移転するに当たり、補助金など支援がないのかとの御質問でございます。

土砂災害防止法に基づきまして熊本県が指定を行っております土砂災害特別警戒区域にお住まいの方々につきましては、指定される前から御自身の住宅として使用されている場合に対し、安全な場所への移転費用の補助や移転先のリフォーム費用、移転先が賃貸住宅であれば、その家賃を１年分、これまでお住まいであった既存住宅の除去費用などにつきまして、上限300万円を補助する熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業がございます。ただし、この事業は熊本県の事業でございますので、県外へ移転される方は対象から外れることになります。

なお、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の方が区域外へ移転される場合につきましては、現在のところ、国や県の補助はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、７回目。令和２年７月豪雨災害発災前に、薩摩川内市の

洪水災害被害の現状を受けて、本市の災害対応マニュアルはつくられているのですか、発災後の災害対応は十分に確保できているのですか、特に罹災証明の証明書の発行ができる職員の確保はできているのか、被災家屋の被災状況の認定ができる職員の確保はできているのかと質問をした記憶がありますが、そのときは、それぞれの担当職員はただいま育成中ですとの回答があったやに記憶しております。今回の令和２年７月豪雨による激甚災害を受け、人事異動や災害対応応援職員を得ての対応ができる災害対策マニュアルの作成、見直しはできているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

ただいまの御質問は、本市で作成しております業務継続計画、あるいは受援計画あたりに関係するところになろうかと思っております。

人吉市業務継続計画は、熊本地震発生後の平成29年４月に作成をいたしております。また、大規模な災害が発生した場合、市職員や庁舎の被災によって人的・物的資源が不足し、行政機能が低下する場合であっても、被災者支援の業務や最低限の行政サービスを維持するための人吉市受援計画につきましては、令和２年３月に作成をしているところでございます。

基本的な災害対応としましては、人吉市地域防災計画により対応しておりまして、こちらは毎年見直しを行っておりますけれども、業務継続計画や受援計画につきましては、現時点で見直しはできていないところでございます。

発災後、復旧のステージに合わせ、組織や職員の配置変更を行ってきたことや組織機構改革を行いましたことを踏まえ、今後、速やかに見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　見直しのほど、早急にお願いいたします。

続きまして、２項目め。本市の人口状況についてお尋ねいたします。

第１回目。令和２年７月豪雨災害後の人口動態について、幼児はゼロ歳から６歳まで、児童・生徒は７歳から18歳まで、生産者年齢は19歳から64歳まで、高齢者は65歳以上として、令和２年６月末と直近の令和４年５月末の人口についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　御質問にお答えいたします。

令和２年７月豪雨災害前後の人口動態につきまして、年齢別にお答えをいたします。

まず、発災前の令和２年６月末の人口でございますが、幼児ゼロ歳から６歳は1,666名、児童・生徒７歳から18歳は3,362名、生産者19歳から64歳は１万5,272名、高齢者65歳以上は１万1,632名で、合計３万1,932名でございます。

次に、直近の令和４年５月末の人口でございますが、幼児ゼロ歳から６歳は1,514名、児童・生徒７歳から18歳は3,231名、生産者19歳から64歳は１万4,561名、高齢者65歳以上は１万1,601名で、合計３万907名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　令和２年７月豪雨災害の影響と新型コロナウイルス感染症発生による影響がかなり現れてくるのかなと思っておりましたが、例年どおりの400名から500名の人口減少が起きていることを確認させていただくことができました。

しかし、本市の人口も既に３万1,000人を切り、人口減少になかなか歯止めがかからないことを憂慮しているところです。

続きまして、２回目。本市の高齢者の就業状況についてお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員御質問の、高齢者の就業状況につきまして、令和２年７月豪雨災害前後に行われた国勢調査の数値をもとにお答えいたします。

まず、豪雨災害前に行われた平成27年国勢調査の就業状態等基本集計によりますと、本市の65歳以上の人口１万1,633人に占める就業者数、高齢就業者数は2,520人であり、就業率は21.7％となっております。また、本市の15歳以上の全ての就業者数１万5,875人に占める65歳以上の高齢者の就業率は、15.9％となっております。

一方、豪雨災害後に行われた令和２年国勢調査の就業状態等基本集計では、本市の65歳以上の人口１万1,649人に占める就業者数は2,802人であり、就業率は24.1％となっております。2.4％増加になっております。また、本市の15歳以上の全ての就業者数１万4,444人に占める65歳以上の高齢者の就業率は、19.4％となっております。3.5ポイントの上昇になっております。

国勢調査を所管いたします総務省統計局の発表によりますと、いわゆる団塊の世代の高齢化などを背景に、国内の高齢就業者数、高齢者就業率、そして15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者数の割合は、いずれも年々増加しており、本市におきましても、全国の状況に比例し、高齢者の就業率は年々増加傾向にございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、３回目。新型コロナウイルス感染症発生後の人口動態についてお尋ねします。

まずは、１回目。新型コロナウイルス感染症発生前と現在の生活保護世帯数についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

本市における生活保護世帯数は、新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年11月末時点では338世帯でございましたが、直近の令和４年５月末時点では279世帯となっております。一般的に考えますと、新型コロナウイルス感染症の影響によって職を失うなど生活に困窮し

て生活保護を受ける世帯が増えるように思われますが、様々な給付金の支給や貸付制度の利用があったためか、本市におきましては新型コロナウイルス感染症の影響で生活保護に至ったケースはない状況でございます。むしろ、令和２年７月豪雨災害により被災した生活保護世帯が、保護を受けなくても一定期間生活できるだけの義援金や生活再建支援金等の収入があったために、保護の停止や廃止に至った世帯が増え、生活保護世帯の減少につながったものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　コロナウイルス感染症拡大の影響が出るのかなと思っておりましたが、意外にも減少していることにびっくりしております。しかし、なるほどと理解することもできました。

続きまして、２回目。最近、テレビ放送や新聞紙上でヤングケアラーについての報道がよくなされていますが、新型コロナウイルス感染症がまだ発生している本市においても、ヤングケアラーの相談件数があっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

児童・生徒に係る相談の中で、本市福祉課にヤングケアラーとして相談があっているケースは、現在ございません。しかしながら、何らかの支援が必要な御家庭の中で、状況がヤングケアラーに該当するのではないかと思われるケースがございます。そうした子供の人数としましては、令和元年度は10人、令和２年度も10人、令和３年度は13人が該当するものと思われます。

ヤングケアラーと呼ばれる子供たちが、自ら学校や市に相談したり、ＳＯＳを発信したりすることは難しいものと思われます。市といたしましては、学校や医療機関などの関係機関と連携し、家庭や子供たちを見守り、それぞれの家庭に合った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　新型コロナウイルス感染症発生に伴うヤングケアラーの相談件数ではないですが、以前から、本市においてもヤングケアラーの状態ではないかと把握されている子供たちがおられることを再認識しました。また、世相の背景により増加傾向にあることにも心が痛みます。現在のヤングケアラーに相当する人たちが心折れることなく成長されることを祈りたいと思います。

続きまして、３回目。新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度決算と近年の自主財源額と市債発行額について、決算総額に占める割合も含めて、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

自主財源の額と市債発行額につきまして、新型コロナウイルス感染拡大前を令和元年度の決算額、直近を令和２年度の決算額でお答えいたします。

まず、自主財源でございます。令和元年度が57億8,741万6,000円で、歳入全体の30.9%。令和２年度決算額が64億8,573万2,000円で、歳入全体の21.6%でございます。

令和２年度の決算額が増えているにもかかわらず、歳入に占める割合が下がっておりますのは、令和２年７月豪雨の災害復旧に関連した国庫支出金などの歳入が増え、決算の総額が約100億円ほど増えておりますことから、自主財源の占める割合は逆に下がってしまったという状況でございます。

自主財源額を前年と比較しますと、約７億円の増加でございます。要因としましては、市税が、令和２年７月豪雨災害により減免したことなどから約３億円減少しておりますけれども、古都人吉応援団基金、ふるさと納税が約９億円増加をしたというところでございます。

次に、市債発行額でございます。令和元年度が29億7,031万9,000円、令和２年度が32億1,831万2,000円でございまして、令和２年度が２億4,799万3,000円の増加となっております。これは、市庁舎建設事業債が約17億円減少したものの、災害等廃棄物処理事業債が約17億円増加、堆積土砂除去事業債とその他公共施設の災害復旧事業債を合わせた約３億円が増加したことによるものでございます。

自主財源、市債発行額ともに増減の影響としましては、新型コロナウイルス感染拡大というよりは、同じ時期に発生しました令和２年７月豪雨災害による影響が大きいものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　毎年400名から500名の人口減少に伴う自主財源の減少と、令和２年７月豪雨災害による市債発行額増加については、これはやむを得ないものと考えておりますが、その中にあっても、やはり市債の残額の減少に向け、さらなる財政健全化を図っていただきたいと願っております。

続きまして、４回目。新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度決算と近年の基金残高及びふるさと納税の基金残高についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

基金残高とふるさと納税を原資とします古都人吉応援団基金の残高につきまして、新型コロナウイルス感染拡大前を令和元年度の残高、直近を令和３年度の残高でお答えさせていただきます。また、基金残高につきましては、特定目的基金を除きました財政調整基金と減債基金でお答えをさせていただきます。

財政調整基金は、令和元年度末が１億4,707万2,138円、令和３年度末が６億８万4,763円でございます。減債基金は、令和元年度末が１億5,555万2,608円、令和３年度末が26億

2,939万2,238円でございます。比較しますと、約29億3,000万円の増加となっておりまして、主な要因としましては、令和２年７月豪雨に伴う災害復旧事業に係る地方債の発行が増えている状況にございますことから、これからの公債費の元利償還に備え積立てを行ったものでございます。

続きまして、古都人吉応援団基金のほうでございます。令和元年度末が１億4,830万5,230円、令和３年度末が８億1,731万1,927円でございまして、令和２年７月豪雨以降、多くの皆様に御寄附いただいているところでございます。この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。こちらのほうは、いただきました寄附につきましては、古都人吉応援団基金の目的に添ったまちづくりのために有効活用させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　基金残高とふるさと納税の残高については、時々質問をさせていただいておりますが、今回の回答から、それぞれの基金の残高は少し増加傾向にある様子がうかがえました。災害復旧や新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、また、復興のまちづくり等々に向け、有効的に活用されることを切に望みます。

続きまして、私の一般質問の最後の質問になりますが、本年４月に本市も過疎地域に追加されましたが、過疎地域に追加されたことによるメリット的なものがありましたらお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

過疎地域に指定されたことによる財政面でのメリットでございます。これは３月議会でも御質問あった部分と重なりますけれども、過疎対策事業債の活用が上げられるところでございます。現在作成しております過疎地域持続的発展計画の予定事業に対しまして、起債の充当率が100％、後年度の元利償還の70％が地方交付税措置をされることから、大変有利な起債であるかと考えてはおります。

しかしながら、有利な財源とはいいつつも、過度な借入れは財政の硬直化を招くおそれもございますので、将来負担を考慮した運用に十分留意する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　確かに各種事業に取り組む事業費に有利な過疎債、過疎対策事業債の発行ができることが分かりました。しかも、この過疎債は、地方創生について積極的に取り組む自治体に有利に働くものと伺っております。本市の災害復旧に、また、本市の発展的なまちづくりに大いに役立っていただきたいと考えております。よって、大いなる本市の行政能力発揮に期待したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　平田清吉議員、通告項目の不登校について質問されておりませんが、よろしいんですか。

○10番（平田清吉君）　はい、時間ですので。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時06分　散会

令和４年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和４年６月15日　水曜日

１．議事日程第３号

令和４年６月15日　午前10時　開議

日程第１　議第38号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））

日程第２　議第39号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第３　議第40号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第41号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第43号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議第44号　令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第45号　人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第８　議第46号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第47号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12　報第１号　令和３年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第13　報第２号　令和３年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14　報第３号　令和３年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第15　報第４号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第16　報第５号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第17　報第６号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第18　一般質問

１．池　田　芳　隆　君

２．徳　川　禎　郁　君

３．本　村　令　斗　君

４．大　塚　則　男　君

５．宮　﨑　　保　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	松　村　　太　君
２番	徳　川　禎　郁　君
３番	池　田　芳　隆　君
４番	牛　塚　孝　浩　君
５番	西　　洋　子　君
６番	宮　原　将　志　君
８番	高　瀬　堅　一　君
９番	宮　﨑　　保　君
10番	平　田　清　吉　君
11番	犬　童　利　夫　君
12番	井　上　光　浩　君
13番	豊　永　貞　夫　君
14番	福　屋　法　晴　君
15番	本　村　令　斗　君
16番	田　中　　哲　君
17番	大　塚　則　男　君
18番	西　　信八郎　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君
教　育　長	志　波　典　明　君
総　務　部　長	永　田　勝　巳　君
復興政策部長	浦　本　雄　介　君
復興政策部政策統括監	小　林　敏　郎　君
市　民　部　長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	渕　上　麻　美　君
経　済　部　長	溝　口　尚　也　君

復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 （復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君
農業委員会事務局長	前村洋宣君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時02分　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　皆さん、おはようございます。３番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、令和２年７月豪雨の被災者支援について、職員人事と健康管理についての、以上、２項目について質問を行います。

まずは、令和２年７月豪雨の被災者支援についてお尋ねします。

早いもので、発災後二度目の７月４日を迎えます。私自身、まだ、強い雨音を聞きますとどきっといたします。梅雨に入り、心配な日々が続きます。中心市街地地区や青井地区だけでなく、まだ手つかずの空き地となっている場所が散見され、早期の復興を願うばかりです。

さて、まだまだ、市内にも多くの方が仮設住宅等にお住まいですが、発災直後に市内に住むことができずに、市外の仮設住宅に住まれている方がおられたと思います。今でも市外にお住まいの方はいらっしゃるのでしょうか。そのお住まいの方は、どのような状態で市外に居住されているのでしょうか。世帯数、世帯員数はどのようになっていますか。また、再建はどのような形のものを希望されていますか。

もう１点、市外に転出された復興済み被災者、要は被災はしたけれども支援金等をもらって外に家を建てたり、新しい家を借りられたという方の状況というのは分かるのでしょうか。合わせてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　おはようございます。お答えさせていただきます。

人吉市外にお住まいの被災者の方々の状況につきまして、把握できております情報としましては、みなし仮設住宅に本年５月末時点で64世帯、124人が入居をされております。そのほかに、熊本県営住宅に１世帯、お一人が入居されております。その方々の再建の御希望先としましては、被災された元の場所で建て替え・補修が６世帯、別の場所での建設・購入が６世帯、みなし仮設住宅で入居期限到来後も、二者契約に切り替えて継続入居される世帯が26世帯、みなし仮設住宅とは別の民間賃貸物件に入居される世帯が11世帯、災害公営住宅や

建設型仮設住宅の利活用への入居が13世帯、その他親族宅や有料老人ホームが３世帯となっております。

次に、市外に転出された、再建済の被災世帯の状況でございますが、地域支え合いセンターでの支援を終了とさせていただいた世帯が216世帯、331人となっているところでございます。その方々の再建状況としましては、半壊や一部損壊世帯は被災者生活再建支援金の加算支援金の支給がないため、全てを把握できているわけではございませんが、再建先が市外の方で、中規模半壊以上の加算支援金を申請されている世帯の状況は、５月末現在で、建設・購入での再建が44世帯、民間賃貸住宅での再建が46世帯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　市外のみなし仮設住宅にお住まいの方で、ほとんどの方は基本的には人吉市に帰ってきていただけるのかなとは思っております。

私が相談を受けたのが、被災して人吉市が怖くなって転居をしました、向こうで完璧に自立をされたという方なんですけれども、１年以上たった今、やっぱり人吉市のほうがいいという方がいらっしゃって、向こうにいらっしゃっても周りに知り合いがいるわけでもなく、やはり慌てて出て行った部分があってどうしようもできない、帰ってきたいんだけれども、どうすればよろしいでしょうか、というお尋ねがあったんです。このように、一度家を建てられた方はなかなかすぐすぐ帰ってくるということはないでしょうけども、向こうに新たな家を借りられた方などで帰郷を希望する方に対する相談というのはあっているのか。加えまして、そのような方へ、一度終わっていますので、次なるステップの何か新たな支援策というのはあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

帰郷を希望される再建済の被災者の方からの相談についてでございますが、被災者支援対策課及び地域支え合いセンターでは、そのような御相談は把握していないところでございます。

なお、市外で再建をされた際、被災者生活再建支援金の加算支援金や転居費用助成などの住まいの再建支援策を既に申請・受給されている被災者に対しましては、現行の制度上では、さらに支援できる制度はない状況にございます。ただし、市外の御家族や御親族宅などで一旦再建されている場合など、加算支援金などを申請されていないケースもございます。そのような世帯につきましては、申請期限内であれば、帰郷されて人吉市で再建される際に、加算支援金の申請は可能でございます。

被災者生活再建支援金の加算支援金や住まいの再建支援策に関する申請は、原則一度限りでございます。この申請により、制度上は住まいの再建が完了したものとみなされるため、市外で再建される方からの相談の際には、さらに丁寧に説明をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　これは、私の知り合いの話なんですけども、被災して県外の息子さんの家に、被災後に一応とりあえずの転居をされたと。最初は一時的なものではなくて長期間ということを話されていたんですけれども、そこのところがふだんから住まれているところではないものですから、やっぱり精神的に不安を覚えられて、本当は１年先ぐらいで家を復旧させようということを計画されていたんですけれども、どうしてもよそでは住むことができなかった。結果、その方は帰ってきて、申請自体は被災者支援金をもらう形でこちらのほうでされたんですけれども、要は一度出てしまって、ちょうど２年、今たっている状態です。遅い方でも仮設住宅から転居されてという方もいらっしゃるかと思います。終わった方が、やはり振り返ってみて、慣れていない生活のところ、特に高齢者ですね、慣れていないところで生活されている方はやはり地元のほうがいいということで、ふと我に返って見てみると、やっぱり地元のほうがいいなというところでいわれています。その方も復興するまで１年以上の予定だったのが、もう３週間ほどで精神的によろしくない状態に陥られたものですから、一度戻ってこられて、こちらのほうの親戚のところにとりあえずいて、どうにかこちらのほうに家を造ったということでございました。一度外に出て希望される方が、人吉市内に帰ってきたいとおっしゃるならば、本当言うと家はどんどん建っているんですよね、皆さん、御存じのとおり、民間の方が努力されていて多分100世帯のアパートが、災害仮設を建てなくてもいいぐらいのアパートが建ち始めていると思うんですけれども、災害後ですね。でも、やっぱりそういうところは高いですので、民業圧迫といわれるかもしれませんけども、団地のほうをきちんと整備されて低価格で、高齢者の方が安心して帰ってこれるような環境づくりというのも、いまだ被災されている方への支援なのかなと思いますので、この支援策につきましてはいろいろと考えていただければなと思います。帰ってくる方法としてのこちらの待ち受けをする手段としてのカードは何枚持っていてもいいわけですから、そういうところをやっていただければと思います。これは要望です。お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。被災した住宅分に係る課税のことについてのお尋ねなんですけれども、被災住宅分に係る課税標準の特例措置についてお伺いしたいと思います。

被災住宅分に係る課税特例措置につきましては、今年度、令和４年度が最終年度になっていると思います。実際、様々な事情で家を建てることができない、要は資材の高騰で、資材だけではなくて半導体不足によっていろんな固定する家電すら手に入りづらくなっていると。先日、建設会社の社長とお話したんですけれども、1.5倍、２倍という形になっていて、当時の価格からするならばかなりの状態になっているということでございます。実際につくりたくてもつくれない状況。また、様々な要件で１月１日現在の形で家を建てれるという状態じゃない方がいらっしゃるんですけれども、この特例措置についての延長ということは検討

されていないのでしょうかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

災害によって滅失または損壊した住宅の用に供されていた土地につきましては、地方税法の規定により被災住宅用地とみなし、引き続き２年間、これまでと同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されることとなっておりまして、本市におきましても、この規定を準用し、期限である令和４年度までの特例措置を実施してきたところでございます。

しかしながら、令和３年８月実施の本市の意向調査によりますと、生活再建における課題として、浸水リスクに伴う安全性への不安や再建資金を確保することの難しさなどが上げられており、また、議員がおっしゃられましたように、建築費の高騰や建築施工業者の確保が厳しいことなども重なり、依然として具体的な再建プランを描くことができない被災者が数多くいらっしゃることも浮き彫りとなっております。

特例措置が外れた場合、被災者にとっては新たな負担増となり、生活の再建がますます遅れることが危惧されますことから、先月の５月には、熊本県から国に対し、令和２年７月豪雨からの復旧・復興に係る要望の１つとして被災住宅用地特例の適用期間の延長につきましても要望いただいたところでございます。

本市におきましても、これまで、全国市長会につながる熊本県都市財政課長会議等において特例措置の延長についての要望を行ってきたところでございますが、今後も、引き続き、来月に予定されております球磨川流域市町村合同要望をはじめ、様々な機会を通じ要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　復興道半ばですので、どうしても人吉市に残って、家を建てて頑張りたいという方がいらっしゃいますので、いろんな形での支援をお願いしたいと思います。

そして、これはあくまでも住宅用地の話で、実際、土地をお持ちで商業店舗をされている方でも、開発がきちんと決まらないがために家が建てられないという方がいらっしゃいますので、そういう方に対しても、今のところ法的に対応がないということですけれども、こういう方に関しても、できるものでしたら検討していただいて、やはりその方々も人吉市で復興したいというところでございますので前向きに対応をお願いしたいと思います。あくまでもオール人吉・オール人吉市役所ということで対応のほどをお願いしたいと思います。

令和２年７月豪雨の被災者支援については、これで質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。職員人事と健康管理についての質問を行います。

昨日、一般質問において福屋議員のほうから組織の機構改革として質問されており、内容については若干重複をするところがあるかもしれませんけれども、確認の意味を含めたところで質問をさせていただきます。

まず、人事異動についての基本的な考えを教えてください。

○総務部長（永田勝巳君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

市政を安定的に運営していくためには、行政組織としての基盤が重要でございまして、その基盤は人の入れ替わりで、また活性化するものと考えておりますことから、ある意味、私たちの組織では人事異動は宿命であると思っております。

職員の人事異動につきましては、これまで毎年４月を基本として実施をしております。まず、３月末での退職職員分の補充及び新規採用職員の配置を基本に、各部局長への組織人事に関するヒアリングや業務の継続性、それぞれの職員の経験年数なども考慮し、実施をしております。また、市民部や健康福祉部を中心とします窓口業務を行う部署につきましては、業務の継続性を考慮し、４月の繁忙期での人事異動は極力避け、７月や10月といった時期に人事異動を実施しております。

しかしながら、令和２年７月豪雨災害後につきましては、現実的な対応としまして、目の前で発生しました被災された方々の救助から生活再建支援、災害復旧などの、私たちがこれまで経験したことのない未曽有の大災害という行政課題に、速やかに組織的に対応するため、時期を問わず人事配置を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　異動というのが新陳代謝を行ってやっていくということが分かるところでございます。役所の業務というのは、基本、総合計画等の複数年に及ぶ計画の中で行っていくと思っています。根本的にはそういうところは変わらないと思っているんですけども、相当なこと、例えば選挙によって市長が替わったりということがない限り、そこで新たな市長の方針が出ない限り、基本的な大元となる事業は変わっていかないのかなと思っているところです。

ただ、適材適所と判断されて異動された方が、災害後いろいろ動いて、去年の４月１日に人事異動をされたという方が、１年間で人事異動、また今年の４月に異動されている。事業の継続性、結局バトンタッチですね、事業をさせていくときに、去年の４月１日の異動が役に立っているとは到底思えないんですよね。結果、残った方への負担であったり、次の方への事業の継続であったりというところがあると思うんです。継続性というところを問題と考えて、役に立っていないと思うんですけども、これはどうお考えになられていますか。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

現在の状況としまして、発災以降、災害からの復旧・復興事業や被災者の生活再建支援に係る業務などの増加に伴い、職員が不足している状況でございまして、他の自治体からの中長期派遣職員や任期付職員の採用、組織の再編などを行いながら、これからの課題に対し、職員配置を実施しているところでございます。

また、増加する業務につきましては、これまで私たちが経験したことのない業務でありますことから、その体制づくりとしましても大変苦慮している実態もございます。

このような状況の中、議員がおっしゃいますように、短期間での人事異動を余儀なくされた職員がいることも事実でございます。組織運営を進める中で、事業の継続性はもちろんのこと、職員を適材適所に配置できればベストではありますが、このような大災害を受け多様な業務が増加している中で、組織を円滑に運営し、業務を推進していくためには、個々の事情に配慮しつつも組織全体のことも考慮しなければならず、やむを得ず短期間での人事異動を行わなければならない状況となってしまい、私たちも同じ職員といたしまして大変心苦しく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　事情が分からないということではありません。私も30年間、皆さんと一緒に仕事のほうをさせていただいた人間ですので、いろいろなことは分からないわけではないんですが。

これは副市長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思います。なぜ、当時、総務部長だった迫田副市長が副市長になったのでしょうか。例えば外部から、国・県からパイプを強固するために、前市政のときには国の方から副市長のほうを御協力をいただいて派遣されていました。そういう方法もあったんでしょうけども、元職員の当時迫田総務部長が副市長になられた。これは私の考えなんですけれども、迫田副市長は現職の職員で、組織内部の強化であったり、市長に対する職員とのパイプ役、そういうことをしていただいて、また、もちろん部長までされた方でございますので職員への指導者であり、また相談者として、内部活性化を望んで副市長を市長は任命されたのではないかなと思っております。それが、私は副市長の存在意義であり、重要な業務ではなかったのかなと思っております。迫田副市長は、就任されてから、いろいろ災害もありましたけれども、副市長としての役割は果たされているのでしょうか、お伺いします。

○副市長（迫田浩二君）　おはようございます。

私が副市長に就任いたしまして約２年２か月が経過したところであります。私が職員出身ということもあり、就任以来、これまで、組織内部の多岐にわたる調整など、職員と市長とのパイプ役も重要な役目と肝に銘じ、努めてきたところであります。

また、私自身、市政全般を見渡す中で、事業の進捗や職員の対応、さらには体調面など、できる限り気を配る必要があると考えておりまして、可能な限り、私のほうから声をかけることとしているところでございます。

また、職員のほうから相談をされる場合もございまして、厳しい議論を交わすこともあれば、ときには職員を叱咤激励し、ときには聞き役に徹するなど、それぞれ職員の状況に配慮

した形で向き合っているところでございます。

市長をお支えする者としまして、職員の気持ちをどうお伝えするかを考えたとき、私の責務として、意を決して苦言を呈することも私の役目であると思い、日々、市長にお仕えしているところでございます。まだまだ足りない部分もあろうかと思いますけれども、私に与えられた役目をしっかりと果たしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　職員の話を聞いて頑張っていらっしゃるということなんですけども、最近、ある職員に、私が「体調はどう、忙しいけど大丈夫」と話しかけたところ、「睡眠導入剤を以前から飲んでいます。寝れません。体調もストレスによって異変を来しているんですよ」と話してくれたんですよ。総務課できちんとメンタルヘルスに関しても対応できるような体制をとっているから相談に行ったのかと、衝撃の一言でした、「相談に行っても何の解決にもならない」と。私も何度か議場の中で職員のメンタルヘルスに関してはどうぞよろしくお願いいたしますという話をしてきました。その方は仕事に対して正義感が強く、若手の面倒見がよい、私も尊敬する職員です。多分、この方は、自分がリタイアしたらば仕事が回らなくなり、別の人に迷惑をかけてしまうという心配のもとだと思います。歯を食いしばりながら頑張っていらっしゃいます。先ほど、職員から相談を受けていると副市長は言われましたけども、本当に職員の声というのは副市長の耳に届いて、市長の耳に入っていっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○副市長（迫田浩二君）　お答えいたします。

私は、副市長に就任以来、常日頃から職員との対話について心がけてまいりました。しかしながら、コロナ禍の中、職員とコミュニケーションを取ることが非常に厳しくなっており、積極的な声かけが難しいと感じる部分もあり、この点はジレンマを感じております。

また、私は、安全衛生管理責任者という立場でもあります。職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、職員の安全管理及び衛生管理に関し、日々進めているところであります。年間を通して、職員間で組織し、私が委員長を務めております安全衛生委員会での職員からの意見であったり、様々な諸問題について、職員と一緒になって解決に向けて議論を重ねております。

まだまだ、副市長として足りない面が見受けられるとお感じになっている部分もあると存じますが、これからも、これまで以上に、機会あるごとに職員の声を聞き、寄り添いながら快適な職場環境の構築と職員の健康管理、心のケアに努めるなど、改善に向け責務を果たしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　副市長の御努力というのは大変なことだと思いますけども、でも、やはり結果というのが見えてこないと、お立場上、やはりまだまだ足らないのかなと思います。副市長も、実際にいうとちょっと体調が100％でないというのも存じ上げております。でも、そこの椅子に座られた以上、頑張っていただきたいなと思うのが正直なところです。普通の職員には、頑張らなくていいよ、今、一生懸命しているんだから、それ以上頑張る必要はないよという話をするんですけれども、副市長については、まだ頑張ってください、お願いしたいと思います。

松岡市長と職員の信頼関係はどうなのかなと私は思っております。ちょっと話が長くなりますけれども、議長お許しをお願いしたいと思います。市長は小布施町の事案は御存じですか。長野県上高井郡小布施町、人口１万人ちょっとの町です。役場職員も100名程度だそうです。この小さな町役場で2020年から３人の方が自死された事件でございます。これは皆さん、御存じですか。余り御存じの方はいらっしゃらないかと思いますけれども。小布施町の状況というのは人吉市と似ているんです。というのが、2019年10月、台風19号で千曲川が氾濫して洪水が起きたところでございます。その災害対策の対応をされた方が、最初に自死を選ばれた方だそうです。実際、災害対策が終わった後に、次には2020年に入ってきますと、今度はコロナ対策の対応もさせられたと、１人の職員にずっと仕事が増えていったと。何か状況が似ていませんか。

昨日、福屋議員が休職者の数を聞かれた質問で、現在７人という報告だったと思います。市長が就任されてから何人の方がメンタルダウンされているのか、今７人であって、復帰された方。もちろん復帰したけども、早期で退職された方も何人もいらっしゃると思います。幸いなことという言い方は変なのかもしれませんけども、人吉市で自死を選ばれた方は、とりあえずは今いらっしゃいませんね。メンタルダウンをしてしまったら簡単には元に戻るのは難しいと思います。復帰された方も歯を食いしばりながら頑張っておられるんじゃないでしょうか。先ほど言いました、何人の方が不眠で悩まれていらっしゃるんでしょうか、何人の方が体調不良で異変を感じながらも、責任のため、周りに迷惑をかけないということで働いているんでしょうか。いまだに時間外100時間を超える方もいらっしゃると聞いています。

今、新庁舎は個人カードで出入りは管理できるかもしれませんけれども、保健センターであったり、カルチャーパレスであったり、くまりばにいる職員の管理というのはきちんとできていますか。今、松岡市長がやるべきことは何なんでしょうか。絶対的にマンパワー不足なんですよね、これだけ人間を増やしたとしても数が足りていない。一部の職員に負担がかかっている。昨日も職員の兼務の話が出ていましたけども、課長級で並列な事案というのは、課長級、次長級で２つの役職をするという方は今までも普通にあったかと思うんですけれども、今、部長級の方までが兼務をしている。これはあまり聞いたことがないんですよ。発災後、２年間の間に複数箇所異動した方もいらっしゃいます。一部の人に負担が来ているんじ

ゃないですか。市長は、常日頃から「人は宝だ」と言っておられますけども、私からするならば、職員が単なる駒として動いている、動かされているように感じています。人事がうまくいっているのか、市長、どのようにお考えですか。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害後、災害からの復旧・復興、被災者生活再建支援などにつきまして、次から次へと業務が膨大に増加し、ありとあらゆる方策を駆使し、職員の確保に努めてまいりましたが、それでも十分な職員確保が難しく、そのことにより職員の負担が増大し、一部の職員においては体調不良に陥るなど大変厳しい状況になってしまったことに対し、私自身も大変心苦しく、申し訳なく思っています。

私は、常日頃から、人は宝、財産、いわゆる人財だと申しております。人、すなわち市民と職員あっての市役所だと思っています。

発災後からの状況に関しましては、全職員が昼夜を問わず、さらには我が家が被災したことも顧みず、市民の皆様の復旧に全力で取り組み、また、現在も復興に向けて精いっぱい頑張っていただいていることに対し頭が下がる思いであり、心から感謝しております。

しかしながら、災害のもたらす恐ろしさは、その被害や被災された方々はもちろん、多くの人々を追い詰め、苦しめ、憔悴させることだと感じました。昼夜を問わず、必死になって復旧・復興、被災地・被災者支援に当たる職員の姿、一方で、市民の皆様は、それでも遅いと市の対応にやり場のない不満を募らされました。誰もが精いっぱいの状況の中で、私は、その悲しく、申し訳ない両者の隙間を埋めなければならない、そのことに心を痛め、多くの時間を割いてきたことが、今も思い出され、胸が痛みます。

現在も、発災時から現在における職員不足、それに伴う人事異動等、職員の皆様には苦労をかけており、その解決に向けて、現在、様々な検討を続けております。

議員がおっしゃいますように、職員不足につきましては、組織機構を見直し、再編することで、若干なりとも改善はできたのかと感じておりますが、一部の部署においては、いまだ改善までには至っていない部分があることは否めません。

現在の対応としましては、体調不良等で休暇・休職している職員の代替として、任期付職員を採用するなどの対応でしのいでいるのが現状です。また、その他、必要なマンパワーの補充につきましては、今後は総務省の地域活性化企業人制度や地域おこし協力隊等を活用し、民間企業等の優秀な人材を、その目的に応じて活用あるいは登用するなど、今後も積極的に人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

それぞれの部署でも、課や係間を超えた業務の振り分けを行うなどで対応されているところも見られ、人吉市役所のチームワークのよさに依存してはいけませんが、頼もしく感じております。庁内を回ると、本当に苦しかった時期に比べ、ほとんどの部署が明るさ、元気を取り戻したようで、復興も道半ばながら、少し安堵しております。

いずれにいたしましても、組織挙げての対応となります。幸い、市職員としての豊富な経験を持つ副市長が側にいていただけますし、要所、要所で、私が持ち得ない情報をもとに適切な助言を受けるなど、今後もしっかりとした体制を構築できるものと考えております。

厳しい環境ではございますが、職員と共に市民の暮らしを支えるべく、災害からの復旧・復興、被災者の生活再建支援といったこの難局を乗り越えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　異動のボタンの掛け違えと思うところ、要は市長になられてから、今回の災害というのは１つの表に出るきっかけでしかなかったのかなと。一番最初の頃に、どこかにボタンの掛け違えがあって、それで、そのボタンの掛け違えがどんどん大きくなって、１個だけのボタンの掛け違えだったものが２つ、３つ増えていって、それが発災で顕著化してしまった。先ほどの小布施町の話は、職員のほうから私のところに来た話です。人吉市は、この状態はぎりぎりじゃないんですかということを言っておきます。市長は市民の生命と財産を守るというのが第一義の仕事です、私もそう思います。ただ、それと同じように、やはり職員の生命を守るという責任があると思っております。万が一が起きてから、ごめんなさいじゃ遅いんですよね。小布施町の前町長、今の町長、ごめんなさいです。でも、亡くなった方の家族に対してはごめんなさいで人が帰ってくるんですかということです。ですので、今は何をすべきか。市長は皆さんの話を聞くのが得意と思われますので、職員の話をよく聞かれて、もちろん、これは市長だけの責任ではありません。ここにいらっしゃる部長級の方々も、常日頃から職員の目を見ていただいて、きちんと、一部の職員に負担がならないように、そこの御努力は、任命されたポジションにいる責任です。それこそ部長の責任だと思います。もし万が一があったときには、私はこの議場で皆さんに対して何という発言になるか、厳しい発言になると思います。そうならないように、万が一が起きないように対応のほどをお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分　休憩

午前11時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　皆様、おはようございます。２番議員の徳川禎郁です。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、３項目です。１項目めは新市庁舎における合理的配慮について、２項目め

は意思疎通の保障、支援について、３項目めはＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取組についてです。

さて、復興のシンボルとなるような新市庁舎が落成し、供用開始から１か月がたちました。業務を継続しながらの引っ越し作業は、本当に大変なことだったと思います。ゴールデンウイーク返上での作業、改めて感謝を申し上げます。明るくて、木のぬくもりが感じられ、職員の皆さんもお仕事がしやすくなったことだと思います。

私はゴールデンウイークが明けての５月９日に、新庁舎へまいりました。静然と業務をされていらっしゃる様子に、本当に頭が下がる思いでした。１階の通路は広々としていて、車椅子の方もスムーズに通れるというのが第一印象でした。それから、庁舎に入って一番に行ってみたのはトイレでした。しかし、トイレの表示が壁に貼る形で付いているので、最初、トイレが見つけられませんでした。エレベーターの表示は突き出し型になっていて見つけやすいのに、トイレの表示はなぜ突き出し型になっていないのかが残念です。その目線で見回しますと、トイレまでの誘導点字ブロックがありません。エレベーターまでで終わっています。エレベーターのボタンには点字がありますが、トイレの入口には点字表記はありません。視覚に障害をお持ちの方は、男性トイレ、女性トイレ、多目的トイレ、どうやって見分けたらいいのでしょうか。どうやってトイレを探せるのでしょうか。また、庁舎内の案内板にも点字表記はありません。

そこで、新市庁舎における視覚障害をお持ちの方々への合理的配慮についてお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

新市庁舎供用開始から、早１か月が経過したところでございますが、皆様から様々に御意見をいただき、現在、日々、試行錯誤しながらの施設の運用・改善に努めているところでございます。また、新市庁舎の整備につきましては、基本方針の１つでもありますように、分かりやすい、親しみを感じる庁舎として整備を進めてきたところでございますが、いざ、供用を開始いたしますと、いろいろと御意見をいただき、全ての人に完全に対応できているというところまでには至っていないと認識しているところでございます。

点字ブロックによるトイレへの誘導や入口における案内板への点字表示など改善が必要な内容につきましては、検討いたしまして、可能なところから随時対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　北側のエレベーターに案内図がないねというお話を聞き、その後、確認のためにエレベーターの中を見てみますと、コピーしたものが早速貼ってありました。また、受付に、聴覚障害をお持ちの方々へのサポート用の耳マークの表示がないと思っており

ましたら、数日たって、仮庁舎で使用していた耳マークがおかれていました。このように、１つ、１つ、心を配っていただいていることは重々承知をしており、ありがたく思っております。

しかし、点字ブロックについては、２階より上の階には全く設備されておりません。やはり、案内板にも点字表記はありません。１階受付に案内係などのコンシェルジュもおられないようですが、受付に来られた場合、どのように対応されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

視覚障害をお持ちの方が来庁された際は、点字ブロックにより市民課へ誘導するようにしております。そこで内容等の確認を行い、必要とされる部署へ御案内を行うようにしております。そのようなことから、２階以上に点字ブロックの設置はしていないところでございますけれども、２階以上へ御用のある方につきましても、一旦、市民課におきまして御用件を確認させていただき、状況に応じまして、担当職員がお客様のもとへお伺いし、対応いたしますほか、必要とされる階の部署まで案内をいたしまして、御用件に対応するなど、親切丁寧な対応に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　１階の受付に来たら御案内をいただけるということで、ワンストップ窓口というのは、令和元年６月の私の初めての一般質問において要望したことでもあり、１階窓口でワンストップ窓口対応はとてもありがたく、うれしいです。

しかし、それは全ての来庁者に対しての要望でした。市民の皆さんは案内板を見ながら、きょろきょろと一生懸命探されて、目指す担当課のところへ行かれている様子をよく拝見いたします。

視覚に障害をお持ちの方へのサポートをすればいいとか、トイレまで案内すればいいとか、そういう問題ではないのです。もちろん、声かけやサポートは必要ですが、そもそも点字ブロックや点字表記などの合理的配慮がきちんとされていれば、御自身で行けるのです。環境が障害をつくっているということもあるのではないかと考えます。障害を持っておられる方々だけでなく、様々に配慮が必要な方々のために、これから50年、100年と、この新しい庁舎と共に働く新庁舎に、精いっぱいの配慮を要望いたします。

では、次に、男性トイレの配慮についてお尋ねいたします。新市庁舎が開庁してからすぐに、男性議員さんに男性トイレにどなたも御利用がないことを確認していただき、数名の議員さんと一緒に、便器の数などの確認のため、男性トイレに行きました。男性トイレにはサニタリーボックス、汚物入れの設置はされていませんでした。国立がんセンターの統計によると、男性特有の臓器である前立腺がんの罹患数が男性がん患者の中で一番多く、９万

5,400人、膀胱がんの男性患者は１万8,400人と、年々増加しています。

日本トイレ協会では、毎月、清掃業者や設計事務所などトイレに関わる事業者との定例セミナーを開催されているそうです。そこで、一般の方を含めて行われたネットアンケートに、尿漏れパッドのほか、おむつや人工肛門につけるパウチの捨て場所に悩んでいる。サニタリーボックスがない場合は持ち帰るとの意見が出ていました。やはり、トイレも健常者の目線でつくられているように思います。そもそも、私は健常者という言葉も好きではありません。環境や配慮が整えば、健常者とか健常者でないとかの隔たりは小さくなると思っています。

そこで、男性トイレにもサニタリーボックス、汚物入れの設置について、市の対応、現状をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

公共施設における男子トイレへの汚物入れの設置につきましては、報道等の例で申し上げますと、病気等により尿漏れパッドを利用する方などが外出した際に捨てる場所に困っているとして、公共施設への設置を求める声が寄せられ、設置する施設が徐々に増えてきているとのことでございます。

本市におきましても、そのような対策を含め、新市庁舎におきまして、各階２か所ある男性トイレにも汚物入れを設置させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　私が確認した後に設置していただいたという、うれしいお話を聞きました。サニタリーボックスの設置が進み、うれしく思います。

昨日、同僚の男性議員さんに確認をお願いいたしました、見てきてくださいと。２つある個室の１つに設置がしてあったということでした。

前回、３月の一般質問において、学校への生理用品の設置について質問させていただきました。安心して暮らせるということについては同じだと思います。市民の皆様の安心のために、全個室への設置と、カルチャーパレスをはじめとするスポーツパレスやコミュニティセンター等の公共施設へも、市が率先して人吉市の見本となるように、一日も早く設置が進み、安心して外出ができますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

意思疎通の保障、支援についてお尋ねいたします。

まずは、令和４年５月29日に行われました自主避難訓練について、この避難訓練の趣旨、参加者の数、また、訓練時にとられていた市民アンケートの結果についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

昨年に引き続き、去る５月29日に、市内全域を対象としました避難行動を確認する日と位置づけました自主避難訓練を実施いたしました。

本格的な出水期を前に、市民の防災意識の向上と市職員の災害対応能力の向上を目的としまして、支部を設置します指定避難所も開設し、市民の皆様に避難所まで避難ルートを確認するなど訓練に参加をいただきました。また、公民館など、自主避難所への避難を実施いただいた町内も複数ございました。

訓練の参加者数につきましては、関係機関等を含めまして800名以上の方に参加をいただいておりまして、参加をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様、また、訓練への参加の呼びかけに御協力をいただきました町内会の皆様に、この場をお借りして、改めて感謝を申し上げます。

当日、避難所まで来ていただきました皆様には、訓練に対するアンケートを実施しておりますけれども、まだ取りまとめが済んでおりませんので、結果が分かり次第、ホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　アンケートの結果が出ましたら報告をお願いいたします

その日は、避難行動を確認する日ということで、私が住んでおります北願成寺町内でも、民生委員さん方と連携をし、緊急連絡網を活用し、訓練をしたところです。様々に改善点が見つかり、有意義な訓練になったと思います。しかしながら、避難所までの誘導にはなかなか結びつかず、難しいことも実感いたしました。

そこで、避難所の運営についてお尋ねいたします。避難所の対応のための職員研修は行われているのでしょうか。また、デジタルケア避難所システムを早くに周知し、事前に市民が登録しておいて、訓練において実際と同じように読み取るだけにする計画はなかったのでしょうか、以上、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

避難所職員への避難所運営訓練につきましては、今回の自主防災訓練のほか、毎年秋に実施しております総合防災訓練におきまして訓練を実施しております。また、本年度からは、災害対策本部機能を新市庁舎への移転に加え、デジタルケア避難所システムや防災ポータルサイト、ライティング防災アラートといった新たなシステムの導入により、これまでとは違う環境で災害対応を行うこととなります。

先日の自主避難訓練では、本部・支部ともに、新しい体制での運営・運用の訓練を行ったところでございまして、うまくいったところや課題等となったところを見出すことができ、職員の視点からも実り大きい訓練になったと感じております。

受付で使用しますデジタルケア避難所システムにつきましては、自主避難訓練の前に、支部職員を対象としました操作研修を実施したところでございます。また、市民への周知につきましては、よりよいシステム環境構築のために、運用開始に向け改良を行っておりまして、

画面表示や内容を変更しております。変更途中で周知をしてしまうと市民の皆様に混乱を招くおそれがあるため、これまで広報等での周知は控えていたところでございます。

現在は、おおむねシステムの画面表示等も確定してまいりましたので、今後、市民の皆様にもホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　私も避難所へ行きましたが、デジタルケア避難所システムへ登録するというのが一番の目的のように感じられました。また、これがなかなかネットにつながらず、読み込みができない状況が続き、さらにタブレットは１台しかない。このような状況で、実際に災害時、活用できるのでしょうか。Ｗｉ－Ｆｉの設置状況に問題があるのかとも思いましたが、Ｗｉ－Ｆｉの設置状況、サーバーの容量は十分に対応できるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

デジタルケア避難所システムのサーバーの容量につきまして、議員御指摘のとおり、自主避難訓練の際にアクセスが集中したことで、システムの動作が遅くなるなどの運用上の課題が判明したところでございます。この件につきまして、現在、導入業者と改善に向けた協議を進めておりまして、同時アクセスの対応可能なサーバーへと強化を図ることとしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　もう梅雨に入っております。いざというときに使えなければ、何にもなりません。早急にサーバーの強化をお願いいたします。

当日、受付であたふたしないためにも、市民の皆さんも、デジタルケア避難所システムの事前登録が必要だと考えます。広報での周知はもちろんですが、例えば、市役所に来られた際に「デジタルケア避難所システムの登録はお済みですか。登録のお手伝いをしましょうか」というような声かけをしたりして、登録者数を増やし、いざというときに活用できるシステムにしていただきたいと思います。

次に、避難所での文字による誘導についてお尋ねいたします。今回の避難訓練では、どの避難所にも文字による案内はありませんでした。スポーツパレスは入口まで行けば受付というのは確認できますが、小学校の避難所は受付に行くまでに迷います。地元の人は慣れた場所なので問題ないでしょうが、転勤や引っ越しなどで来られたばかりの方は、まず、受付がどこにあるのかさえ分からないと思います。それを確認するための訓練だったということなんでしょうが、余りにも不親切です。

受付では、スマホに入力する方、手書きで氏名等を記入する方、アンケート記入の方、車

椅子の方と、ごった返していました。「避難所」という立て看板や受付、スマホをお持ちの方はこちらです、お持ちでない方はこちらで登録お願いしますといったような張り紙の準備がなぜできなかったのでしょうか。これが本番だったらどうしますか。聴覚に障害のある方は、スマホを持っていたにもかかわらず、筆談の準備もないために、聞こえないという情報を受けただけで、尋ねることもなくスマホを持っていない列に並ばされたということを聞きました。車椅子の対応の方にも配慮が欠けているように思います。訓練だからいいと思っているのは、市のほうではないかというふうに感じました。

梅雨に入り、いつ、避難所開設になるか分からない状況です。今後の準備・対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

避難所での障害のある方への対応につきましては、私たちも対策を整えているところではありますけども、ただいま議員から御指摘をいただいた部分、数々対応が欠けている部分もあったことにつきましては反省をいたしているところでございます。

ブース関係の張り紙周知、筆談への対応、そういったことにつきましても、１つ、１つ精査をいたしまして、避難所での対応につきまして、今後、考えていきたいと思っております。

また、車椅子関係の対応につきましては、それぞれの避難所におきまして、個々の部分につきまして施設管理者と協議を行い、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　段差解消には、昨日の牛塚議員の一般質問でも簡易スロープの紹介がされておりました。早急に御検討いただきたいと思います。

令和２年７月豪雨の際には、私は東小学校にいたので、ほかの避難所の当日の様子は後日談でしか分かりませんが、東小での今回の訓練の受付場所は、あの日、発災当初は膝上まで浸水していた場所です。本番にはほかの場所で、上の廊下でしますよ、今回は避難行動を確認するだけの日ですから、というようなお考えなのかもしれませんが、一事が万事のようにも感じます。

訓練のときに、聴覚に障害をお持ちの方が意思の疎通ができないため、第１避難所はここですが、福祉避難所へ行ってもらうことにもなるかもしれないと言われたそうです。外見では障害と分かりづらい聴覚障害の場合、指定避難所と福祉避難所と、どちらに避難すればよいのですか。お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

障害をお持ちの方の避難所につきましては、一概に指定避難所と福祉避難所のどちらがよいかということは申し上げにくいところでございます。基本的には、一般の指定避難所に避難をしていただくケースが多いと思っておりますけれども、障害の種類や程度によっては指

定避難所での避難生活が困難な方も想定されますので、そうした場合は、その障害の状況に応じまして、障害者支援施設「うぐいす」、障がい者支援施設「けやき」へとおつなぎすることになろうかと考えております。

ただし、それぞれの施設には受け入れ可能な人数が決まっておりますし、施設職員が市職員に代わって常時お世話をするということはできる状況ではございませんので、付き添いの方と一緒に避難をしていただくなどの検討が必要かと思っております。

また、聴覚障害、視覚障害の方につきましては、現状では、一般の指定避難所も福祉避難所もハード・ソフト両面で対応の難しい面があるかと存じておりますので、できるだけ早く、それらの課題の解消に努めなければならないと考えております。

指定避難所における避難者への様々な配慮につきましては、大きな課題の１つとなっておりますけれども、避難される障害者の方に対する合理的な配慮が適切になされるよう、一般の指定避難所の受け入れ体制や避難スペースの十分な確保、指定避難所となる施設の活用方法の再考と整備、そして障害がある方の支援者、協力者となり得る人材の確保に取り組まなければならないと感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　なぜ、そういうことをお尋ねしたかと申しますと、避難所での職員さんの対応で、けやきホームさんには手話ができる人がいるかもしれないと言われました。そこで、けやきホームさんに確認をいたしましたところ、挨拶程度ができる職員しかいないということでした。

情報を受け取れないということがどんなに不安なことか。今回の防災訓練の避難所運営について、それぞれの避難所への対応もまちまちで、事前の準備、合意形成がどのように取られていたのか疑問と不安が残ります。これは障害者だけの対応の問題ではありません。御高齢の方にも、小さい子供たちへも、全ての市民への配慮として、まずは情報の見える化の徹底をお願いいたします。

次に、防災メールについてお尋ねいたします。昨年の５月に、当時の防災安全課から、ろう者の方々への防災メールを、要約筆記者に聾者に分かりやすい文章を要約してもらい、短い文章でのメール送信を始めていただきました。それは、それは、本当に喜んでおられました。そして、昨年の10月には、防災課より、文字表示付防災ラジオの説明に聴覚障害者情報提供室ＷｅＲｏｕ（ウイロウ）に来ていただき、手話通訳つきで説明をしていただきました。いつも寄り添っていただいて感謝申し上げる次第です。

しかし、いつの間にか、数か月前から防災メールが届かなくなったとのことです。文字表示付防災ラジオが届いたからメール配信は中止されたのでしょうか。メールが中止されたこれまでの経緯と、防災メールの配信を中止された理由についてお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

聴覚障害をお持ちの方へのメール配信につきましては、これまで聴覚障害者のうち、希望をされる方に対して防災行政無線の放送内容を一部編集し、登録されたメールアドレスに配信しておりました。

メール配信を廃止することになった理由につきましては、令和２年７月豪雨以降、情報伝達手段の多重化を進めておりまして、様々な手段を新たに整備したことで、市民の皆様があらゆる方法で情報を取得することが可能となったことによるものでございます。

改めて情報手段を申し上げますと、令和３年度には、防災行政無線を家の中でも聞くことができる防災ラジオを全世帯に配布し、聴覚障害者がおられる世帯には、放送内容がテロップで流れる文字表示付防災ラジオを配布しております。また、令和４年度から、災害情報を集約しました防災ポータルサイトも運用を開始しており、本サイトでも防災行政無線の内容を常時確認することが可能となりました。このほかにも、本年６月から運用を開始しました人吉市公式ＬＩＮＥやフェイスブック、ツイッター、ＲＫＫデタポンでも、防災行政無線の放送内容を確認することが可能としたところでございます。

また、災害時には、避難情報がエリアメールでスマートフォンなどに自動で配信されます。さらに、防災行政無線の放送内容を登録者に配信します登録制メール機能も現在準備をしておりまして、準備ができ次第、広報やホームページ等でお知らせをしたいと考えております。

このように様々な情報発信方法によりまして、何らかの手段で情報を取得できる体制を整備をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　登録制メール機能というものが準備中と聞き、少し安心いたしました。

しかし、あれだけ喜ばれていた防災メールが、いきなり来なくなったらどんなに不安だったかです。中止するなら、その連絡メールをするべきだったと思います。

では、その登録制メール機能が整備されるまで、外出時などの対応を、市はどう考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

災害等の緊急情報につきましては、エリアメールが自動的に発信されますので、スマートフォン等をお持ちであれば、どこにおられても情報を取得することが可能かと思います。

情報取得方法が変わり、そのことに慣れるまで一定の戸惑いがあるかと思いますけれども、御理解をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

議員もおっしゃいましたように、現在準備をしております登録制メールの運用ができれば、これまでと変わらない情報の取得も可能でございますので、整備ができたときには御利用等を御検討いただけたらと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　ぜひ、その登録制メールが整備される際には、関係機関、要約筆記者などに御相談いただいて、聾者や様々な方に分かりやすいメールの発信となりますようにお願いいたします。

情報の取得の選択肢が増えるということは、とてもいいことだと思います。しかし、次から次に新しい情報が増えるとき、時々立ちどまって、取り残された方がいないかと後ろを振り返ってみていただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。熊本県では、熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が、令和４年４月１日より施行されました。さらに、国においては、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が、参議院においては令和４年４月13日、衆議院においては令和４年５月19日に、それぞれ全会一致で可決し、衆議院において附帯決議が付され、同年５月25日に公布、施行されました。聴覚に障害を持つ方を支えるために、国・県が大きく前進いたしました。

聴覚障害イコール手話だと思いがちですが、手話が使えない中途失聴者や難聴者が多いのも現状です。古いデータですが、平成18年の厚生労働省の資料によりますと、コミュニケーション手段の利用状況は手話が18.9％、筆談・要約筆記が30.2％となっています。

要約筆記とは、発言者の話を聞き、要約して書く、またはパソコンで打つことで、聞こえない人に、その場の話の内容を伝える通訳のことです。前段で紹介しました法律を抜粋しますが、第１条に、「全ての障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要である」とあります。また、第13条には、「国及び地方公共団体は意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上その他の施策を講ずる」とあります。また、県の条例には、意思疎通の手段の中に、手話、要約筆記、筆談、点字等々が明記されています。

そこで、本市においても、中途失聴者、難聴者への支援対応として要約筆記者養成講座を開催するお考えはないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

聾者が手話を主なコミュニケーション手段とされていることに対しまして、中途失聴者、難聴者につきましては、補聴器等や文字情報を主なコミュニケーション手段とされています。このことから、中途失聴者、難聴者の意思疎通支援と社会参加を促進するため、パソコン入力や手書きによる文字通訳を行う要約筆記者の養成が必要であると認識しているところです。

現在、熊本県における要約筆記者養成講座につきましては、県と熊本市が合同で、「一般社団法人熊本県ろう者福祉協会」に委託して実施しており、全22回、88時間の講座のカリキュラムが設定されております。

国は、要約筆記者養成研修事業につきましては、手話通訳者養成研修事業と同じく、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業として都道府県が行う必須事業に位置づけております。この要約筆記者養成研修を手話奉仕員養成研修講座と同様に、身近な圏域において受講できる環境を整備することは、要約筆記を担う人材の養成に有効であると思われますが、専門性が非常に高く、講師者数も少ないことから、本市が独自に取り組むには様々な課題があり、熊本県ろう者福祉協会等の専門機関に委託して実施する必要があると考えております。

こうした状況でございますので、本市における要約筆記者養成研修事業につきましては、国の動向等を注視した上で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　要約筆記者には手書きとパソコンによる文字通訳がありますが、今、人吉市には手書きの要約筆記者が１人だけです。熊本市では、手書きの要約筆記者が18名、パソコンの要約筆記者が10名おり、たくさんの方が利用されています。要約さんと呼ばれて、とても身近な存在です。病院や役所、同窓会に行くにも要約筆記者と一緒です。この福祉サービスを人吉市の方が受ける機会が少ないというのが悔しいのです。

私もパソコンの要約筆記者講習に通っておりますが、昨年、88時間のうち、あと４時間が足りず、今留年中でございます。昨年は人吉市から私１人でしたが、今年は、人吉市から私を含め、熊本へ２人通っております。もっと身近に要約筆記者がいる人吉市になることを希望します。

昨年５月に、熊本県聴覚障害者情報提供センターの元所長様にお越しいただき、福祉課長をはじめ、係長、職員の皆さんと、聾者の歴史から手話を言語とする必要性などの勉強会を開催させていただきました。福祉課の職員さんにも、今年、手話の基礎講座のほうにお一人通っていただいていることを聞きました。すごくうれしいです。手話を勉強していただくのは本当にありがたいです。でも、手話を勉強すればよいということだけではなく、手話を言語として認めることに意義があると学びました。

そこで、手話言語条例の制定に向けて、福祉課だけにとどまらず、全庁的に研修を実施するお考えはないか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

手話言語条例の制定に際しましては、条例の理念や趣旨、それぞれの役割等につきまして、市民の皆様へ幅広く周知する必要があると存じております。その前段といたしまして、市職員への周知も大切であると認識しておるところでございます。

手話言語について、また手話言語条例について、職員が学ぶ形態につきましては、研修会のような形に固執することなく、時勢に合った学びの形として、庁内ネットワークなどを活

用して浸透させていければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　避難所運営のところでも述べましたように、障害者への支援、真の寄り添いのためにも、その方々の背景にある歴史を学ぶ必要があると思います。研修を開催いただき、一歩前進いたしますようお願いいたします。

手話言語条例制定につきましては、これまでの一般質問でも何度も取り上げさせていただきました。そこで、その後の本市の取組、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

我が国の手話言語条例の制定状況につきまして、「一般社団法人全日本ろうあ連盟」によりますと、本年５月25日現在、33道府県、16区、319市、81町、３村の計452自治体で成立している状況でございまして、年々増加しているところでございます。県内各自治体の制定状況を改めて確認しましたところ、現在、条例を制定している自治体は熊本市のみでございます。熊本県につきましては、令和４年４月１日に、熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を施行され、普及・啓発が図られているところでございます。

本市におきましては、熊本県の条例制定を受け、引き続き、先進事例の情報を入手し、調査・研究を進めているところでございます。今後も、関係団体との協議を行うなど歩みを進め、早期の条例制定の実現を目指してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　さきに紹介しました法律の附帯決議には、このように書いてあります。「財政的な措置を含め必要な検討を行うこと」の中に、「災害時の情報保障」とあります。また、次のようにも書いてあります。「本法同様に47全都道府県と1,741全市町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。」とされております。人吉市議会においては、平成27年３月18日に意見書が提出されております。

そこで、昨年の６月の一般質問でも、熊本市の条例制定を受けてということで市長にお尋ねいたしましたが、今回、さらに国の法律策定、県の条例制定を受けて、いま一度、本市の手話言語条例の制定について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

聾者の方々は、障害福祉施策やＩＣＴの活用による意思疎通支援が充実した現在においても、日常生活における様々な場面でコミュニケーションを行うことに不便さや困難さを感じながら生活されている状況があると感じています。特にコロナ禍の現在においては、医療機

関等で手話通訳者の同行が認められないなど、意思疎通支援の手段が制限される場合も少なくないようです。

手話は、手や指、顔の表情などを使った視覚言語といわれます。聾者が手話を使用して安心して暮らすことができる地域社会の実現のためには、手話も言語であると市民が認識することが重要であり、そのためにも手話言語条例は必要なものであると考えます。

こうしたことから、私は手話に興味を持つ方が増えるような取組が肝要であると考え、様々な場面に応じて、徳川議員ほどではございませんが、手話を取り入れた挨拶を行うよう心掛けております。人吉市民一人一人が聾者の方々のおかれている状況や障害への理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いの個性と人格を尊重し合える共生社会の実現を目指してまいりたいと考えています。

本市は、今年度、全国手話言語市区町会に入会をいたしました。この会は、国に手話言語法の制定を求めること、手話言語条例等の普及、各自治体における手話言語に関する施策展開の情報交換を目的としておりますので、本会に加入することで手話言語条例に関する情報収集等の取組を一層進めてまいりたいと考えております。

条例制定に当たっては、本市において実施可能な施策の検討及び課題の分析が重要であると存じますので、健康福祉部長が先ほど答弁しましたとおり、引き続き、先進事例の情報の調査・研究を進めながら、関係団体との協議を行い、今年度内の条例制定を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　全国手話言語市区町会に御入会いただいたということと、また、今年度内には制定に向けて前進していただけるという力強いお言葉をいただきました。期待しています。聾者だけに限らず、様々な障害をお持ちの方へ寄り添っていただけるように、また、そういう条例になりますようにお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

デジタルトランスフォーメーションの取組についてお尋ねいたします。

なんだか映画のタイトルのような片仮名文字でちょっとびっくりしますが、調べてみますと、情報技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革、また、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくための取組とあります。トランスフォーメーションのことをＤＸとあらわすようですので、それにならって質問させていただきたいと思います。

本市の自治体ＤＸの現在の取組状況についてお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（小林敏郎君）　皆さん、こんにちは。お答えいたします。

本市におきましても、自治体の課題を解決いたします自治体デジタルトランスフォーメー

ション、いわゆる自治体ＤＸの取組につきましては、市民サービスの向上及び業務効率化の観点から非常に重要な施策として認識しているところでございまして、今年度から、自治体ＤＸをさらに推進するため、復興政策部に情報政策課を設置しまして推進体制の強化を行ったところでございます。

この情報政策課において、今年度は、自治体ＤＸ関連で大きく２つの事業に取り組むこととしております。まず、本市がデジタル化並びにＤＸ化を推進していくため羅針盤をつくること、つまり人吉版自治体ＤＸ推進計画を含むスマートシティ推進計画を策定することとしております。現在、有識者等による策定委員会の設置に向けた準備などを進めているところでございまして、国や県におけるデジタル社会の形成に向けた動向を踏まえ、本市における各種計画等との位置づけを整理するとともに、その考え方や取組方針など検討してまいりたいと存じます。

次に、全庁的な自治体ＤＸの推進には、職員一人一人の意識改革が必要であるため、デジタル人材育成事業に取り組むこととしております。具体的には、総務省の地域情報化アドバイザー制度、これはＩＣＴの活用等による地域課題解決に精通した専門家を派遣していただく事業でございますが、これを活用しまして、職員研修を予定しているところでございます。また、各部署の職員から構成するワーキンググループ等を立ち上げ、まずは小さく始めて、小さな成功事例、昨日も牛塚議員のほうに御助言をいただきましたが、こういった小さな成功事例をつくりたいと考えております。各部署からの提案等に基づき、先進自治体の事例を調査し、市民サービスの向上、業務効率化、費用等の観点から、本市にとって必要かつ適合したサービスを見極め、各部署と横断的に連携しまして総合調整を図った上で、現課とともに実際の事業化の検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　小さな成功事例をつくりたいということを何度も言っていただきました。すごくいいと思います。その小さな積み重ねが市民への福祉サービスへつながるのだと思います。

今、市の施設やコミュニティセンターなどを借りる場合は、市役所やコミセンに出向き、三枚複写の用紙に記入して、小学校の体育館の場合は三日前に管理人さんへ申請書を持っていき、さらに当日鍵を借りに行く。鍵を預かっていただいている管理人さんにおかれては外出もままならず、本当に大変なお役目を担っていただいていることも感じています。使用料も、コミセンの場合は、毎日、職員の方が各コミセンを集金のため回らなければなりません。

第２期人吉市スポーツ推進基本計画の末尾に、「人吉市民の体力・スポーツに関する調査での主な御意見」が掲載されています。その中の２つを抜粋します。「スポーツ施設を借りるとき、電話または直接の問い合わせでしか予約ができないところがあるので、インターネ

ット予約とかができると利用しやすくなると思う。料金も、支払うときにどこで支払えばいいのか分からないときがあるので、支払いもネットや振込ができればいいかもしれない。」20代女性の方です。「施設を使用する際、予約や使用申請を提出しなければならないが、予約期間があったり、出向かなければならないし、申請しても許可が出るのが遅かったりと面倒。」30代女性の方です。と、ありました。

そこで、市民の身近に直結する社会体育施設等の予約申請や使用料の支払い方法など、デジタル化に取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、本市が貸出しを行っております社会教育施設等の数について御説明を申し上げます。社会教育課所管の社会教育施設は、東西コミュニティセンターなどの校区公民館が６施設、社会体育施設が人吉スポーツパレスや川上哲治記念球場などの11施設、学校教育課所管の学校体育施設が、体育館９校、武道場２校、卓球場１校、運動場９校、そのうち、ナイター設備がある学校が３校。それから、文化課所管にカルチャーパレスがございます。

現在、これらの施設予約を行う場合には、議員おっしゃいましたように、基本的に窓口での予約制となっておりまして、各施設の空き状況についてはインターネット等で確認することもできず、電子申請にも対応できていないというところでございます。

スマートフォンやパソコン等の普及に伴いまして、電子申請のニーズが高まっている現状を踏まえまして、市民サービスの向上及び窓口業務の負担軽減を目的として、キャッシュレス決済を含む公共施設予約システムの構築について、現在、調査・研究を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　予約システムやキャッシュレス決済が構築されたら、今まで、平日で申請に行けず、利用を諦められていた方々が、いつでも申請できるようになり、体育館の利用も増えるのではないかと思います。市民の健康増進にもすごく役に立つのではないかと考えます。

キャッシュレス決済が導入されれば集金の必要もなくなります。その分、庁舎でのお仕事ができる時間が取れます。先ほどの池田議員の質問の後で、職員の皆様のお仕事を増やすようなことを今から申し上げます。とても心苦しいのですが、デジタル化を進める過渡期にとっては仕方がないことだと思います。

そこで、デジタル化を進めながらも、現行の申請方法と二本立ての運用ができるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、社会教育施設等の各施設においては、御高齢の方の御利

用も多い状況がございます。そのような状況を鑑みますと、電子申請と合わせて現行の窓口申請も利用できるシステム構築の必要性は十分認識しているところでございます。

運用開始の際には、窓口に来所されなくても、簡単に利用できるシステムについて、分かりやすく、市ホームページや広報等を通じて周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　システムの構築へ向けた調査・研究、運用開始への検討と、人吉市として確実に一歩一歩進んでいることが分かって、とてもうれしく思います。先ほども申しましたように、どんどんデジタル化が進む中で、とても利用が便利になってうれしい反面、時々は立ちどまって後ろを振り返っていただいて、取り残された方がいないかなというのは確認をお願いして進めていただければと思います。

梅雨に入り、雨が降るたびに心がざわざわします。復興の先を見据え、誰１人取り残さない人吉市として、市民の皆さんとこれからも歩調を合わせて寄り添い、進んでいただきますよう切に願います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

項目として、４点あります。第１点目は球磨川や支流の治水対策ということで、要旨としまして、１つ目に球磨川水系河川整備計画に関する意見の公開について、２点目として国県による梅雨前の住民説明会について、２つ目の項目といたしまして球磨川流域復興基金、高台移転や家屋かさ上げ、ピロティ化への助成について、３つ目の項目といたしまして原爆パネル展、ウクライナ侵略で高まる重要性について、４項目めとして新市庁舎の会議室、人吉市社会福祉協議会に関わる団体への貸出しについて、質問してまいりたいと思います。

では、まず、最初の、球磨川や支流の治水対策について、質問を行ってまいります。

1997年に改正された河川法は、第16条の２で「４　河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と定めています。法改正の趣旨について、国交省はホームページで、「河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特

性と地域の風土、文化などの実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠であるとして、河川整備計画については具体的な川づくりが明らかになるように、工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続を導入することにした。」と述べ、手続として、「学識経験者や地域住民の意見を聞く」と明記しています。

このように、1997年に改正された河川法は、住民の意向を反映させることを重視していることを認識されていますか。

以上、１回目の質問です。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成９年の河川法の改正では、河川管理の目的に、河川環境の整備と保全を加えるとともに、新たな河川の計画制度の見直しとして、長期的方針としての河川整備基本方針、当面の具体的な整備の計画としての河川整備計画を定めておかなければならないとなりました。河川整備基本方針については、河川管理者が河川審議会に意見を聞いて定めることとなっております。

また、河川整備計画については、河川管理者が計画案の作成段階で、学識経験を有する者の意見を聞かなければならないとされ、必要があると認める場合は、公聴会を開くなど関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとも規定されておりますので、今回も、４月下旬に公聴会が開かれ、住民の意見を反映させるような措置を講じられたものと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この点については、大きな認識の違いはないようですけど、話を次に進めてまいりたいと思います。

４月４日に、国土交通省と熊本県は球磨川水系河川整備計画の原案を発表し、４月23日から27日にかけて、流域住民の意見を聞く公聴会を行いました。しかし、公聴会は、周知も十分に行われておらず、五日間と短期間で、公述人の数も、１会場６人と決められ、事前申込みなど手続が煩雑で、球磨川、川辺川流域自治体の住民に限られていました。このため、公聴会では、33人が意見を述べるにとどまっています。

一方、国土交通省八代河川工事事務所主催のくまがわ・明日の川づくり報告会は、2007年に、５月14日から11月26日にかけて、球磨川、川辺川流域の住民向けに50か所、流域外の住民向けに３か所で開催されました。

そこで発言できるのは、会場のある地域の住民には限られていましたが、事前申込みの必要や人数制限もなく、挙手で発言ができました。このため、延べ1,481人が参加し、発言数は887件にのぼっています。2007年に53か所で行われたくまがわ・明日の川づくり報告会は、

河川法の観点からも評価できると思いませんか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御紹介の、くまがわ・明日の川づくり報告会は、平成19年５月11日に策定された球磨川水系河川整備基本方針の内容及び審議経過についての報告会として、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所の主催により、球磨川流域市町村の53会場で1,481人が参加され開催されたものです。

開催と同時に、アンケートも実施され、基本方針や河川改修、ダムや河川の維持管理など様々な河川に関する意見の収集を通して、河川の多様性や流域住民のお考えを改めて確認できたものと存じます。

また、大きな目的である、球磨川水系河川整備基本方針について情報を提供し、理解を求めるという点でも、有意義な報告会であったのではないかと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今おっしゃったように、有意義という点では、本当に河川法の趣旨にも合って、いいものだったと私も思っています。

それで、インターネットを調べてみてもう１つ気付いたんですけど、くまがわ・明日の川づくり報告会では、地域の方々が川について日頃感じておられること、球磨川への思い、報告会の会場で発言ができなかった御意見や要望などを把握するために、報告会参加者を対象として、球磨川に関するアンケート調査が実施されました。このアンケートには、941人が回答しています。その内容は、インターネットの八代河川国道工事事務所のホームページに公開されており、現在も見ることができます。

報告会に出されたアンケートの声はネット上で公開されていることを認識されていますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

くまがわ・明日の川づくり報告会の開催状況につきましては、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所のホームページに現在も掲載をされていることを確認しております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　確認していただいたということで、明確になったと思います。

それで、今度行われました球磨川水系河川整備計画の原案に対しては、公聴会以外に４月４日から５月６日までの期間で、文書による意見募集がなされました。熊本県河川課によれば、提出された意見は455通に達したということです。河川法が述べているように、地域住民の意向を反映させるのであれば、地域住民の意向がどのようなものであるか、まずは公開することが大事だと思います。

くまがわ・明日の川づくり報告会でもアンケート内容の公開がなされているので、公開で

きないことはないはずです。球磨川水系河川整備計画原案に出された意見も公開されるように、人吉市でも求めるべきではないですか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

令和４年４月に示されました球磨川水系河川整備計画原案につきましては、公聴会の開催、パブリックコメントの実施などを通して、住民の皆様の御意見が広く収集されていることは私も注視をいたしております。

近年、国・県・自治体において各種計画が策定される際は、パブリックコメントやアンケートが実施され、原則公表されるものと認識をしております。

現在示されております河川整備計画案は、本市を含めた球磨川流域市町村及び地域住民にとって極めて重要なものでございますので、出された意見の公開等につきましては、今後、国・県において取りまとめ及び整理がなされ、広く公表されるものと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　公表されると認識されておると言われました。ちょっと私が心配するところは、やはり、明日の川づくり報告会のときよりも意見の聞き方も後退しているように感じているところです。あのときには、非常に多くの会場でされていて、多くの方が発言できるような形で行われました。それに比べて、今回のような公聴会は非常に制限があったところで、本当に公開するのかと心配するところであります。

やはり、これは、基本的に国の責任としてきちんと公開されるべきだと私も思いますが、意見を出した方々も、ぜひ、自分たちの意見や論義に乗せてもらいたいと思いますので、公開を望んでおられると思います。市民の代表である人吉市長としましても、ぜひ、それが実現できるように求めていただきたいなという思いはあるということを申しておきたいと思います。

それから、次の要旨のほうに入ってまいりまして、梅雨の時期を前にして、２年前の水害で被災された市民の方が、このような話をされました。「この時期になると、また水害が起きるのではないかと心配になる。国や県がどのような治水対策を行ったのか知っておきたいし、また、対策を行ってほしいことを直接、国や県に要望したい」というものです。私はこの話を聞いて、国・県が行った治水対策を直接市民に説明し、市民の要望を聞く機会が毎年行われてもよいのではないかと感じています。また、その時期は、関心が高まる梅雨期前がよいと思います。

市民の不安の声に応えるために、毎年、梅雨前に、国・県が治水対策に関する住民説明会を開くよう、人吉市が求めるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国・県の治水対策につきましては、当面の具体的な整備の計画としての河川整備計画原案

が示されましたが、既に緊急治水プロジェクトとして、河川の河床掘削や土砂撤去など、現在も鋭意取組を進めていただいております。

毎年、出水期前に水防会議を開催し、関係の皆様に御参集をいただき、気象台から梅雨時の天候予測や、河川管理者から水防上の重要地点等について情報提供があり、情報を共有しております。今年も、５月16日に新市庁舎で開催しましたが、ここでの情報等を市民の皆様に適切にお伝えし、正確な情報による災害から自分の命や家族の命などを守る防災力を高めていただくことが極めて重要だと考えております。

具体的には、本格的な大雨の季節を迎えるに当たり、広報ひとよし６月号で「防災力を高めよう」という出水期前特集記事を掲載しており、さらなる防災意識の向上に努めていただきたいと存じております。

議員御提案の、国・県による住民向けの説明会の開催も有効な１つの手法であると考えますが、ウィズコロナ社会の中で、開催規模や内容等も含め整理すべき課題もあると感じております。開催につきましては、国・県の御意向も含め、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

ちなみに、災害発災後からの国及び県におかれての治水対策、河床掘削等々の工事の進捗につきましては、本市におきましても約１か月に１回程度、定期的に取りまとめたものを情報発信しておりますし、スーパー等におきましても、パネルで随時御覧いただけるような形でお示しをしておりますので、工事等の進捗につきましては、そちらのほうを御確認いただきますと、状況が確認できるかと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　市も情報は流しているということも分かってまいりましたし、今後、直接説明会は検討課題と言われました。私が思うに、やっぱり、これはやるようにしていくべきだと思うのは、川辺川ダム建設の県知事の白紙撤回後、治水対策が進まなかったというような現状があると思うんです。今はされています、今年は河床の土砂の撤去とかなされているんですけど、この間、なかなかなされなかったという声も出るところです。

もちろん、私は望みませんが、流水型ダムが中心の治水対策になっても、今は河床の土砂の撤去とかなされますけど、建設になるとそちらにお金がいくので、ほかの対策が進まないんじゃないかと、そういう声も聞かれます。ですので、そういうことがあってはなりません。やっぱり、常に、十分、川が水を流す力があるように持っていくべきだと思いますので、そういった面では市も要望はされていると思いますけど、やはり住民からの視点で要望がなされるように、ぜひ、私としては直接的な住民説明会を開催できるようにしていただきたい、要望していっていただきたいということを申しておきたいと思います。

では、次に、２点目の、球磨川流域復興基金交付金のほうに入ってまいりたいと思います。

熊本県が行っている球磨川流域復興基金交付金の資料を見てみると、その目的として、令和２年７月豪雨災害で被災した球磨川流域市町村においては、住まいの再建方法や、再度災害への不安を抱えている方が多く、さらなる人口減少が懸念されていることが上げられています。そこで、まず、7.4水害前後の人口減少の速度はどうなっていますかということをお伺いします。

○市民部長（丸本　縁君）　御質問にお答えいたします。

令和２年７月豪雨災害前後の人口減少の速度につきまして、対前年度の人口増減率をお答えさせていただきます。

まず、災害発生前でございますが、平成29年度末がマイナス1.6％、平成30年度末がマイナス1.1％、令和元年度末がマイナス1.4％。次に、災害発生後の令和２年度末がマイナス2.2％、令和３年度末がマイナス1.3％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私が一番心配したのは、令和２年度の落ち込み方が、３年度もどどっと続いていくのかなと思って、それではなかったようではあります。ただ、今後、まだ減っていくのは心配ですし、人口減少はマイナスではなくてやっぱりゼロであってほしいんですね。そういった面では、やはり対策を大いに打っていく必要があるのかなと思っております。

この交付金の中に、令和４年度より、新しく住まいの安全確保支援事業が入ってきたことが分かりました。その説明の中には、令和２年７月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進を図るため、災害リスクの低い場所への移転やピロティー化等を行う住民に対して、費用を助成する市町村を支援、と書かれています。そして、右下の図には、移転・再建のパターンとして、災害家屋から標高が高い土地への移転、現地再建のパターンとして、被災家屋のピロティー化・家屋かさ上げ等の安全対策が描かれています。

人吉市も球磨川流域復興基金に、高台移転や家屋かさ上げ・ピロティー化への助成が新設されたことを把握されていると思いますが、いかがでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君）　議員の皆様、こんにちは。それでは御質問にお答えいたします。

令和２年７月豪雨により自宅が被災した住民が、高台への移転、ピロティー化などの安全対策を行う場合に、その費用を助成する市町村を支援する制度として、住まいの安全確保支援事業が、今年度から県の球磨川流域復興基金のメニューとして新設されたことは把握をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　把握されておるということは、今ので確認はできました。

それで、水害対策として、球磨川や支流の治水対策を進めることは当然のことですが、高台移転や家屋かさ上げ、ピロティー化などは、家屋そのものの確実な水害対策となることは明らかです。また、交付金の資料には、仮設住宅などへの入居状況を示した上で、人口減少の懸念に対して、早急に住まいの再建を実現するための支援策が必要ということや、安全・安心に住み続けることができるよう、災害リスクの低減につながる支援策が必要ということが書かれています。

高台移転や家屋かさ上げ、ピロティー化の対策が進むことは、水害対策としても、人口減少対策としても重要だと思わないかということをお伺いします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

高台移転や家屋のかさ上げ並びにピロティー化などの対策が進むことにつきましては、水害対策として、また人口減少対策として考えられる様々な方策の１つとして有効であると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　ここは争うことがないですね。よく分かりました。

それで、この事業は県の負担が３分の２、市町村の負担が３分の１、県負担の上限額が200万円となっています。人吉市の負担も必要ですが、水害対策としても、人口減少対策としても重要だと今の御答弁にもありましたけど、人吉市はこの事業を取り入れていくべきではないですか。

○復興政策部長（浦本雄介君）　御質問にお答えいたします。

今年度、県による制度が新設されまして、他自治体において事業化に向けて検討・準備が進められていることは承知しておりますが、自治体ごとに実状が異なっているのが現状でございます。

本市におきましても、本市の実状に沿った形で事業化が可能なのか、事業化するならば、どのような制度設計が可能なのかにつきまして、今後、調査・検討をしていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　調査・検討等は必要なことは分かります。でも、治水対策の面でも、人口対策の面でも有効な施策でありますので、ぜひとも、この事業を人吉市としても取り入れていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、３つ目の項目に入ってまいりたいと思います。原爆パネル展についてです。

ロシアによるウクライナへの侵略が起こる中、プーチン大統領の核恫喝のもとで、核には核という危険な動きが起こっています。私は、これまでにも増して原爆パネル展の重要性が

増しているという思いから、この質問を行います。

まず、人吉市のこれまでの原爆パネル展の取組状況はどのようなものであったでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

原爆パネル展につきましては、豪雨災害が発生しました令和２年度を除きまして、平成30年度以降、７月下旬から８月中旬にかけまして、平和を考える週間と位置づけて取り組んでおります。

内容としましては、人吉市カルチャーパレスコミュニティ棟におきまして、第二次世界大戦や広島・長崎に投下されました原子爆弾などに係る写真や平和に関する資料の展示でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　ある程度定着してきたような取組になってきたのをちょっと感じたところです。

それで、現状としましては、安倍元首相や維新の会は、核共有の議論を唱えました。日本原水爆被害者団体協議会は、維新の会が決めた核共有の提言に対して、日本に核戦争を導き、命を奪い、国土を廃墟と化す危険な提言と厳しく批判し、その撤回を求めました。そこまであからさまではなくても、いよいよ核抑止が大切だ、核の傘が大切だという声も出ていました。

それでは、核抑止というのは何でしょうか。核抑止というのは、いざというときに核兵器を使用する、核のボタンを押すということを前提にした議論です。アメリカの国務長官を務めたジョージ・シュルツ氏は、こう言いました。「核抑止というのは、いざというときに使えなければ抑止にならない。それでは、何十万、何百万の市民がいるところに核兵器を落とせるか。落とせないなら核抑止にならない」というものです。この発言は、核抑止論の本質をずばり突いた批判だと思います。つまり、核抑止論は、いざというときには、広島・長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわないという議論です。核抑止というのは、いざというときに核兵器を使用することだと認識されていますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本年２月に、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、現在も攻防が続く中、核攻撃という言葉が飛び交い、驚愕しました。核を保有する国が戦争を行った場合、戦況を有利にしようと駆け引きをする中で、核兵器を使用する懸念が高まることを多くの国や識者が指摘をされていることは承知をしております。

いずれにいたしましても、核兵器廃絶・平和都市宣言を行った市として、日本国憲法を遵守するものとして、核兵器の使用は絶対にあってはならないと願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　市長の核兵器使用はあってはならないという思いも、今述べられたことは重要だと思っております。

次のにも同じような答弁になるかと思いますけど、先ほど述べたように、核抑止は核の使用を前提としています。それなら、一方が核を使用するなら、他方はどうするでしょうか。核の報復で応えると思います。その結果は、核による大虐殺です。核抑止は、誰の安全も保障するものではありません。真剣に人類の安全保障を考えるなら、核兵器を廃絶するのが一番だと思われませんか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本村議員のおっしゃるとおり、人類にとって核兵器の廃絶は理想であり、さきの大戦以降、我々の住む地球や全人類の抱える課題として取り組んでいく必要があると考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　市長の核心的な答弁だったと思います。

それで、原爆パネル展そのものについて質問していきたいと思います。プーチン大統領の核恫喝のもとで、核には核という動揺が起こっていますが、歴史の胎動はどのように動いているかという視点に立って物事を考えるべきだと思います。

昨年発効した核兵器禁止条約は、2021年12月27日現在で59か国が批准をしています。核兵器禁止条約は、核兵器の保有・使用などを禁止しているだけではありません。核兵器の使用の威嚇を禁止し、核抑止論を否定しています。ここに条約の重要な意義があります。人類は核兵器禁止条約という形で、核抑止論という間違った議論を乗り越える大きな歩みを開始しています。その歩みを前に進める一役を、核兵器廃絶・平和都市宣言を行っている人吉市も果たすべきだと思います。

原爆パネル展の重要性が高まっていることを認識して、今後も続けていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

原爆パネル展につきましては、継続して実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　原爆パネル展については引き続いてやるということで、核心的な答弁で私も賛同するところです。

もう1つ、やはりロシアの核の威嚇についても、私は、今、問題にしていっていいものだと思います。原爆パネル展を開きながら、ロシアの核恫喝はとても許せないと思います。そういうのもアピールしていっていいんじゃないかと私は思っているということを述べておき

たいと思います。

それから、次の点に入っていきたいと思います。４点目、新市庁舎の会議室についてです。

５月に、人吉市社会福祉協議会の児童福祉部会がありましたが、その会議の中で、社協からも近い新市庁舎の大きい会議室を使わせてもらえないだろうかという話が出ました。児童福祉部会では、夏休み期間中に小学６年生を対象にしたボランティアスクールが行われています。二日にわたる行事のうち、１日間は、人吉市総合福祉センターの大会議室でボランティアに関わる基本的な学習が行われていました。ここ数年間は、コロナ禍のためボランティアスクールを中止していましたが、その間に大会議室に地域包括支援センターが入りました。本年度よりボランティアスクールを再開しようとしたところ、会場の問題にぶつかったわけです。

幸いなことに、コロナ禍の問題もあり、少人数で行おうということで、ほかの会場で行うようになりましたが、今後、また、元の人数に戻そうというときには会場の問題が出てきます。また、社協に関わる団体として、私の知るところではボランティア連絡協議会も大会議室で全体研修交流会を行っていました。私がつかんでいない団体でも、会場の問題が出てくることもあり得ると思っています。

このように、大会議室がなくなり、社協に関わる団体が困っていることを認識していますか。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

人吉市社会福祉協議会が、令和２年度から地域包括支援センターに係る業務を受託したことに伴い、総合福祉センターの大会議室を執務室に変更されたことは認識しております。そのため、大人数での会議が総合福祉センター内で行われなくなったことは容易に推測できるところではございますが、社会福祉協議会からは特段、御相談は受けていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　社協もそれに関わる団体も解決はしていますので、社協から相談はまだないということですけど。ただ、先ほど申したような状況にあるということで、私がそういう質問を行っているという状況にあります。

それで、今のを踏まえて、地域包括支援センターは、人吉市が委託して社協が受託するようになったわけですが、その経過はどのようなものですか。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

地域包括支援センター業務は、高齢化の進展とともに、高齢者世帯等の増加、各種相談の増加が予想されるため、高齢者支援の専門職の確保や専門職としての技能やスキル等の蓄積によるセンター機能強化等を委託によって解決を図るために、令和元年度に公募型プロポー

ザル方式を採用し、人吉市社会福祉協議会から応募を受け、選定委員会にて選定されたものでございます。

委託期間につきましては、令和２年４月１日から令和６年３月31日までの４年間となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今の答弁で分かるように、地域包括支援センター業務の課題を解決するために社協に受託してもらったわけですが、それによって社協に関わる団体に会場の問題が起こっていることになります。その課題を解決するために、今度は人吉市が協力できないかと思います。新市庁舎の大きな会議室が使われていない場合で、社協に関わる団体が希望する場合には貸し出すようにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

最初に、新市庁舎における会議室の現状でございます。大会議室として使用できる会議室が２階と３階に、それぞれ１つ整備をしているところでございます。しかしながら、この大会議室につきましては、大会議室としての用途だけではなく、分割して中会議室として使用ができまして、現在、日常的に会議や打合せなどの予定が入っているのが現状でございます。

また、住民の方々や各種団体のコミュニティ活動につきましては、人吉市カルチャーパレスのコミュニティ棟を広く御利用いただけるよう、これから改修を行うこととしているところでございます。

社会福祉協議会の活動につきましては、時代とともに地域福祉の担い手としまして、その期待と役割が増え、御質問のような状況にあることにつきましては理解をしているところでございます。

その活動の一部につきましては、公的な側面や市事業とも密接に関連する部分もございますことから、人吉市社会福祉協議会のお考えも伺いながら、対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　市の会議室の空き状況とか見ながらということ、それは分かりますし、また、向こう側の必要性も考えながらということだと思いますので、会議室も空いて、必要性も大きく認められると思うときには、ぜひ貸し出していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時51分　休憩

午後２時09分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　こんにちは。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は、１点目、令和２年７月豪雨災害後の復旧・復興対策の中で、中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針と山田川治水対策について、２点目、学校教育から、改革が進む教育環境の中から、家庭訪問の捉え方、学校・家庭・地域連携の在り方についてお尋ねします。

まず、中心市街地の整備方針と山田川治水対策についてですが、被災後、安心・安全な災害対策とまちづくりの活性化等について、昼夜問わず、懇談会、意見交換会など行っていただいております市職員の皆様、担当されている職員の皆様方には、大変ありがたく、心より深く感謝申し上げます。説明会において、様々な意見・要望などがあるかと思います。大変お疲れと存じますが、一日でも早い復旧・復興、そして中心市街地の新しいまちづくりに向け、被災されました皆様に、ぜひ寄り添っていただき、御支援いただきますよう、よろしくお願いします。私たち議員も、委員長を中心とした復興のまちづくりに関する特別委員会、あるいは治水・防災に関する特別委員会の中において、逐次、執行部から復旧・復興についての進捗状況や各懇談会での状況について説明をいただいています。

そのような中において、直接、市民の皆様から意見、疑問点などお聞きしますことから、本日は、その内容についてお尋ねさせていただきます。

まず、今回、土地区画整理事業として紺屋町地区、新温泉一帯のかさ上げ案が示されています。この整備方針について、土地所有者及び管理者の意向調査を見ますと、83％以上の皆様が「理解できた」「協力したい」との結果が示されています。

しかしながら、この中心市街地地区、被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画案の説明会での御意見・御要望を見ますと、疑問視されている市民の声もあります。かさ上げの目的と効果、その区域内の同意は取れるのか、跡地の利活用について、また、東九日町、西九日町、紺屋町一帯の治水・防災対策についてお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

復興まちづくり計画の実現に向けた中心市街地地区の基本的な考え方としましては、「避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現」、「地権者等の意向を踏まえた生活再建と復興の実現」、「良好な住環境やにぎわい創出等・将来ビジョンの実現」の３つの柱を基本としています。

山田川については、令和４年２月のまちづくり座談会で、河川管理者の熊本県からパラペ

ット、いわゆる立ち上がり擁壁の天端、一番上まで盛り土し、堤防幅３メートル以上確保することで、堤防の質的強化を図ることが提案されました。このことから、新温泉周辺の区域においては、まちづくりの方針、山田川の方針の両面を踏まえ、堤防高と河川後背地の地盤高をすりつけることで一体的な宅地利用の増進を促し、合わせて窪地を改善し、住宅地の安全性を向上させることで、良好な住環境を創出することを目的・効果としております。

また、この案については、４月28日に開催した第３回事業計画検討会、５月20日、22日に開催した説明会並びに区画整理事業検討区域内の戸別訪問により、住民の皆様に説明をさせていただいたところでございます。その結果、事業への理解度及び協力意向については、ともに８割を超える結果をいただいており、住民の皆様には、本案に対し一定の御理解をいただいているものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ただいま答弁いただきましたけど、私は、今の答弁を聞いていて非常に不安になってまいりました。といいますのが、３本のことを今おっしゃいました。分かるんですけど、町なかを見たときに、どれを最初やっていかないといけないのかということです。令和２年７月豪雨災害を見たときに、車が渋滞した、車に乗っていて逃げ遅れたということはないんです。私は安心・安全とか防災対策を軽視するわけじゃないんですけど、区画整理とか道路とか避難路とかおっしゃっていますけど、必要性は分かります、でも、そういったことではなくて、やはり、今やらなくてはいけないのは、おっしゃっているまちづくりなんですね。これは早期にやるべきだと私は思います。それがなかなか進まない。そういった中で、じゃあどんな声が聞こえているかと、「この２年間、何だったんですか」と。１年半かもしれませんけれども、制限をかけられた、規制をかけられた中で何をやられたんですか、何ができたんですかという声が多く出ているんです。

そこで、改めてお伺いしますけど、被災後２年間の建築規制は何のためだったのか。来月７月３日に規制解除をされますが、これまでの２年間にどのような取組をされてこられたのかお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

御指摘の、被災市街地復興推進地域については、平成７年の阪神・淡路大震災を契機に策定された被災市街地復興特別措置法に基づき、大規模な災害・震災、その他の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るため、必要最小限の建築行為等の制限を行い、地域内における市街地の計画的な整備改善の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものです。

本市では、令和２年７月豪雨からの再建に向けた取組を検討する中で、大規模な災害を受けた市街地を対象に、被害が大きく、道路、公園などの公共施設が不足しており、土地区画

整理事業などによる面的な整備が必要と、３つの視点で検討し、青井地区と中心市街地地区の21ヘクタールを被災市街地復興推進地域とする都市計画案をまとめ、人吉市都市計画審議会の御審議を経て熊本県と協議を行い、令和３年７月21日に都市計画決定をさせていただいたところでございます。

中心市街地地区においては、令和３年10月、同年12月に事業計画検討会を開催し、11月には戸別訪問による意向調査を実施、令和４年２月と３月には、山田川の整備と一体となったまちづくりの考え方をお示しした懇談会を開催し、住民の皆様と検討を重ねてまいりました。本年４月に開催した第３回事業計画検討会では、これまでの検討を踏まえ、先ほどお答えした避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現をはじめとする３つの柱からなるまちづくりの基本的な考え方に基づく事業方針案をお示しし、整備すべき主な機能について提案をさせていただきました。

加えて、５月に実施した戸別訪問では、対象権利者の約８割の方から事業への理解と協力をいただいたところです。

以上のような経緯を経て、令和４年５月20日、22日に、土地区画整理事業の施行区域の決定に係る都市計画案に関する説明会を計４回開催し、計画の縦覧・意見書の募集を経て現在に至っているところでございます。令和４年７月４日には、発災から２か年を迎えるところでございますけれども、これまでの間に、皆様から寄せられました御意見をしっかりと受け止め、議員の御指摘の部分につきましても肝に銘じて、今後とも一日も早い復興実現に向けて、さらなるスピード感を持って事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、丁寧に説明いただいたんですが、既に東九日町においては再開されている商店もありますが、西九日町にはほぼ再開ゼロの状態です。私からしますと、規制をかけたことで、商店街が再開できなかったその１つの要因になったのではないかと考えています。今、説明を聞いて、それはやらなくてはいけなかったかもしれませんけど、今の商店街を見ますと、どうだったのかなと、私の疑問かもしれませんけれども、私はそう思っています。答弁の中で、復興まちづくり計画の実現に向けた３つの基本を述べられました。先ほど言いましたように、私は安心・安全を軽視するわけではありませんが、人吉市の城下町として長年、九日町、紺屋町にて商いを営まれてこられた皆様にとっては、災害のリスクはあっても、やはり、そこに戻りたい、一刻でも早く商いを再開したいと考えておられる方も、実際いらっしゃいます。復旧・復興には数年かかるとよく耳にしますが、決してそれが当たり前ではないんですね。私はとんでもないと思います。

災害後、既に２年を迎えます。中心市街地で商いをされてこられた方は、この２年間というのは何もできなかったんです。確かに、木造でしてもらうとか、二階建てまでいいとか、

それは分かっているんですが、また造り直さなければいけないじゃないですか。そういったことは、やっぱりどうかと思いますので、考えたときになかなかできなかったと。さらに、現在の状況が延長になりますと、町なかのにぎわい、活性化は、ほぼ遠のいてしまうのではないかと危惧しています。考えてみてください。郊外に住んでおられる市民の皆様は中心市街地まで出かける必要が薄れてきているんです。日用品をはじめとして、ほとんどの生活用品が郊外にある大型スーパーで賄えているんです。

それで、これまでのようなペーパー資料でなく、新しいまちづくりの再開発模型とか再開発の想像図など示していく必要が私はあると思います。そういったことのいろんな意見が出ております。ですから、そういったことを、もう示していく時期じゃないんですか。このような模型図を示すことについてはどのように考えておられますか、お尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

現在、事業計画検討案につきましては、今度発足いたしますまちづくり推進協議会のほうで具体的な事案についてはつくっていこうと思っております。その中で、具体的に、今、議員御指摘がございました、模型でありますとか、まちづくりのビジョンでありますとか、それからパースでありますとか、皆さんに分かりやすい形でお示ししていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ぜひ、部長、よろしくお願いいたします。町なかに行きますと、そういったものがあれば、これはどうかと実際意見が言えると。ただ、ペーパーだけでは、なかなか、今まで何回もあったけど言えないというようなことを聞いておりますので、ぜひ、次回に向けて、早急なる模型図のほうをよろしくお願いいたします。

次に、山田川の堤防沿いの300メートルほどの堤防道路を、３メートルから新たに幅員６メートルの避難路として整備する方針が示されていますが、このことは地域住民の皆様からの要望なのか。整備する目的、必要性についてお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

当該地域における従来からの課題としまして、狭い幅員や行き止まりなどで緊急車両等の通行に支障がある道路が多く、円滑な避難路として活用できる道路が限定的であり、水害に限らず、地震や火事などの際、防災面で脆弱である点がございました。

今回、山田川の堤防強化に合わせ、堤防天端幅にプラス３メートルの幅員を加えた６メートルの道路幅員を確保することで、当該地域の南北を結ぶ避難道として整備し、骨格道路である紺屋町南町線に接続させる避難ルートを確立いたします。

６メートルの幅員構成とすることで、緊急車両などが停車し活動している中でも、その横を車両が通り抜けできるようになります。加えて、円滑な水防活動ができる空間の確保や、

河川沿いに建物を建設することが可能となり住環境の向上、にぎわい創出にも寄与できるものと考えて提案させていただいたものでございます。

なお、道路の詳細等につきましては、事業認可後に実施する詳細設計の中で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、堤防道路の説明をいただきました。避難路ということなんですが、ここでちょっと疑問なのが、国道445号から三条橋までの短い区間で、今回提案のそれだと思うんですが、果たして防災治水対策になるのかという疑問を持ちます。なぜ、三条橋までなのか。五十鈴橋までの区間はできないのか。紺屋町南線は、県道人吉坂本線に合流していることから、非常時には五十鈴橋一帯で渋滞が起きてしまうということになります。そうなった場合の対策で、今回のことで解決されるのかお尋ねします。

また、紺屋町南線は、実際はもっと延びるはずだったのが、カーブになってしまっているということで、これが将来的にもっと延びていきますよということだったらば、今回示された堤防沿いの道路がこれに接続するのは僕は問題ないと思います。ところが、紺屋町南線が今の状態のままですと、あれに接続するということは間違いなく渋滞を招くんです、紺屋町で。これが心配だから、この問題をどのように解決されるのかが１点です。

ちょっと違いますが、今回かさ上げされたところの新温泉について、ちょっと確認でお尋ねしますが、新温泉は非常に歴史的に価値があるということで、公費解体については行わないでくれという申出が行政からあったというふうに私は聞いておりますが、今後かさ上げをされるんですけど、新温泉の取扱いはどうされるのか。価値あるものだから残していくのか、解体するのか。その解体はどこがするのか。これについてお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

まず、１番目の質問は五十鈴橋まで延ばした方がいいのではないかという御質問でございますでしょうか。６メートル道路を五十鈴橋まで延ばしたほうがよいのではないかという御質問につきましては、骨格道路となる高規格の道路、いわゆる紺屋町南町線に住宅街の区画道路をいかに接続させ、円滑な避難ルートを確立させるかということをポイントにしておりまして、既存の道路の状況や住宅地の立地状況を総合的に勘案して、避難路として脆弱なエリアを選定し、整備範囲を検討いたしておるところでございます。

このような観点を踏まえ、堤防道路における新たな避難ルートとして出町橋から三条橋付近とさせていただいたところでございます。

それから、紺屋町南町線におきましては、現在、接続の交差点について、別途協議をいたしておりますので、その設計が固まり次第、皆さんに御提示することとなります。

続きまして、もう１つの、新温泉の取扱いにつきましては、現在所有者がおられますので、

所有者と協議を重ねながら、所有者の方の御意向を十分に我々も受け止めまして、御意向に添った形で整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　新温泉の取扱いについては、持ち主の方と相談をすると、協議していくということですので、これ以上申しませんけど。私が知りたかったのは、歴史ある価値的なものだから、行政で公費解体は待ってくれということが実際あったのかどうかということを聞きたかったんですけど、その答えはできたらお願いしたいと思うんですけど。

それと、今、避難路としてとか、緊急車両ということをおっしゃいました。でも、私も町なかに行って聞いたんですけど、山田川沿いの水が上がったところで誰が避難するんですかという声もあったんです。あの地域の方はほとんど住んでいらっしゃらないんです。どなたが避難するんですかということをおっしゃいました。私もそうだなという気がしたんですけど。もう１点は、緊急車両とおっしゃいますが、緊急車両があそこを通りますか、もう水が危ないときに、水が溢れて危ないときに緊急車両が通るのかなという心配もあります。ですから、私は必要だからつくられると思うんですけど、つくられるんでしたらば、五十鈴橋まで延ばしてほしいという思いと、必要性をもう一回考えてほしいと、これについては私は思います。

そこで、やるにしても、かなりの事業費が発生すると思うんですが、予算の出所です、国・県なのか、市の支出予算に対しての影響があるのかどうか、お尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

予算につきましては、区画整理事業については市の土地区画整理事業で実施することを想定しております。

山田川の河川整備については、県事業として整備されるということで認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　予算については、今お伺いいたしましたので、次に、復興建設部長は山田川のバックウオーターと上流からの洪水がもたらした被害状況は見聞きされておられるのかお尋ねします。

九日町、紺屋町、鍛冶屋町、駒井田町、上青井、中青井、城本町、下城本町、宝来町、鶴田町、薩摩瀬町、相良町など一帯は、まずは山田川の洪水により被災しているんです。その後、本川球磨川の氾濫が、これらの地区にさらなる二次被害をもたらしたことは御存じだと思うんですが、検証されておられるのか、このことについてお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨の被害状況についてでございますが、国・県・市町村等が保有する様々

な観測データを分析・検証された令和２年７月球磨川豪雨検証委員会での検証資料や、これまでの説明会等での住民の皆様からの御意見や御証言等を通して一定の理解をしているものと認識しております。

なお、越水のプロセスは、議員御発言のとおり、山田川、球磨川という順を経て、御指摘の地域に甚大な被害がもたらされたと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　部長のほうもいろいろな資料等で御覧になっているかと思うんですけど、実は私たちも、治水・防災に関する特別委員会でビデオを見たんです。もう、全くそのとおりなんですよ。まずは、山田川からだったんです。今後、特に山田川に面する紺屋町一帯、駒井田町、上青井町、同じことになると、また浸水してしまいます。

さらに、昨日出ていましたが、県道人吉坂本線のアンダーパスです、令和２年７月豪雨と同じ状況ですと完全に水没してしまいます。そうしますと、通行不能になりますので、７月の豪雨のときも自衛隊の車両は瓦屋町の県道人吉坂本線で待機になっていたんです。入ってこれない状態だったんです。ということは、当然、町なかの人も避難のしようがないんです。紺屋町、九日町あたりの方は東小学校の避難になるんですね。ですから、私があの道がどうして途中で終わるんですかということなんです。だから、あれをつくるよりも紺屋町の今の道路を広くするほうが、まだいいんじゃないかなという気がしたものですから、さっき言ったんです。300メートル程度だったら意味がないんじゃないですかということです。

それでは、次ですけど、先ほど言いました駒井田付近、青井一帯の地区に対しての治水対策はどのように考えておられるのか。６月８日の復興のまちづくりに関する特別委員会では、「山田川右岸については県も考えている。今後示されていく」との発言があっていますが、豪雨災害はいつ発生するか予測もつきません。今回示されたかさ上げや堤防改良で右岸まで対応できるのかと考えた場合、厳しい気がするんです。ですから、山田川から来る洪水について、山田川の右岸側に来る洪水についてはどのような対策を取って行かれるのかお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

本地区における治水対策ということでございますが、治水対策は当該地域の限定的なエリアだけで解決できるものではございませんので、球磨川流域全体を見据えた球磨川水系流域治水プロジェクトに基づき、国・県・市町村と連携しながら、引き続き流域治水に取り組んでまいります。

山田川においては、県の河川整備計画原案では、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削や築堤による河道の整備が図られるとされておるところございます。また、地区内の内水対策につきましては、現地調査や既存排水計画の検討も踏まえ、今後、詳

細な設計を実施し、安全向上に向けた必要な対策を講じてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今も、説明の中で球磨川水系流域治水プロジェクトというのがありました。全体で取り組んでいかなくちゃいけないということなんですが、でも、私は思ったのが、ちょっと話を変えて申し訳ないんですけれども、九日町一帯もそのような考えがあるようです、それも含めたところですると。となりますと、これは短時間ではできないんですよ。そうですね。だから、治水対策ではやっていかないといけないと思うんですけど、これを同じように商店街に当てはめた場合に、かなり、これは厳しいのかなと思ったんですね。だから、私はこれは非常に不安になったわけです、まちづくりがまた遠のくんじゃないかなという気がしたしたもんですから言ったんですけど。今おっしゃっていただいたように全体でやらないといけないということは分かるんですが、失礼ですけど、どのくらいの期間を見たらいいんですか。例えば山田川の右岸のほうをやるとした場合、年数はどのくらいかかるんですか。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

山田川の河川整備につきましては、右岸、左岸、五十鈴橋まで、今、両岸のほうで考えているところでございます。土地区画整理事業も含めまして、山田川の整備と一体としてやっていこうと思っておりますので、具体的に今詳細を詰めているところでございまして、今後、まちづくり協議会等でも協議を重ねまして、必要な期間等はお示ししていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　やっぱり、山田川の治水対策として、まずは抜本的な上流・中流の治水対策が必要と考えます。

そこで、上中流域対策として、時間差で放流ができる方策ができないか、これを考える必要があると思うんですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

議員御提案の、上中流域に対する山田川の時間差放流の方策につきましては、参考意見として、河川管理者である熊本県へお伝えさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ちょっと、また戻りますけど、地域の方からの意見として、堤防道路６メートルの拡張による膨大な移転補償費用あるいは立ち退き料よりも安価で済む山田川掘削を行ってほしいという意見もあっていると聞いています。このことについての考え方につ

いてお尋ねします。

また、堤防道路については、ガードレールの設置の予定はないとも伺っていますが、安全対策についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

さらに、住宅・店舗等の解体・移転・新築、営業補償等については、全て補償していただけるというふうに伺っておりますが、その受け止め方でよいのか。また、今後始まるかもしれませんが、右岸側の補償などについても、同じようにしていただけるのかお尋ねします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

堤防道路については、災害に強いまちづくりの実現に向け、避難路の確保や良好な住環境整備、にぎわい創出を目指す上で必要な施設と位置づけておりますので、熊本県と連携して一日も早い完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、山田川の掘削につきましては、これまでも熊本県において実施いただいておりましたが、今後も、防災・減災の観点から、必要箇所において河川掘削による河道断面の確保の方針を示されておりますので、引き続き取組が実施されるものと考えます。

堤防道路の安全対策につきましては、先ほども御説明しましたとおり、今後進めます実施設計の中で、具体的に施策をつくってまいりたいと考えております。

最後に、移転等が生じた場合の補償についてでございますが、対象となられる方々へ、適正かつ公正な補償を行うため、補償基準に基づいて算定をさせていただきます。支障となる建物に係る補償としては、建物工作物等の移転補償、借家人に対する補償、営業休止等への補償などがございます。

補償費の算定に当たりましては、権利者お一人お一人に対して、建物や営業の実態等詳しく調査をさせていただいた後、適正に算定し、個別にお示しさせていただくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　確かに、補償についてはそれぞれ違います。営業されているお店、あるいは個人の住宅、それぞれあると思うんですね。ただ、言えますことは、今回立ち退きの場所に住んでいらっしゃる方、営業をされている方、その方たちが満足される条件を、ぜひ提示してほしいんです。結局、あれはできなかった、これはできなかったというんじゃなくて、やっぱり、していただくからには、そこをしっかりと酌み取っていただきたいと私は思います。

それと、ガードレールについては今後検討されると思うんですけれども、あそこは、部長も御存じのとおり、高いんです、急なんですよ。あれで、６メートルしました、山田川のほうは何もないというのは、私は危険だと思いますよ。そこに避難路として設けるとか、緊急車両が通りますといっても、山田川のほうは崖みたいなものですよ。そうでしょう。だから、そこにガードレールがないということは、私はちょっと考えられませんので、これは考えて

いただきたいと思います。

それでは、これまで懇談会や公聴会などが開催されていますが、市民の皆様からの意見・要望などはどのように反映されていくのか。あるいは、現行計画のままで進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。今日、私はこうして一般質問をさせていただいていますけど、いろいろな疑問等を投げかけました。そのような意見が、果たしてどう反映されていくのか、これは私、議員としてもひとつ気になるところなんですね。せっかく市民の方の声をもらった、述べた、しかし、それが全然活かされないじゃ困りますので、どのように反映されていくのかお尋ねいたします。

○議長（西　信八郎君）　執行部におかれましては、質問に正確にお答えください。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

公聴会で出された御意見・御要望につきましては、お示しをさせていただいた計画案に対する貴重な御意見として受け止めさせていただきます。また、計画案に対しましては、意見書の提出も受け付けさせていただきました。

今回の計画案は、土地区画整理事業を取り組む区域を定めるものでございまして、今後は、いただいた御意見を含め、計画案を人吉市都市計画審議会に付議し、内容について御審議をいただいた後に計画案が決定されることとなります。

なお、道路や公園など具体的な公共施設の配置や規模、それから、皆さんの御要望につきましては、今後設立を予定しておりますまちづくり推進協議会で御議論いただき、事業計画の中で取りまとめてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今後、都市計画審議会でいろいろ議論をしていただくと思うんですけど、私は、議員の中でも審議会に出る議員がいますので、最初言いました、300メートルでどうなのかということは、これはしっかり受け止めていただきたいと思います。審議会で出していただければ一番いいんですけど、本当に300メートルでいいのか、私はこれは審議会のほうにいろいろ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に市長にお尋ねしたいんですが、被災された方が、再度、中心市街地でなりわいを再開されるときに、市独自の助成金支援対策あるいは、３月議会で述べていますが、後継者支援給付金の検討について。３月は、市長は魚釣りがお好きなようで、釣った魚を与えるか、釣る方法を教えるか、たとえは理解しますが、被災され、この人吉市で再度頑張りたい若者、後継者、しかし、なかなか夢が持てない、将来に不安がある、私が聞いた中でも、「今度水害があったら、よそに出て行く」という方がいらっしゃるんです、夢がないんです、若者に。そのような中、今は釣った魚も釣る方法も必要なんですよ。まずは、釣った魚をもとに元気を出していただき、その後は、市長とともに、ここが大事なところですよ、市長とともに自

ら大物を狙える、そのような後継者応援としての助成金創設を設けることはできないのか、再度お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、本市が把握している被災事業者の現状について触れさせていただきます。

被災事業者数約900件に対し、なりわい再建支援補助金、持続化補助金令和２年７月豪雨型、いずれかの補助金を活用された事業者が約600事業者おられ、休業・廃業事業者数約100件を除いた約200件程度に、自主財源等で再建された事業者や、これからなりわい再建支援補助金を申請し再建される事業者、及び現在も再建を検討中の事業者等が含まれると認識をしております。

このような状況を踏まえ、現在、人吉商工会議所を中心に、被災事業者が活用できる、国の令和４年度持続化補助金や熊本型小規模事業者経営発展支援事業補助金の申請支援を実施しておられます。また、本市におきましては、令和２年度の豪雨災害後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、雇用支援補助金、利子補給補助金、小規模事業者持続化臨時給付金、被災小規模事業者再建補助金、小規模事業者店舗等新しい生活導入支援補助金、夜間営業飲食店等支援給付金、事業継続支援給付金など、本市の事業者に対する経営支援を実施してきたところでございます。

一方で、再建に活用できる国・県・市の支援策があるにもかかわらず、情報が届いていない事業者がおられ、情報格差が存在することに問題意識を持っているところでございます。支援策を効果的に活用し、経営計画や経営改善計画等を策定しながら、着実に復興に向けて進んでいる方がおられる一方で、いわゆる情報弱者の方については、支援策が行き届かないことで復興が遅れる１つの要因となっていると認識をしております。

本市としましては、情報格差を解消するため、人吉商工会議所の会員になることをお勧めしたり、個別に情報提供するなどのきめ細やかな対応をとっていくことが必要であると認識しております。

続きまして、後継者支援策でございますが、現在、本市では、国策として全国各都道府県に設置されている熊本県事業承継支援センターと人吉商工会議所の協力のもと、２か月に１回のペースで、くまりばを会場に事業承継相談会を開催しております。また、人吉しごとサポートセンターにも事業承継支援を得意とするビジネスコーディネーターが月に１回来られており、人吉商工会議所においても、週１回、専門家による相談対応が実施されているところでございます。

事業承継について問題を抱えた事業者は、潜在的に多数存在すると推測しておりますが、実態として把握できておらず、対象となる事業者へのアプローチも難しいという状況にあり、今年度７月に、人吉商工会議所において、会員に対しアンケート調査の実施を予定されているところでございます。事業承継の課題は、既に後継者がいる事業者であっても、事業者そ

れぞれに課題があることは、事業承継相談会を開催することで実感しているところでございまして、後継者支援の助成も１つの手段かと存じますが、私としましては熊本県事業承継支援センターと人吉商工会議所と連携し、まずは実態や状況を踏まえた上できめ細やかな対応に努めながら、併せて効果的な支援策について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　市長、町なかで聞いたんですけど、今、何を求めていらっしゃるかといったら、観光でとか作業でも来られているんですけど、そういった方々が望まれているのは、飲食店だそうです。町なかにないんですよ。駅前に行けばいいんじゃないかと思われるでしょう、行っても動線がない。だから町は、歓楽街いわゆる飲み屋さんがありますけど、先にちょっと食事をしたいとか、昼ご飯を食べたいといっても本当にないんですよ。だから、そういったところから、町なかにでも来てもらえるなら、やはり人が集まる、活性化になっていくと思うんです。そういったところが、もし出るというときには、私はぜひ応援していただきたいなという思いから述べました。そこは、ぜひ考えていただきたい。町なかに市長が行かれたら、多分お聞きになると思います、何とか食べ物屋さんがほしいと。そういったお店が出れば、ぜひ応援していただきたいと思います。

それと、もう１つ気がかりなのが、町の中に空き地があります、ある方がその空き地をお買いになった、土地代は払って、いざ建物を建てなくちゃいけないときに資金が足りないということで、銀行に相談に行ったら、貸し渋りですか、結局なかなか貸してくれないという状況が出てきているそうです。なぜかといいますと、熊本地震のときには貸付けを、やれ貸し出せ貸し出せで出したらしいんです。ところが、コロナが追い打ちをかけたものですから返済が滞ってしまったということで、人吉市の場合は返済は大丈夫かということで危険地帯になってしまっているんです。それで貸し渋りが起きているということを耳にしました。そういったときに、行政としてどのような支援ができるか、私はそこら付近も考えていただきたい。経済部長、特にお願いしておきます。

それでは、小中学校における家庭訪問について質問させていただきます。

小中学校における家庭訪問の現状と、学校・家庭・地域連携の在り方についてお尋ねします。

私が育ってきた昭和20年代、保護者として子供を育てた昭和50年代、今や自分の子供が子育てしていく平成、令和の時代となりました。家庭教育、そして学校教育も大きく変化してきました。学校教育の環境の変化には、私が育った年代で考えてみますと、ただただ驚きと時の流れを改めて感じています。教育の方針も時代とともに見直されて、今日に至っているものと考えます。

文部科学省は、確かな学力、豊かな心の育成、そして学習指導要領では生きる力を掲げら

れています。これらを踏まえ、熊本県においては、くまもと「夢への架け橋」教育プランの中で基本理念として、「熊本の心」、「生きる力」、「考える力」と掲げてあります。各学校においては、国・県の基本理念をもとに学校教育目標になっているものと考えます。

そこで、具体的に「熊本の心」、「生きる力」、「考える力」とはどのようなことなのか。言葉の解釈、そして児童・生徒に対して、どのような取組がなされているのか、まず、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　こんにちは。それでは、お答えいたします。

第３期くまもと「夢への架け橋」教育プラン、その中では「夢を実現し、未来を創る　熊本の人づくり」が基本理念として掲げられ、併せて「熊本の心」、「生きる力」、「考える力」について示されております。

「熊本の　助けあい　励ましあい　志高く」につきましては、日常生活の中で、お互いに尊重し、助け合い、志を高く持ちながら、主体的に明日に向かって生きていく精神を表していると述べられており、子供たちがそれぞれの夢を持ち、その夢の実現に挑戦していくときに、しっかりと胸に刻んでほしい心の在り方として示されております。

また、「生きる力」につきましては、新学習指導要領でも述べられておりますが、教育プランでも同様に、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育むことが示されております。

また、「生きる力」の基礎として、家庭における生活習慣や自立心などを身に付けることが重要であること。さらに、その家庭教育の成果を礎として、学校を基本に、地域の協力を得ながら、生きる力は育まれていくとも述べられております。

「考える力」につきましては、今の子供たちにはグローバル化の進展や急速な技術革新など、変化の激しい社会を生きていかなければならず、その社会の変化に対応する能力を身に付けるとともに、これからの社会がどんなに変化し、予測困難になっても、自ら学び、考え、未来を切り開いていく考える力が必要であると述べられております。

また、どのような取組がなされているかという御質問につきましては、本教育プランには、家庭・地域の教育力向上、安全・安心に過ごせる学校づくり、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、学校教育活動全般にわたり９つの基本的方向性が示されており、さらに34の取組事項が、主な施策や指標とともに示されております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　それでは、もう１点お伺いいたします。文部科学省も、家庭・地域・関係機関との連携について、人権教育を効果的に進めるため、学校・家庭との連携に積極的に取り組むことが大切であるとされています。

そこで、くまもと「夢への架け橋」教育プランの中に、基本的方向性として、家庭・地域

の教育力向上とあります。重点取組として、家庭教育支援にしっかり取り組みますとありますが、具体的にどのような取組、実践が考えられるのかお尋ねします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

家庭・地域の教育力向上につきましては、様々な関係団体に御協力をいただきながら取組を進めているところでございます。

まず、家庭教育力の向上につきましては、各学校におけるＰＴＡ組織が大きな役割を担っていただいていると、感謝しているところでございます。本市といたしましては、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校の先生方を対象とした幼・保等、小、中連携会議を開催して、家庭教育に関する協議や講演会などを行っております。

また、熊本県の取組といたしましては、熊本家庭教育支援条例の周知・啓発とともに、くまもと「親の学び」講座の実施、そのための進行役養成講座、トレーナー研修などの取組が進められております。

また、毎年９月上旬には、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校などが連携した、子供たちの基本的生活習慣の育成を目指す「くまもと　早ね・早おき　いきいきウィーク」などに取り組んでおります。

次に、地域の教育力向上につきましては、市内全９校には学校運営協議会が設置されております。地域の代表の方々にも、委員として御参加いただき、学校の教育活動に対して貴重な御意見をいただいております。協議の中では、学校の課題などについても協議していただき、それぞれのお立場で協力できる内容について取り組んでいただいております。

また、地域学校協働本部事業におきましても、各学校のニーズに応じて地域の皆様方に御協力いただき、取組を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ありがとうございました。学校の教育方針についてお尋ねさせていただきました。

それでは、家庭訪問についてですが、今や時代錯誤と捉えられるかと思いますが、私の親の時代、そして私が保護者であった頃は、家庭訪問は学校の行事の１つとして毎年実施されるものと、何の抵抗もなく受け止めていました。私が中学生のときは、自宅が遠いため寮生活でしたので、寮生の家庭訪問は夏休みに実施されていました。私が保護者のときは、家庭訪問時には、友人宅もそうですけど、必ずといっていいほどコミュニケーションの名のもと、飲みニケーションを行いながら、子供の成績、家庭環境、学校の様子、学年行事などについて意見交換、意思の疎通ができたことを私は思い出します。教育長も、多分そうじゃなかったかなというふうに思うんですが。ただ、その行いについては、当時も現在も様々な見方、捉え方があることは承知しているところです。

現在、様変わりしていく中で、そもそも家庭訪問の目的は何だったのか、現在はどのように捉えられておられるのかお尋ねいたします。

また、働き方改革、そして新型コロナの中において、文部科学省、熊本県教育委員会の捉え方があるなら、それについてもお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

私も、その時代に育った人間でございます。その家庭訪問には、年間を通じて、必要に応じて個別に行う家庭訪問と、年度初めなどに学校行事として行う家庭訪問がございます。今回の御質問につきましては、後者の学校行事として行う家庭訪問について、ということで御答弁をさせていただきます。

家庭訪問の目的につきましては、児童・生徒の家庭における生活の様子を把握する、児童・生徒の学校での様子をお伝えする、保護者と教育方針等についての共通理解を図る、家庭の地理的位置や通学路における危険箇所などを確認するなどがございます。ただ、文部科学省や熊本県教育委員会に、家庭訪問についての特段の定めはございません。義務化されているものでもございません。学校行事として、校長の判断において実施されているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　家庭訪問については、各学校の校長先生の判断ということで理解しているところです。

それでは、人吉球磨管内の小中学校の家庭訪問の実施校とやっていない学校について、どのような状況なのかお尋ねします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

本年度の家庭訪問の実施状況につきましては、人吉球磨管内39校ございますが、原則として、全児童・生徒の家庭訪問を実施している学校は15校、希望者や特定の学年だけ実施するなど部分的に実施して、教育面談と併用している学校が６校、家庭訪問を実施せず、教育面談を実施している学校が18校でございます。

なお、市内の小中学校におきましては、全児童・生徒の家庭訪問を実施している学校は１校、部分的に実施し、教育面談と併用している学校が２校、家庭訪問を実施せず教育面談を実施している学校が６校でございます。

各学校におきましては、保護者の希望によって家庭訪問や教育面談に対応するなど、地域の実態に応じて工夫して取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、実施している学校がかなり少なくなってきてしまったのかなと、

これが現在の流れかなと受け止めます。

今の答弁の中にありました教育面談、家庭訪問は、学校においてそれぞれ違うんですが、学校においての教育面談と家庭訪問の違いについてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

違いにつきましては、保護者に学校に来ていただくか、担任が家庭に伺うかという、実施場所が違うということです。いずれにしましても、保護者との信頼関係の構築と教育方針等についての共通理解を図りまして、教育効果を向上させることに何ら変わりはないと考えております。

しかし、家庭訪問を実施する場合、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、玄関先での訪問とするなど、短時間での訪問にならざるを得ない状況もあり、目的を十分達せない部分もございます。

一方、学校におきまして教育面談を実施する場合、移動の時間を省くことができ、十分に時間を確保し、面談を実施することが可能となります。ただ、家庭の状況や地理的位置、通学路の把握ができないというデメリットもございます。また、実際に家庭に足を運ばなければ見えてこないものもあるかと思います。

教育面談、家庭訪問の目的を踏まえ、双方のメリットを最大限に生かした取組を進めている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　教育面談、家庭訪問、どちらも保護者の理解を得るということが大切であるということは理解できます。

それでは、家庭訪問の廃止は、家庭からの要望なのか、あるいは学校教育現場の事情からなのか。廃止の理由として、授業時数確保のためとか、あるいは働き方改革、コロナ感染拡大、保護者の皆様の受け止め方、そういったもので家庭訪問というのがだんだんなくなってきたのか、どうなのか。それについてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、家庭訪問を教育面談等に換えている学校が増えてきている状況ではございます。保護者の中には、仕事の休みがとりにくいなどの理由から家庭訪問を望まない保護者もおられますが、様々な状況を総合的に判断して家庭訪問を教育面談に換える旨を、学校のほうから保護者にお願いをするという状況でございます。

主な理由といたしましては、様々あるかと思いますが、運動会の５月の実施という学校が増えてまいりまして、家庭訪問を４月に実施いたしますと、家庭訪問、運動会練習、運動会と行事が続く中で、大切な新年度のスタートが慌ただしくなっていたことが上げられます。新年度を落ち着いてスタートすることで、児童・生徒と向き合う時間を十分に確保すること

ができ、結果として授業時数確保や働き方改革につながっているという部分もあるかと思います。

また、新型コロナウイルス感染拡大や７月豪雨災害以前から、家庭訪問について見直す学校はありましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、家庭訪問を教育相談に変えて実施する学校が一層増えたと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　確かにそうなんですね、共働きの家庭が増えた、それと、教育長、何といっても、お母さん方は仕事がパートとかであって時給なんですよ。休むということは、大変家計に負担をかけてしまうということで、なかなか休みが取れないという現状があるんです。だから、いいますと、保護者の皆さんに働き方改革というのは通らないんですね。国は言っていますけど、実際、末端で働くお父さん、お母さんに働き方改革と、なかなか難しいです。今日休んだら、今日の分の収入は入ってこないんです。ですから、そういった意味では、共働き家庭はなかなか難しいのは致し方ないのかなと私も受け止めております。

だからといって、学校での教育面談がいいかというと、それも一緒なんです、時間をつくるということで結局休まないといけないから。どちらも厳しいのかなというふうに私は捉えております。家庭を見ますと、そういった状況が各家庭にあるのかなという気がしております。

文部科学省の家庭・地域との連携の取組の中で、連携推進のポイントとして、家庭訪問などを通じ、児童・生徒の家庭や地域での生活実態等、生活実感を把握しておくと述べてあります。もちろん、その際は個人のプライバシーなどへの配慮が必要とされています。

そこで、保護者と接する機会が減少していく現在の状況において、児童・生徒の家庭環境の把握をどのように図っていかれるのか、また、家庭環境把握の必要性についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

児童・生徒の家庭環境把握の必要性につきましては、保護者との信頼関係や協力体制の構築、安全・安心に過ごせる学校づくり、生徒指導上の観点など、学校として必ず把握しておかなければならないものと認識しております。

そのため、各学校では、年度の初めに、家庭環境調査票や保健調査票などの提出をお願いしており、それぞれの児童・生徒の家庭環境の把握に努めているところでございます。

家庭訪問を実施しない学校であっても、教育面談等を通して、保護者の教育に対する考え方などについて理解することができますが、家庭環境調査票だけでは、家の地理的位置や危険箇所等の確認には限界もございます。

各学校におきましては、家の位置や通学路を把握するため、担任が児童・生徒の家を確認

したりするなど、各学校の実態に応じて工夫して取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ただいま、各学校の実態を御答弁いただきましたけど、国が示した働き方改革、世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校教育環境も大きく変化しました。以前は、教育の一環といわれていました部活動も社会体育に移行し、ますます先生と保護者の接点がかけ離れていくのではないかとも考えます。極端な捉え方かもしれませんが、児童・生徒は学校に通学しているが、保護者からは先生の姿が見えていない中、担任の先生は、１年間のうち、クラスの全保護者との面談機会は図られるのかどうかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

各学校におきましては、年度初め、または夏休み中に家庭訪問か教育面談のいずれかには取り組んでおりますので、少なくとも夏休みまでには全保護者との面談機会は確保はできています。

しかし、新型コロナウイルスの影響によりまして、ＰＴＡ総会や授業参観の規模を縮小したり、学校行事の参加人数を制限したりする場合もございまして、以前より面談の機会が減っているのも事実でございます。

各学校におきましては、家庭訪問の実施の有無にかかわらず、保護者との信頼関係の構築を図りまして、児童・生徒の生活の様子であるとか家庭環境の把握に努めるとともに、日頃からの電話連絡であるとかメール配信、家庭への学級通信等の返信欄を活用した取組などを工夫しながら、これまでにも増して意識を強く持って家庭との連携を図っていくという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　何でも世の中が進むというんですかね、新しくなってくると、私どもは、保護者もそうですけど、先生と会わなければできなかった対話、お互いに顔を合わせて対話していたんですけど、今は顔を合わせなくてもメールとかで連絡できるんですね。だから、お互いの顔を見なくてもやっていけるという時代で、果たしてどうかなと私は心配なんですけど。やはり顔と顔を合わせるのが大切じゃないかなという気がしております。

これは提案になりますが、児童・生徒、そして保護者から見て、義務教育の中で節目でもあります小学校１年生時と中学校１年生時、非常に不安であり、特に初めての児童を持つ保護者にとっては全てが初めての経験であることから、さらに不安をお持ちになることと存じます。

そこで、小学校１年時と中学校１年時だけでも家庭訪問を行っていくということはいかが

でしょうか。その他の学年については、希望される家庭は家庭訪問、実施されないところは教育面談という方法もあるのかなという気がしているんですけど。あくまでも、これは保護者の御都合もありますので、しなさいという意味ではなくて、こういったやり方はいかがですかということなんですけど、これについていかがでしょうか。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおりで、新入生である小学校１年生と中学校１年生、特に初めて小学校、中学校に子供さんが入学される御家庭につきましては、保護者の不安または、それを踏まえて協力体制の構築、また家庭環境把握の必要性は、他の学年よりも高いと考えております。新入生の中には、兄弟姉妹の関係などによって個々の必要性は若干変わってくるかとは思いますが、学校の中では当該学年だけは早めに家庭訪問を実施するであるとか、または希望を募って、それに対応していくなど、各学校で様々に家庭との連携に関わる方策を実施をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

学校・家庭・地域の連携についてお尋ねしておきます。今現在、言葉では学校・家庭・地域の連携とよく聞くんですが、実際、どのようなことが行われて、それが連携につながっているのか、それについてお尋ねしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

子供の成長は環境によって大きく変わってくるかと思います。豊かな成長を願う、暖かみのある地域・学校・家庭がしっかり手を携えて、それぞれの立場から子供の教育に携わっていくことが重要だと私は考えております。

また、近年、学校における教育課題は多様化・複雑化してきておりまして、学校だけでは解決が難しい場合もございますので、子供の健全育成は学校・家庭・地域社会との連携・協力なしには成しえないものだと考えております。

そういう中で、新型コロナウイルス感染症により多くの会議等規模縮小されるなど、お互いが顔を合わせ連携を深める機会が減っているのも事実でございます。そういう中で、各学校におきましては総合的な学習の時間などに地域の方々のお話を聞いたり、地域に出かけて行って学習したりしております。また、朝の登校指導において見守り活動をしていただいたり、教科の学習に、地域の方々に講師として来ていただいたりするなどの取組も進めているところでございます。

今後も、このような温かい、人と人とのつながりの中で、ふるさとに誇りを持ち、たくましく生きていく人吉市の子供たちを育てていきたいと考えております。

これまでも、各学校には家庭や地域から信頼される学校づくりの推進についてお願いをし

てまいったところでございます。再度、確実で丁寧な連携を充実させ、家庭・地域との信頼関係、協力体制の構築がさらに強化されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私も、もう少し、地域と連携がとれたらいいと思います。今、教育長がおっしゃっていただいた総合的な学習の時間の利活用ができるなら、厳しいかと思いますが、各町内会長さんあたりにお願いして、今、高齢者の方も公民館でいろんな行事をやっていらっしゃるんですよ、そういったときに参加するような方策とか、あるいは御高齢の方と郷土料理をつくるとか、学校でつくるんじゃなくて公民館でつくるとか、全学年で動くと大変ですけど、クラスでの移動だったら可能じゃないかと思うんですね。ですから、地域の公民館とかを利用してやる方法はできないのかなとちょっと私は思ったところです。高齢者の方と触れ合ういい機会になるかと思いますので、ぜひ、いろんな方法を考えていただければありがたいと思います。

最後に、もう１点、提案となりますが、市役所別館２階に、ぜひ教育相談室なるものを設置していただきたいと考えます。なぜかといいますと、教育環境の変化は日々著しい状況にあります。その一方で、保護者が子育て環境などに悩み、不安などがあるときの相談場所、あるいは先生方が様々に悩みを抱えておられるとき、相談する場所がないんです。児童・生徒の心豊かな育成の見守り、保護者の心のよりどころとなり、安心して子育てに取り組める助言をいただける場所、そして、先生方が様々な悩み、問題点を相談できる場所として、敷居が高くなく、気軽に面談できる場所を設置すべきと私は考えます。専門のカウンセラーの配置を考えますと、事業費は必要になりますが、人吉市は人権教育に対して真剣に取り組み、実践している、そのような中の施策の１つとして、ぜひ、必要な施設と考えますのでお考えいただきたいと思いますが、どのように受け止められるかお尋ねします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、子供や保護者、先生方にとって、精神的な支えと周囲の理解が非常に大切なポイントとなっていることは事実でございます。議員から要望がございました相談室の設置につきましては、現在、福祉課と学校教育課にそれぞれ２名ずつ、子ども・子育て相談員が配置され、相談体制の充実に努めているところでございます。

福祉課の相談員は本庁舎１階で、学校教育課の相談員はカルチャーパレス３階で相談活動に当たっており、先生方からの相談に応じております。本年度の初めには、県の相談窓口、子ども・子育て相談員などの相談窓口一覧を児童・生徒と保護者に周知するよう、各学校に依頼しているところでございます。

また、西間別館は、本年度、改修工事を予定しておりまして、改修工事が完了しましたら、学校教育課２名の相談員は別館２階の相談室のほうに移す、現時点での計画となっておりま

す。なお、その場合には、保護者や先生方に利用しやすい相談室となるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、答弁の中で、相談室を設けたいような方向に進めてもらっているようです。ぜひ、お願いしたいと思います。

そこで、大事なことは、保護者の方、悩みを抱えている先生が、本当に気安く、入りやすい、そういった雰囲気の相談室をお願いしたいと思います。やはり、敷居が高かったら、なかなか行けないんです。だから、気軽に入りやすいところ、来てよかったなと、そういった相談員といいますかカウンセラーといいますか、そういった方をぜひ考えていただきたい。肩の張った相談ではなかなか来れませんから、やはり気軽に来れる相談室をぜひ設けていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時26分　休憩

午後３時42分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。本日の一番最後になりました。９番議員の宮﨑です。

今回は、市民の声より、遊休農地の活用、今年度で閉園となる市民農園の開園について、被災農地の復旧について、展示会場について、昨年令和３年12月一般質問からについての４要旨を通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、１項目めです。市民の声より、遊休農地の有効活用についてですが、農業委員会のほうで、毎年、７月ぐらいから11月ぐらいにかけて、市内の全農地を対象とした農地パトロールを行い、違反転用の早期発見及び遊休農地等の実態把握を行うため、農業委員及び農地利用適正化推進員、全員による利用状況調査が行われているようですが、令和２年７月に被災した農地については、ただいま、原則、遊休農地の判断は行われていないということでありますので、それ以外のことにつきまして、令和２年度と３年度の遊休農地の推移を、地区ごとにお尋ねいたします。

また、再生が可能なものと困難なものについてもお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（前村洋宣君）　皆さん、こんにちは。それでは、宮﨑議員の御質問に関しまして、農業委員会事務局よりお答えをさせていただきます。

まず、初めに、遊休農地の校区ごとの数値と、令和２年度、令和３年度の推移についての

御質問であったかと思います。まず、校区ごとの２年間の遊休農地の推移についてでございますが、今、議員が申されましたとおり、農業委員会におきましては、実質８月から11月までに、１年以上耕作または管理をされていない農地につきまして調査を行っているところでございます。市内を５地区で管理をしておりますので、その５地区の令和２年度と令和３年度の遊休農地の面積でお答えをさせていただきます。なお、令和３年度の調査におきましても、令和２年度と同様に、令和２年７月豪雨災害で被災いたしました農地は含めておりません。

まず、中原校区でございますが、令和２年度が9.8ヘクタール、令和３年度が4.9ヘクタール。次に、西瀬校区でございますが、令和２年度が3.6ヘクタール、令和３年度が5.3ヘクタールでございます。次に、藍田地区でございますが、令和２年度が14.1ヘクタール、令和３年度が1.5ヘクタールでございます。人吉地区でございますが、令和２年度が8.5ヘクタール、令和３年度が4.1ヘクタールでございます。大畑地区におきましては、令和２年度が28.1ヘクタール、令和３年度が4.5ヘクタールでございます。全体といたしまして、令和２年度は約64ヘクタールでございまして、令和３年度は約20ヘクタールとなっており、令和２年度と令和３年度を比較いたしますと約44ヘクタールの減少となっております。

また、現況が原野や山林化をし、非農地と判断した農地につきましては、令和２年度が23.5ヘクタール、令和３年度が53.5ヘクタールでございまして、遊休農地が減少いたしました主な理由といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進員の戸別訪問による管理指導等や非農地判断により遊休農地から除外されたことによるものでございます。

次に、再生利用が可能なものと困難なものについての御質問でございますが、再生利用可能農地とは、抜根、整地、区画整理、客土等にて再生をすることにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地のことで、先ほど申し上げました遊休農地、令和３年度で申し上げますと約20ヘクタールがこれに当たります。

反対に、再生利用困難農地とは、森林・原野化をしているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地のことで、非農地と判断したもの。令和３年度で申し上げますと、53.5ヘクタールがこれに当たります。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、遊休農地においては昨年の質問の中におきましては、令和元年から２年にかけて、各地区とも年々増加の傾向ということでありました。しかし、今年度は２年から３年にかけましては、西瀬校区については増加しているということですが、市全体で

みると、約３分の２程度に減少しているということになっているようです。

しかし、その反面、非農地といわれる再生困難な農地が、昨年の質問の中では年々減少という逆でしたが、今回の質問で２倍以上に膨れ上がっています。先ほど言われましたように、これは遊休農地の手入れ等がされず、そのまま再生困難な農地になったためだと考えられると思います。

では、昨年の質問で、再生可能な遊休農地について、どのような指導などを行っているのか、また、どのような考えを持っているかについて質問を行いましたところ、小学校において農業体験の実施や集落を単位とした農地の維持・管理推進、有害鳥獣対策などをいわれましたが、農家や行政、関係団体と一体となり農業振興を図っていきたいとのことでしたが、昨年以降の取組についてお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（前村洋宣君）　それでは、２回目の御質問にお答えいたします。

昨年度からの、その後の進捗状況についてという御質問でございましたけれども、再生可能な遊休農地につきましては、これまでと同様に、農業委員会におきまして、所有者の意向調査を実施をいたしまして、担当地域の農業委員や農地利用最適化推進員が借り手や買い手を探す支援を行っております。

併せまして、市のホームページにより、貸したい・売りたい農地の情報を掲載し、広く周知を図っておりますが、近年は農業従事者の高齢化や担い手の減少が進み、また、農地の耕作条件等もあり、借り手等がなかなか見つからないというのが現状でございます。

また、遊休農地が荒廃し、近隣の農地耕作者や住民の方から御相談がありました場合には、現地を確認をいたしまして、農業委員会から農地の適正管理のお願いの文書の送付や、農業委員や農地利用最適化推進員が農地所有者を直接訪問させていただき、耕作や草払い等のお願いを行っているところでございます。そのほか、遊休農地を活用し、議員が申されましたように、中原小学校と東間小学校において、農業体験も継続して実施をしております。

農業振興課におきましては、農地中間管理事業を活用した農地の売買や貸し借り、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、集落を単位とした農地の維持管理の推進及び、市単独事業として人吉市農業活性化対策事業において、有害鳥獣被害防止対策として、電気牧柵設置に対する事業費の一部助成等を行っております。

令和３年度に、地域の農家や関係機関と話合いをし、策定をいたしました各地区の人・農地プランに基づく今後の担い手への農地の集積や農地の維持保全も、遊休農地対策の１つであると考えております。

また、農林整備課におきましても、多面的機能支払制度等の活用による地域内水路・農道等の維持保全を支援をいたしているところでございます。

さらに、ＪＡなど関係機関と連携し、地域における農地の維持保全や農業生産活動継続のため、地域での話合いの参加や助言・指導に取り組んでおります。

農業委員会といたしましても、今後も、こうした取組を関係団体・機関と継続・連携をしながら遊休農地対策を図り、農家の営農活動への支援等と合わせまして農業振興を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま答弁がありましたが、この答弁については、昨年度と比べてみますと、やはり同じような答弁の繰り返しのようでありますので、もう一歩突っ込んだ遊休農地活用及び対策に取り組んでもらうようにお願いをしておきたいと思います。

しかし、そのような中において、人吉市農業委員会だよりによりますと、令和２年度までは遊休農地と判断された農家に、初回のみ所有者に農地の利用意向調査をお願いされていたのが、令和３年度からは遊休農地と判断された全ての農地について、農地所有者へ利用意向調査を毎年行うということになったようで、利用意向調査結果は、「農地中間管理事業を利用したい」が58件、7.3ヘクタール、「自分で買手・借手を探す」が５件、0.6ヘクタール、「自分で耕作を再開」が15件、1.8ヘクタール、「その他」が15件、２ヘクタールとなっており、農家の方に意向を聞くことは、その方たちについて意識づけを行うためにも大変重要であると思っております。

しかし、そのような中においても、住所不明、未回答が58件、8.4ヘクタールとなっておりますので、住所不明、未回答の方の追跡調査についてはよろしくお願いをしておきたいと思います。

また、そうした中において、書いてあるのを読みますと、６か月後に遊休農地状態が解消されていない農地については、固定資産税が1.8倍になる場合があると書いてありますが、このことについては現場の状況等を十分に把握された上での対応をお願いをしておきたいと思います。

それでは、質問を変えます。今年度、閉園を計画されている市民農園の２か年の利用状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、市民農園の利用状況につきましてお答えいたします。

まず、令和３年度の利用状況でございますが、39区画中、令和３年４月１日の時点では33区画の申込みがあり、空き区画が６区画でございましたが、その後、広報ひとよし及びホームページで募集を行い、年度途中での申込みや、あるいは中途契約解除もあり、最終的には37区画の利用となったところでございます。

次に、令和４年度でございますが、令和４年４月１日の時点で39区画中29区画の申込みがあり、10区画の空きがありましたが、その後、１区画のお申込みがございましたので、現時点では30区画の利用で、空きが９区画となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま、昨年に比べて、現時点ではかなり少なくなっているようでありますが、広報にも載っていましたように、今年度をもって閉園するということで、利用されている方も、この際、もうやめようかといった考えもあって、そういうことの影響もしているのではないかと推測をするところですが、市民農園が今年度をもって閉園されることになった理由が分かればお尋ねしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

閉園の理由でございますが、令和４年度の土地賃貸借契約更新に際しまして、地権者様との協議の中で、地権者様から貸借契約の更新を終了したい旨の意向が示されたところでございます。市としましても、平成14年の開園以来、地権者様の土地を20年という長きにわたりお借りをしているということ、また、利用者への周知期間も考慮しまして、令和４年度末をもって閉園をするということといたしたところでございます。

地権者様には、長きにわたりまして市民農園の運営に御協力いただき、この場を借りまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　理由については、やっぱり地権者様のいろいろな状況があってのことだと思います。しかし、その中で、約20年という長きにわたり土地を提供していただいた地権者の方については本当に感謝を申し上げておきたいと思います。

では、遊休農地等を市民農園に活用することにより、利用される方々とのコミュニケーションなども図られ、また、地域の方と触れ合いもでき、農業に対する知識もできて、青空の下で作業することにより、家庭に閉じこもることも少なくなり、健康増進にもつながると思います。

しかし、市民農園を開園するためには様々な条件があると聞いていますが、設置に向けた条件を緩和する方法はないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、設置条件の緩和の前に、市民農園を開設する場合、様々な形態がございますので、少々長くなりますが、そちらの御説明をさせていただければと思っております。

まず、市民農園を開設する場合、３つの形態がございまして、事業主体は地方公共団体、農業協同組合、農家、農地所有者の方でございますが、あるいは企業、ＮＰＯ法人等でございます。１つ目は、市民農園整備促進法によるもので、開設手続としましては、県の基本方針に基づき市が市民農園区域を指定をし、開設を希望する者は整備運営計画を作成し、市町村の認定が必要となるというものでございます。

市民農園区域とは、休憩施設等を整備できる程度の規模で、道路整備上、利用者が行きやすく、用水等の確保ができ、周辺農地への影響を及ぼさない、利用者の見込める区域となっておるところでございます。

開設場所としましては、市民農園区域及び市街化区域に限られ、加えて農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要となっておるところでございます。

２つ目が、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づきまして地方公共団体が貸付規程を作成し、農業委員会の承認を得て農地を貸し出すものでございます。

こちらのほうは、開設場所としましては特に定めはなく、施設の設置等は要件とされておりませんが、利用者の利便性を考えますと、また、周辺の農地や施設へ影響を及ぼさないなどを考慮いたしますと、適切な場所に開設する必要があろうかと存じます。

３つ目が、農園利用方式によるもので、開設手続、開設場所、施設の設置の定めはございません。ございませんが、農地の取得の仕方によっては農地法第３条、第４条、第５条の許可が必要となる場合があります。

この方式は、利用者に農地の貸付けをするのではなく、農業者の指導・管理のもとに、利用者の方々がレクレーション等の目的のため、植え付け・収穫など複数の段階で農作業を体験するといったものでございます。

議員御質問の、条件等の緩和につきましては、それぞれ制度に基づくものでございますので、現行での条件の緩和というものは難しいものと考えております。また、全ての開設形態が駐車場やトイレなどの設置を要件とはしておりませんので、事業主体の開設しやすい方法を選択をして開設することも可能と考えるところではございますが、しかしながら、開設する場所や周辺環境にもよりますけれども、利用者の利便性や安全の確保、トイレや水利の確保、休憩所等は、やはり必要ではないかと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま、開園に向けて様々な３つの形態があり、また、その中においては農機具の収納施設、トイレその他の附帯施設などの、利用者が本当に利用しやすい、利便性のあることが必要とのことではあります。しかし、例えば農機具の収納施設とか休憩施設、トイレ等を設置するということになりましたら、市民農園を開設するにはかなりの費用がかかると思います。

そうした中において、市民農園の開設に係る費用に対して、市から何らかの支援とか補助はできないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

例えば、農業者の方に対する独自の支援策といたしましては、人吉市農業活性化対策事業補助金がございます。その中の１つに、条件整備事業のメニューがございますけれども、現

時点では、市民農園開設に関する支援は含まれておりませんので、今後、そのような事例が生じた場合、状況に応じて対応できないか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　市の独自支援策については、農業活性化対策事業補助金があるけれども、その中には条件としてのメニューがないということで、何か条件に応じた対応ができないか検討をしていきたいということですので、このことについてよろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、この項目の最後になりますが、20年間、市民農園として親しまれてきた農園を、今年度で閉園することになります。先ほども述べましたが、利用者同士のコミュニケーションや、また地域の方との触れ合いもでき、農業に対する知識もできて、青空の下で作業することにより、家庭に閉じこもることも少なくなり、健康増進にもつながると思います。また、新たな市民農園の開設について何か考えがないかお聞きしたいと思います。昨年の一般質問の中では、昨年は市民農園があったということでありますので、市では行財政健全化計画に基づく業務の見直しも行っていることから増設は考えていないとのことでしたが、市民農園で作物をつくるなど、楽しみにされていらっしゃる方もおられます。再生可能な遊休農地も、農業委員会の農地パトロールでは、令和４年2月現在で約20ヘクタールからあるとのことです。そのままにしておいて、再生困難な農地になる可能性もあるかもしれません。

今回、市民農園が閉園することにより、新たに開園することができないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在、市で開設しております市民農園がもたらす効果としましては、議員がおっしゃいましたように、地域との触れ合い、あるいは健康増進、楽しみにつながるということにつきましては十分理解をしているところでございます。

しかしながら、現行のような、市が主導します新たな市民農園の開設につきましては、まず、市民の利便性や安全性に配慮した設置場所の選定が必要になってまいりますとともに、先ほど、るる御説明を申し上げましたが、開設に係ります手続や、いわゆる経費、財源が必要となってくるところでございます。

行財政健全化計画の中では、令和４年度、５年度は復旧・復興予算以外は縮小する方針でもございまして、現時点では大変厳しいものと認識をしているところでございます。

つきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、市民農園の開設は、市などの地方公共団体だけではなく、農業協同組合や農家、土地所有者の方、あるいは企業、ＮＰＯ法人等も可能でございますので、今後、新たな市民農園の開設につきましては、そういった状況も見ながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、市民農園でなくても、個人で農地を借りたい場合は、市の農業委員会で小面積から借りることも現在は可能でございますので、希望される方は農業委員会に、ぜひ御相談をいただければと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁の中で、やはり難しいと、行財政健全化で２年間凍結することということだと思いますけれども、何度も繰り返しますが、利用者同士のコミュニケーションや、また地域の方との触れ合い、農業に対する知識、青空の下で作業することにより、家庭に閉じこもることも本当に少なくなり、健康増進にもつながると思いますので、これについても再生可能な遊休農地を利用した市民農園の開設を再度検討されることをお願いしておきたいと思います。それでは、これでこの項目については終わります。

続きまして、被災農地の復旧についてですが、令和２年７月の災害により被災した農地及び農業施設はどのくらいあったのか。農地については地区別にお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害により被災し、災害査定を受検しまして、国にお認めいただきました農地・農業用施設でございますが、農地は142件、1,662筆、139ヘクタールでございます。内訳としましては、中神地区39ヘクタール、大柿地区15ヘクタール、小柿地区２ヘクタール、林地区、これは温泉・薩摩瀬地区も含みますが、22ヘクタール、戸越地区６ヘクタール、永野地区７ヘクタール、七地地区15ヘクタール、その他、市内に点在します９地区、東漆田地区、田代地区、鹿目地区、古仏頂地区、浪床地区、蟹作地区、赤池地区、矢岳地区、上原田地区の合計が33ヘクタールでございます。

また、農業用施設は、人吉市全域で被災を受けておりまして、被災件数は201件でございます。内訳でございますが、農道が55件、頭首工37件、用排水路107件、橋梁１件、揚水機１件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　さっきも出ましたが、農業委員会で151ヘクタールほどが被災農地と、パトロールの中では調査をされています。しかし、今の中で、全体で139ヘクタールとのことでありますし、農業施設も水路を中心にかなりの被災があっているとのことです。その中で、市長の初日の所信では、農地14地区において復旧面積の８割、農業用施設114か所において被害施設の６割の発注を完了しているとのことでしたが、地区ごとの現在までの復旧状況について、農地、農業用施設の完了しているものについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

地区ごとの現在までの農地・農業用施設の復旧割合についてでございますが、令和３年度

に工事完了いたしました中神地区、大柿地区、小柿地区は、本年度から稲作等の作付ができるため、営農を再開されている農業者もおられるところでございます。

現在工事中である林地区は約９割、戸越地区は約６割、七地地区におきましては約５割が復旧工事を完了しております。永野地区につきましては、５月に施工業者が決定をいたしまして、現在、工事準備を進めているところでございます。

また、農業用施設におきましては201件中59件、内訳につきましては、農道17件、頭首工２件、用排水路39件、揚水機１件の復旧が完了しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　農地については、昨日の議員の質問に対して、中神・大柿・小柿地区については、ほぼ工事が完了しているということで作付も今行われているとのことでありましたが、まだ、ほかの地区については５割から６割程度ということであり、今から工事の準備を進めているところもあるようです。

農業用施設においては、復旧完了は約３割とのことですが、災害復旧の工事が遅れていることの理由について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

災害復旧工事の遅れの理由についてでございますが、令和２年７月豪雨からの復旧・復興事業におきましては、各事業が集中し、業者の技術者・作業員不足や、また、新型コロナの影響によります建設資材等の調達が困難なことになったことによる入札不調及び、その対応策としまして、本市が余裕期間、これは90日以内でございますが、余裕期間を定めた契約を行わなかったことにより工事の工期等に遅れが生じたものでございます。

今後、一日も早く工事が完了し、営農再開をしていただけますよう、施工業者ともども努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま、様々なことが重なって入札の不調が発生したということでありますが、令和３年度の入札の不調・不落の件数についてはどのくらいあったのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

農地・農業用施設災害復旧工事の不調・不落の件数についてでございますが、令和３年度発注をした農地・農業用施設災害復旧工事78件のうち、28件の不調がございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　不調・不落が78件中28件と、約35％も発生をしているということにな

りますが、不調・不落が発生しないようにどのような対策をされてきたのか、されていきたいと思われているのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

業者の技術者・作業員不足や新型コロナによる資材不足による不調・不落の対策としましては、受注者の工事施工体制整備を図り、事業の円滑な施工を確保する観点から、令和４年度に工事を発注する案件から、建設資材・労働力確保等を事前に計画的に準備するための余裕期間を見込んだ早期契約制の導入を採用させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　対策としまして、90日間の猶予期間を含んだ早期契約制の導入を採用されているということであります。我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業、農山村の基本構造の実態、その変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案、推進のための必要となる統計を５年ごとに作成し、提供することを目的とした農林業センサスが発表した調査によりますと、令和２年２月１日現在で、本市では５年間で226戸が減少し、農家数885戸となっている状況とのことです。農地についても、耕作面積855ヘクタールのうち、今回、農業パトロールでされましたのが150ヘクタールということであり、小さいものを含めて17％程度の農地が被害に遭っていることになります。また、販売を目的とした水稲を作付する方は422世帯で363ヘクタールとなっているということであります。災害の復旧が早期に進まないと耕作ができなくなると、ますます農業離れが進むのではないでしょうか。

こうした中、耕作ができない状況が長引くと荒れ地になるので、もう待てないと、営農者自身で自力による復旧作業を行われている方に対して、何らかの補助金等の援助はできないのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

本市につきましては、農地を自力で復旧された方に対しまして、令和３年度に、令和２年７月豪雨で被災した農地・農業施設のうち、国の補助対象とならない復旧事業費40万円未満の災害につきまして、地権者または耕作者が迅速な復旧・営農再開につなげるため、自力で復旧作業を行った場合、その費用の一部を支援する自力復旧支援事業を、令和４年３月末まで実施したところでございます。

この実績としましては、自力復旧支援事業を利用し復旧された件数は44件、補助金額は419万7,000円でございました。令和３年度末までに復旧が完了していない農地につきましては、農家の皆様には大変御迷惑をおかけしております、繰り返しになりますが、１日でも早く復旧できますよう、引き続き努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　前年度までは自力で復旧作業を行った場合には支援事業があったというところで、現在のところは３月末で終了しているとのことでありますが、農地災害復旧工事について、今まで待っていたが、今年も営農ができないので、もう待てないということで復旧作業を行ってもらったといったところや、今まで待っていたのですが、業者が見つからずに時間だけが過ぎ、今年の４月以降に自力で復旧を行うためにショベルカーなどを借りて復旧を行ったという方がおられます。そういった方々にも、この自立復旧支援事業を、令和４年度以降も補助できるようにできないかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

令和４年度も、被災した農家が自力復旧した場合、補助ができないかとの御質問でございますが、農地の自力復旧支援事業は熊本県の復興基金、令和２年７月豪雨被災者等支援交付金と申しますが、それらを活用しておるところでございます。

令和４年度も引き続き、この補助ができますよう、熊本県に対し要望を行ってまいりましたが、現在のところ、事業の延長はできていないところでございます。

このように非常に厳しい状況ではございますが、今後も、引き続き、熊本県に対しまして自力復旧支援事業の延長を要望してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　自力復旧支援事業の延長とか、ほかに何らかの手立てができるような知恵を出してもらうようにお願いをしておきたいと思います。

では、この項目の最後の質問になりますが、農地には被害がなかったと、しかし、農業用施設の頭首工、用排水路が復旧していないので、水がまだ来ないということで水稲がつくれないというので、どうにかしてほしいという相談もあっておりますので、早期の農業用施設の復旧をするために何か手立てはできないのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨により被災しました頭首工本体及び水路が被災しまして、農地への取水ができない状況にあり、現状のままでは耕作に支障が出るため、早急に対応する必要が起きた場合におきましては、これまでも災害復旧事業の応急仮工事等で対応をしてきているところでございます。

現在も、令和２年７月豪雨で被災した頭首工及び水路を利用されている農地で、用水が足りず営農に支障が出ている場合には、必要に応じ、応急仮設工事等で対応しておりますので、早急に農林整備課等へ御相談をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、農林整備課のほうに連絡をしてもらうと必要に応じて対応してもらえるということでありますので、相談に来られた方についてはよろしく対応方をお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、展示会場についてですが、作品の展示をしたい方が、近くに展示場がないと、また、石野公園展示場では駐車場から会場までの階段での上り下りなど、使い勝手がよくないので、展示場を増やしてほしいとの声があっています。

それでは、今、本市にどれくらいの展示場があるのか、民間の施設も含めてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、本市施設におきまして、比較的長期間の展示が可能な施設は、議員がおっしゃいました石野公園展示館と、小規模にはなりますが人吉市鍛冶屋町公園展示室、世界一小さな美術館チョビットがございます。カルチャーパレスの展示室でございますが、熊本地震後に会議室等として利用できるよう仕切り壁を設置しておりまして、展示室としての利用は、壁の撤去等の原状復旧を行った後となります。

なお、市内の民間の施設につきましては、展示物、展示の規模、期間等の用途に伴いまして、会議室、展示場等、多くの事業所等がございます。正確な数は把握していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、現在のところは市の施設で２施設とのことであります。しかし、市民の方から、前はカルチャーパレスコミュニティ棟の、現在シルバー人材センターが入っているところが利用できてよかったなどの声をよく耳にします。そのような中において、カルチャーパレスコミュニティ棟の中を展示会場として再開する考えはないのか、また、市庁舎１階にある市民ホールを展示場として利用できるようにできないか、また、ほかにも展示場を増設する考えはないのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、カルチャーパレスコミュニティ棟の利用再開に関する今後の方向性といたしまして、原状復帰が本年10月をめどに完了する予定としております。会議室や展示場の原状復帰と合わせまして、備品の整備が済み次第、順次貸出しを再開する予定でございます。

それから、本庁舎１階の市民コーナーの利用につきましては、当初の計画におきましては、平時は多目的スペース、緊急時は避難場所としての利用を予定しておりましたけれども、現在、被災者支援対策課が業務を行っておりまして、十分なスペースを確保できないことから、今後の同課の配置状況を鑑みながら、展示会場としての利用についても検討を行ってまいります。

それから、石野公園展示館と鍛冶屋町公園展示室は、従来のとおり利用が可能となっております。

なお、市の施設として展示場を増やす計画はないのか、ということでございますけれども、現在のところ、そのような計画はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいまの答弁の中で、コミュニティ棟については、原状復帰と合わせて行っていきたいと、また、市庁舎の１階の市民コーナーについては今後検討したいということでありましたので、前向きに検討方をよろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、現在、展示会場が少ないのでカルチャーパレスの展示場の再開、また市庁舎市民ホールを展示場として利用できるまでの間に、カルチャーパレスのホール棟のホワイエを展示場として利用することができないのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

カルチャーパレスホール棟でございますが、本年３月末より貸出しを開始しているところでございます。１階のホワイエ部分につきましては、ホールの貸出しの付属施設という取扱いになっておりまして、ホールイベント関連の同時開催展示としての利用はございますが、ホワイエのみの貸出しは現在行っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　では、作品の展示を行うことになれば長期間行うということになりますので、カルチャーパレス等の利用料金の軽減ができないのかということについてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

使用料の減免につきましては、条例の規定によるところとなります。カルチャーパレスの使用料につきましては、人吉市カルチャーパレス条例第６条第１項に定めがございまして、使用料の減免は同条例第７条に、「市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。」とございまして、その条例により運用を行っているところでございます。

したがいまして、公益上、特に必要と認められる場合を除いては使用料の減免は非常に難しい状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま、カルチャーパレスのホール棟の併用使用は行っていない、また、利用料金については条例があるので、どちらも難しいということのようでありました

が、カルチャーパレスのホール棟の併用使用については、利用者の方が利用しやすいようにどうにかならないかという意見もよく聞いております。

また、料金等につきましては、条例の改正などが必要になってくるということもあると思いますので、この点については検討をよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、昨年12月の一般質問において、相良町にある市営住宅前の駐車場を出入りする際、危険なので街路樹を伐採できないかとの質問をした際に、伐採か駐車場の配置を変更するほうがよいのか、費用対効果と安全性を確認するとの回答でしたが、市営住宅のほうに一月くらい前に市の職員が来られて、作業をするときは車の移動をお願いしますということで、作業がされるのかなと思われたそうです。しかし、その後、いつまでたっても来られなかったということでありましたので、これまでの経緯と今後についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

昨年12月定例会におきまして御指摘いただきましたことにつきましては、質問をいただきました後すぐに現地を確認し、検討をしております。その結果でございますけども、正面の駐車場ではなく、西側の駐車場を御利用いただければ、伐採などの費用をかけず、かつ安全に敷地内に出入りできるようでございましたので、このことを利用者に提案し、御理解をいただきましたので、御指摘いただきました問題は解決できたものと認識をしております。

議員から再度の御質問でございましたので、もう一度、利用者の方にお会いをしまして確認をさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　そこの利用者の方は、こういうような話じゃなかったと思われているようでありましたので、この点について、利用者の方との確認を再度よろしくお願いをしておきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時35分　散会

令和４年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和４年６月16日　木曜日

１．議事日程第４号

令和４年６月16日　午前10時　開議

日程第１　議第38号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））

日程第２　議第39号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第３　議第40号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第41号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第43号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第６　議第44号　令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第45号　人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について

日程第８　議第46号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第47号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10　諮第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11　諮第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12　報第１号　令和３年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第13　報第２号　令和３年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14　報第３号　令和３年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第15　報第４号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第16　報第５号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第17　報第６号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第18　一般質問

１．田　中　　哲　君

２．犬　童　利　夫　君

３．松　村　　太　君

４．宮　原　将　志　君

日程第19　委員会付託

2．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

3．出席議員（17名）

1番	松村　太君
2番	徳川禎郁君
3番	池田芳隆君
4番	牛塚孝浩君
5番	西　洋子君
6番	宮原将志君
8番	高瀬堅一君
9番	宮﨑　保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
17番	大塚則男君
18番	西　信八郎君

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君

復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長（復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行い、全て終了した後に委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、執行部より発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○健康福祉部長（渕上麻美君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。大変申し訳ございませんが、答弁の訂正をお願いさせていただきます。

昨日の徳川禎郁議員の２項目め、意思疎通の保障、支援についての中途失聴者、難聴者への支援についての質問に対する答弁の中で、「一般社団法人熊本県ろう者福祉協会」と申し上げましたけれども、正しくは「一般財団法人熊本県ろう者福祉協会」でございます。

また、手話言語条例制定についての質問に対する答弁の中で、「一般社団法人全日本ろうあ連盟」と申し上げましたけれども、正しくは「一般財団法人全日本ろうあ連盟」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

今年も11日に梅雨入りし、大雨が心配な季節となりました。令和２年７月４日の豪雨災害から、あと半月ほどで２年目を迎えますが、その日を迎えるたび、大雨を見るたび、その日がトラウマとなってよみがえってまいります。二度と令和２年７月４日の豪雨みたいな災害が起きませんことを願い、次の質問をいたします。

今回は、項目に、令和２年７月豪雨災害より、要旨に３つ上げております。青井地区の浸水被害対策について、それから球磨川無堤地区について、もう１つが河川防災ステーション

についてでございます。なお、答弁者に水道局長を追加することは議長の許可を得ていますので、御了承いただきたいと思います。

まず、青井地区の浸水被害対策についてお尋ねいたします。松岡市長は、今議会冒頭の所信表明の中で、青井地区のまちづくりについて、５月30日には、学識等経験者や権利者等で組織する青井復興まちづくり推進協議会を設置し、道路や公園等の公共施設配置や賑わい創出に関する取組等について、実現に向けた検討を始め、地域住民や熊本県と連携を図りながら事業の推進を図ってまいります、と述べられております。私も、被災された方々の一日も早い生活再建に向け、事業の推進を図っていただきたいと思っております。

そこで、青井地区の復興まちづくりにおいて、浸水被害対策への考え方、コンセプトはどうなっているのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

青井地区の浸水被害対策の考え方、コンセプトについてでございます。豊永議員への答弁と重複いたしますが、現在、球磨川流域全体において取り組んでいる球磨川水系流域治水プロジェクトでは、国・県・市町村等が連携し、河道掘削、堤防補強、遊水地等の取組を集中的に実施することにより、人吉市の区間については、令和２年７月豪雨時と同規模の洪水に対して越水による氾濫防止を図ることとされています。

このことから、本市の復興まちづくり計画においては、このプロジェクトによる治水対策が図られることを踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めていく計画であり、青井地区における復興まちづくりは、「避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現」、「地権者等の意向を踏まえた生活再建と復興の実現」、「良好な住環境や賑わい創出等、将来ビジョンの実現」の３つをコンセプトとして整備を進める方針としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　この青井地区一帯は、低地ということもあり浸水被害対策として、低地や国道445号のかさ上げ等の意見・要望等も以前からあったと思いますが、青井地区被災市街地復興推進地域における今後の整備についてを見ても、かさ上げ等に対する浸水被害対策がなされていないように見えます。

なぜ、低地や国道445号のかさ上げが採用されなかったのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

国道445号は、人吉市地域防災計画において緊急輸送道路に位置づけられており、基幹的交通路として、広域的見地から円滑な交通機能を有する必要があります。

また、青井地区内の幹線道路として、町並み形成、沿道の土地利用や電気・雨水・下水等のライフラインの収容という様々な機能を有しているところでございます。

以上のことから、国道445号の改良に当たりましては、地区内外への円滑な交通確保、現在の町並みの保全、ライフラインの整備等を考慮し、できるだけ既存道路を活かした整備を計画しているところでございます。

また、土地区画整理事業は、道路や公園等の公共施設と宅地を一体的に整備することにより、良好な宅地の利用増進を図ることを目的として実施するものでございます。宅地につきましては、現在の地形や周辺の土地利用状況、景観等を踏まえ、その利用増進を図るため、換地により形状を整形し、道路に接続する形で配置することとなります。宅地ごとの地盤の高さ等につきましては、接続する道路への出入り、電気・水道や下水・雨水等のライフラインの供給及び周辺の環境等を考慮するとともに、利用される権利者の方の御意向もお伺いしながら決定していくこととなります。

なお、道路や宅地の高さ等、詳細につきましては、事業計画認可後に実施する測量等の成果を踏まえ、詳細設計の中で検討してまいることになると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　答弁で、球磨川水系流域治水プロジェクトを推進することで浸水被害が担保できるというような考え方であろうと思っております。

では、今回の青井地区の土地区画整理事業域内では、どういうまちづくりの整備の手法を取るのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　お答えいたします。

青井地区のまちづくり推進に当たりましては、球磨川水系流域治水プロジェクトによるまちづくりと連携した治水対策の推進と、それを踏まえました青井地区復興まちづくり計画に基づき、まずは土地区画整理事業の事業計画案を早急に取りまとめてまいりたいと考えております。

計画案策定に当たりましては、住民の皆様の意向を十分に把握して進めていくことが肝要だと考えているところでございます。

そこで、復興まちづくり計画の３つのコンセプトの１つにも掲げております、「地権者等の意向を踏まえた生活再建と復興の実現」に向けて、学識等経験者や自治会役員、旅館等組合、商工会等に所属する方々を委員として選任させていただき、青井復興まちづくり推進協議会を立ち上げ、検討を開始したところでございます。

５月30日に開催した第１回委員会においては、道路や公園といった公共施設等の現段階での配置案について、委員の皆様に御説明を行い、御溝川に関する御意見や国道445号及び市道に関する御意見等を頂戴したところでございます。

今後は、本協議会を月１回程度開催し、公共施設等の配置のほか、景観や賑わい等についても御議論をいただき、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、事業計画案を

早急に取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。併せて、整備後のイメージであるまちの将来像の作成等、事業計画案の内容を、より分かりやすい形で住民の皆様にもお示ししてまいりたいと存じます。

また、事業の加速化に当たりましては、事業を実施いただく熊本県との緊密な連携も重要と考えているところでございます。現在、本協議会への参画のほか、事業計画案についても一体となって検討を進めさせていただいているところでございます。

このように、住民の皆様や熊本県等と連携のもと、青井まちづくり計画の早期実現を図り、被災された方々の一日も早い復興に向け、時間的緊迫性を持って取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、青井地区に限らず、浸水被害のリスクの高いところに住居を建てた場合、国にはどういう支援事業があるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

国におきましては、浸水被災地における安全性を確保するために行う宅地等の一体的なかさ上げを支援する事業として、宅地かさ上げ安全確保事業がございます。ただし、この事業は個人を対象とするものではなく、大規模な豪雨災害による浸水被害があり、かつ建築基準法の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区で、治水対策を講じても、なお同規模の浸水リスクがあるために、自治体が宅地及び隣接する道路を一体的にかさ上げを行う場合に補助の対象となるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、昨日の本村議員の質問で、浸水被害から命を守る対策として災害の低い場所への移転やピロティー化等の安全対策を行う住民に対し、費用を助成する市町村を支援するという目的に、熊本県は今年度からのメニューとして、住まいの安全確保支援事業が新設され、各流域市町村が制度設計を行った上で活用ができる事業が始まるので、人吉市も調査・検討していくとの答弁があっております。

そこで、県の基金の規模と期間、これは復興基金といいますので期間があるのではと思いますのでお尋ねします。また、人吉市は、どのようにこの制度設計を行い、活用していくのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

県に確認をしましたところ、令和４年度の復興基金事業全体の予算額としては10億円を計上しており、復興基金の設置期限につきましては、現在のところ設けていないとのことでし

た。

本市におきましては、本市の実状を踏まえた上で、事業化が可能なのか、事業化するならば、どのような制度設計が可能なのかについて、今後、調査・検討をしていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、ほかの自治体で、同じような先進事例がありましたらお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　御質問にお答えいたします。

確認をしましたところ、先進事例といたしましては、佐賀県武雄市において、令和元年８月の豪雨災害で床上浸水が発生した区域に居住する方を対象に、土地や建物をかさ上げするなどの浸水被害を軽減する工事等を行う場合、上限100万円の補助を行っている事例がございます。

そのほか、石川県能美市においても、浸水による住まいの被害を軽減するために行う住宅などのかさ上げに対して、補助制度を設けていることを確認しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今後、人吉市でも支援の要望等多いと思いますので、球磨川流域復興基金を利用した支援事業、熊本県と市と合わせて限度額300万円と聞いておりますが、制度設計を行い、活用していかれるものと思いますので、ほかの自治体の先進事例等も参考に、なるべく使い勝手のよい支援事業にしていただくように要望しておきます。

次に、青井神社前の蓮池は、青井神社さんの管理と聞いておりますが、蓮池のオーバーフロー対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　皆さん、おはようございます。お答えいたします。

青井神社前の蓮池のオーバーフロー対策でございますが、蓮池は隣接する中溝雨水幹線から取水し、蓮池の水位が上昇した場合には、蓮池南側中央部から国道及び市道に埋設してあります暗渠排水管を経由いたしまして、国が管理します樋門から球磨川へ流下しているようでございます。

球磨川の水位が上がり、蓮池に逆流の可能性がある場合は、ゲートを全閉し、下青井町金刀比羅宮の南側水路にポンプを４基設置し、排水されることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、青井神社の裏を流れる中溝雨水幹線は、どこの管理で、オーバーフロー対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　お答えいたします。

中溝雨水幹線は、御溝川の駒井田町を起点といたしまして、宝来町の耳鼻科前樋門までの区間につきまして、水道局下水道課が管理をいたしております。

以下、中溝と呼びますが、中溝の水位が上昇しましてオーバーフローする場合は、市道青井城本線及び国道445号を経由し、球磨川に自然流下することとなっております。

また、豪雨等により球磨川の水位が上昇し、自然流下が困難となった場合は、宝来町雨水ポンプ場を経由し、球磨川へ排出しているところでございます。

中溝は、増水をいたしますと浮遊物も多くなることから、日頃から適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

また、青井地区の内水対策につきましては、中溝の現状及び課題を踏まえまして、総合的な視点から関係部署と連携し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　蓮池も、中溝雨水幹線も、どちらも適切な管理を行っていれば、現状ではオーバーフローの心配がないという答弁であったと思っております。

では、宝来町の雨水ポンプ場の、令和２年７月豪雨時の稼働状況はどうだったのか。また、被害状況はどうだったのか。また、修復状況と耐水対策はどうだったのかお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　お答えいたします。

宝来町雨水ポンプ場は、球磨川の水位が上昇いたしますと、宝来排水区に降った雨水の自然排水が困難となりますので、球磨川から水路へ逆流しないよう、放流樋門を下げまして球磨川と水路を遮断し、雨水をポンプ場内へ引き込み、その内水を２台のポンプで汲み上げまして、最終的には球磨川に排水することとなります。

令和２年７月豪雨による稼働状況及び被害状況でございますが、同ポンプ場は、７月４日午前１時50分から稼働を開始し、運転を続けておりましたが、午前７時30分に球磨川からの越水によりポンプ場が浸水し、雨水ポンプが運転不能となっております。浸水深は４メートル32センチに達しておりまして、被害を受けました機械設備・電気設備・土木建築設備を合わせました災害査定額は10億207万7,000円でございます。

修復状況及び耐水対策につきましては、被災直後から、応急的に国土交通省に排水ポンプ車を配置いただきまして、その後は仮設のポンプ施設及び発電機で対応しておりましたが、令和４年４月には機械設備及び電気設備の災害復旧事業が完了し、通常どおりの運転ができるようになっております。

耐水化を含む土木建築設備工事につきましては、現在も改修を進めており、今年度中に完成する予定でございます。

今後の災害復旧事業では、令和２年７月豪雨災害と同規模の災害においても、被災するこ

となく施設の運用ができますよう、開口部を閉塞、建築物の壁に鉄筋コンクリートの打ち増し、耐水扉への更新など、施設の電気室及びポンプ室の耐水化及び監視カメラの設置などを予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　それに、宝来町排水ポンプ場の集水面積の範囲と接続水路、それに排水容量及びポンプの排水能力の余裕の可否はどうなのかお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　お答えいたします。

宝来町雨水ポンプ場の排水面積の範囲と接続水路でございますが、排水面積の範囲は上青井町、下青井町及び宝来町のうち、同ポンプ場を中心とする集水面積11.13ヘクタールが排水面積の範囲でもございまして、接続水路の主なものは国道445号の暗渠雨水幹線でございます。

排水容量及び排水能力につきましては、１分間に63トン排出できるポンプを２台設置しており、合計の排水能力は１分間に126トンでございます。この２台のポンプを稼働させるために100馬力のディーゼル原動機を２台設置しておりまして、公共下水道事業計画における宝来排水区の内水排除には十分な機能を備えているものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいま答弁いただきましたポンプの排水能力で、１分間当たり126トンという根拠をお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　お答えいたします。

ポンプの排水能力につきましては、昭和54年に宝来町雨水ポンプ場を建設する際のデータとしまして、熊本地方気象台人吉測候所における昭和18年から昭和45年まで28年間の降雨資料をもとにしておりまして、１時間では60ミリメートルの時間雨量を基準に能力を算定しております。

このポンプの排水能力から逆算をいたしますと、１時間雨量が約68ミリメートルの降雨に対する排水能力を有することになりますが、あくまでも参考の数値として御理解をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　よく調べていただきました。昭和18年から昭和45年までの28年間の降雨量の資料をもとに、１時間60ミリを基準に、能力の算定を行っていると、約68ミリの降雨に対する排水能力を持っているという答弁でございました。

令和２年７月４日当時は、電源喪失等が主な原因で排水ポンプ稼働不能になっております。

当時の48時間降雨量が約500ミリにも達し、多いところでは10分間に10ミリも降ったといわれております。１時間に換算しますと60ミリでございます。ポンプが稼働したとしても、これは排水ポンプ能力ぎりぎりであったのではなかろうかと思っております。

そこで、今後の予測不能な気象変動による降雨や都市化による瞬間的表面雨水の増加に対応するために、やはり、宝来町雨水ポンプ場の能力のバージョンアップが必要であると思いますが、考えをお尋ねいたします。

○水道局長（秋永　敦君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、今後の予測不能な気候変動による降雨や都市化による瞬間的な表面水の増加に対応することは、私たちの一番の使命である市民の生命・財産を守ることにつながるものと認識をいたしておるところでございます。

能力のバージョンアップにつきましては、復興まちづくり計画等の内容を踏まえまして、全庁的な視点から人吉市公共下水道事業計画の見直しなど検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　私は、頭無川排水ポンプ場、そして九日町排水ポンプ場、こちらは国土交通省管理でございますが、ともに排水ポンプ能力の状況は同じではないかと思っています。早急に、令和２年７月４日の豪雨時の降水量とポンプ能力の検証を提唱しておきたいと思っております。

次に、青井地区に隣接して流れます御溝川の改修も、なかなか進まないのが現状でございます。昨年の令和３年５月の梅雨入り時の大雨でも、鉄道ミュージアム付近を流れます御溝川のオーバーフローにより浸水被害が発生しております。

そこで、まず、御溝川の改修及びオーバーフロー対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

御溝川に関しましては、管理者が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に伺った内容にてお答えいたします。

御溝川の改修につきましては、現在、整備効果の高い放水路の整備を推進しているところでございます。御溝川本川の局部的に流下能力が不足する箇所については、土のう設置や維持掘削により浸水被害の軽減に努めてまいります。また、本川の改修工事の必要性については、放水路の整備効果を検証しながら検討してまいりますとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　御溝川の改修工事の必要については、ただいま建設中の二次放水路等

の整備効果を検証しながら検討するという答弁でございますが、青井地区での御溝川のオーバーフロー問題は、上流からの流下水だけの問題ではなくて、江戸時代の御溝開削以来の勾配の欠陥、それと、不安定な溝幅が原因しているということを指摘しておきたいと思います。

私は、今回、青井地区の浸水被害対策として、市街地復興推進地域内の低地の問題、また、蓮池、中溝雨水幹線、また、御溝川のオーバーフローの問題を個別的に取り上げましたが、青井地区のまちづくりについては、区画整理事業を熊本県が事業代行していただくということでございます。特に青井地区に隣接して流れます御溝川は、県の管理河川でもございます。

そこで、復興まちづくりに合わせて、御溝川のオーバーフロー対策もとっていただくことができないかという趣旨で質問してまいったところでございます。宝来町雨水ポンプ場の排水能力のバージョンアップも、御溝川のオーバーフロー対策を見据えた案として質問したところでございます。具体案としては、御溝川の放水路を北から南のほうに南北に埋設し、それを宝来町雨水ポンプ場に接続することができるなら、それを県のほうで考えていただき、そうすると御溝川のオーバーフローによる浸水被害もなくなり、遅々として進まない御溝川の改修を考えたときに、その効果は大きなものがあると思っております。また、下流域の住民の安心・安全にもつながるものと思っております。

そこで、復興まちづくりに合わせて御溝川のオーバーフロー対策をとることができないのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　では、お答えいたします。

御溝川においては、管理者である熊本県において、下流域での浸水被害が軽減するよう放水路の整備が進められているところでございますが、議員御指摘のとおり、昨年も浸水被害が発生しており、対策の必要性は、放水路の整備効果を検証しながら検討することとしております。

一方、青井地区では復興まちづくり計画が進められており、さきのまちづくり推進協議会では、中溝雨水幹線の整備等について、委員からの意見も出されたところでございます。

市といたしましては、青井地区の内水対策は区画整理事業地区内だけではなく広域的に行う必要があることから、県や関係各課により御溝川及び中溝雨水幹線全体の現状及び課題の精査に着手したところでございます。

今後は、議員の御意見も参考とさせていただきながら、必要な対策を取りまとめ、管理者である熊本県とも協議を行い、青井地区の復興まちづくりが遅れることがないように対策を講じてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、次に、球磨川の無堤防地区についてお尋ねいたします。

人吉地区で球磨川の堤防が整備されていない地区が２か所ございます。１か所は、球磨川

左岸の七地町側で、曙橋を挟んだ上流域と下流域でございます。上流域はほとんどが農地で、令和２年７月豪雨で農地が被害を受け、現在、復旧作業が進んでおります。下流域は、曙橋から下流の人吉城址につながる地区で、この地区にはＪＲ肥薩線の橋梁があり、近くには医療機関もございます。

七地町の堤防の整備はどうなっているのか、お尋ねいたします。また、七地町側の堆積土砂についての対策はどうなっているのかということもお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

国土交通省八代河川国道事務所に確認いたしました内容で答弁をさせていただきます。

球磨川左岸部になります当該地区における堤防整備の計画につきましては、背後地に家屋等が存在しないこと、医療施設等が立地しております箇所につきましては、計画高水位よりも高い位置に建設されておりますことから、堤防整備の計画はないということでございます。また、河道掘削につきましては、今後、上下流のバランスを考慮しながら、必要に応じて実施していく予定としているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいま、答弁で後背地に家屋が存在しないとの理由から堤防整備の計画はないという答弁でございました。令和２年７月の豪雨では、堤防・盛り土の土羽や田畑が浸食されたところもございます。医療機関も近くにあります。恐らく、球磨川本川、川辺川を含む支川で、こういう何百メートルも堤防整備がなされてないところはほかには見当たりません。

松岡市長もあらゆる機会を見つけ、また、球磨川上中流改修期成会の会長でもございます。球磨川水系流域治水プロジェクトのメニューに取り入れていただくように、国土交通省に強く要望していただきますようにお願いしておきます。

次に、令和３年３月議会で指摘しました球磨川と万江川が合流します右岸側でございます。隣接して下水道の浄水苑がございます。将来は、下流の中神地区に堀込式の遊水地も計画されております。令和３年３月の議会の答弁では、地元関係者との調整を図ってまいりたいとの答弁があっております。その後、進展が見られないようでございますが、人吉市として具体的に関係者が国土交通省に要望・働き掛けを行っているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

これまで、本市といたしましては、この件に関して、関係者及び国土交通省等の関係機関に個別・具体に要望等は行っていないというところでございます。

しかしながら、先ほど議員のほうから御紹介がありましたが、市長が会長を務め、流域市町村で構成をしております球磨川上中流改修期成会におきまして、球磨川水系流域治水プロジェクトに位置づけられた河川区域内での対策のお願いや、河川整備計画の早期策定のお願

い、球磨川上中流流域住民の安全を守るための河川改修等のお願いといった要望内容につきまして、九州治水期成同盟連合会による合同要望など、様々な機会を通じて国土交通省に対し要望活動を行っているところでございます。

今後も、そこにお住まいの方々が一日も早く安全・安心な暮らしが実現できますよう、引き続き要望していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今年も、これから大雨が心配でございます。先ほども申しましたように、球磨川本川でブロック擁壁等で堤防が整備していないのは、この人吉市の２か所だけだろうと思います。未着工の理由はあるのだろうとは思いますが、ことは人命に関わることでございますので、機会を捉え、強く国土交通省に申し入れていただくように要望しておきます。

通告しておりませんでしたが、松岡市長、このことに関して一言でも答弁いただければと思いますが。

○市長（松岡隼人君）　皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

これまでも、先ほど部長から答弁をさせていただいておりますように、球磨川流域の治水に関しましては、会長を務めております球磨川上中流改修期成会並びに球磨郡内の首長さん方と一緒になって、国・県に対し要望を重ねてきたところでございます。

また、令和２年７月豪雨水害発災後につきましては、国・県そして流域の自治体と共に、球磨川流域の治水プロジェクトを通して安全・安心の向上に努めているところでございます。

御指摘のように、まだまだ改修が済んでいないところもありますので、なるべくスピード感を持って改修・改善をしていただきますように、引き続き国・県に要望してまいりますとともに、流域の自治体と共に力を合わせて安全・安心の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　この２か所の無堤防地区につきましては、特に強く要望していただくようにお願いしておきます。

次に、河川防災ステーションについてでございます。

国土交通省の令和４年３月、報道等を見ますと、令和４年度に河川防災ステーションを３か所に整備すると決定し、その１か所を玉名市の菊池川に、元玉名地区河川として防災ステーションとして整備することを決定したとあります。人吉市でも薩摩瀬地区に整備を検討し、今年の２月28日月曜日、地元薩摩瀬地区の説明会を開催し、また地権者の意向調査を行ったと聞いております。

人吉市議会でも、平成25年12月議会の治水・防災に関する特別委員会、これは当時の総務

部長でございました現副市長の迫田氏も同行されております。鹿児島県湧水町の川内川河川防災ステーションを視察した経緯がございます。私は、もっと早い時期に、この河川防災ステーションを人吉市に整備するべきと思っておりましたので、市民の皆さんの御理解をいただき、早期に整備していただく思いで質問いたします。

まずは、河川防災ステーションとはどういうものかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

河川防災ステーションは、河川管理者と水防活動を行う市町村等が一体となって整備する施設でございまして、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものとなっております。

洪水時には、市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には、緊急復旧などを迅速に行う拠点となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また、河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用いただける施設で、国土交通省では、地方自治体と連携を図り、計画的かつ積極的に整備する施設とされております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、事業主体はどこか、また、採用まで手順と要件とはどういうものかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

事業主体と採用までの手順・要件でございますが、まず、設置位置・規模等を記入した河川防災ステーション整備計画を作成し、国土交通省に申請・登録をする必要がございます。また、河川防災ステーションは、先ほども答弁いたしましたけれども、河川管理者と水防活動を行う市町村が一体となって整備する施設でございますので、市町村等が整備する水防センターの整備計画等と調整が図られたものであることが条件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、整備する場所及び敷地面積はどのくらいか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

整備する場所及び敷地面積でございますが、本市における整備計画につきましては、現在のところ検討段階ではございますが、下薩摩瀬地区を候補地として規模などの検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　地権者にアンケートを取ったということでございますが、このアンケ

ートの内容と地権者の反応はどうだったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

経済部におきまして、本年１月に、令和２年７月豪雨災害により農地を被災され、災害復旧事業による復旧を申請された林・温泉・薩摩瀬地区の地権者及び耕作者の方々を対象に、農地災害復旧事業説明会を開催しております。その中で、薩摩瀬地区の方より意見がございました農地以外の活用法の１つとして、河川防災ステーションについて国土交通省による説明会を、薩摩瀬地区の農地の地権者を対象に、本年２月に行っているところでございます。

説明会後、薩摩瀬地区の農地の地権者の方を対象に、アンケートにより災害復旧事業に対する意向調査を実施し、災害復旧による農地復旧を希望する、あるいは河川防災ステーションを希望する、双方の意向があることを確認しているところでございます。

具体的には、全体の約８割の方が河川防災ステーションの整備を希望されると回答されており、意向調査では、薩摩瀬地区の被災した農地の地権者の多くが農地復旧ではなく、河川防災ステーションの整備を望まれているという結果でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、今後、市民への周知の時期と方法はどう行っていくのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

今後の市民の皆様への周知とその方法でございますけれども、現在も、河川管理者である国土交通省と協議を進めておりますので、まず、７月中を目途に、再度、農地の地権者への説明会を開催する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　私は、住民の安心・安全を守る拠点として一刻も早い整備をする必要があると思っております。

そこで、整備する時期はいつぐらいを考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

河川防災ステーションの整備につきましては、まず、国土交通省への河川防災ステーション整備計画の申請及び登録が必要となっております。

国土交通省の八代河川国道事務所への聞き取りによりますと、令和４年度末の整備計画の登録を目指し、順調に申請・登録が進みますと、令和５年度から用地協議に着手し、その後、敷地整備を実施する予定とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいま答弁で、令和５年度、用地の協議、その後、敷地整備に入る予定との答弁でございました。人吉市としても、早期に河川防災ステーションの整備に向け、国土交通省と共に、最大限協調しながら取り組んでいただくように要望しておきます。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫でございます。

一般質問３日目ということで、大変お疲れさまでございます。それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

今回は、４項目について通告しております。１項目め、新市庁舎の防火管理についてでございます。２項目めが人吉市業務継続計画及び人吉市地域防災計画について、３項目めが農地関連法について、４項目めが市民の声から、職員の健康管理についてでございます。

まず、１項目め、新市庁舎の防火管理についてでございます。新たな市庁舎での業務が開始されて、早１か月が過ぎました。職員の皆様には、連休中の引っ越しなど大変御苦労があったと思います。御慰労を申し上げます。災害からの復旧・復興の道半ばでありますが、新市庁舎が防災の拠点として、そして復興と市政発展の象徴として捉えているところでございます。その新市庁舎の防火管理について、お尋ねいたします。

消防法では、火災などから出入りされる人々の安全を確保するため、事務所や会議室などを含みまして構造や面積、あるいは収容人員などにより、消防設備の設置と防火管理業務の実施など、安全を守ることが義務づけられております。これまでの人吉市役所消防計画の中でも、「防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害を最小限に防ぐことを目的とする」と定めてあります。庁舎内で市民の方々が安心して用事などを済まされるよう、その安全対策のため施設の防火管理者を定め、消防計画を策定しなければなりません。その防火管理者の選任と消防計画は作成されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

新市庁舎の管理につきましては行財政改革課が担当しておりまして、消防法施行令第３条第１項第１号の規定による防火管理講習を修了している職員を、新庁舎の防火管理者として選任をしております。

また、新庁舎の消防計画でございますが、消防法施行令第３条の２の規定により、防火管理者の責務として、防火管理者は消防計画を作成し、所管の消防署に届け出る義務があることから、現在、防火管理者におきまして新庁舎における消防計画を作成しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　現在、有資格者による防火管理者の選任はされているということで答弁いただきました。また、消防計画については策定中とのことであります。

施設の使用開始はされておりますので、やはり早急な改善が必要であると思っております。市民を守る庁舎でもあります。市民から注目されているのではないかとも思っておるところでございます。防火管理者の資格取得についても、職員の異動なども考えられますので、計画的に資格取得についても計画していただければと思っております。

次に、計画は策定中とのことでございますけれども、火災などの災害の避難場所についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

現在策定中の新庁舎の消防計画におきまして、多くの職員が避難できる場所として庁舎正面駐車場を想定しているところでございますが、出火場所や消防車両による消火活動の状況によっては、職員駐車場や公用車駐車場も避難場所として視野に入れ、検討する必要があるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　庁舎正面の駐車場や職員・公用車の駐車場についても検討しているということでありますが、答弁いただきましたように、火災などの場合は、庁舎周辺は緊急車両の活動が想定されます。関係機関と協議などなってくると思いますけれども、庁舎東側の人吉第一中学校のグラウンドも視野に入れて検討する必要があるのではないかと思っております。北側の市民広場もありますけれども、市民広場は少し狭いかなと感じているところでございます。ということもありますので、協議がいろいろ必要と思いますけれども、一中グラウンドなども視野に入れて検討していただければと思っております。

次に、庁舎の建築設備・消防設備について、設置されている防災設備についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

新庁舎の防災設備でございますが、新市庁舎の整備の基本方針の１つであります、市民を守るための安全・安心な庁舎としまして、法的に義務づけられた設備等はいうまでもなく、各フロアに屋内消火栓及び連結送水管、防煙幕、排煙装置、強化ガラスなども設置しており

ます。

また、特徴的なものとしましては、１階市民コーナーにおける防火防煙幕や、市民課及び会計課における耐火金庫、３階には災害対策本部となる庁議室を、４階電算室の窒素ガス消火設備、屋上には72時間連続稼働が可能な非常用発電機などがございます。さらに、庁舎本体の構造上の特徴といたしましては、免震構造や非常時における地下汚水貯留槽などでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　建物全体については庁舎建設委員会でいろいろ説明をいただいて、設計どおりに設置されていると、今、伺ったところでございます。

また、今、述べられた設備の中で、特殊な設備として上げられました電算室の消火設備は窒素ガス消火設備ということでありますので、酸素濃度を低下させて消火するような仕組みでございます。作動した場合は、音声に従って電算室から避難しなければなりません。人命が危険でありますので、電算室からは素早く逃げる、このことについてはまたいろいろ職員にも周知してあるとお聞きしておりますけれども、やはり全職員に周知することもあるんじゃなかろうかと思っております。

また、５階屋上には、災害時など72時間連続稼働できる非常用発電機が設置されているとのことでありました。この発電機の燃料として、軽油7,000リットルの地下タンク貯蔵所が庁舎北側駐車場の受水槽近くに設置されております。その近くに危険物地下タンク貯蔵所の標識が掲げられておるところでございますけれども、危険物に関する法令に定める指定数量を超えて取扱いがされるため、危険物の一般取扱所として免許を保持している方の中から保安担当者を定め、管理取扱いをしなければならないとのことでありました。その管理取扱いについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

軽油の地下貯蔵につきましては、設計当初から危険物取扱者を置かなければならないことは把握をしておりまして、現在、庁舎を管理する行財政改革課に乙種四類危険物取扱いの資格を持つ職員を配置し、管理を行っているところでございます。

また、法定点検等につきましては、業務委託によって対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　職員の中に危険物取扱者の方がおられたということで安心したところでもございます。今後も、市のほうで管理取扱いをされるのであれば、今後も職員の方に危険物資格を取得するような計画も必要じゃなかろうかと思っております。

次に入りますが、庁舎施設設備を活用した消防訓練や職員の研修についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

消防訓練につきましては、これまでも麓町庁舎及び仮本庁舎、西間別館におきまして、人吉下球磨消防組合の御指導のもと、避難訓練や消火器消防訓練を実施してきた経緯がございます。近年は、コロナ感染症の対策のため、訓練を簡略化して実施してきたところでございますが、新庁舎におきまして収容人員も増えていることなどを踏まえ、できるだけ早い時期に避難訓練を実施したいと考えております。

また、職員研修につきましても、屋内消火栓操法大会への参加や、消防計画における各担当への説明、研修などを実施しまして、いざというときの備えとしてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　業務開始から、早い時期に避難訓練を実施していきたいと、また、消防計画に基づく各担当への説明や研修など、いざというときのために備えとしてしっかり取り組んでいくということで答弁いただきました。

先ほど、庁舎の建築や消防設備について述べていただきましたが、どんな立派な設備であっても、その設備を活用して使うのは人です、職員の皆様です。火災が発生した場合、防火シャッターや防火戸が作動して階段室などが区画された場合は、この建物全体が一変します。そのような中での、来庁されている市民の方々の避難誘導や、設備の取扱いなどを含めた訓練や研修が必要であると思っております。ぜひ、施設設備の取扱い等についても、職員の方に周知していただければと思っております。

次に入ります。２項目め、人吉市業務継続計画及び人吉市地域防災計画についてお尋ねいたします。

業務継続計画の取組の中で、計画の見直しが掲げられております。社会的外部環境の変化や毎年の人事異動に伴う組織の変化、定期的かつ継続的に業務継続計画及び部門別行動計画を見直し、更新を行うとあります。平成29年に制定されていますが、これまでの組織改革など人事異動はなされております。これまでの改正についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、人吉市業務継続計画につきましては、平成29年に策定を行っております。この計画は、熊本地震発災後に旧仮本庁舎として使用しました人吉市カルチャーパレスに合わせて作成した計画でございます。作成から５年を経過しておりますけれども、令和２年７月豪雨災害の被災者の生活再建支援や災害からの復旧・復興を優先し、組織機構の改編や人員の異動等を短期間に行っておりまして、課題として認識はしておりますも

のの、現時点では改正が行えていない状況でございます。

業務継続計画の見直しは、全ての部局に係る問題でございまして、災害対策本部機能を新庁舎へ移転しましたことから、新しい体制として業務継続計画の見直しに速やかに着手してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　これまで改正や見直しなども実施されていないということでありましたが、この災害がある前なども３年ぐらいブランクがあったと思うんですけれども、やはり毎年見直すような方法も必要じゃなかろうかと思っているところでございます。全組織を上げて行わなければならない喫緊の課題として認識され、見直しを行うということでありましたが、令和２年７月豪雨の大災害を経験されて、課題の抽出と検証を行いながら進めなければならないと思っていますが、今後、本市の取り組む課題などについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害の対応に伴う、そういった経験・知見につきましては、現在、検証や課題を整理している段階でございます。現在の業務継続計画は、旧仮本庁舎での被害想定が人吉盆地南縁断層における地震となっておりますので、議員御指摘のとおり、令和２年７月豪雨の経験等も計画に溶け込ませて修正していく必要はあるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　現在作成されている業務継続計画は、地震被害を想定したものに限定し、風水害被害は現行の地域防災計画により対応するということで計画の基本方針で定めてありますが、業務継続計画については、大きく分けると２つあると私は思っております。

１つは、地域防災計画で定めてある災害時に取り組む業務である災害応急対応業務であると思います。２つ目は、それ以外の通常業務、復旧業務、発災後新たに発生する業務のうち、緊急性の高い業務になるのではないかと思っております。

災害発生により、人員や機械を投入して人命救助であったり、市民の身体及び財産の保護が最重要になるのではないかと思っております。職員の方々は、それぞれに経験されているわけでございますから、さらなる行政組織の防災力の向上と市民の安心・安全な暮らしが維持できる人吉市を目指して作成していっていただきたいと思います。

また、作成された場合などは、機会を捉えて議会等にも報告いただければと思っております。

次に入りますが、人吉市地域防災計画の主な改正点についてお尋ねします。５月29日、市内全域を対象とした自主避難訓練を実施し、併せて、新市庁舎使用開始後、初めてとなる災

害対策本部訓練を実施し、本番同様の実動訓練を実施されたことを所信で述べられたところです。今、梅雨期を迎えて災害のないことを願っているところですが、球磨川水位の災害対応暫定基準の運用や線状降水帯の予測情報及び市房ダムの洪水調整の新たな情報発信について、その情報の運用についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本年度の人吉市防災会議におきまして、人吉市地域防災計画に示しております球磨川洪水予報の基準水位を暫定的な運用基準として修正をいたしております。この基準は、九州地方整備局八代河川国道事務所へ確認しましたところ、しばらくはこの暫定基準で運用していくとの回答をいただいているところでございます。

次に、熊本地方気象台から線状降水帯の予測情報の活用でございます。線状降水帯が発生する可能性がある場合は、大雨災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあるとして、報道機関や地方公共団体といった関係機関へ気象情報として情報提供がされる予定でございます。提供される情報は、半日前から予測を行い、情報提供をされますので、本市といたしましては、その情報により大雨災害による危険性が極めて高いと認識し、早めの体制を構築し、大雨に関する情報を関係団体と連携して収集することになります。市民の皆様には、明るいうちの早めの避難を周知いたしますので、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があることを念頭に置き、早め、早めの避難行動を実践していただくようお願いをするところでございます。

続きまして、市房ダム管理所からのダムの新たな情報発信の活用でございます。こちらは、市房ダムが貯留能力の半分に当たる水位に達したときに発信される情報でございます。これまでは、ダムの洪水調節に関する情報は、洪水調整開始時の情報が発信された後は、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流の予告までは発信される機会がありませんでしたが、住民の円滑な避難を支援することを目的に、緊急放流の予告よりも早い段階で発信される情報となります。この情報が発信されたときの対応としましては、人吉球磨周辺の雨の降り方や場所によっても異なりますけれども、気象情報や河川、土砂等の情報を総合的に勘案し、この情報を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　大雨に対する体制の立ち上げや、大雨に関する情報を関係団体と連携して収集し、早めの避難行動につながるよう有効に活用したいということでありました。ぜひ、市民の方への周知はよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、避難行動要支援者対策計画についてお尋ねいたします。避難行動要支援者名簿の作成、活用体制の整備など作成されていると認識しているところですが、対象となる人数や個別計画の作成など、現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

人吉市地域防災計画書において、災害時に高齢者、障害者などの要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者に対し安否確認を行うとともに、迅速な避難支援・救護活動を実施し、もって生命及び身体を災害から保護することを目的とした避難行動要支援者対策計画を定めております。

避難行動要支援者につきましては、本市では、災害発生時に避難する際、急な移動が困難であるとか、１人で避難することが難しいといった、家族や隣近所の方の声かけや支援を必要とする在宅の方を対象としております。令和４年３月末現在の避難行動要支援者登録者数は1,046人でございます。こうした避難行動要支援者名簿の作成につきましては、災害対策基本法に基づき市町村の義務とされております。

また、令和３年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画を作成することが努力義務とされました。

個別避難計画とは、災害が発生した際に円滑な支援を行えるよう、一人一人の避難方法や、誰が避難をサポートするのかなどの避難支援等を、避難行動要支援者ごとにあらかじめ決めておくものでございます。本市では、避難行動要支援者名簿に合わせ、この個別避難計画についても既に作成しております。

計画の作成に当たりましては、要支援者の同意のもとに、町内会長や民生委員・児童委員をはじめとする地域の方々に情報提供等の御協力を賜り、福祉課にて作成をしております。

名簿及び個別避難計画に係る情報につきましては、災害の発生に備え、町内会長、民生委員・児童委員、消防署、警察署などの避難支援等関係者に、毎年、梅雨時期の前に情報提供を行い、災害時の安否確認・避難・救助等に活用していただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁いただきましたが、令和４年３月末現在の登録者数は1,046人ということで答弁いただきましたけれども、第６次人吉市総合計画では平成30年度末では1,060人ということであったんですけれども、若干減少しているようでございます。

個別計画も町内会長や民生委員・児童委員などの地域の方々の情報の提供などの協力により、既に作成されているということでございました。この個別計画、先ほど努力義務ということで答弁いただきましたけれども、課題や問題点についてお尋ねいたします。

今年６月１日に、全国の市区町が参加する防災危機管理トップセミナーの中で、令和２年７月豪雨の危機管理対応について松岡市長が講演されたことが報道されております。その中で、日頃からの準備が非常に重要だということで、備えの徹底を訴えられたとのことでありました。

その中で、避難行動要支援者の事例を紹介され、要支援者は計画に沿って避難を呼びかけ

た住民に対し、「逃げるから、先にいって」と答えたが、実際には逃げなかった。実際に逃げられることが命を守る計画になる。不十分だったので改善を進めていると述べられております。

この解決策について、まだ10日ぐらいしかたっていませんけど、現時点で答弁できることがあればお尋ねいたします。また、この講演で見聞などがありましたら、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

避難行動要支援者に係る個別避難計画につきましては、先ほど部長が申し上げましたように、町内会長や民生委員・児童委員の皆様の御協力のもと、計画作成及び情報の更新に努めているところでございます。

また、日頃から、地域における要支援者の把握ができるような体制を各町内で構築していただいていますので、有事の際にも、情報を共有している町内会長や民生委員・児童委員をはじめ、要支援者の避難を支援する協力者の方々には電話連絡や戸別訪問などの対応をいただいております。御尽力いただいている皆様には、改めまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

幾度ともなく水害の恐怖にさらされてきた本市でございますので、災害に備えるべく、官民一体となって取り組んできたところでございますが、令和２年７月豪雨災害では、避難行動要支援者の個別避難計画を作成していながらも避難につながらないケースが出るなど、様々な課題が浮き彫りになる結果となってしまいました。その実例といたしまして、今、議員がおっしゃいましたように、支援者となる方御自身が被災するおそれがあり、支援ができなかったというケースや、過去の経験などから「うちは大丈夫」だからと、避難の声かけに応じていただけなかったケースがあり、避難行動の徹底の難しさを痛切に感じたところでございます。

こうした状況を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援体制の充実と、より実効性の高い個別避難計画の作成が求められており、特に個別避難計画におけるサポート体制や避難経路及び避難支援の内容について、改めて確認と検証が必要だと感じておりますので、個別避難計画の見直しと合わせて自主防災組織の強化を図ることが重要であると考えております。

人吉市復興計画におきましても、避難行動要支援者の避難支援体制強化による「逃げ遅れゼロ」を目指すため、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援体制を構築することとしております。

また、避難支援等を実効性のあるものとするため、今後も、地域と連携しながら、自主避難訓練・総合防災訓練などを通して個別避難計画の作成・見直しを継続してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、要支援者に係る計画の重要性あるいは計画の見直しの必要性などを答弁いただきました。また、徹底することの難しさも、今ちょっと答弁いただきましたけれども、やはり、近くにおられる地域の方々、先ほど自主防災組織ということで答弁いただきましたけれども、これから、地域の、そして自主防災組織の強化が必要になってくるんだろうと思っております。今後、また、いろいろな機会を捉えて、そういう御指導をしていただければと思います。私たちもできることは協力しながら、やっていければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に入ります。浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある避難に関する要配慮者利用施設に対する避難計画などの作成についてお尋ねいたします。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれのある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとすると定めてあります。自治体は指導する立場にあると思いますが、この施設の件数と計画の策定及び訓練の状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する避難確保計画の策定状況でございますが、令和３年度人吉市地域防災計画に記載しております要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に61施設、土砂災害警戒区域内に11施設ございまして、全ての施設におきまして作成済みとなっているところでございます。

この避難確保計画は、議員、先ほどおっしゃいましたように、平成29年６月19日に水防法及び土砂災害防止法のそれぞれの法律が改正されたことに伴うものでございまして、市町村の地域防災計画にその名称と所在地が記載された浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に建てられている施設は、避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務づけられております。なお、避難訓練を実施された施設におきましては、市のほうへ避難訓練の報告がなされているところでございます。

次に、令和２年度の防災計画では、浸水想定区域内の施設は31施設、土砂災害警戒区域内は10施設となっておりまして、令和３年度との差につきましては、これまでＬ１マップと申しまして、河川整備において基本となる降雨量を前提とした規模の区域のマップでございましたものを、Ｌ２マップ、想定し得る最大規模の降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のマップに見直しを行いましたことから、浸水想定区域が広がり、それに伴い施設が増えたという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁いただきましたように、令和３年度の想定ではＬ２による想定をしたということで、合計61施設ということで答弁いただきました。その全ての施設において、避難確保計画は作成してあり、訓練についても自治体に報告がなされているということでございました。

本年１月の新聞報道で、防災安全交付金について、老人ホームや障害者施設、介護施設などの災害弱者対策に不備のある自治体は、重点配分の対象から外す内容の報道がありました。2023年度から適用するとのことでありましたが、その通知や見直しされる内容などについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

防災安全交付金の見直しでございますが、これは先ほど議員がおっしゃったように、令和３年12月27日に国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室より、事務連絡により通知されているものでございます。財政制度等審議会におきまして、平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性を鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定が確実に行われるよう、こうした対策を取っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき、ディスインセンティブ、これはインセンティブの反対語で、何かを阻害する要因となるものという意味でございますけれども、そういった指摘に基づき見直しが行われているものでございます。

今後は、土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画が未策定の要配慮者利用施設が存在し、かつ避難行動要支援者名簿に記載等がされた情報の提供を行っていない自治体は、交付金を手厚く重点配分する措置が対象外になり、市町村の指導や取組によっては交付金に差が出てくるというものでございます。

先ほどの質問でお答えしましたように、令和３年度人吉市地域防災計画に記載しております施設につきましては、全ての施設におきまして避難確保計画が策定済みとなっておりますことから、この対象にはならないものと理解をしているところでございます。

また、今後新設される要配慮者利用施設がございましたら、防災及び福祉を担当する部署と連携しまして、避難確保計画の策定及び利用者の安全確保などにつきまして指導を行うこととし、併せて避難行動要支援者名簿の提供につきましても指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　答弁いただきましたように、防災安全交付金について重点配分の対象から外す内容の報道があったものですから、この質問をしたところでございます。現在は、全ての避難支援者や浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の施設において作成済みということで理解をしたところでございます。今後、また、いろいろ新施設があった場合など、行政の

指導をよろしくお願いしておきます。

次に、３項目め、農地関連法についてお尋ねします。

農業経営基盤強化促進法の改正で、人・農地プランの策定が法制化されたとのことでありますが、その策定の目的、施行期日や概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が、先般、国会で審議され、令和４年５月20日に成立し、同月27日に公布をされております。

今回、それら一部改正されました法律の１つでございます農業経営基盤強化促進法の中で、農業経営基盤強化促進計画――これは地域計画とも申しますが――の策定につきまして義務化・法定化されたところでございます。一言で申しますと、本市も取り組んでおります人・農地プランの法定化がなされたということでございます。

概要でございますが、同法第18条第１項では、市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一帯として地域の農業の健全な発展を図ることが適当である区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする、と定められておるところでございます。協議の場を設け、その結果を公表しなさいということでございます。

次に、同法第19条第１項では、市町村は、前条第１項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画を定めるものとする、と定められておりまして、これは地域計画というものでございますが、つきまして、以後、条文中でも答弁の中でも地域計画とさせていただきたいと思っております。まず、地域計画をつくりなさいということでございます。

続いて、同法第19条第２項で、地域計画においては地域計画の区域、農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めるもの、とされておりまして、これがいわゆる地域計画というものでございます。同法第19条第３項では、市町村は、地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする、と定められておりまして、農業を担っていただける方ごとに地図を作成して、それに表示するというものでございます。

さらに、同法第20条では、市町村は、農業委員会に対し、地域計画のうち前条第３項の地図の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする、ということでございまして、農業委員会に地図の素案を作成していただくというものでございます。

この地域計画は、同法の施行日は政府が令和５年７月１日と想定しております関係で、同附則第４条に、市町村は施行日から起算して２年を経過する日までの間は、地域計画を定め

ることができるものとする、とございますので、今年度を含めますと令和６年度までの約３年の期間をかけて作成する必要がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、詳しく答弁いただきましたが、策定については、今年度を含め令和６年度までに地域計画を定めることができるということで答弁があったところです。地域計画の策定に関する本市の考え方、あるいは農業関係者の対応などについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

本市の地域計画、いわゆる人・農地プランにつきましては、農地の連担性や水系をもとに市内を16地区に分けまして、実は令和２年度に作成を予定しておりましたが、令和２年７月豪雨災害のため、昨年度、令和３年度に中神地区と大柿・小柿地区を除く14地区において話合いを開催し、人・農地プランの作成をいたしました。作成しました人・農地プランにつきましては、令和４年３月に市のホームページに公表しているところでございます。

各地区におきまして、置かれている現状や課題はそれぞれ異なりますが、既に作成済みの14地区の人・農地プランにつきましては、プランに基づき地域担い手への農地集積等を図ってまいるところでございます。

また、見直しや変更につきましても、今後も引き続き各地区で話合いを行い、その時々の地区の現状に沿ったプランに随時更新をしてまいりたいと考えているところでございます。

人・農地プラン作成が進んでいない中神地区と中神町大柿・小柿のプランにつきましては、昨年、国が示しました遊水地計画等も含めまして、市の復興まちづくり計画と整合性を図りながら、今後の話合いを行ってまいりたいと存じます。

また、16地区以外で担い手への農地集積率が既に50％を超えておりましたことから、昨年度の人・農地プラン策定地区に含めませんでした大畑町、大畑麓町地区及び上田代町・下田代町地区の人・農地プラン策定につきましては、今後、アンケート調査や地図化を行いました後に、同じように話合いを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

既に作成済みの14地区の人・農地プランの中で中心となる経営体――これは担い手と申しますが――を決めさせていただきましたが、国・県の事業によりましては人・農地プラン中心経営体に位置づけられていることが採択要件の１つになっているものもございますので、まだ作成できていない地区の人・農地プランにつきましても、農家の皆様の営農活動に支障を来さないように、速やかに作成を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　人・農地プランは、現在14地区において作成されているということで、

本年３月には市のホームページで公表されたとのことでありました。私も閲覧したところでございます。今後は、地域の担い手の農地の集積等を図り、また、作成されていない地域でも作成を進めていくということでありましたが、今後、どこの地域でも地域の農業の将来を地域の方々で話し合うなどの必要があるのではなかろうかと思いますが、これには多大な時間やマンパワーが必要になってくると思っております。本市の目標と今後の課題についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

当初、本市における人・農地プランにつきましては、人吉市全域を対象とした１つのプランを策定したところでございます。その後、農業者の話合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、地域における農業の将来の在り方を明確化した人・農地プランの実質化が義務づけられたため、今回の市内16地区に細分化した人・農地プラン策定となったものでございます。

今回の法改正の１つでございます地域計画――イコール人・農地プランでございますが――の策定につきましては、繰り返しになりますが、先般、法定化をされましたので、今年度はその準備期間として、まずは農業委員会と連携をしまして既存プランの見直しや情報収集等に努めていくこととしております。それとともに、令和６年度までの地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地域計画策定及び目標地図作成に向けて、農業委員会、農家振興組合、認定農業者や認定新規就農者などの担い手の方々、あるいは農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係機関と一体となって進めてまいりたいと存じます。

しかしながら、議員がおっしゃいましたように、令和６年度までという期間の中で、地域計画策定に際し、担い手と農地１筆ごとのマッチングや集積計画など、これまで以上に地域や関係者の方との綿密な協議に時間と労力及び経費が必要となってくると想定されますことから、市としましても、これらが今後の課題として捉えているところでございます。

このことにつきましては、一般社団法人全国農業会議所が５月31日に開催しました令和４年度全国農業委員会会長大会の政策提案に、市町村や農業委員会事務局の人員体制が不十分な場合においても取組が進むよう、元農業委員や元市町村職員等の地域農林行政に精通している者を協力員とできる予算を措置すること、また、農業委員会が担う目標地図の素案作成に当たっては、多くの農業委員会事務局の体制が脆弱なため、市町村農政部局並びに農業委員会事務局の体制を強化するための人・農地将来ビジョン確立時限支援事業、機構集積支援事業を拡充・強化すること、並びに地域計画の見直しが随時行われるよう地域の話合いを継続するための予算を措置することなどが、国への要望として盛り込まれたところでございます。市としましても、今後、機会を捉まえまして、国・県へ同様の要望をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁にありましたように、地域計画の継続的な見直しと地域の話合いの継続性などが問題になるのではなかろうかと思っております。市町村の職員や関係者の負担軽減に向けた対策や支援策なども必要になると思っていますが、農業振興の施策として、集落・地域が抱える人と農地の問題について解決を図るため、さらなる御尽力をお願いしたいと思います。

次に、本年４月１日に施行されました土地改良法の一部改正について、豪雨による被害が想定される水利施設など、整備事業ができるように改正するとのことでありました。その目的と概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、今年４月１日に施行されました土地改良法の一部を改正する法律の目的でございますが、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用用排水施設の豪雨対策を目的とした緊急に行う防災事業の実施、農地中間管理機構が貸借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる必要があるため、改正されたものでございます。

次に、概要でございますが、主なものとしましては、国または地方公共団体が自らの判断により実施をし、事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象に、農業用用排水施設の豪雨対策を追加したこと。また、都道府県が農地中間管理権の設定がされた一定のまとまりのある農地において、農地中間管理機構の同意により実施をし、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象に、農業用用排水施設、暗渠排水などの整備を追加されたものでございます。一言で申しますと、これらの施設につきましては、農業者の御負担がなく防災強化が図られるというものでございます。

なお、本市におきましては、従前より、農業用用排水施設の災害復旧事業や老朽化した施設整備につきましては、受益者の負担は求めていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　防災事業の対象に、農業用用排水施設の豪雨対策が追加されたということで理解したところでございます

本市は従前から、農業用用排水施設の災害復旧や老朽化した施設整備については受益者に負担を求めていないとのことで理解したところでもございます。今後も、引き続き、老朽化した水利施設などあります、整備事業についてはよろしくお願いしたいと思います。

次に入りたいと思います。４項目め、市民の声から、職員の健康管理についてでございます。

これまで、誰もが経験したことがないような災害対応の様々な経験をされて、多くの職員の方々が御苦労をされました。現在も復旧・復興に伴う業務が増大し、市民の皆様の御意見・御要望などの対応や長時間勤務により、職員の負担が大きくなっているのではないかと思います。職員の健康管理対策として、相談の窓口やチェック体制などについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害発生以降、通常の行政サービスの維持に加え、被災者の生活再建支援や災害からの復旧・復興の業務が増加しておりまして、職員の業務に対する負担が大きくなっているものと理解をしているところでございます。

職員の心と体の健康に係る対応につきましては、不安を解消し、職員の安全と健康を確保するため、産業医によります心と体の健康相談窓口をはじめ、メンタル疾患に対応するため「心の健康相談」、臨床心理士による「心の相談室」、市保健師による「何でも相談窓口」を設け、加えまして、市町村職員共済組合による電話相談窓口を活用するなど、いつでも相談できる体制を整えているところでございます。

また、総務課長による面談も随時行っておりまして、状況に応じまして、先ほどの相談窓口の紹介などを行っているところでございます。仮に、職員が体調等に不調を来し、休暇や休職を余儀なくされた場合におきましても、その休暇中や復職に向けた期間につきましても、随時、面談の場を設けるなど、体や精神的なケアに配慮を行っているところでございます。

次に、管理職、監督職におきましては、職員の安全衛生管理の面からも、日頃から、職員の変化や職員からの相談の対応、勤務状況の管理に当たっておりまして、必要に応じて、先ほど御説明しました相談窓口への相談を促すなど、職員の安全と健康の確保に努めているところでございます。

昨年度におきましては、未曽有の災害を受けまして、メンタル対策における管理監督者の役割につきまして、ラインケア研修を実施したところでございまして、組織的に職員の健康管理に資する取組ができる環境づくりにも努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　職員の健康管理について、様々な対応がなされ、組織的に取組ができる環境づくりに努めているということで、これからも、職員の安全と健康の確保に努めてもらいたいと思ったところでございます。

今定例会で、健康管理については質問でいろいろ意見を述べられているところでございますが、人吉市の復旧・復興事業のためにも、職員の健康管理が重要であると思っております。職員の健康管理の一環として、体力の向上と健康保持や増進のため、課題はあると思いますが、業務開始前の庁内放送によるラジオ体操について実施できないか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

現在、一部の部署におきまして、自由参加の形で始業前にラジオ体操、ストレッチ体操を実施しているところがございます。始業前の状況としましては、それぞれの部局におきまして、業務開始に向けた準備などを行う必要がございまして、また、始業前にも来庁されているお客様がいらっしゃることもありますことから、御提案につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　一部の課などでは実施されているということでお聞きしました。就業前でも来庁者がおられることや、業務の事前準備などの課題もあって、慎重に検討したいということで答弁をいただきました。

ラジオ体操を実施されている事例をちょっと紹介させていただきたいと思います。令和３年２月１日、益城町の研修の際の資料に、震災記録誌で紹介されていました。「業務前に、通常は標準語のラジオ体操を館内放送で流していますが、金曜日は、全国の方言を使ったラジオ体操の曲を流し雰囲気を和ませるようにしています。全国の自治体からの応援職員の方々との交流にもつながっています。」と紹介されていました。

本市においても、全国の自治体から職員の方々が派遣されています。感謝に堪えないところでありますが、人吉市のまちの復旧・復興に尽力していただきましたボランティアの方々や自治体の職員の方々など、心を寄せていただいた多くの人たちがおられます。今回の災害を契機に、人吉市の交流は全国に広がり、また、交流人口は大きく増加していると思っております。この交流のつながりを大切にして、各地の方言によるラジオ体操を実施することで、お世話になったボランティアの方々や派遣いただいた各自治体に感謝し、お礼の情報を発信し、つながりを続けることが人吉市の復興・発展につながるのではないかと思っております。

各地の方言によるラジオ体操は、2010年前後から地方版が盛んに作成されるようになり、掛け声や伴奏などが異なるだけとのことでありました。例えば津軽弁であったり、岩手弁、山形弁、関西弁、大阪弁、博多弁、そして熊本弁、鹿児島弁などなど、数多くあるようでございます。ぜひ、研究されて、協議していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

答弁、ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時19分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あ

り）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員の松村太です。

真新しい庁舎で議員として、今日、ここに立てることを、新市庁舎建設に携わってこられた関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。私は、幸運にも、人吉西小学校と人吉第二中学校の両校で、新旧両方の校舎で過ごすことができました。人生の中で三度も人の思いの詰まった建物の建て替えに立ち会えたことは、大変光栄に思っております。そして、議員となった今、数年のうちに小学校と中学校、加えてカルチャーパレスを続けて当時建て替えられるなんてすごいことを、先輩執行部の皆様、先輩議員の方々は、どうやってそれをされてきたのか。復興を急ぐ現代に、その勢いをよみがえらせたいと思わずにはいられません。そして、私は、新旧両方のよさを認めつつ、人吉市の次の時代へとしっかりとバトンを渡すために、質問を進めていきたいと思います。

１つ目は学校の働き方改革について、２つ目はこれからの災害対応について、３つ目は人吉市の介護制度についての３項目です。

今回は、多くの取組をされている中から、今般、話題になっております中学校の土・日の部活動社会体育移行に絡めまして、学校現場の働き方改革についてお尋ねしたいと思います。

この取組を推進しているスポーツ庁の、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要を読んでいきますと、ちょっとかなり前後をはしょりますが、運動部活動を地域移行することで学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上とうたってあります。

そこで、現在、完全に地域移行が済んでおります小学校において、先生方の勤務時間の中身がどんな変化をしたのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　皆様、こんにちは。私のほうからお答えをさせていただきます。

小学校における教職員の勤務時間の変化につきましては、健康障害と長時間労働の関連性が強いとされている、月80時間以上の超過勤務者の延べ人数の推移で、まずはお答えをさせていただきます。

平成29年度は170人、平成30年度196人、令和元年度は123人、令和２年度25人、令和３年度31人でございます。令和２年度と令和３年度につきましては、豪雨災害と新型コロナウイルス感染症の影響によりまして大きな変化が見受けられます。

過去５年間の超過勤務の主な要因は、教材研究と校務分掌、諸調査等の事務処理でございますが、小学校の運動部活動が社会体育へ移行した後は、部活動による超過勤務者数はゼロになっております。

小学校の社会体育移行によりまして、これまで部活動終了後に時間を割いておりました教材研究や授業の準備等を、早めに行われるようになったことと合わせ、各学校における働き方改革への取組によりまして、教職員の勤務時間が少しずつ変化してきていると感じており

ます。

しかし、教職員の超過勤務の実態は看過できない状況に変わりはございませんので、市内校長会をはじめ、今後も学校と連携をしながら、できることは何かを考え、教職員の働き方改革について鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　直近では、コロナ禍の臨時休業で長期間、子供たちの授業が行われなかったことが統計に出ているんだと思います。再開とほぼ同じくして、令和２年７月豪雨があり、コロナ感染防止対策と同時進行で、これまでにない事態の中で、先生方も勤務時間を気にされることもなかったんだと思います。

おかげさまで、長らく学校での感染の広がりを防ぐことができました。また、授業を止めることなく学校運営をしていただいたことに、改めて感謝いたします。

そうした厳しい環境の中で、部活動がなくなり、先生方の時間、特に休日などの活用にどのような効果が見られるのでしょうか。また、子供たちにとって、どのような変化が見られるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

小学校社会体育移行によりまして、教職員の有給休暇の取得が、その前と比較して増えたということはございませんが、部活動が社会体育へ移行したことによりまして、家族との時間が増え、それぞれに余暇の過ごし方が変化していることは事実でございます。

デメリットを強いて申し上げますならば、地域のスポーツクラブや小学校社会体育に加入していない子供たちにつきまして、加入している子供たちとの体力面での差が広がっていくのではないかという点は考えられるところでございます。

メリットといたしましては、そういった余暇の時間ができたことにより、教職員は心にゆとりを持つことができ、自己研さんによって資質が向上し、それが指導や授業の充実につながり、結果的に子供たちに還元されているということにつながっている部分もあるのかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　確かに、先生方が有給休暇をより多く取るというのは、非常に、ただ働き方改革、時間短縮だけでは難しい部分があるのではないかと思います。

一方で、子供たちにとって、どういった影響があり、どういうふうにお考えなのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

先ほどお答えをいたしましたことと重なる部分もございますが、やっぱり心配するのは子

供たちの体力面でございます。それを考えましたときに、運動している子供とそうでない子供の二極化傾向が考えられます。子供たちの体力向上のためには、社会体育へのより多くの子供たちが参加しやすい環境づくりが必要でございますし、各学校では、運動が楽しい、体育が好きと感じることができるような手立ても必要でございます。

学校体育のさらなる充実とともに、地域・保護者・学校が手を携えて、運動や遊びで体を動かすような環境づくりをすることが、子供たちの体力向上につながるものと考え、推進していくことを考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　子供たちの体力の低下は、社会体育移行による運動離れの影響が大きいと聞いております。コロナ禍ということも、さらに追い打ちをかけている気がしております。後ほど、社会体育移行につきましては、同僚議員であります宮原議員から関連質問もありますので、その中身については宮原議員にお任せして、私は先生方の働かれる環境、働き方に何かしら変化が見られ、それは当初の目的に寄与しているのか、現場の先生方はどう感じておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

令和元年４月１日から、働き方改革関連法が順次施行され、その推進には３つの柱があり、その１つに長時間勤務の是正が示されております。

議員御存じのとおり、平成30年度の段階では、小学校に運動部活動があるのは熊本県と青森県の２県のみでございましたが、現在は、全国の各地域で総合型スポーツクラブなどの社会体育として小学校のスポーツ活動が行われております。

国による働き方改革が推進される前に、学校の部活動改革の第一歩として小学校社会体育移行が実現されておりまして、教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組が進められてきました。それに伴い、部活動による超過勤務がなくなり、教材研究や翌日の授業の準備などが早めにできるようになったことと併せ、休日の余暇の時間が充実されてきたという現場の声もございます。

令和元年度以降、教職員の超過勤務者数が減少傾向にあることなどから、小学校社会体育移行は、教職員の働き方改革の１つとして寄与しているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　教職員の先生方の超過勤務者数が減少傾向にあるということは、まさに、先生方の働き方改革の一助になっているという御答弁だったかと思います。

特に部活動を先生方が担わなくなったことによる影響は、非常に効果が出ているというお話だったかと思います。

そして、今般、それを踏まえて、中学校でも社会体育移行となるんだと思いますが、改めて現在の状況と、その効果の期待するところをお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

国におきましては、有識者による部活動の地域移行に関する検討委員会が設置され、部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討が進められ、先日、６月６日に提言がされております。

目指す姿といたしまして、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保し、学校の働き方改革を推進して学校教育の質を向上させるとうたわれております。また、改革の方向性といたしましては、令和５年度から令和７年度末を目途に、休日の部活動から、段階的に地域移行していき、その進捗状況等を検証し、平日の部活動の地域移行については、できるところから取り組むこととされ、指導者やスポーツ施設の確保、大会や保険の在り方など、課題に対する対応が示されております。

次に、教職員の働き方への影響でございますが、中学校教職員の場合、月80時間以上の超過勤務となった教職員の中で、超過勤務の主な理由として「部活動」と答えた割合は、80％前後で推移しております。仮に、休日の部活動を地域移行した場合には、指針に沿った活動時間を単純計算いたしますと、年間で140時間以上の負担軽減が期待できるのではないかと推測しております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　確かに、小学校と比較しますと、既に平日、週末、それぞれ１日ずつ休みが設けてあるとはいえ、さらなる部活動に関わる時間が減っていくという状況を期待されていると思います。その効果は、かなり期待ができるのではないかと思っております。

しかしながら、一方で、これは小学校の英語、道徳、ＩＣＴ教育の導入により、せっかくの勤務時間是正への取組が相殺されてしまうのではないかと懸念しております。まだ見えないコロナ禍でもあり、どのような影響が考えられるのかお尋ねします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から、道徳の教科化が全面実施され、それとともに、小学校英語教育の必修化、ＩＣＴ機器の大量導入など、子供たちが変化の激しい時代を生き抜くための資質・能力を育てる教育が求められております。

このように、教育に求められるものの変化に伴い、教職員が身に付けなければならない資質・能力も変化していくのは当然のことであると理解しております。

本市におきましては、今年度から試験的に通知表を年２回発行とし、教職員の負担軽減にもつなげていきたいと考えておりますし、ＩＣＴ機器の導入による教職員の新たな負担を軽減するため、ＩＣＴ支援員による支援を行っております。

また、コロナ禍において新たな業務負担を強いられている現状から、熊本県教育委員会の御配慮によりまして、令和２年度からは教員業務支援員を配置していただいており、学校内の消毒をはじめ、教職員の業務支援に御尽力いただいているところでございます。

コロナ禍における最大の懸念事項であります子供たちの健康・安全をどう確保するのか、学校行事をどうしていくのか、こういった不安を抱きながらも、子供たちの視点に立った学校教育を充実させるために、教職員の献身的な日々の勤務によりまして学校教育が支えられていることに対しまして感謝の意を強く持っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　小学校英語や道徳、そしてＩＣＴの利活用という、非常に多方面にわたる新しい学校環境がこれからつくられていく中で、教育長から、当然身に付けなければならない資質・能力が変化していくことは当然のことであると、大変、先生方に対して、しっかりとそこら辺をフォローしていただく御発言があり、志波教育長らしいなという強いメッセージを感じたところでございます。

しかしながら、年２回に変更されました通知票の発行ですとか、ＩＣＴを幅広く活用して先生方の校務分掌などについても取り組まれ、それが先生方の働き方改革に大きく寄与していくことであろうことを期待しております。

先ほど御答弁の中で、月80時間以上の超過勤務の先生方の80％の方が部活動が負担になっているということですので、年間140時間の削減というのは非常に効果があると思っております。

さらに、これから先、中学校部活動社会体育移行と働き方改革について、教育長はどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

中学校等の部活動を取り巻く現状といたしまして、少子化の進展による生徒数の減少や教員希望者数の減少などに伴う部活動指導に従事する教職員の負担増が指摘されていますことは、学校の働き方改革の中の１つの大きな課題であると認識しております。

特に中学校における教職員の長時間勤務の主な要因である部活動につきましては、学校や地域住民と意識共有を図りながら、地域で部活動に代わる質の高い活動の機会を確保できる体制や環境を整え、将来的には部活動を地域が担っていく方向に進んでいくと考えております。

しかしながら、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方向性を見てみますと、部活動の指導を希望する教職員に対しましては、引き続き、休日に指導を行うことができる仕組みを構築するとも示されております。学生時代に経験した競技を、自分の教え子たちに指導したいという強い思いがある教職員も少なくないと思います。子供と共に笑い、喜び、涙し、

悩みながら、子供の成長に直接関わっていきたいという思いを持って教職の道を志した先生がほとんどだと思います。

勤務時間を改善することとともに、そのような先生としてのやりがいや魅力を実感できるような環境・体制が整えられているかという視点からも、働き方改革を進めていく必要があると感じております。

まずは、中学校部活動につきまして、国による部活動の地域移行に関する検討会議の提言を受け、今後、熊本県教育委員会から具体的な方針等が示されてくるものと理解しておりますので、本市におきましても、国・県の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　小学校部活動が社会体育移行するとき、私は小学校のＰＴＡ会長でした。そのお話が出たときに、すぐにでも中学校でも社会体育移行ですかとお尋ねしましたら、中学校では指導要領に部活動を推奨する内容になっているので、そんなことはありませんと説明を受けた記憶がございます。

今回の質問のため、スポーツ庁の検討会提言概要と、その参考資料を読みましたら、部活動は教師による献身的な勤務のもと、成り立ってきたが、長時間勤務の要因であり、多大な負担であり、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合が生じるという課題が述べてありました。これが時代の流れというものかと、多少驚きました。しかし、今、教育長も述べられましたように、先生方の思いをしっかりと御配慮いただいて、社会体育移行を進めていっていただけたらと思います。

人吉市では令和２年７月豪雨災害がございまして、先生方の働き方について、非常にイレギュラーな２年間を過ごしてまいりましたので、先般、県教育委員会義務教育課と教育総務局学校人事課へ伺いまして、県下で大変厳しい先生方の配置についてお尋ねをしてきたところでございます。また、球磨教育事務所所長様には、子供・地域・学校にプラスして保護者・行政の五者連携の展望をお聞きしてまいりました。また、先日は、県社会教育課課長様とお会いする機会がございまして、高校生と小中学生の連携した活動に期待しているというお話でした。

ぜひ、国や県、地域の五者の連携で、伸びやかな学びの環境が整えられ、働き方改革が、子供たちのなりたい職業は先生、という夢を継続させる、それを支えられるような形になりますように、働き方改革についての質問を終わりたいと思います。

続いては、これからの災害対応、特に避難路の整備について質問してまいります。

昨日、平田議員、大塚議員からも避難路整備について触れられておられましたが、改めて避難路設定の基準や場所、目的地までの経路設定などについてお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

避難路につきましては、人吉市復興まちづくり計画における取組方針を踏まえ、現在、専門的知見を有したコンサルタントの支援を受けながら、整備・強化すべき避難路を精査しているところでございます。併せて、目的地となる避難場所や、そこまでの経路も重要となってくることから、令和２年７月豪雨の状況や市民の皆様にお配りしました浸水想定マップの水位等も考慮し、現在、関係部署との協議を行っているところでございます。

避難路の基準等につきましては、避難者数、避難時間、沿道の状況、車両の通行状況、緊急車両の活動などを配慮して計画するとともに、避難路の安全な通行を確保するため、道路整備等に関する国の制度・基準等に従って整備を進める必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　一定の国の基準や要件を織り込みながら整備されていく予定であるということが分かりました。

では、その要件の中に、令和２年７月豪雨被災当日の、現在整備予定の避難路について、実際の状況を知る情報があるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

被災当日の状況につきましては、復興まちづくり計画を策定する上で実施しました地区別懇談会の中で、住民の皆様から多くの御意見や御指摘、御要望をいただいているところでございます。

それらの意見は、どの会場でも、地図上で確認をいたしまして、いただいた避難路の要望等はまちづくり計画に反映させておりますので、今後の避難路整備に活用してまいります。

また、現在、防災課において令和２年７月豪雨の検証を行っておりますし、各部署においても、道路の危険箇所等については直接的に要望等をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　地区懇談会での御意見はもちろんのこと、避難路が被災当日、実際どういう状況だったのか、避難路沿いにお住まいの方や、そこを通った方など、できるだけ多くの方に御意見を求められ、その御意見をいただいた時間帯なども含め、実際の様子を伺うことはとても重要だと思っております。

私も、被災当日、９時前に工業高校とあやめ公園の間の道を、下城本から瓦屋町へ車で通り抜けております。私が通る時点では車は既に渋滞しており、村山公園のテニスコート南側の斜面からの山水が道路上に溢れ、膝近くまでの高さで、川のように道路上を流れておりました。とても、歩きやバイクなどでは通れないような状況でした。私が通ったのはしばらくの間ですので、それが何時から何時までの出来事だったのかは分かりませんが、安全な避難

誘導をするためには、そういったことも必要な情報の１つではないかと思います。

当然、市内８か所の被災地域においても、浸水エリアから脱するための避難路も、時間の経過とともに状況は変化していたんだと思います。避難路の歩行者、バイク、車、それぞれの安全避難の検証や、水害だけでなく地震などでも有用な避難路なのか検証されるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

復興まちづくり計画における地区別懇談会においても、自動車を所有していない高齢者等の避難や、車で避難する場合の避難場所の確保など、避難の手段を考慮した避難ルートの検討や避難路整備の必要性が出されております。

避難路として利用する道路等は、幅員等の状況や箇所によって複数の交通手段が想定されますし、避難理由、避難時間、避難時の天候、電柱や構築物の倒壊、放置車両による閉塞範囲などで様々な留意点も存在するものと捉えております。

今後、関係部署等と必要な対策を検討し、併せて水害だけでなく、市街地火災、土砂災害危険箇所や地震による建物崩壊やブロック塀等の倒壊リスクを考慮した、安全な避難路の確保に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　それでは、これからしっかり御検討いただきまして、その整備が終わるまでの計画はどのようになっていくのか、お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

避難路整備は、人吉市復興まちづくり計画に基づきまして、計画の最終年度である令和９年度事業の完了を目指し、関係部署との協議を進め、避難路整備の検討、並びに避難路測量業務に着手しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　今お聞きしているのは、被災地域から避難所までなどの根幹を成す避難路について伺ってきました。

では、もっと細かく、町内の自宅の前から、今整備を計画されようとしている、メインとなります避難路までの誘導方法などはどのように検討されていくのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

避難路への誘導方法につきましては、現在、専門的知見を有したコンサルタントと共に避難路整備等の精査をしておりまして、今後、関係機関等を含め、誘導方法等についても検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　次の水害となるのは、今年かもしれません。流域治水が完成するまでは、今回と同規模の水害に対しては、市民それぞれが自覚して対応しなくてはなりません。より丁寧な、確実な避難行動が求められています。

また、広域の災害対応には絶対的な人員不足であることに変わりはありません。避難路の誘導に職員を割くことも無理だという前提に立たなくてはいけません。市民の皆さん御自身の行動で、避難所までたどり着いていただく方策を常に考えていただかなくてもいけません。

しかし、川が増水していく途中では各種警報が発せられますが、万が一、越水した後の状況については、そのレベルを知るすべが市民にはありません。現在、当市にもありません。浸水を目の当たりにして避難されるのは危険であることは、もう既に経験済みですが、浸水エリアや水深の変化の状況を知る手段がない以上、避難途中で浸水エリアに出くわすことは十分に考えられます。そんなとき、電柱に蛍光塗料などで水深スケールをペイントしておけば、夜間など視界が悪いときでも、自分が進んでいく方向の道の水深が推測でき、大きな危険を回避することができるのではないでしょうか。考え得るあらゆる方策を御検討いただき、経験値から、これ以上はないという災害対策をとっていただきますようにお願いして、この質問を終わります。

今回の水害では、期せずして自宅を遠く離れ、介護施設に入られた市民の皆様も多かったと聞きます。包括支援センターをはじめとする関係部署の皆様の獅子奮迅の活躍には、改めて敬意を表したいと思います。この非常時に、どれほどの家族がこういった支援に救われたかを考えると、感謝しかありません。

また、水害をきっかけに体調を崩されている方もいらっしゃるのではないでしょうか。家族が同居したり、近くにいても、うまく介護・医療へのバトンを渡せなかったこともあるのではないかと思います。

そこで、高齢化の進む状況で身近にある介護制度についてお尋ねしていきます。

まず、介護保険制度の活用方法について、介護認定、介護保険の利用、在宅介護、介護保険施設利用についてお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

まず、要介護認定を受けるための手順についてでございますが、市の介護保険係の窓口に介護保険認定申請書を提出していただく必要がございます。申請を受けまして、市の介護認定調査員が御自宅にお伺いし、心身の状況等を調査いたします。同時に、主治医から意見書を徴取し、この２つを資料として、医師や介護の専門職からなる介護認定審査会で審査判定を行い、要支援１から要介護５までの７段階の要介護度、及び３か月から36か月までの認定期間を決定いたします。

次に、介護保険を利用する方法についてでございますが、在宅サービス及び施設サービス

のどちらのサービスを御希望するかによって方法は異なります。在宅サービスを希望される場合は、原則、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて利用いただくことになりますので、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーに担当をお願いしなければなりません。ケアマネジャーが、本人や家族の意向を聞き取り、それをもとに適切なサービスを組み込んだケアプランを作成した後に介護サービスが利用できるようになります。

一方、施設サービスを希望される場合は、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム、介護医療院へ直接御相談をしていただき、施設と契約していただくことになります。

続きまして、在宅介護から介護保険施設入所への基準についてでございますが、入所の基準といたしましては、介護老人保健施設や介護医療院へは、原則要介護１以上、特別養護老人ホームへは、原則要介護３以上となっております。高齢者グループホームなどに入居する場合には、要支援２以上で、認知症の診断があることなどが条件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　どこかが我慢できないほど痛いとか、転んで骨が折れたみたいなど、病気やけがで入院するのとは違い、申請に至る動機付けが難しい印象です。御本人の何かの困りごとや御家族の気づいた課題を家族内で解決できなくなっていく、その途中で申請を出すことになると思うのですが、御本人と御家族が、今どういう状況なのかを御認識いただくことが重要になってくるのかなと思います。その後につきましても、直接、施設等と相談して契約するなど、何らかの手助けがやはり必要になってくるんだなと思います。

そこで、具体的な内容に入る前に、人吉市の高齢化の現状と要支援・要介護認定者数、介護認定申請者数、関わる介護保健施設、スタッフ数についてお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　人吉市の高齢者数の経年変化につきまして、国勢調査の結果をもとにお答えをさせていただきます。

介護保険制度が創設されました平成12年当初、高齢者数が9,442人、高齢化率は24.3％でございました。その後、平成17年は１万474人、27.9％、平成22年は１万825人、30.4％、平成27年は１万1,633人、34.3％、令和２年には１万2,114人、38％にまで増え、20年間で高齢者数が約2,700人の増、高齢化率が13.7％上昇をしております。

本市の要介護認定者数、要支援認定者数についてでございますが、令和４年２月現在で要支援者数が306人、要介護者数が1,620人、計1,926人となっております。令和３年度の新規申請数につきましては358件で、うち新規認定数は349人でございまして、非該当の判定が９件ございました。介護支援の認定は、要介護認定等基準時間と呼ばれる介護の手間などを判断資料として審査されます。認定に至らなかった方につきましては、地域包括支援センターから直接訪問し、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業などのサービスを御案内し、生活機能の維持向上につなげております。

また、本市に所在する介護保健施設数でございますが、介護老人保健施設が４施設、特別養護老人ホームが２施設、地域密着型特別養護老人ホームが２施設、介護医療院が３施設となっております。また、分類上、介護保険施設ではございませんが、同じく、入居して共同生活をする高齢者グループホームが８事業所となっており、合わせますと19施設、577床でございます。

それぞれの施設等で介護・看護職として従事されております職員数は、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム介護事業所・生活関連情報検索」の公表数値によりますと、453人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　今の増加率でいきますと、単純に計算しますと、あと20年ほどで２人に１人が高齢化という数字になってきます。

高齢者と介護認定者数につきましては増加傾向にあるというのがはっきり分かりましたが、子供たちのような全国的な待機児童問題のような状況には、人吉市では介護サービス制度についてはそういう問題ではないという理解をしたところでございます。そして、認定されなかった場合でも、包括支援センターのサービスを使うことができると、御相談を受けるということで、安心いたしました。

全ての方が、すぐに何かしらの施設に入所されるわけではなく、在宅で介護保険サービスを御利用になられる方もいらっしゃる。そして、介護保険サービスも、その利用者の方によって利用回数やサービス内容など違いがあるわけですが、一緒に暮らしながら、毎日、昼夜を問わず介護を続けられる御家族への支援としてはどのようなものがあるのでしょうか。また、高齢者の医療と介護の連携体制についても、併せてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

高齢化の一層の進行と人口減少社会へと転じる中、高齢者のみの世帯の増加や、仕事と介護の両立など、世帯が抱える課題は多様化している状況でございます。御家族への支援としましては、介護の新規申請の御相談を受ける際に、対応を委託しております地域包括支援センターの専門職が、市の窓口にて、その方の現状把握とともに、御家族の困りごとの相談に応じております。御相談の内容によりましては、各専門の窓口へおつなぎをしているところでございます。

また、時間の経過とともに、御家族の相談内容も変わっていくことから、同支援センターでは、引き続き介護者家族の相談に専門職が対応できることをお伝えし、支援を行っております。

介護をされている方同士の共助による支援の場としまして、現在は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため休止中でございますが、毎月第一水曜日に、日頃の悩みや不安等を打

ち明け、介護疲れを軽減することを目的とした介護者家族会がございます。

また、介護サービスや介護予防に関する情報発信として、市で作成した介護サービスについてのパンフレットを窓口で配布しております。今後は、厚生労働省による介護サービス情報公開システムを周知するなど、情報ツール自体のＰＲに努め、積極的に情報発信をし、利用者・御家族への支援をしていきたいと考えております。

医療及び介護の連携の体制につきましては、利用者の視点に立ち、切れ目のない医療及び介護の情報提供体制を構築し、市民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを、将来にわたって持続的に実現していくことが重要と考えております。在宅介護サービスを利用する際に作成するケアプランにつきましては、要介護及び要支援者本人、家族、ケアマネジャー、主治医が連携し、本人に必要な介護サービスが利用できる内容にすることが求められています。

また、介護保険施設、高齢者グループホームにつきましては、入院治療が必要となった場合の入所者のために協力病院を定めなければならないこととなっております。その上で、入院の際には、医療サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないとされております。

充実度につきましては、これまでのところ調査等を行っておりませんので、アンケート調査の実施等を検討するとともに、今後も引き続き、医療と介護の連携について指導・助言を行う熊本県と協力し、円滑な連携強化の取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　在宅介護サービスを利用する際には、本人が望む介護サービスが利用できる内容にすることが求められていますということでございました。

よく聞く話ですが、初めて介護認定を受けられる場合、聞き取り調査などスタッフの方がお見えになられると、ふだんはうまく立ったり、お茶碗を持ったり、日付を言ったりとかできない方が、途端にすらすらお答えになって、家族が面食らって、「いやいや、いつも違うでしょう」というお話になるということをよく聞きます。そういった中でもしっかりフォローいただきまして、御本人に必要と思われるサービスをしっかり提供いただける体制があると、認識を新たにしたところです。

それにつきましても、高齢者のみの世帯が増えていくということも、今お話の中にありましたが、そういった御家庭での介護状況がとても気になるところでございます。ケアプランや実施しているサービス内容の詳細を十分御説明をされていて、「うん、うん」と聞いていらっしゃるかと思うんですが、本当にしっかり、その内容を理解されてあるか、Ａ、Ｂ、Ｃという選択の中で、Ａというものがベストであるという御認識をしっかり持っていただいているのか。そして、老老介護されている御家族に、何か家族のフォローとして足りない部分など、そういった気付きの面をしっかりお伝えいただいているのか。そして、それを離れて

暮らしていらっしゃる御家族や御親族の方に状況が正確に伝えられているのか、そういったところの方策もひとつ必要ではないかと思います。

そして、医療・介護連携については、熊本メディカルネットワークの積極的な活用など、情報の共有化が次につながる肝だと思っております。これまで、実際の利用者の方とその御家族に、介護保険利用についてのアンケート調査など、これからも検討していくということですけれども、何か課題など、今お持ちになっていらっしゃればお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

３年に一度、策定が義務づけられております介護保険事業計画・高齢者福祉計画の資料とするために、在宅介護実態調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しているところです。在宅介護実態調査とは、要介護者の在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象としたもので、直近では、令和元年度に400件を聞き取りにより調査しております。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは、市が決定した日常生活圏域、３圏域ごとに、高齢者の心身の状況、置かれている環境等を把握することを目的として、要介護者以外の高齢者を対象とした調査であり、こちらも、直近は令和元年度で、圏域ごとに500件ずつ、計1,500件に郵送し、1,067件の回答を得ているところでございます。

調査から見える課題についてでございますが、質問項目により様々な課題がございました。例を挙げますと、多くの方が介護を受けたい場所については「自宅」と回答されている反面、「家族への介護をするに当たって、働き方の調整をしているか」という質問の回答から、７割以上の方が何らかの調整をされているという実状が見えてきました。このことから、高齢者が地域で自立した生活を送るための地域包括ケアを進めるとともに、在宅介護に伴う介護者の負担感をどのように緩和していくかが大きな課題の１つと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等において、要介護者以外の高齢者の方のアンケートに対する返信が1,500分の1,067ということで、非常に高い関心をお持ちだということがよく分かっております。

そして、国の制度として、在宅介護をやはり念頭に置いてサービス向上を図られていることと思います。そのためにも、一緒に暮らしている御家族への手厚い支援、それと同じくらいの力点で離れて暮らす親族へのアプローチも、高齢者家族での在宅介護などでは重要ではないかと、改めて感じるところです。

介護は、個人それぞれで、そのサービスが違って当たり前なのですが、だから、これまでの経験や、ましてや、聞いた話をもとにした親族の意見などに迷ってしまうことも、高齢者

家族の中にはあるんではなかろうかと思います。制度を利用して、実際実施されているサービスの満足度や、それ以外の場面でのお困りごとなど、お声を調査されていますでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

利用者、その家族の満足度についてでございますが、前述の調査で、満足度を問う質問項目は含まれておりませんでした。今年度、同様のアンケート調査を行う予定でございますので、利用者はもちろんのこと、その介護者である家族の視点から満足度が判断できる項目を追加し、その結果について、次期の介護保険事業計画へ反映させるとともに、介護事業者等関係機関と共有することで、利用者及びその家族にとって、より利用しやすい介護サービスへつなげてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　介護保険制度に関わる皆さんは、大変なお仕事を日常されていると思います。同じく、利用者とその家族も、日々、何かしらの変化に戸惑いながらも生活を続けておられると思います。昨日までと違うことが起きれば、何かしら新しい理解を積み重ねなければなりません。部長に、釈迦に説法のような話で恐縮ですが、ひとりの人が介護サービスを受けながら、どう生きていくのか、それを選択し、決めて進んでいかれるのは御利用者御本人でありますし、御家族です。しっかり過不足なく情報を共有していただくことで、御利用者さんと御家族の満足度がアップにつながるのではないかと思っております。

今、御答弁にありましたように、種々の調査で、御家族の声を改めて集めていただき、今後の計画へ反映いただけるということですので、人吉市での暮らしを安心していただけるように、これからもお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時26分　休憩

午後２時42分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。６番議員の宮原です。一般質問、最後の登壇者となります。お疲れとは存じますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、復興まちづくり、教育行政の２項目について通告しておりますが、同様の質問もあっておりますので、重複する質問に関しては割愛できるものは割愛しながら質問をしてい

きたいと思います。

それでは、最初に、復興まちづくりから、かわまちづくりについて質問いたします。

令和２年７月豪雨災害では、改めて球磨川のおそろしさ、自然の脅威を実感いたしました。しかし、それと同時に、球磨川がいつも私たちの生活の中にあり、いつの時代も私たちの生活に球磨川の恵みがあったことに気づかされました。これからも、私たちは球磨川と共に生きていくわけですが、人吉市復興計画の復興ビジョンに、「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」と掲げられているようにこれからのまちづくりは、球磨川を活かしたまちづくりを進めていくことが重要だと思っております。

そこで、今回は、かわづくりとまちづくりを一緒になって考えていこうという、かわまちづくりについて質問いたします。かわまちづくりとは、地域が持つ資源や地域の創意に富んだ知恵を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、自治体や民間事業者、地域住民等と河川管理者が、各々の取組を連携することにより、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組であります。

国土交通省では、このような取組を推進するため、平成21年度にかわまちづくり支援制度を創設し、自治体等からの申請に基づき計画の登録を行い、ハード・ソフトの両面から支援を行っています。本市においても令和２年３月に、球磨川・人吉地区かわまちづくりの計画が、かわまちづくりの支援制度に登録されたと記憶しております。

そこで、登録を受けた人吉地区かわまちづくり計画の内容と、令和２年３月に登録を受けたその年の７月に豪雨災害が発生しましたので、その後、この計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

令和２年３月に登録された球磨川・人吉地区かわまちづくり計画では、市の中心エリアに位置する球磨川下り発船場周辺から、青井神社の禊橋から球磨川に向けて南に進んだ堤防に赤い鳥居がございますが、その周辺までを計画エリアとし、堤防の修景や利用しやすい階段の設置、中川原公園周辺の階段工や河床等の整備、人吉城周辺の環境整備、また、カヌーの練習や川下りで利用されている水ノ手橋上流の河床の凹凸を整える河床整正などが計画に盛り込まれています。

令和２年３月のかわまちづくり計画登録を受け、計画の具体的な実現に向けて、同年７月20日に、第１回球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会を開催する予定としておりましたが、令和２年７月豪雨により開催は中止となりました。その後、協議会の開催に至っておりませんが、豪雨災害からの復興への取組も踏まえた球磨川・人吉地区かわまちづくり計画への変更登録を行うため、本年５月から、球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会の委員の方々を改めて訪問し、これからの協議会の進め方について説明を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　豪雨災害が発生して、かわまちづくりの取組が中断していたということで、残念ではありましたが、これから変更登録をするために動き始めたということですね。ただ、変更登録ということで、当初の計画からすると、まちの様子も川の様子も変わってきていますので、当初の計画から大きく見直すことになると思います。

そこで、先ほどの答弁の中で、災害からの復興への取組も踏まえた計画にするとありましたが、変更登録を進めるに当たっては、復興まちづくり計画と連携していくことが重要だと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

復興まちづくり計画では、復興の理念として、球磨川を活かしたまちづくりに取り組む必要があるとしておりまして、また、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画では、かわまちづくり支援制度を活用した河川の水辺整備などのハード整備、河川敷のイベントなどのソフト事業を一体的に取り組むと明記しております。

河川管理者である国土交通省八代河川国道事務所とも、復興まちづくり計画とかわまちづくり計画の連携が必要との認識を共有しておりまして、かわまちづくり計画の変更に当たっては、復興まちづくり計画も踏まえた上で、復興建設部や経済部などの関係部署との連携や地区別懇談会などでの要望など、様々な意見を取り入れて進めることが重要になってくると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　復興まちづくり計画と連携することが重要だということでありましたが、災害前のかわまちづくり計画では、最初の答弁でもありましたように、中心市街地の九日町や青井地区の部分での計画であって、ほかの被災した地域は計画に入っていません。ですので、私は、せっかく変更登録を目指すのであれば、中心市街地だけでなく上流域や下流域の被災した地域も含めた計画ができないかと考えております。

平成30年７月豪雨により被災した広島県倉敷市真備町では、昨年３月にかわまちづくり支援制度の登録を受けられています。その計画では、復興防災公園を整備し、そこを拠点として水辺のネットワークを形成するためのサイクリングルートを整備する案などが出されています。ちなみに、復興防災公園の設計は、建築家の隈研吾氏が担当されるそうです。ですので、本市においても、例えば、球磨川沿いの堤防道路をランニングする方や散歩する方を多く見かけるので、上流域から下流域までの堤防道路に、全部とはいいませんが、陸上競技場で使用されているゴムマットです、これはタータンというみたいですけれども、このタータンを敷いてランニングコースを整備するとか、復興まちづくり計画の中の下流域の重点地区の計画の中には、平常時には住民の利用できる場所に高台を整備すると記載されていますの

で、そういった場所に防災公園を整備し、平常時はコミュニティーの憩いの場に、災害時は住民が一時避難できる場所にするなど、まち全体を通したかわまちづくりを推進し、復興を加速させてはどうかと考えますが、市長のまち全体を通したかわまちづくりの考えについてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

計画エリアである青井地区と九日町がある中心市街地地区は、御存じのとおり、いずれも令和２年７月豪雨では甚大な被害があった地区になりますが、その上流、あるいは下流についても、同じく被害を受けた地区であり、豪雨災害からの復興という観点からも、まち全体を通したかわまちづくりという考え方は重要であると考えます。

今後の協議会において、現在の計画における計画エリアを広げていくことも含め、球磨川を活かしたまちづくりを推進し、復興まちづくりの推進にもつなげていけるよう、河川管理者である国土交通省八代河川国道事務所をはじめ、協議に参加される皆様から幅広い御意見を頂戴しながら、計画の登録変更等に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　エリアの拡大も含めて検討していただけるということでしたので、今後のかわまちづくりの計画策定に向けた取組に期待をしたいと思います。

これから、さらに復興のまちづくりが進められていきますが、復興の予算でできるもの、また、復興の予算ではできないものも出てくると思います。そういったときに、このかわまちづくりの支援制度を活用していただいて、住民の皆様が川と触れ合う機会を創出していただいて、災害の記憶を未来につなぐ復興のまちづくりを進めていただきたいと思います。

それでは、次に、学校部活動の地域移行について質問してまいります。

先ほど、松村議員の質問と重複する部分があります。ちょっと時間がありませんので、そのまま質問をしたいと思います。

令和元年４月から、熊本県教育委員会の方針により、小学校の運動部活動が社会体育へと移行しましたが、中学校の部活動においても、今まで学校内で完結していた部活動が、学校の外部へと移る大きな転換を迎えようとしております。松村議員の質問でもありましたが、６月６日に、スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議は、公立中学校の運動部活動を、令和５年度から令和７年度までの３年間を目標に、段階的に地域や民間クラブなどへ移行していく提言案を、スポーツ庁長官に提出されました。また、文化部活動においても、文化庁にて地域移行についての検討が行われており、７月を目途に提言をまとめているといわれています。

このような中学校部活動の地域移行の背景には、教員の長時間労働や少子化による廃部で子供の選択肢が減ることなどの課題があるそうです。

そこで、まずは、教員の長時間労働や少子化による影響についてお尋ねいたします。平成30年度にスポーツ庁から、中学校運動部活動に関するガイドラインが策定され、大会で勝つことのみを重視した長時間の厳しい練習を軽減すると同時に、教師の負担軽減を一体的に図るため、適切な休業日及び活動時間の基準が示されました。本市においても、国のガイドラインに則り部活動改革が進められていると思いますが、この取組の中で教員の働き方改革への成果はあったのか。

それと、もう１点、少子化の影響により、子供たちの選択肢が減っているといわれていますが、本市の中学校部活動の現状はどうなのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

議員の質問にありましたとおり、平成30年に国のガイドライン及び県の指針の改定を受けまして、本市におきましても、人吉市立中学校における運動部活動の指針について検討を重ね改定した指針を、同年８月に各中学校に通知しております。各学校ではこれを受け、部活動の見直しを図っていただいております。

改定された指針では、１週間の活動日は５日以内とし、平日１日以上、週末、これは土日ですが、１日以上の計２日以上を休養日とする。また、毎月第一日曜日は完全休養日とするとされており、それに則った活動が行われているところでございます。

この指針の改定により、働き方改革の成果といたしましては、各学校から報告された超過勤務者数報告の中で、一月で80時間以上の超過勤務となった教職員の数が、平成30年度は延べ300人を超えていたのに対しまして、令和元年度は250人を下回り、令和２年度及び令和３年度は150人を下回っていることが上げられます。

しかし、令和２年３月及び同年４月から５月は、新型コロナウイルス感染拡大による一斉休校、令和３年度中にもまん延防止等重点措置による部活動停止期間がありましたので、一概に指針の改定による成果とはいえない側面もございます。また、一月で80時間以上の超過勤務となった教職員の中で、超過勤務の主な理由としまして「部活動」と答えた割合は、依然として80％前後で推移しており、部活動が超過勤務の大きな要因になっているということは明らかでございます。

次に、中学校の部活動の現状についてお答えします。

設置されている部活動数については、ここ数年変動はございません。また、加入生徒数については、全体的に生徒数が減少している中で当然加入数も減少はしておりますが、全生徒数における加入率としては８割強で推移しており、こちらも大きな変化はございません。

しかし、部員不足から、他校との合同チームにより大会に参加している部活動が年々増加している状況がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、答弁であったような部活動を取り巻く状況が、本市だけでなく全国的に見られるということで、今回の部活動の地域移行につながっていると思いますが、既に、スポーツ庁は昨年度から、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、全国に拠点校を設け、実践・研究を行っています。

熊本県にも拠点校が設けられていると聞いていますが、その拠点校における実践の成果や課題についての把握は行っているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

熊本県内におきましては南関町と長洲町で事業が実施されておりますが、まだ、実践・研究の途上のため、他自治体で実施できるような具体的な成果までは示されておりません。課題の把握や関係者の理解が深まるなどの副次的な効果はあっているようでございます。

課題といたしましては、保護者・教員の意識改革、指導場所の問題、兼職兼業の問題、指導者の確保、受け皿となる環境構築、経費の問題、中体連組織や大会の在り方などが多岐にわたっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　休日の部活動の地域移行については、今、答弁でもありましたように、拠点校であるように様々に課題があるといわれております。ただ、メリットもあるといわれておりますので、こちらはしっかりと調査をしていただきたいと思います。

国は、令和５年度、来年度から、段階的に地域移行を進めていく考えなので、本市においても方針を決めて検討を進めていかなければならないと思います。

そこで、中学校における休日部活動の地域移行について、人吉市の方針をお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

スポーツ庁が設置しました運動部活動の地域移行に関する検討会議から、「少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて」という提言が、６月６日に出されております。

今後、国のガイドライン改定、熊本県教育委員会等の方針も示されてくるものと存じますが、まずは、令和５年度から段階的に実施される休日の運動部活動の地域移行に向けて、本市におきましても部活動に取り組む生徒たちが取り残されないように、生徒目線での改革を推進していくよう、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　令和２年９月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」という通知文を出しており、その中に、休日の部活動の地域移行についても

明記されています。ですので、少しは検討されているのかなと思っておりましたが、まだ検討もしていないというところですね。

これからは、スピード感を持って、市としての方針を決めていただきたいと思いますが、今、答弁の中であった、生徒目線での改革を推進していくということでありました。もちろん、生徒のことを第一に考えて、地域移行について検討していただきたいと思いますが、部活動の地域移行については、保護者の理解や合意形成が重要になってまいります。

また、ほかにも、平日は先生、休日は地域の指導者といったようになると、指導方針の違いがないようにとか、活動場所はどうするのかなどについて、受け皿となるスポーツ団体や指導者と学校の連携等も必要であります。

そこで、保護者の理解を得るための取組、また、スポーツ団体等と学校の連携について、どのように推進していくのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

運動部活動の地域移行につきましては、保護者の理解や合意形成が欠かせないことは、議員御指摘のとおりでございます。

運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の中において、費用負担や徴収の問題、指導者の質・量の確保、保険加入、事故が起こった場合の責任の所在、大会参加の引率、施設の確保や整備など、様々な課題があると認識しております。

同提言には、地域のスポーツ団体と学校との連携・協働の推進の中で改革を推進するため、複数の道筋があることや多様な方法もあると示されております。

いずれにしましても、運動部活動の地域移行に伴って中学生等のスポーツ機会を損失することがないよう、今後示される国ガイドライン、県の方針等に即して、本市の実情に合った解決策を、関係機関、そして学校・保護者一緒になって解決策を模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　私は、部活動を地域移行していく上で連携体制を構築することはとても重要だと思っています。

ちょっと小学校の社会体育の話になるのですが、今年、息子が４年生になりましたので、社会体育に参加し、私もサポーターに登録をさせていただいて一緒に活動をしておりますが、それぞれの連携が取れていないなと思うことが多くあります。例えば、学校の先生は、いつ、どこで社会体育があっているのか知らない。体育協会の方が出欠を取られますが、もちろんそこに学校の先生はいませんので、最初は誰がどの子かも分からないと。そして、お試し会に来た児童に対して、体育協会の方が「参加して楽しかったら、保護者の方に教育委員会に行くように伝えてください」と言われていたんですね。私はさすがに、いや、子供に教育委

員会と言っても分からないので、学校の先生でもいいんじゃないんですかと言ったんですけれども、そういった状況です。また、私はサポーターに登録していますが、こういった情報が体育協会に行っていないと。そして、やはり一番の課題は、保護者の方が社会体育がどのような活動をしているのかというのを余り理解されていないので、参加者が増えないといったように、参加している児童は本当に楽しく活動をしています。ですので、連携がうまく取れていれば、もっとすばらしい活動になるのではないかと感じています。

ですので、もう一度、社会体育の連携体制については見直していただきたいと思いますし、教育長、ぜひ、各学校の社会体育を見に行ってください。ちなみに、教育長が元校長先生でいらっしゃいました東間小学校は明日ですので、明日、お待ちしております。

今回は、中学校の部活動の質問でしたのでこれ以上は言いませんが、中学校の部活動の地域移行についてはこのようなことがないように、しっかりと連携が取れる体制づくりをしていただきたいと思います。そのためにも、まずは、教育委員会、学校、保護者、指導者等の協議する場、協議会等を設置して、早く推進体制を整え、中学校部活動の休日の地域移行に向けた議論を進めていただきたいと思います。

それでは、次に、食材高騰による学校給食の対応について質問いたします。

こちらの質問については、初日に豊永議員も同様の質問をされておりますので、重なる部分は割愛いたしますが、質問の流れ上、似通った質問もありますのでお許しをいただきたいと思います。

今年の４月に、学校給食に食材を納められている納入業者の方から相談がありました。その相談内容というのが、「今までもぎりぎりの金額で食材を納めてきたが、今回の物価高騰で、今の金額では大変厳しい。値上げをしたいが、給食費の値上げが決まらないと、自分たちも値上げができない。いつ、給食費の値上げについて議論されるのか」といった内容でありました。

それから、給食センターの所長や教育長ともお話をさせていただき、対応していただいたのですが、今回の物価の高騰は、保護者だけでなく、納入業者の方々にも大きな影響を与えています。学校給食の食材費は、皆様も御存じのとおり、給食費として保護者の皆様が負担しているわけですが、給食費については、消費税が５％から８％に変わった平成26年度に値上げを実施して以降、据え置きとなっています。

そこで質問ですが、給食費の値上げをした平成26年度以降の食材費の推移はどのようになっているのか、特に食材費が高騰し始めた令和３年度から４年度の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、平成26年度に消費税率が５％から８％へ上がった際に、消費税増税分の給食費の改定を行っております。

平成26年度以降の食材費につきましては、冷凍物資やパン、牛乳などの一部の食材が上昇して推移しておりまして、令和３年度から今年度にかけましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格の高騰を受けて、小麦、大豆製品、油等が高騰しており、それらを原材料にしている食材も値上がりしている状況でございます。特に精肉、豆腐や油揚げ製品は、平成26年度以降、令和３年度まで据え置きとなっておりましたが、納入業者と価格について協議を行い、一部の食材について値上げを了承しております。

各食材の昨年度からの値上がり率と購入実績から算入いたしまして、今年度は全体を通して平均で6.4％の値上げ率となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　食材費は平均して6.4％の値上げ率になっていますが、給食費は、先ほど述べたように平成26年度から変わっていません。

そこで、心配する点があるので確認させていただきますが、食材が高騰している中で、現行の給食費で学校給食費が賄えているのか。また、給食の量や栄養価は確保できているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

価格が上昇している食材によって給食費が不足することのないように、例えばモモ肉を価格の安い胸肉に変更するなど、安価な食材への変更や、デザートの回数を減らすなどしながら、栄養価を落とさず、献立を工夫して、現在、給食を提供しております。

しかしながら、現在の物価高騰がさらに続く場合は、これまでのような調整では安心・安全な給食の提供が困難になることも予想されると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今のままでは大変厳しい状況にあるということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することや、今後の給食費の検討について質問しようと考えていましたが、一般質問初日の豊永議員の質問の中で答弁があっておりますので、こちらは割愛したいと思います。

私は、今回の食材価格の高騰を受けて、学校給食費の公会計化を早急に検討するべきだと思っております。学校給食費を公会計にするメリットとして、給食費の徴集業務や督促などを行っていた教員の業務負担が軽減できるという点や、給食費の納付方法が多様化し、保護者の利便性の向上につながるといった点がメリットとしてよく言われますが、ほかにも、公会計化を実現すれば市の予算に組み込まれることになるので、年度途中に食材価格が高騰した場合においても、予算の範囲内であれば対応が可能となるため、より安定的に学校給食を実施できると言われております。今回は、臨時交付金を活用して食材高騰に対応をすると検

討されていますが、また、いつ、このような状況になるか分かりません。

安定的に学校給食が提供できるよう、学校給食費の公会計化を一日も早く目指すべきだと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国も、給食費の徴収管理に関するガイドラインを示しており、公会計を推進しております。これを受けて、全国的には公会計に移行している自治体も増えてきている状況です。ちなみに、県内では14市のうち４市が公会計を導入しているようです。

公会計化により、学校の教職員の業務負担軽減、徴集管理業務の効率化や透明性の向上が期待できる一方で、課題といたしましては、システム導入・改修費用や人員の確保が上げられます。財政健全化政策の中、いかにして財源と人員を確保するか、導入している他自治体を参考に、外部委託や納付方法の多様化なども含めたところで調査・研究を行い、関係部署による十分な協議を進めまして、公会計化に向けた準備に入りたいと考えております。

このことを含め、引き続き、安全・安心でおいしい給食の安定供給に向けて、市としましても努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　公会計化の準備に入るということでしたので、財源や人員の確保、大変だと思いますが、ぜひ、よろしくお願いいたします。

今回は、食材高騰における学校給食への対応について質問いたしましたが、食材高騰における影響は、学校給食だけじゃなくてこども園等の給食にも影響していると聞いております。ぜひ、こういった子育て施設等の話も聞いていただき、支援等が必要な場合には対策を検討していただくようお願いし、次の質問に入りたいと思います。

それでは、最後に、通学路の安全対策について質問いたします。

通学路において子供たちが巻き込まれる交通事故は、全国各地で後を絶ちません。私も小学生に息子がいますので、登下校中に交通事故に遭わないか毎日心配をしております。

昨年６月28日には、千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童５名が死傷するという痛ましい事故が発生しております。

この事故を受け、通学路におけるさらなる交通安全対策を講じるため、文部科学省、国土交通省及び警察庁の３省庁が連携し、通学路における合同点検等実施要領を作成し、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道、大型車の進入が多い箇所、ヒヤリ・ハット事例があった箇所、市町村への改善要請があった箇所などについての確認が必要であると示されました。

また、国土交通省では、通学路における交通安全対策に係る個別補助制度を新たに創設するなど、通学路の安全確保に向けた取組を積極的に推進しております。

本市においても、子供たちの登下校中に交通事故が発生しないよう、通学路の安全対策に

取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、毎年、通学路の安全点検を行っていると思いますが、どのように行っているのか。また、毎年行っている安全点検においては、今回作成された「通学路における合同点検等実施要領」に示されているような危険箇所の確認も行っているのか。そして、確認された危険箇所への対策の検討や実施はどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

本市では、平成27年度に人吉市通学路安全推進会議を設置し、年３回の会議を行っております。本会議は、学校教育課が事務局となり、人吉警察署交通課及び生活安全課、球磨地域振興局土木部維持管理調整課、人吉市地域コミュニティ課、道路河川課、保護者代表者、学校職員代表者で構成されており、各部署及び組織構成員が連携をして通学路の危険箇所の把握・点検及び注意喚起を促しているところでございます。

毎年、年度初めに、各学校から上げていただきました危険箇所を中心に、夏休み期間中にそれぞれの中学校区において、通学路安全推進会議の構成員、各学校の管理職、ＰＴＡ代表及び担当職員で点検を行い、共通理解を図っております。

その後、点検の結果を踏まえて、それぞれの改善策について検討を行い、県や市の道路管理者の協力を得て、道路の改良や路面標示等の整備に取り組んでいただいております。

なお、御質問にありました、昨年７月に国から示されました「通学路における合同点検等実施要領」で示された内容につきましても、夏休み期間中に行った合同点検において点検を行っております。

また、点検結果をもとに、危険箇所、対策担当者、対策時期等を一覧にまとめ、県教委を通じて文科省にも報告をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　対策の検討や実施はされていますが、その後の対応ですね。人吉市通学路交通安全プログラムでは、継続的に通学路を確保するため、関係機関による合同点検を定期的・継続的に実施するとともに、それぞれの管理者等が実施した対策についても、その効果を検証し、さらなる対策の改善・充実を図ると示されております。要は、ＰＤＣＡサイクルを繰り返しながら、通学路の安全性の向上に取り組んでいくということですが、対策を実施した後の効果の把握や、対策内容の改善等は行っているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、年３回の推進会議の開催並びに夏休み期間中に年１回の危険箇所の点検を実施しております。第１回推進会議、今年度は６月24日に開催予定でございますが、前年度までの対策状況及び各学校から上げていただいた危険箇所の確認をもとに、年間の計画を作成しております。

また、11月頃に開催する第２回推進会議におきましては、夏休み点検いたしましたその結果を踏まえながら、これまでの対策状況の確認及び今後の対策の検討を行っております。さらに、年度末に開催する第３回推進会議では、今年度の対策状況の確認を行うとともに、今年度の推進会議の取組を振り返り、次年度の計画案を立案しております。

なお、年度末には、市のホームページに、通学路における合同点検に基づく要対策箇所の対策実施状況一覧として、各中学校区の対策状況を掲載し、公表しているところでございます。

関係者連携のもと、このような活動を継続的に行うことで、対策実施後の効果の検証や改善にも取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　対策実施後の効果の検証や改善にも取り組んでいるということでしたが、本当に検証しているのかなと思う箇所もあります。今、答弁にあった、通学路における合同点検に基づく要対策箇所の対策実施状況一覧、これを私はホームページから引っ張ってきたんですが、この中に、市道東間蓑野線、これは私の家の前の道で大変恐縮なんですが、これは国道267号の抜け道にもなっています。

そこで、通学路の調査では、交通量が多く、車のスピードが速い。横断歩道線が薄くなっていると把握されております。そして、対策としては、横断歩道の塗り直し、そして、対策状況が令和元年に対策済となっていますが、横断歩道を塗り直しただけでは車のスピードは落ちていません。

先日、通学路の見守りをされている方からお話を聞いたのですが、子供たちの登校時間に、その塗り直した横断歩道のところに立っていたと、そしたら、スピードを出してくる車があって、その方が持っていた誘導棒に当たって、そのまま走り去ったということがあったそうです。ですので、対策を実施した場所においてはしっかりと効果の検証を行っていただいて、できれば、児童・生徒の登下校中に確認してもらうのがいいと思います。そして、改善ができていない場合は、さらなる対策を検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、先ほどから話をしている、通学路における合同点検に基づく要対策箇所の対策実施一覧ですが、これをずっと見ていくと、対策の主体ですね、警察とか熊本県とか学校とかいろいろあるんですけども、これの対策主体が人吉市になっているところの対策状況は、対策済の箇所もありますが、検討中というのが本当に多いんですよね。特に、歩道を確保するために道路の拡幅工事が必要な箇所等については、もう何年も検討中となっておりまして、なかなか安全対策が進んでいません。

予算の関係があるとは理解していますが、国においては、通学路の安全対策に補助金を創設するなど力を入れており、本市においても、第11次人吉市交通安全計画において、今まで

どちらかというと高齢者の交通安全対策に重きを置いていたものが、通学路における安全対策についても取り組んでいくとされています。ですので、もっと通学路の安全対策に力を入れていただきたいと考えますが、市長は通学路の安全対策についてどのように考えているのか、また、今後、通学路の安全対策についてはどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

第11次人吉市交通安全計画につきまして、通学路等の歩道整備等の推進を上げているところでございますが、議員御指摘のとおり、ハード対策等の進捗が追いついていない状況も見受けられるところでございます。

現在は、ハード対策以外でもソフト対策として、注意喚起看板や、地元住民のボランティアによる見守り活動、各小中学校の先生方による通学時の安全対策など、地域住民の皆様には御尽力をいただいているところでございます。改めて感謝を申し上げます。

今後、市としましても、大切な子供たちを守り育てるためにも、交通事故のない、人優先の安全で安心な歩行空間の整備を目指し、交通社会を取り巻く情勢はもとより、道路を取り巻く環境や、人吉市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検の結果をもとに安全対策を講じていく必要がございます。

今後も、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、市・警察・関係機関や団体等と緊密な連携を図り、国の補助制度等を活用しながら、ハード対策等にも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　これは、通学路の安全対策だけの話ではありませんが、担当課に要望箇所の進捗状況を確認しに行ったら、「財政が厳しいので、市単独の工事はちょっと難しいです」とか、「復旧事業が先で、もう少し待ってください」というふうに言われて、なかなか先に進まない状況であります。

財政が厳しいのも分かりますし、復旧事業を優先的にするというのも、本当分かります。ただ、じゃあ、いつになったらできるんですか、いつまで待てばできるんですか。市民の中には、「人吉市は事故が起こらんば対応してくれんもんね」と言われる方もいらっしゃいます。危険箇所を今いっぺんに整備をしてくださいというわけではありませんが、通学路においては整備計画もないと聞いておりますので、今後は、整備計画をつくって、いつまでに対応するというのを示していただきたいと思います。

市長は、国の補助制度などを活用しながらハード対策に取り組むと言われました。今よりも通学路の安全対策が前に進むことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第19　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、委員会付託を行います。

お諮りをします。議第38号から陳第13号までを一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託します。

○議会事務局長（北島清宏君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和４年６月第３回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第38号専決処分の承認を求めることについて、令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号）は、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）につきましては、３ページの［別記２］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、４ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第38号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	各委［別記１］
議第39号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
議第40号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第41号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第43号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各委［別記２］
議第44号	令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
議第45号	人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について	総文
議第46号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
陳第13号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書	厚生

［別記１］

議第38号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第４条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 ９款　消防費 13款　諸支出金 14款　予備費 第２条　繰越明許費の補正（11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費））
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費 第２条　繰越明許費の補正（３款　民生費）
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 第２条　繰越明許費の補正（７款　商工費、８款　土木費、９款　消防費及び11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）） 第３条　債務負担行為の補正

［別記２］

議第43号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第２条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（１項　総務管理費の一部）
		９款　消防費
		10款　教育費
		11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費）
		12款　公債費
		14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（１項　総務管理費の一部及び２項　徴税費）
		３款　民生費
		４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費（３項　公共土木施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費）

［提出陳情件名］

陳第13号　シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時30分　散会

令和４年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和４年６月28日　火曜日

１．議事日程第５号

令和４年６月28日　午前10時　開議

日程第１	議第38号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））	各委
日程第２	議第39号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
日程第３	議第40号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
日程第４	議第41号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
日程第５	議第45号	人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について	総文
日程第６	議第46号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第７	議第43号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各委
日程第８	議第44号	令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
日程第９	議第47号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第10	諮第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第11	諮第２号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第12	陳第13号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書	厚生
日程第13	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第14	復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第15	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第16	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第17	議員派遣について		
日程第18	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第48号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

発議第８号　人吉市議会基本条例の制定について

意見第９号　適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書

３．出席議員（17名）

１番	松村　太君
２番	徳川禎郁君
３番	池田芳隆君
４番	牛塚孝浩君
５番	西　洋子君
６番	宮原将志君
８番	高瀬堅一君
９番	宮﨑　保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
17番	大塚則男君
18番	西　信八郎君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	渕上麻美君

経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長（復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第１　議第38号

○議長（西　信八郎君）　まず、日程第１、議第38号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第１、議第38号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第４条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に6,859万9,000円を追加し、歳入予算の総額を290億9,858万1,000円とするものです。

今回の専決は、主に、地方消費税交付金、特別交付税などの交付額決定によるものや、国・県補助事業の事業費確定に伴う交付額決定、起債の最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　おはようございます。

日程第１、議第38号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の変更については、文教施設災害復旧費、過年発生単独社会教育施設災害復旧事業の繰越限度額を2,373万円へ変更するもので、年度内の完了を見込んでいた西瀬コミュニティセンター造成外構工事測量設計業務委託において、隣地地権者との協議・調整が必要となり、年度内の完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものです。

歳出予算の補正の主なものは、９款、１項消防費の４目水防費で、熊本県の球磨川水系防

災・減災ソフト対策等補助金の交付決定に伴い、財源の増減を補正したものや、５目災害対策費の消耗品費で、新型コロナの影響により、避難所用備蓄品購入において予定していた数量の調達が困難であったことや、備品購入費の事業費の確定に伴う減などです。

審査の過程において委員から、水防費の国県支出金から一般財源への組替えについて説明をとの質疑に、内水排除ポンプの設置工事分で繰越しすることになったが、この補助金が繰越しできないため、改めて新年度で補助金を申請することになったことによる減額であるとの答弁。

備品購入費ではどのような備品を購入したのかとの質疑には、公用の携帯電話13台、ＬＥＤの充電式のスタンドライト40台を購入しているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。

日程第１、議第38号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の追加は、３款民生費、２項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業の事務費6,000円と、子育て世帯への臨時特別給付金事業の事業費250万円は、令和４年３月31日までに生まれた子供が給付対象となることから、事業費の一部を繰り越すものです。

次に、繰越明許費補正の変更ですが、３款民生費、１項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の事務費を415万2,000円から770万4,000円へ変更、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の事業費を3,650万円から１億7,250万円へ変更するもので、事業完了までの国の補助事業のため、事業費を繰り越すものです。

歳出予算補正は、３款民生費、３項生活保護費、１目生活保護総務費、22節償還金、利子及び割引料16万6,000円の増額補正は、令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の精算金の確定に伴うものです。

審査の過程で委員から質疑があり、国庫支出金精算金の財源が、特定財源ではなく一般財源なのはなぜかに対し、過年度、令和２年度の精算金であるため、一般財源となっているとの答弁がありました。

４項災害救助費、１目災害救助費を、２億3,963万3,000円減額しています。これは、令和２年７月豪雨災害に係る災害救助費負担金の精算金の確定に伴うものです。

４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費、12節委託料を、11億9,906万6,000円減額して

おります。これは、令和３年12月に閉鎖しました災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料の減が主な理由です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第１、議第38号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第12号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正ですが、６款農林水産業費の補正の主なものは、２項林業費、２目林業振興費、７節報償費の増額補正で、人吉市鳥獣被害対策実施隊への捕獲報償費でございます。

次に、繰越明許費の補正の主なものは、まず、追加でございますが、７款商工費、１項商工費、まち・ひと・しごと総合交流館整備事業の68万9,000円は、まち・ひと・しごと総合交流館のレンタルキッチン用の備品について、製品の部品（原料）の入手が困難となっており、年度内の納品が難しいため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

審査の過程において委員から、レンタルキッチンの備品とは何かとの質疑に対し、真空包装機１台分である。半導体の入手が困難であったため、本年秋頃に納入予定であった。ただ、繰越しはしたものの納品が早まり、５月中には納品されたとの答弁があっております。

次に、変更の主なものでございますが、８款土木費の２件は、令和３年度内に一部工事が完了したことなどに伴う変更でございます。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費の３件は、事業費の確定によるもの、３項公共土木施設災害復旧費の３件は、前払金による令和３年度内支出の増などに伴う変更でございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、追加の、観光案内所賃借料は、ＪＲ人吉駅構内の観光案内所の賃貸契約につきまして、期間を令和３年度から令和６年度、限度額を119万9,000円に設定するものでございます。

審査の過程において委員から、観光案内所の状況についての質疑があり、執行部から、人吉温泉観光協会に委託しており、被災前は平日２名、休日３名体制であったが、現在は平日１名、休日２名体制となっている。なお、週に400件ほどの問合せがあっている状況であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、採決いたします。議第38号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第38号は、承認することに決しました。

日程第２　議第39号から日程第４　議第41号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第39号から日程第４、議第41号までを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第２、議第39号から、日程第４、議第41号までの３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第２、議第39号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）については、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月31日に公布されたため、条例改正が必要となり、専決処分を行ったものです。

固定資産税、土地の負担調整措置や個人住民税に係る住宅ローン控除の見直しなどの改正が行われております。

審査の過程で委員から、今回の固定資産税の負担調整措置の継続については、令和４年度限りの措置かとの質疑があり、令和４年度限りの措置であるとの答弁。

また、住宅ローン控除の見直しは、３年ごとに行われるのかに対し、何年ごととは決まっていない。国の税制調査会で審議され、その答申内容を受けて決定されるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第３、議第40号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）については、人吉市税条例等の一部を改正する条例の、固定資産税（土地）の負担調整措置の継続に準ずる改正で、主に規定の整備の改正です。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第４、議第41号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、国民健康保険税の課税限度額の見直しで、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、医療分に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護分の課税限

度額17万円を合わせた課税限度額を102万円に引き上げるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第39号から議第41号までの３件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第39号、議第40号、議第41号は、承認することに決しました。

日程第５　議第45号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第45号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第５、議第45号人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

人吉市庁舎等移転建設審議会条例を廃止する条例については、市長の諮問に応じて、新市庁舎の建設計画に伴う庁舎等の建設位置や庁舎等の規模及び機能に関することなどについて調査・審議し、答申を行う審議会に係る人吉市庁舎等移転建設審議会条例を、新市庁舎が完成し、供用開始したことから、同審議会の所期の目的は果たされたものとして、同条例を廃止するものです。

また、同条例の廃止に伴い、同審議会における日額報酬を規定していたものを削除する、人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正も併せて行っております。

審査の過程において委員から、条例制定されてから何回くらい審議会は開催されたのかとの質疑があり、第１回を開催したのが平成25年11月18日で、全体では20回開催したとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決します。議第45号について、委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第45号は、原案可決確定いたしました。

日程第６　議第46号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第６、議第46号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第６、議第46号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

この改正は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

傷病手当金の支給を始める日が「令和２年１月１日から令和４年６月30日までの間に属する場合に適用する」とされていたところを、「令和４年９月30日までの間に属する場合に適用する」と改正いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせ、期間を延長するものです。

執行部から、本市としては、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うことを考えているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決いたします。議第46号について、委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第46号は、原案可決確定しました。

日程第７　議第43号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第７、議第43号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第７、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第２条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に４億8,959万5,000円を追加し、歳入予算の総額を204億8,334万6,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、22款市債、公営住宅建設事業債１億9,320万円の増額補正で、災害公営住宅第２候補地の用地購入に対する起債の増のほか、国・県補助金の内示に伴うものなどです。

審査の過程において委員から、環境保全型農業直接支払交付金返還金、市営単独住宅家賃などについて質疑があっております。

委員会で追加要求した環境保全型農業直接支払交付金返還金について、執行部から資料の提供と説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第７、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費の増額補正の主なものは、肥薩線世界遺産推進関連施設費の増額で、一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868をはじめ、鉄道資源を核とした魅力向上の新たな施策の立案や、今後の方向性を見いだし、地域経済の好循環を生み出すための戦略策定を行う委託料です。

審査の過程において委員から、委託料は、どこにポイントを置いた施策なのかとの質疑に、事業名は、鉄道愛を結集した創造的復興拠点づくり事業。主要産業である観光産業における地域経済の基本的構造などを分析し、鉄道関連資源とほかの観光資源の相関関係などを数値で正確に理解し、分析結果を踏まえた上でワークショップを開催し、ＭＯＺＯＣＡステーションが経済循環の核として果たすべきミッションを定義し、今後、地域経済活性化に寄与していくためにどういうふうに進めていくかということなどの戦略を策定していくものであるとの答弁があっております。

９款、１項消防費の増額補正は、消防施設費の、令和２年７月豪雨で消防団第５分団第３部の詰所と車庫が倒壊し、再建のめどが立っていないため、東間校区公民館大塚分館敷地内

に積載車用の車庫を設置する備品購入費と、災害対策費の、令和２年７月豪雨災害を教訓に、再度の水害に備え、住まいの早期復興が図れるよう、市内全世帯を対象に、本年10月からの保険料改定を考慮し、水災保険の加入促進を目的として保険料の一部を助成する交付金です。なお、助成額は、水災保険を含む火災保険料額の５分の１（１万円を上限）、対象期間は令和４年10月１日から令和７年度末までとし、当期間内に１回の助成とするとの説明があっております。

委員から、積載車の車庫の設置について、もともとの車庫は土砂災害で倒壊したが、今回の場所は土砂災害の危険区域に入っていないのかとの質疑に、危険区域に入っているが、建築物ではないこと、前部長宅にいつまでも間借りさせていただくこともできないことから、緊急的に今回の場所に置くということになったとの答弁。

水災保険について、助成金対象となる条件等はあるのかとの質疑に、本市に住民票があり、住居を持っている方、市税等を滞納されていない方、保険料が上がる10月１日以降で、令和８年３月31日までに契約した方が対象であるとの答弁があっております。

10款教育費の増額補正の主なものは、１項教育総務費の、小中学校の児童・生徒の自宅へのパソコン持ち帰り開始に向けた保存用ケース及び充電アダプターの購入費用、２項小学校費の、東間小学校のトイレ等改修工事費で、日常的に車椅子を使用する児童などに配慮した多目的トイレやシャワー室の設置、バリアフリー改修を行うもの。５項保健体育費の、スポーツパレスの照明設備の省エネ化検討中に、小アリーナ等の天井が特定天井ではないかとの疑いが出てきたため、改修方法の検討を含めた耐震調査の業務委託を行うものなどです。なお、東間小学校については、現地視察を行っております。

委員から、小アリーナの診断にかかる日数は。調査期間中は小アリーナの使用はできないのかとの質疑に、天井裏の調査となり、２週間程度の予定。調査期間中は大アリーナの借用をしていただくよう考えているとの答弁があっております。

11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費の増額補正は、令和２年７月豪雨により被災した東西コミュニティセンターの災害復旧工事で、文部科学省の公立社会教育施設災害復旧費補助金を活用するものです。原形復旧が補助条件となっていますが、再度、災害のおそれもあることから、一部補助対象外として、空調設備の室外機かさ上げや、消火用ポンプへの浸水を防ぐため止水壁の設置などを行い、今次水害規模の浸水対策も実施するとの説明がありました。なお、東西コミュニティセンターについては、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第７、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費695万円の増額のうち、18節負担金、補助及び交付金の590万円の増額は、瓦屋町内会、北願成寺町内会、大畑町内会の備品購入に対するコミュニティ助成事業補助金です。

審査の過程で委員から質疑があり、コミュニティ助成事業補助金は、９町内が申請され、３町内が採択されているが、どういう町内会が採択されるのかに対し、市から県へ申請する際に、必要性、他の財源活用の可否、緊急性、５年以内の助成実績等により優先順位をつけているとの答弁。

また、採択されなかった町内会への説明は行ったのか。納得されたのかに対し、これまでから、採択までには複数年かかっており、納得いただいているとの答弁。

また、採択には複数年かかるということだが、町内会によって会長を長期間されるところ、短期間で交代されるところもあるので、丁寧な説明に努めてほしい。申請から何年も採択されない現状では困られる町内会もあると思うので、緊急度の高い申請については考慮し、優先順位のつけ方について、県と協議してほしいとの意見がありました。

４款衛生費、１項保健衛生費、３目保健センター費、13節使用料及び賃借料374万円の増額補正は、保健センター空調設備の不具合による空調機リースに係る経費です。

審査の過程において委員から質疑があり、使用料及び賃借料のエアコンリース料について、市が負担する経費なのか。保健センターの建物を借りているが、設備に係るものは貸主が負担するのではないかに対し、貸主に不安定な空調設備の修繕を依頼したが、高額となるため、抜本的な修繕に至っていない。このため、暑い時期の短期間、来庁者のために市がエアコンをリースして設置するものであるとの答弁がありました。なお、本件については、全会一致で原案どおりに決したものの、契約内容やこれまでの設備等の経費の負担について、さらに詳細な説明を受けるため、６月22日に厚生委員会協議会を開催しました。

委員から各種質疑が行われましたが、執行部の予算提案の在り方、設置工程等についてあいまいな説明が見られ、委員会として執行部に対し、今後はしっかりとした詳細な説明に努めていただきたい旨の注意喚起を行い、さらに、事業執行に当たっては、市民のために早急に完遂されることを申し上げました。

17節備品購入費670万6,000円の増額補正は、市民の健康保持・増進に向け、乳幼児歯科健診に加え、妊婦や災害時における避難者への歯科・口腔ケアを実施するための歯科専用チェアを購入するものです。

審査の過程において委員から質疑があり、歯科専用チェア等の設置については、年間の利

用者見込みと維持管理費についてはどのようになっているのかに対し、月1回、年間延べ500人の乳幼児歯科検診を実施している。また、集団検診の車健診を、毎年、保健センターで３回、３週間程度実施しており、その際に、この歯科専用チェアを利用して歯科検診を実施していきたい。今後、妊婦や高齢者の歯科検診も実施できればと考えている。人吉市歯科医師会とも協議しながら進めていきたい。維持管理は人吉市で行うとの答弁。

また、歯科検診事業を拡大するために、条例の制定等は考えているのかに対し、今後、検討していきたいと答弁がありました。

委員から、今後は、事業展開を明らかにし、必要な条例の制定等もまとめて説明をお願いしたいとの意見がありました。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金193万4,000円の増額は、生活用水確保のための水道施設整備に要する経費に対する人吉市飲料水供給施設等整備補助金です。

審査の過程において委員から質疑があり、人吉市飲料水供給施設等整備補助金について、事業費の妥当性についてはどのように確認しているのかに対し、現在の浅井戸では濁りと水量に問題が発生しているため、約70メートルの井戸を掘る予定としており、業者から提出されている見積書を、環境課には技術者がいないため水道局に依頼して、精査した上で、今回の予算計上を行っているとの答弁がありました。

また、対象事業費については、複数社の見積もりを取るなど明確化を図ってほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第７、議第43号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費を74万8,000円増額しております。18節負担金、補助及び交付金のうち、令和２年７月豪雨被害対策農業資金保証料助成費補助金は、令和２年７月豪雨による災害によって、経営が悪化した農業者の資金調達の円滑化を図るため、熊本県農業信用基金協会が災害被害対策農業資金に係る保証料を借入者から徴収せずに、債務の補償を実施する場合において、保証料に係る信用基金協会の減収分を、県が２分の１、市が２分の１補填するものでございます。被災以降、本事業の対象となる資金の利用者は初めてでございまして、対象者は１名との説明があっております。

22節償還金、利子及び割引料の66万2,000円の増額は、環境保全型農業直接支払交付金返還金で、国・県の指導により、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱及び同交付金実施要領の規定に基づき、交付金の返還を求めることとなったことによるものでございます。

審査の過程において委員から、返還金は、最終的に誰が負担するのかとの質疑に対し、それぞれの協議会にお願いするとの答弁。さらに、委員から、解散しているところに請求することは可能なのかとの質疑に対し、市の顧問弁護士にも相談したところであるが、個人が特定できる場合には個人へ請求可能とのことであるとの答弁があっております。

７款、１項商工費、２目商工業振興費を314万4,000円増額しております。12節委託料のうち、マイナポイント利用環境整備委託料の増額は、商店街等におけるマイキーＩＤ設定及びマイナポイント申込支援、利用店舗の募集及び、それらに関わる広報等を委託するもので、委託先として人吉商工会議所を予定しているとの説明があっております。

審査の過程において委員から、この事業は、キャッシュレスが使えるお店を増やすのが目的なのかとの質疑に対し、マイナンバーカードの普及が目的である。ポイントを付与することによって、キャッシュレス化も合わせて進めるものであるとの答弁があっております。

13節使用料及び賃借料のうち、会場借上料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業であり、熊本市において６月３日にオープンしました屋台村にあるＳＤＧｓ広場での物産展を開催するための会場使用料６回分でございます。

審査の過程において委員から、内容についての質疑があり、執行部から、物産協会に出店を呼び掛けていく。観光情報発信ブースの設置や、デジタルサイネージで観光情報を発信することなども含み、単に場所代だけということではないとの答弁があっております。

３目観光費を1,940万円増額し、補正後の額を9,427万6,000円としております。12節委託料の増額は、オンライン観光ツアー実証実験事業委託料で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における新たな観光の取組として、台湾等をターゲットとしたオンライン観光ツアーの実証実験を委託するものでございます。18節負担金、補助及び交付金のうち、人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）1,100万円は、12節委託料と同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業で、水害やコロナ禍の影響を受けている本市経済の活性化対策として実施する宿泊割引キャンペーンに対する補助金でございます。

審査の過程で委員から、予算を使い切ったら、あとはないのかとの質疑に、今回が第４弾で、5,000円の2,000人分である。現在の県民割が終わった後に、時期をずらしてやっていきたいと考えている。早めの準備のために今回提案させていただいているとの答弁があっております。

地域の稼げる看板商品創出事業補助金は、地域独自の観光資源を活用した看板商品の創出を目的とし、ひかりコンテンツ（ライトアップ）や夜のまち歩きなどを主軸とした事業に対

する人吉観光復興プロジェクト協議会への補助金でございます。

審査の過程で委員から、具体的な内容は、との質疑に対し、７月から実働予定。夜のまち歩きを推進し、滞在時間を延ばして、活気を取り戻すのが目的。ＨＡＳＳＥＮＢＡの２階を活用し、夜景を見ながら球磨焼酎を楽しむというようなイベントもある。また、写真を撮るツアーであるメモリアルフォトも組み合わせて、人吉球磨のロケーションを紹介していく事業も展開していきたいとの答弁があっております。

８款土木費、３項住宅費、２目住宅建設費、12節委託料の増額は、西間上第１仮設ほか５団地の測量業務委託でございます。

審査の過程において委員から、測量の内容はとの質疑に対し、６団地については県から譲渡を受けようと思っているが、現在、平面図がない状態である。最終的には開発行為等の申請等にも使うので、そのための状況を測量して、詳細な開発区域、開発面積を出さなければいけないということでの委託であるとの答弁があっております。

16節公有財産購入費の１億9,320万円の増額は、災害公営住宅第２候補地の用地取得費でございます。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、３目公園施設災害復旧費は、中川原公園災害復旧工事に先駆けて実施する立木伐採撤去に係るものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、採決いたします。議第43号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第43号は、原案可決確定いたしました。

日程第８　議第44号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第８、議第44号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第８、議第44号令和４年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ5,038万4,000円とするものでございます。

まず、歳入ですが、２款繰入金、１項、１目、１節一般会計繰入金を550万円増額し、補正後の額を4,750万円としております。

次に、歳出でございますが、１款工業用地造成事業費、１項工業用地造成事業費、１目人吉中核工業用地造事業費を550万円増額し、補正後の額を573万円としております。12節委託料550万円の増額補正は、中核工業用地測量業務委託料でございます。

審査の過程で委員から、地盤の強化について何か問題が出てきたときに、企業と市のどちらの責任になるのかとの質疑に対し、相手方に地質状況のデータを渡しており、納得いただいた上での進出であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異義なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第44号について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第44号は、原案可決確定しました。

日程第９　議第47号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第９、議第47号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第47号について、選任同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第47号は、選任同意することに決しました。

日程第10　諮第１号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、諮第１号を議題とします。

お諮りをします。諮第１号について、推薦に同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、諮第１号は、推薦に同意することに決しました。

日程第11　諮第２号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第11、諮第２号を議題とします。

お諮りをします。諮第２号について、推薦に同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、諮第２号は、推薦に同意することに決しました。

日程第12　陳第13号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第12、陳第13号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第12、陳第13号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和４年５月30日に、公益社団法人人吉市シルバー人材センター理事長、迫田浩二氏ほか連署者10名から提出されたものです。

陳情の内容としましては、令和５年10月に導入が予定されている消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、シルバー人材センター事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を内容とする意見書を国に提出するよう求めるものです。

審査の過程で委員から、シルバー人材センターの会員数等は、との質疑に、直近の数値ではないが会員数は350人、就業延べ人数２万1,222人であるとの答弁。

また、令和２年度の会員への支払済配分金は、に対し、8,394万3,548円で、このうち、対象消費税額は763万1,232円であるとの答弁。

シルバー人材センターでの材料費とはどのようなものかに対し、物をつくってほしいという依頼であれば木材や釘等の材料費や、剪定であれば、その処分費用であるとの答弁。

委員から意見として、発注者が消費税を払っていないのであれば分かるが、発注者の方は消費税込みで払っているのであるから、シルバー人材センターは消費税を払うべきだと思う。他の自治体も意見書を出されており、人吉市としてもぜひ意見書を提出すべきである。インボイス制度の問題点であると思うので、この意見書は出すべきだと思う。シルバー人材センターの経営の業態を再度精査されるよう、努めてもらいたい。納税の方法については思うところがあるが、シルバー人材センターの活動、シルバー人材センターの会員の方については応援していきたいと考えるので、この陳情については採択をしたい。シルバー人材センター

の存在意義は理解するところである。国の施策の問題点もある。国としてもよく考えていただきたいという内容の意見書をつくってもらいたいとの各種意見がありました。

慎重審査の結果、全会一致で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決します。陳第13号について、委員長の報告は採択であります。厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、陳第13号は、採択することに決しました。

日程第13　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第13、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和４年６月８日水曜日に、第11回となります本特別委員会を開催いたしました。審議事項は、今後の気象などについて、熊本地方気象台の内山久人次長、松尾一弘予報官においでいただき、説明を受けました。

内容は、「今年の梅雨の見通しや各種情報の改善等について」ということで、１、今年の梅雨の見通しでは、暖かい空気に覆われやすいので、向こう３か月の気温は平年並みか高い。向こう３か月の降水量は、ほぼ平年並みであるが、６月は平年並か多い。

２、線状降水帯の予報情報の提供についてでは、まず線状降水帯とは、次々と発生した積乱雲の列、数時間にわたって同じ場所を通過・停滞、線状に伸びる長さ数百キロメートル、幅数十キロメートルの強い降水を伴う雨域をいう。令和２年７月３日から４日の、熊本県を中心とした大雨は、大量の下層の水蒸気が流入し、風上側で次々と発生した積乱雲が組織化した線状降水帯によってもたらされたものである。令和４年６月１日から、顕著な大雨に関する気象情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合、気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等で呼びかけ、情報の充実を図るとのことでありました。

３番目に、地震情報の改善についてでは、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する津波警報について、長周期地震動に関する情報提供について、推計震度分布図の高度化につい

て、南海トラフ地震について、人吉盆地南縁断層の想定について、それぞれ説明がありました。

４番目に、警戒レベルと防災気象情報についてでは、段階的に発表される防災気象情報と対応する行動、早期注意情報、警報・注意報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、それにキキクル（危険度分布）の活用について説明がありました。

質疑応答では、洪水時の氾濫発生情報は気象庁のほうから出すのか、自治体の判断で出すのかとの質疑に対し、氾濫発生情報等は、指定河川洪水予報によって出される。気象台が出すものではなく、八代河川国道事務所と共同で発表するものである。気象台は雨の予報はできるが、河川の水位の予報はできないため、氾濫が発生した箇所があれば、河川事務所が発表するとの答弁があっております。

線状降水帯は、山に湿った空気がぶつかって多くの雨を降らせるといわれるが、線状降水帯で雨を降らせるというのは、何か傾向があるのかとの質疑に、地形が影響することもあるが、必ずしも山にぶつかって雨雲が発生しているわけではない。海のほうなどで地形に影響のないところで、何かのトリガーで雨雲を発生させている場合があるとの答弁があっております。

人吉盆地南縁断層での今後の地震発生率が１％以下ということだが、南海トラフ地震で震度５強の地震が発生した場合、南縁断層にも影響して地震が発生すると気象台は想定しているのかとの質疑に、南海トラフ地震はプレートの境界で発生するので、全く関係がないとは言えないため、はっきりした答えができないとの答弁もあっております。

台風について、今年の台風の発生予測とかあれば教えてほしいとの質疑に、雲の発生状況や気圧でも変わってくるので予測できないとの答弁があっております。

また、ひょう被害の予測はできるのかとの質疑に、雷、落雷、突風のようなひょうを生成するような状態の場合、気象情報を出している。熊本県にも、ひょうに関する気象情報というのは出しているとの答弁があっております。

そのほかにも、委員から多くの質疑が出され、それぞれに詳細な答弁をいただいております。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので質疑を終了します。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第14　復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第14、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第14、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

３月29日に第10回、５月16日に第11回、６月８日に第12回を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告させていただきます。

第10回復興のまちづくりに関する特別委員会の審議事項は、人吉市復興まちづくり計画（令和４年３月改訂版）（案）について、審議を行いました。今回の人吉市復興まちづくり計画の改訂については、関係する復興施策の進捗に応じた計画の改訂を行うもので、改訂の主なものとして、球磨川水系河川整備基本方針の見直しに伴う修正、中神地区、大柿地区における遊水地計画を踏まえた施策の進捗に伴う修正、被災市街地復興推進地域における都市基盤整備等の検討に伴う修正、その他関係する復興施策の進捗に応じた内容の見直し、文言修正などを行っているとの説明がありました。

次に、第11回復興のまちづくりに関する特別委員会では、中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針（案）についてと大柿地区における今後の住まいとコミュニティについての２件について、審議を行いました。

まず、中心市街地地区における道路や公園等の基盤整備の方針案や事業手法案等について説明があり、事業手法については、山田川の堤防強化と一体となった避難路・避難地の整備、それとともに、未接道の敷地とくぼ地の解消を実現するために、約1.2ヘクタールの区域に土地区画整理事業の区域を設定し、基盤整備を進めていきたいとの説明がありました。

委員から、新温泉付近のくぼ地の解消方法や都市計画道路の整備方針等についての質疑があり、くぼ地については、面的な整備により、かさ上げを行うことで解消したい。今後、設計を入れ、詳細を検討していきたいとの答弁があっております。

大柿地区における今後の住まいとコミュニティについては、遊水地範囲の案が国から提示されたことにより、本市の方針として、住まいは地区全体で安全な場所に移転、別の場所で新しい大柿集落を整備、が示されました。それに伴い、地区懇談会が開催されていますが、その懇談会の内容や今後のスケジュールについて説明があっております。

次に、第12回復興のまちづくりに関する特別委員会では、大柿地区における今後の住まいとコミュニティについて～第２回懇談会開催の御報告～と人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区・中心市街地地区の２件について、審議を行いました。

大柿地区における今後の住まいとコミュニティについては、前回の特別委員会以降に行った懇談会での住民の意見や、懇談会で紹介した防災集団移転促進事業などについて説明がありました。

委員から、国からの遊水地についての説明はとの質疑があり、今のところ、国のほうから説明会をする予定はないが、市として、国と定例的に話合いをしており、遊水地そのものに対する疑問というのが住民からあるというのは伝えている。国のスタンスとして、危ない地区という形で市が移転を求め、まず、そこで合意形成を図っていただきたいと提案を受けているとの答弁がありました。

その答弁を受け、数人の委員から、遊水地について、詳細な説明がないと先には進まない。国に詳細な説明を行ってもらうよう求める意見が出されました。

次に、青井地区、中心市街地地区の復興まちづくり計画の進捗について説明がありました。青井地区においては、青井復興まちづくり推進協議会の設置や用地先行買収について、中心市街地地区については、土地区画整理事業についての具体的なイメージや紺屋町の土地区画整理事業区域内の土地所有者の方々への意向調査の結果などについて説明があり、委員から、山田川の安全対策や青井地区における事業のスケジュールなどについて質疑がありました。

また、意見として、まちづくり推進協議会の委員には若い方や女性の方も多く入れていただきたいとの意見が出されました。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第15　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和４年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会２日目が、３月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、議案第３号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２、議案第７号令和４年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第３、議案第８号令和４年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの３件を一括して、執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告では、調査特別委員会解散の報告があり、全員異議なく了承されました。

次に、日程第５、委員会の閉会中の継続調査についてでは、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することで決定され、閉会しました。

次に、令和４年第２回人吉球磨広域行政組合臨時会が、５月30日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第１、議席の指定では、球磨村議会議員の任期満了に伴う改選により新たに選出された議員の議席が、田代利一議員の議席を24番、永椎樹一郎議員の議席を25番に指定されました。

日程第２、会議録署名議員の指名については、29番、皆越てる子議員、１番、松村太議員が指名されました。

日程第３、会期の決定については、本日１日限りとすることに決定しました。

日程第４、議会運営委員会委員の選出については、球磨村議会議員の改選により１名が欠員となっていたため、下球磨地区から選出がなされ、24番、田代利一議員が選出指名されました。

日程第５、議案第９号から日程第８、議案第12号まで、一括して執行部の提案理由の説明及び補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

日程第５、議案第９号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第６、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第７、議案第11号工事請負契約の締結について、日程第８、議案第12号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

最後に、日程第９、議員の派遣については、令和４年度議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定し、閉会しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分　休憩

午前11時21分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第16　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和４年５月第２回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和４年５月23日月曜日午前11時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第１、仮議席の指定を行い、日程第２、副議長の選挙について、球磨村議会議員の改選により、前副議長であった球磨村選出の犬童勝則議員の任期満了に伴い、構成市町村議会議員で構成する消防組合議会において副議長が空席となったため選挙が必要となったもので、指名推選により、山江村選出の立道徹議員が選出されました。

日程第３、議席の指定を行い、日程第４、会期の決定については、５月23日一日間と決定しました。

日程第５、会議録署名議員の指名があり、相良村選出の永田博人議員、人吉市選出の牛塚孝浩議員を指名しました。

日程第６、議案第１号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第４号））は、中央消防署の非常用発電機が老朽化により修繕が必要となったことから、早急に復旧させるため、修繕請負契約を締結。しかし、年度内の事業実施が困難であり、令和４年度までかかるため、繰越明許費を補正。なお、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分とするものです。

日程第７、議案第２号令和４年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,186万円とするものです。内容は、西分署庁舎建設工事に関するもので、当初予定していた基礎杭打ち工法からオールケーシング工法に変更する必要があることによる工事費の増額です。

日程第８、議案第３号熊本県市町村総合事務組合規約の一部改正については、地方自治法第286条第１項の規定により組織する関係団体の協議が必要とされ、さらに、同法第290条の規定により関係団体の議会の議決が必要となるものです。規約の変更理由については、令和４年４月１日から、小国町外一ヶ町公立病院組合から小国郷公立病院組合へと名称を変更したものです。

議案第１号から議案第３号まで、特に質疑、意見もなく、原案のとおり可決いたしました。

日程第９、報告第１号令和３年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和３年度西分署新庁舎設計業務に係る経費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、議会に報告するものです。また、議案第１号専決処分の承認を求めることについてで提案し、承認を得た本部中央消防署庁舎非常用発電機修繕に係る経費についても議会に報告するものです。

日程第10、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第17　議員派遣について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りをいたします。ただいまお手元に配付してありますように、松村太議員ほか15名を派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第18　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

（令和４年６月第３回人吉市議会定例会）

○予算委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

議第48号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第３号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第48号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、こんにちは。大変お疲れのところ、恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました予算案について御説明申し上げます。

議第48号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）は、熊本県のコロナ禍における原油価格や物価の高騰に対する生活支援事業として、低所得のひとり親世帯へ給付金を支給する事業について、追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ1,252万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ204億9,586万6,000円とするものです。

以上、提案しております予算案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇）　皆様、こんにちは。

それでは、私のほうから議第48号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書、１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。16款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金1,252万円の増額補正は、低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付事務費補助金及び同事業費補助金の増でございます。

次に、歳出でございます。７ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、３目母子父子福祉費1,252万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、熊本県の事業といたしまして、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により生活への影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、生活支援を目的とした国事業の給付金に上乗せし、現金給付を行う給付金でございます。低所得のひとり親世帯に対し、世帯当たり２万円、第

２子以降の児童に対し、１人当たり5,000円の給付金を支給するものでございます。３節職員手当等から12節委託料までは、給付金事業に係る事務的経費の増でございます。

以上で、議第48号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。本件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

それでは、採決します。議第48号について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第48号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに、日程の追加についてお諮りをいたします。

発議第８号人吉市議会基本条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　発議第８号

○議長（西　信八郎君）　それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　発議第８号人吉市議会基本条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第８号

人吉市議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第１項

の規定により提出します。

令和４年６月28日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

大　塚　則　男	本　村　令　斗
松　村　　太	徳　川　禎　郁
池　田　芳　隆	牛　塚　孝　浩
西　　洋　子	宮　原　将　志
高　瀬　堅　一	宮　﨑　　保
平　田　清　吉	井　上　光　浩
豊　永　貞　夫	福　屋　法　晴
田　中　　哲	犬　童　利　夫

発議第８号人吉市議会基本条例案は、人吉市議会が二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に応えるため、人吉市議会の志す基本理念及び基本方針を定め、議会の最高規範として条例を制定するものでございます。

以上、人吉市議会基本条例案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをします。発議第８号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第８号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、発議第８号は原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに、日程の追加についてお諮りをいたします。

意見第９号適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書案を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　意見第９号

○議長（西　信八郎君）　提出者の説明を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第９号

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高年齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和５年10月に、消費税において適格請求書等保存方式が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができないことから、センターは仕入額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減収することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要がある。

よって、国におかれては、適格請求書等保存方式導入にあたり、シルバー人材センターの会員への配分金について適用除外とする等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年６月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田　博之　様
参議院議長	山東　昭子　様
内閣総理大臣	岸田　文雄　様
総務大臣	金子　恭之　様
財務大臣	鈴木　俊一　様
厚生労働大臣	後藤　茂之　様
経済産業大臣	萩生田光一　様

意見第９号

適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、人吉市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和４年６月28日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議員

池　田　芳　隆	牛　塚　孝　浩
大　塚　則　男	宮　原　将　志
高　瀬　堅　一	徳　川　禎　郁
犬　童　利　夫	宮　﨑　　保
福　屋　法　晴	田　中　　哲
井　上　光　浩	西　　洋　子
豊　永　貞　夫	平　田　清　吉
松　村　　太	本　村　令　斗

以上でございます。

○議長（西　信八郎君）　これより質疑を行います。本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りをします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

意見第９号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、意見第９号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上をもちまして、令和４年６月第３回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　福　屋　法　晴

人吉市議会議員　　本　村　令　斗